白川静著作集

別巻　金文通釈３［下］

平凡社

金文通釋卷三［下］　目次

白鶴美術誌

第二八輯

白川靜

金文通釋 二八

饕餮文象鼻兕觥

財團法人
白鶴美術館發行

一六六、克盨

器名　善夫克簋窸齋　克簋小校

時代　夷王年代考　厲王大系・通考・厤朔・唐蘭

出土　「俗稱大克鼎與克簋克鐘、皆爲一時同出之器」窸齋克鼎條　「光緒一六年一八九〇、陝西扶風法門寺任村出土、大鼎一・小鼎七・盨二」貞松

收藏　「日照丁氏藏」周存　「The Buckingham Collection. The Art institute of Chicago」

歐米　周存に「此敦先歸湖州陸氏、壬子在適廬、三月」というものは僞器であろう。

著錄

器影　獲古・二八　歐米・一二二　大系・一二八　殷周・三八・B九〇　通考・三六六　通論・七五

銘文　窸齋・一五・一八　周存・三・二四(僞)三・一五三　大系・一一二　小校・九・四一　三代・一〇・四四・二

考釋　韡華・丁・七　大系・一二三　文錄・三・二〇　文選・下三・三　通考・三六一　通論・三九

器制　通論に「通蓋高一九・九糎、蓋器均飾瓦紋、蓋口及器口和足都飾以竊曲紋一道、蓋足飾夔紋、蓋足內飾兩頭獸紋、兩耳作獸首形」という。竊曲文は互字形に鈎連する變樣夔文である。近年著錄の師克盨蓋もまた同制で、蓋底に顧龍を組み合わせた文様があり、歐米

に収める蓋上の圖文と極めて似ている。

銘　文　器蓋二文、一〇行一〇七字。通考に「傳世同銘者二器」とあり、また文錄の克敦の條に「又有克簋、文與此同」とし、周存三・二四にその文を載せるが、郭氏の指摘するようにこれは仿刻である。通論には器蓋二銘とし、同文の㲃銘の記事を削っている。

克　盨

隹十又八年十又二月初吉庚寅、王才周康穆宮、王令尹氏友史趛、典善夫克田人

周康穆宮は寰盤にもみえる。大克鼎には穆廟の儀禮が記されており、曶鼎には穆王大室の名がある。康宮を中心として昭・穆の宮があり、康卲宮頌鼎・康穆宮のように康を冠していう例である。尹氏友史趛を郭・容二氏は一人の名する。大系にいう。

尹氏卽內史、言尹氏友史趛者、蓋趛已以史爲氏也、別有師趛鼎、……疑是同人之器

尹氏は敔㲃三・曶壺・大克鼎等にみえるが、尹氏友という官名は他に例なく、友は普通、官友・官

守友のように同僚關係をいう。友には他に𤔲從盨のように復友と二字連用して動詞とし、また侑の義に用いる例もあるが、この器銘では官守友と同じ語例とみて、官名と解すべきであろう。

典は倗生𣪘に「用典格伯田」とあり、字形やのちの用例からみて、權利關係について登錄する意とみられる。「典善夫克田人」とは、善夫克の田人に對する權利を調査登錄し、これに認證を與える意であろう。すなわちその權利に公的な承認が與えられ、それに對揚してこの器が作られたのである。對揚の語が極めて鄭重なものであることから推して、この典田人の行爲が重要な意味をもつものであることが知られる。

克拜𩒨首、敢對天子不顯魯休𩱦、用乍旅盨、隹用獻于師尹倗友婚遘

對揚を上下に離析する例は、虢叔旅鐘にみえる。盨に旅器が多いのは、祭器としての器の性質によるものであろう。師尹は詩の小雅節南山に「赫赫師尹」・「尹氏大師」の句がある。郭氏は師趛鼎第二巻一五〇頁の師趛と本器の「尹氏友史趛」とを同一人としているが、器の時期が異なる。祭器に「隹用獻于師尹倗友婚遘」という以上、師尹は克氏の先世とみるべきであろう。克の文祖は師華父、その家は師職を嗣襲するものであつたとみられる。倗友・婚遘は乖伯𣪘にもみえ、もと同族や親緣をいう語であつた。

克其用朝夕、享于皇且考、皇且考其數〻𥀁〻、降克多福、眉壽永令、畯臣天子、克其日易休無疆、克其萬年、子〻孫〻、永寶用

朝夕は夙夕と同じ。夙夜ともいう。數〻𥀁〻は祖靈の降臨するさまをいう語で、もと鐘銘の用語である。その他の末文の形式は梁其の諸器に似ているが、梁其諸器も克器と同じく法門寺任村の出土である。「克其」を三たび用いていることも、特殊な語法として注意される。

訓　讀

隹十又八年十又二月初吉庚寅、王、周の康穆宮に在り。王、尹氏友史趛に命じて、善夫克の田人を典せしむ。

克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對へて揚へ、用て旅盨を作る。隹用て師尹・倗友・婚遘に獻ず。克其れ、用て朝夕し、皇祖考に享せむ。皇祖考、其れ數〻𥀁〻として、克に多福を降し、眉壽永命にして、畯く天子に臣とならむことを。克其れ日に休を賜ふこと無疆ならむ。克其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

克氏の諸器は陳夢家氏以外は殆んどこれを厲王期に屬しているが、厲王期を三十七年說もしくは四十年說によつて曆譜を求めても克盨は適合せず、裘衞の二𣪘によつて構成される夷王の譜ならば、その十八年十二月にこの日辰を求めることができる。宣王期には勿論適合しない。器が夷厲以前に遡りえないものであることは明らかであるから、器の時期は殆んど夷王十八年と定めてよいものと思われる。克氏諸器のうち、編年の最も早いものであるから、この器を克氏諸器の首に列しておく。

一六七、大克鼎

器名　善夫克鼎愙齋　克鼎奇觚

時代　出土とともに克盨に同じ。

收藏　「潘文勤公藏器」愙齋　「上海博物院藏器、潘達于先生捐贈」上海

著錄

器影　大系・一六（拓影）　通考・六六　盂鼎克鼎・一九　二玄・三三二　上海・四七

銘文　奇觚・二・二八　愙齋・五・一　周存・二・二二　大系・一一〇　綴遺・四・二五　小校・三・三二　三代・四・四〇　書道・七六・七七　河出・二三七　二玄・三三一

考釋　逑林・七・一二　韡華・乙中・五六　大系・一二二　通考・二九六　文錄・一・一八　文選・上二・一五　麻朔・四・一九　積微居・六二・六三

王國維　克鼎銘考釋國學月報專號・二　觀堂古金文考釋　克鐘克鼎跋觀堂集林・一八

非厂　善夫克鼎北平晨報藝圃・民二〇・二

上海博物館　盂鼎・克鼎一九五九年

器制　上海にいう。「高九三・一糎、口徑七五・六糎、腹徑七四・九糎、腹深四三糎、重二一〇・一五瓩」。通考にいう。「傳世之鼎、以此爲至大、口飾竊曲紋一道、腹飾環帶紋、足飾饕餮紋」。高さは僅かに大盂鼎に及ばないが、重さは遙かに盂鼎を超えている。立耳大、三足太く、器制は甚だ重厚である。器腹の主文は公字形文様を含む波状文、口下の變樣夔文の部分と脚頭には稜を加えている。上海にまた「本器紋飾經去銹、發現有細雷紋底、中有範土、尚未剔清」、「紋飾雄健勁拔、造型威嚴深厚」、國家の瓌寶であると稱しているが、決して溢美の言ではない。

大克鼎

銘文　二八行二九〇字

克曰、穆〻朕文且師華父、悤䜭厥心、寍靜于猷、盄悊厥德、肆克龔保厥辟龔王、諫辥王家、叀于萬民、饟遠能𤞷、肆克□于皇天、頊于上下、得屯亡敃、易賚無疆、永念于厥孫辟天子

第一段の前半。克氏の祖である師華父がよくその辟たる龔王に事え、そのゆえに克氏は、その子孫

たる辟天子の顧念を受けることをいう。文首に自述の文を記している。師望鼎・虢叔旅鐘と同じ形式であるが、第二段に至つて改めて册命の文を勒している。

文首は師望鼎の「不顯皇考寛公、穆〻克盟厥心、悊厥德」と極めて近い。文祖を文字通り祖父とすれば、師華父は共王期の人であるから、共初より夷末まで百年を逾えよう。克盨に善夫克とあり、本器にもその職を善夫と稱しており、盨と同じく夷王期に屬してよい器であろう。

恖褰を孫釋に施讓と釋している。恖は本器に兩見し、また恖黄の恖にも用いる字であるから、玉藻にいう蔥衡の蔥に當るとみてよい。宗周鐘にも「倉〻恖〻」の語があるが、孫氏は字を「沱〻熙〻」の沱の異文にして施、褰は舊釋の襄をとり、施は善、襄は克讓の襄であるという。

詩彼何人斯、我心易也、釋文引韓詩、易作施云、善也、襄讀爲書允恭克讓之讓、言師華父之心、易善而抑讓也

施讓という連語は他に例なく、意味も十分明らかでない。奇觚は字を聽讓と釋し、特に讓の釋字について詳說している。舊説では咢・愕などの釋もあるが、字は說文「嚴、亂也」の嚴の籀文と字形極めて近く、讓と釋すべき字であろう。

王國維は恖を「近是」として認め、讓を未詳とし、容庚・楊樹達兩家も字釋を保留している。郭氏は奇觚によつて恖讓と釋し、沖讓と讀むべしとする。韡華には思恪、文錄には聽悟の訓を與えているが、襄は乂を字素とする字で、やはり說文籀文と字形の關聯があるとみられる。乂治の義をもつ字であり、洪範の「乂用明」を古語でいえば恖讓に當るのであろう。君奭の「惟德稱用乂厥辟」という文も參考されよう。

寍靜は寧靜。王國維は寍の字釋をなお決していないが、積微居に字を寧の異文とし、寍の于は寧の丂ともと同字であることを論じている。そしてその異同は、皿の上下の位置が異なるのみであるという。寧は金文においては明らかに心字形に從い、おそらく心血を捧げる儀禮から出ており、字はその別構であるらしく、靜と連文であるから、その義は近いとしなければならぬ。猷は小大猷の猷。小大政というに同じく、謀事に恭愼なることをいう。盄悊は淑哲。師望鼎に「悊厥德」、番生𣪘に「克誓厥德」とあるのも同じ意味である。

肄は上文を承ける語。中甗・縣改𣪘などに早くからみえている。龔は恭の初文。「厥辟龔王」の四字連讀。王釋に「厥辟」で句讀しているが、屬讀しがたい。大盂鼎「乃辟一人」・猷𣪘「朕辟天子猷伯」・釁圜器「事皇辟君」など、みな同じ語例である。龔王は共王。趞曹鼎二に生號としてその名がみえている。諫辪を孫釋に諫嬖とよみ、諸家は多くこれに從う。述林にいう。

周禮司諫鄭注、諫猶正也、諫辪猶言正治、齊侯鎛鐘云、用德諫罰朕庶民左右毋諱、義亦同此

諫、廣雅釋詁、促也、此當是諫、盂鼎、敏諫罰訟、亦同斯義

奇觚に諫を諫にして促の義であるとする。

辪については孫釋と同じく、說文「嬖、治也」の義とする。說文は下文に虞書「有能俾嬖」の文を引いている。辪は毛公鼎・晉姜鼎などにもみえる字である。字形は肉を懸繫し、大辛を以てこれを宰治する象。諫辪はまた保辪ともいう。器銘の下文に「保辪周邦」とあり、列國の器には保有とも

いう。王家には諫辟といい、邦家に保辪というのは、同じく辟治にしてもその對象が異なるからである。

この部分の文意について、積微居にいう。

于思泊云、肆故也、龔卽恭、下龔字讀共、言故能敬保其君共王也、郭沫若云、此句謂故能敬輔其君恭王、余謂保當訓信、諫字未詳、辪當讀艾、爾雅釋詁云、艾相也、肆克龔保厥辟恭王、諫辪王家者、文意謂、師華父旣有上述諸美、故能爲恭王所敬信、而諫相王家也

龔保を敬信と解し、かつ受動態とするものであるが、語法的に無理があり、「龔保・龔王」は下文の「諫辪・王家」と對文をなす。叀は惠。「惠于萬民」は王家を保辪する所以である。沇兒鐘「惠于明祀」、王孫遺者鐘「惠于政德」などの文例があつて、仁惠の意よりも廣義に用い、惠順の義である。䪢は柔、犾は邇。すなわち「柔遠能邇」で、詩書に習見する語である。語は番生𣪘にもみえる。䪢の字形について、述林に、「竊謂此當爲擾之異文、右形从夒省、左从卣者、卣擾古音同部也」という。字を反訓を以て解するものであろう。また王釋にいう。

擾與柔同、史記夏本紀引書皐陶謨、擾而毅、徐廣曰、擾一作柔、韓非子說難、龍之爲蟲、可柔狎而騎也、史記柔作擾、又說文夒字、詩小雅作猱、知擾柔可通用矣

これは擾・柔を音の通假と解するものであろう。積微居に二家の說を非とし、說文に「頭會匘葢」の匘と同聲通假としているが、䪢を本字とみない點では同じである。字の右旁は夏の形で、祭冠を著けて祝禱をなす者の象である。頌・顯などみなこの象に從い、祭儀を示す字である。左旁は由を席上におく象。番生𣪘では由を兩手を以て捧げる形に作る。すなわち由を捧げて死靈を慰撫し、その宿怨を祓う儀禮を示すもので、柔・安の義はそれから生じたのであろう。それは道・邊などの字が、やはり頭首を祀つて境界・道路を修祓するのと同じく、境界や邊裔の諸族に對する呪的な儀禮であつたと思われ、それよりして「䪢遠」の義となるのである。字はまさにその原義において用いられており、もとより假借ではない。

犾はまた䄅に作る。孫釋にいう。「執當讀爲暬、國語楚語韋注云、暬近也、暬邇同義」。また王釋にいう。「犾與䄅通、堯典、格于藝祖、今文作假于祖禰、知藝禰同用、立政之藝人表臣、藝人卽邇人、與表臣相對爲文」。立政の例は孫釋にも引かれているが、藝は褻と同系の字で、毛公鼎に「朕褻事」とある褻の義、これは殆んど形聲の字で、字の本義とはみえない。犾は木と土と犬とに從う。土主に神木を插し、犬牲を以て祀る意を示し、家や冢が犬牲を以て修祓するのと同じ。手械を示す執とは、字の系統を異にしている。おそらくその邑里居處の修祓を示す字よりして、近邇の意となつたものであろう。

肄以下は、上文を承けて神明の明驗あるをいう。克下の一字未詳。「□于皇天」と「頊于上下」と對文。上句を文錄に頵にして稽と釋するも、字形異なる。皇天の語は、毛公鼎に「用印卲皇天」、徐王義楚耑に「用享于皇天」とあるも、これと文例は必らずしも同じでなく、天に感應あるをいう。また頊もなお字形が明らかでないが、奇觚に頊と釋し、文選に風俗通「頊者信也」を引く。孫釋には周頌昊天有成命「單厥心」の單とし、韡華に「傳、厚也、此字當卽古文訓厚之專字、从玉、以德

喩玉也」というが、語例からいえば、者減鐘一「其登于上下」のように、德聲の升聞するをいう動詞とすべく、いま頊と釋して明顯の義としておく。

「得屯亡斁」は師望鼎・虢叔旅鐘等にみえ、金文の常語。下文の「易贅無疆」と對文とみるべく、郭氏が「渾敦无悶」の謂などと釋するのはいかにも奇僻である。

永念は下文の巠念と同じ。「厥孫辟天子」とは、上文の龔王に對して今王をいう。克の文祖師華父は先王の龔王に事えたが、その孫子たる今の辟天子の顧念を受ける意で、永念は被動形である。文錄に辟を輔と釋するも、積微居に「天子、爲厥孫辟之同位辭」とするのが正しい。

以上は克がその文祖師華父の遺德を述べた語で、主格は一貫して師華父であり、その餘澤が克の身に及ぶことを説いたものである。

天子明哲、顯孝于申、巠念厥聖保且師華父、勵克王服、出內王令、多易寶休、不顯天子、天子其萬年無疆、保辥周邦、畯尹四方

第一段の後半。師華父の子孫たる克が今王の眷寵を受け、天子に祝嘏の辭を獻ずるをいう。

王釋に「申讀爲神」という。大系にこれを破字の解釋にして妥當ならずとし、字のままに動詞に解すべきであるとしていう。

　孫王均破申爲神、案此句法、與詩出車、玁狁于襄、玁狁于夷、又崧高、四國于蕃、四方于宣同例、言于顯孝者表彰之、當以不破字爲是

申は本來神明の象である電光を示す字であるから、申は神の初文であり、王釋は破字して説くものではない。金文では神に申を用いる。上文に「天子明哲」とあり、先王に顯孝を致す所以として、先王が師華父を顧寵したまうた事實を述べるのであるから、郭說のように解しては文の統貫を失う。杜伯盨「其用享孝于皇申且考」の簡略な形式とみるべきであろう。

巠は經。巠念は上文の永念と同じ。聖保を王釋に「猶詩言神保、楚詞言靈保也」というが、神保・靈保は特定の靈の代位者・靈媒であって、この文義に當らない。班毁の聖孫、師訇毁の聖祖考と同じく、修飾の語である。わが聖祖を懷念して、克に顧寵を賜うをいう。勵を孫釋に龢とするも、金文には別に龢字がある。叔向父禹毁に「廣啓禹身、勵于永令」、また微䜌鼎に「用易康勵魯休」のような例があり、大系に前者を擢、後者を樂と訓し、本器については、番生毁「廣啓厥孫子于下、勵于大服」、師訇毁「盜勵雩政」と同じく踰と訓している。「勵克王服」とは「廣啓克身、勵于王服」というに等しい。文錄にはこれらの諸例をすべて龢と解しいう。

　龢本作勵、近人疑非和字、郭讀爲擢、然下文康龢純右、微䜌鼎康龢魯休、陶仲姞敦康龢字、皆與此同、豈得爲擢哉、又番生敦龢于大服、叔向敦龢于永命、字亦如此

すなわち孫釋を是とするものであるが、兩字は字形異なり、連語としても康勵・盜勵と龢逾・戮龢など、用例が同じでない。殊に龢には永命・大服に對して用いることがなく、やはり別字であろう。勵は字義が協に近く、たとえば書の舜典「協于帝、濬哲文明」・太甲「修厥身、允德協于下」・立政「用協于厥邑」など、みな「協于」の形式をとる。金文では協に當るかと思われる文字が秦公鐘・叔夷鐘・者減鐘一にみえ、字は三犬に從う。ときには龢と連言しており、その字が協の初文であ

ろうが、勱は書の協字と用法が近く、一應協と訓しておく。「出內王令」は師望鼎にもみえ、下文にも「出內朕令」の語がある。賓休は魯休・旅休と同義、他に用例の乏しい語である。

「丕顯天子」以下は第一段の全體を收束する。天子の語を重ねたのは語調を整えたもので、大雅江漢に「天子萬壽　明明天子　令聞不已　矢其文德　洽此四國」とあるのと通ずる。保辪・畯尹の兩句は對文。末句に至って疆・邦・方の三字押韻。詩句のような押韻の句を以て收めている。

以上第一段。克氏と王家と累代の關係を述べ、王室に祝頌の辭を獻じている。

王才宗周、旦、王各穆廟、卽立、䌛季右善夫克、入門、立中廷、北鄕、王乎尹氏、册令善夫克

第二段。册命の文。文首に年月日辰を略している。穆廟は宗周にある康穆宮のことであろう。克盨には「王在周康穆宮」という。大系に「穆廟、唐蘭謂、卽穆王之廟、余意、猶魯頌清廟言於穆清廟也」というが、宮廟の名は固有名詞に解すべきである。伊段には周康宮の穆大室で廷禮が行なわれており、本器の穆廟のことである。

䌛季は伊段にも右者としてみえる。綴遺に䌛を董と釋し、祝融己姓の一であるというが、字は䌛𩫏の䌛にして緟の初文。朱を緟染する象を示す字である。善夫は膳夫。克盨とその職が同じ。宰夫と同じく神薦を掌るものであつたが、のち王の左右輔弼の重臣となつた。尹氏は作册尹、㫚壺以下にみえる。

王若曰、克、昔余既令女、出內朕令、今余隹䌛𩫏乃令、易女叔市・參同𦯬悤

王若曰は尹氏傳命の語。昔と今と對文。䌛𩫏というとき、多くこの形式を用いる。王釋に「緟益也、京崇也」というも、𩫏は兩層の象。䌛𩫏で反覆累加の義となる。䌛𩫏は前命を確認する儀禮であるから、概ね新王の卽位、あるいは家臣嗣襲のときにそのことが行なわれる。前者の場合は新王が前王の任命を認證し、後者の場合には、現王が先臣の家職を嗣襲させることとなる。ただ稀には本器のように、さきの兩者のような事情なくして、同一王が同一家臣に䌛𩫏の儀禮を行なつている場合があり、特殊な例であるから、これを一王䌛𩫏の辭とよんでおく。本器のほか、師克盨や師兌段二には、「余既令女、……今余隹䌛𩫏乃令」という形式の册命がある。概ね前命に加えて追命がなされるものであるが、この器銘には何らの追命もなく、禮服を賜うほか、下文に甚だ多くの田土を賜うている。

叔市は師嫠段にみえる。叔は吳方彝の叔金の叔と字形同じ。奇觚に缺釋、孫釋に黼黻と釋するのは、精拓に據らなかつたからであろう。綴遺に詩の大雅韓奕「淑旂綏章」を引くが、市には赤・縕・朱・載など色名をつけていう例である。積微居に叔を朱の假借とし、

余疑叔當讀爲朱、朱與淑一聲之轉、朱字古韻屬侯部、叔字在覺部、音最近也

という。叔金は朱金ではなく、適解としがたい。玉藻に「韠、大夫素」とある素市のことである。詩の淑旂も、白地のままの繡文ある旂であろう。

參同𦯬悤は他器にみえず、難解な語である。述林にこれを詳論していう。

玉藻、禪爲絅、中絅者卽中衣之禪者也、參絅者、參卽縿之省、實當讀爲綃、檀弓、縿幕魯也、注、縿縑也、縿讀如綃、郊特牲按、玉藻文、君子狐靑裘、玄綃衣以裼之、注云、綃綺屬也、染之以玄、

於狐青裘宜也、參絅亦即以綃爲襌、中衣、與師酉毀中絅義同、蓋冡裘者、謂之裼衣、冡他衣者、謂之中衣、其實一也

同字又別見郈毀云、冋齊黄、覔彝・師奎父鼎云、冋黄、亦即玉藻所云狐裘黄衣以裼之者、文偶倒耳、中絅者見中衣之爲襌、言其無裏也、綃絅者見中衣之用綃、言其質也、絅黄者見韋弁服中衣之用黄、言其色也、三器各偏擧一耑、義並通矣

芇即籀文草字、士昏禮、主人爵弁服纁裳纁袘、蓋以涅染黑、則謂之緇、以草斗染黑、則謂之草、其色正同、故古書緇草亦或互稱、凡冕弁服皆用石染、不用草染、則爵弁服之袘、當以緇爲正、此云芇它、實則緇也、蓋冕服之裳、以黄爲袘、與爵弁服緇袘異、若釋爲蔥衡、則古無草蔥之佩、不能通於此鼎矣文節略

孫氏はさらに、天子九命の服や禮制の上から、善夫たる克がその禮服を用いうる所以を説いている が、金文中の禮制は禮書以前のものであるから、なるべく金文中の資料を以て文を解する方法をと るべきである。孫説によると、參同は綃の裼衣、芇悤は緇、すなわち參同芇悤とは玉藻にいう玄綃 衣に當ることになるが、册命の賜與として叔市と中衣とのみというのは、いかにも適當でないよう である。

王釋・文選は孫釋によるが、大系には玉飾とする解を出している。いう。

言市多與黄相將、則參同芇蔥、殆亦言佩玉、疑參指雙璜、芇指衝牙、衝牙在中、故謂之芇、雙璜在側、如驂馬然、故謂之參、冋蔥言玉之色

綴遺には、上二字を褧衣、下二字を悤珩とし、孫・郭の兩説を合せた解となつている。

冋即絅、彝器習見、按禮記玉藻、襌爲絅、注、絅謂有衣裳而無裏、詩、衣錦褧衣、又作褧、箋云、褧襌也、是絅褧爲通用字、冋爲古文、……前段以悤爲聰、此悤爲蔥珩、詩六月、有瑲蔥珩、毛傳曰、蔥蒼也、三命蔥珩

綴遺は參の字義を説いていないが、おそらく孫釋と同じく綃・縑の意とするものであろう。

諸器の賜與のうち、大盂鼎・麥尊に冂衣・市・舄があり、一類をなし、趩鼎・趞曹鼎一以下には市・黄（亢）・旂、趩觶・師奎父鼎以下には衣・市・黄・旂が組合されている。品目の次序も殆んどこの順である。本器では「叔市・參冋芇悤」の順であるから、參冋以下は衣服ではない。尤も師奎父鼎のように市・黄・衣の次序のものもあるが、そのときは衣を最下に列している。これによつていえば、參冋を冂衣とし、衣服とする解はとりがたいようである。

本器と似た賜與に、鄘毀の「赤市・冋㚇黄」がある。㚇は妻に從う字であるが、妻は參と女より成り、參の字形を含んでいる。參は簪の象形字であり、簪飾をいう。これを以ていえば參冋とは鄘毀の冋㚇黄の省であり、冋㚇を參冋といつたのであろう。すなわち他器の冋黄と稱するものと同様の玉飾である。これを絅衣の絅と解したために、混亂を生じたのである。郭氏は新版大系において參冋玉飾説を棄てて、補記していう。

今案、參假爲襂、即今衫字、襂冋者絅色之中衣也、中衣之下更有衷衣、芇假爲衷、芇悤者、蔥色之衷衣也

すなわち孫氏の説に戻つたものであるが、襯衣を賜與することなど銘文に證なく、男女のことに類する。郭氏の改説は、夏を棄てて越にゆくものというべきであろう。葬蒠という語も色目を後にいうこととなつて、語を成さない。葬悤の葬は釋字としては中の字形に從つて記すほかないが、字は師酉毀の中㬎と同じく、◯を貫いた象である。玄衣黹屯の屯は、師奎父鼎・頌鼎のようにその上に中字形を伴なうことがあり、その形はあたかも⚭市の⚭に近い。黹屯とは緣飾の義であるから、この◯形は黼黻の象を示すものとみられ、これを參同に付するのは玉に璣組綬纓を加える意であろう。師酉毀の中㬎の㬎字が絲に從うのはそのためである。すなわち參同葬悤とは、同釁黃に中㬎を合せたもので、師酉毀に朱黃・中㬎というに近い。師酉毀では「赤市・朱黃・中㬎・攸勒」の賜與であるが、本器では「叔市・參同葬悤」を賜うたのである。悤は總、飾絲をいう。洛陽金村出土の編玉などは、その遺制を示すものであろう。

易女田于埜、易女田于渒、易女丼家㝅田于䣄、以厥臣妾、易女田于康、易女田于匽、易女田于陣原、易女田于寒山、易女史小臣霝龠鼓鐘、易女丼退㝅人、䵼易女丼人奔于量、敬夙夜、用事、勿灋朕令

冊命の賜與とは別に、多くの土田人民を賜うている。一事ごとに「易女」という形式をとつているのは、あるいは移籍手續の必要などがあつてのことであろうか。初期金文のように「田若干田」という表現をとつていないのは、この文にいう田がそのような小區劃のものでなく、某地の田という相當規模のものであつたからであろう。その臣妾を併せて下賜している例からも、そのことが察せられる。

埜は野の初文ともされる字である。地名につけていうことが多く、詩小雅小明の艽野、殷周の際の牧野などがそれである。大雅公劉に「京師之野」、魯頌駉に「坰之野」があり、器銘の埜も特定の野をいうこと勿論である。克鐘によると、克は涇東の京師の地を遹正しており、その地はあるいはいわゆる「京師之野」であるかも知れない。

渒は未詳。「丼家㝅田」は下文の「丼退㝅人」と語例同じ。㝅は動詞であるらしい。說文にその字をみないが、綴遺に字を累と解していう。

井家井人、被刑者之謂、㝅从勹从累、是縲之古文、與匍匐字同意、以曾經縲紲、故錫之爲臣妾

丼を受刑の義とするのであるが、刑家・縲人の語はかりに通ずるとしても、縲田という語はありえない。㝅はおそらく繫縛の字であろうが、繫屬の關係を示すものであろう。大系に㝅を地名とするが、䣄が地名である。丼氏のもつ經營地の中から、䣄の田土を分賜するとともに、その臣妾をも併せて賜うている。臣妾の屬は康宮など宮廟に所屬するものや、後の莊園などに當る特定經營地には、田土に應じて配置されており、初期金文では田と人とを併せて賜う例が多い。この器銘では賜田七所のうち、この田だけが臣妾とともに賜與されている。田土と勞働力の分離という現象が、當時すでにあらわれていたのであろう。

康は上に屋形がある。康・匽ともに地名。所在未詳。匽は召侯關係の器に多くみえ、その本貫の地名であるが、召氏所領中にその名が分布している。岐陽にも召氏の地があつたと傳えられているから、あるいはその地であろう。克氏は岐山を本貫とする豪族であつた。地はみな陜中にあり、特に

陣原は文獻にもみえている地名である。

陣原は溥原であろう。奇觚に「陣原、亦地名、字書無、陣原疑卽溥原」として詩の溥原であろうという。王國維も克氏と溥原との關係を論じていう。

諸地名無攷、案此鼎出于寶雞縣之渭水南岸、而克鐘有遹涇東至于京師之語、是克之封地、跨涇渭二水、與公劉所居之豳地略同、則陣原殆卽詩之溥原矣

郭氏もその說に贊しているが、しかし克鐘の京師を詩公劉の京師とみず、晉の京陵と解しているのであるから、この陣原を詩の溥原とする解との間に矛盾を生ずる。本器の陣原は詩の溥原、克鐘の京師も詩の京師で、いずれも渭北の地である。王釋に克氏諸器を寶雞の出土とするのは傳聞の誤で、器は貞松にいうように岐山扶風法門寺任村の出土に係る。岐山の大族であった克氏が涇東の遹正を命ぜられているのはその地望に合するが、涇渭二水の間を領有したのでなく、遹正は査察行爲である。ただ公劉の溥原はその地が岐山に近く、そのためその地の田を分賜されたのであった。寒山を王釋に寒火と釋するも字形は山と釋すべく、また岐陽より遠からぬ地であろう。

史小臣以下は臣僕の賜與をいう。史小臣は祭祀儀禮に從うもので巫祝に近く、祭祀關係の下層の者は賜與の對象とされていたのであろう。靈龠・鼓鐘は樂官の屬であるが、當時部曲的な存在であったらしく、これも分賜されている。師嫠𣪕によると、「嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘」とあって冊命を受けるほどの官職であるが、樂官にも高下の差等があつて、そのうちの高位者は廷禮に列し、下層の者は賜與の對象となつたものと思われる。

「井退鬳人」の上三字を郭氏は「均國族名」としているが、上文の「井家鬳田」と對照して考えると鬳は動詞とすべく、井退の管理下にある人僕の意であろう。韡華に井を井田制の井田と解し、當時井田法の行なわれた證としているが、字は井に作り邢の初文である。

𩰫は金文に𩰫嗣と連用される。盠方彝にみえ、併司の義。舊說にこの語を人𩰫とつづけてよみ、徒隸あるいは奴籍と解し、奴隸制說の一證ともされていたものである。述林に

以形聲求之、似當爲姘字、……姘說文訓除、爲其本義、金文盞藉爲爾雅釋詁拼抨使也之拼、亦卽書洛誥伻來之伻、此人姘、謂役使之人徒也、師訇𣪕云、姘嗣我西隔東隔、言使治東西二隔也、微䜌鼎云、姘嗣九服、言使治九服也

人姘と伻使の二義ありとするものであるが、郭氏はこの人姘をさらに人籍と釋し、「𩰫字在此說爲耤、亦可通、盞用爲奴籍之籍」と述べ、文錄・文選等もみなその句讀と同じ。郭氏の奴籍說は一時學者の視聽を集め、奴隸制說の有力な根據とされたものであるが、郭氏は近年の盠器銘考釋に至つて自說を棄て、字を攝にして兼官兼職の義であるとしている。郭氏には自說の改易が多いが、結論を豫定した解釋が多いためであろう。字は女子が井上に缾を執る象で併の聲義を以て釋すべく、𩰫嗣・𩰫官嗣・𩰫命・𩰫賜・𩰫疋など、みな併を以て釋すべき例である。この文においても𩰫は下屬、𩰫賜とつづくべき文である。上文に井退の鬳人を賜い、併せて井人の㚇に奔れるものを賜うたのである。奔人を韡華に「奔走之人」とするも、出奔者の義であろう。いわゆる逋播の臣である。逃亡者は不自由人として扱われ、賜與の對象とされた。「敬夙夜」以下は、冊命の收束に用いる常用の

語である。

人僕の下賜において、史小臣・靈龠・鼓鐘など、祝史・樂工の徒が賜與されているのは、この種の部曲的な徒隷が存在したことを示す資料として注意される。また人僕のうち、他家に繫屬してその管理下にあるものや、出弃によつて、族人・里人としての權利を剝奪された不自由人のあることも注意すべきである。夷厲の際に、周の社會內部に、氏族制的遺制の崩壞しつつあつた事實を示すものがあるようである。

克拜頴首、敢對䫸天子不顯魯休、用乍朕文且師華父寶䵼彝、克其萬年無疆、子〻孫〻、永寶用

この器では文祖は師華父とよばれており、小克鼎では皇祖を釐季と稱している。郭氏は、師華父の字は釐季にして、一人であるとみているが、確かめがたい。祖は父祖の祖に限らず、祖以上の先世をよぶにも用いる語である。師華父は龔王につかえた人で、本器を夷王期とすれば、懿孝の二代を超える。尤も共・懿・孝で二世代であるから、世代的には夷王期を合せて三世代である。新著錄の師克盨によれば、克氏は文武受命以來の舊族であり、古くから岐陽の大族であつたのであろう。以上、第二段。册命賜與のことをいう。第一段は、この册命賜與の背景として、文祖師華父の遺德を述べたものである。

訓讀

克曰く、穆〻たる朕が文祖師華父、厥の心を聰讓にし、猷に宇靜にして、厥の德を淑哲にす。肆に克く厥の辟龔王を龔保し、王家を諫辪せり。萬民に惠にして、遠きを柔らげ、邇きを能んず。肆に克く皇天に□せられ、上下に頊はれ、純を得て泯むこと亡く、釐を賜ふこと無疆にして、永く厥の孫の辟たる天子に念はる。

天子明哲にして、神に顯孝し、厥の聖保なる祖師華父を經念し、克を王服に勵はしめ、王命を出納せしめ、多く寶休を賜ふ。丕顯なる天子、天子其れ萬年無疆にして、周邦を保辪し、畯く四方を尹めたまはむことを。以上第一段

王、宗周に在り。旦に王、穆廟に格り、位に卽く。䪻季、善夫克を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。王、尹氏を呼びて、善夫克に册命せしむ。

王、若く曰く、克よ。昔、余旣に汝に命じて朕が命を出納せしむ。今、余隹乃の命を䪻𩫏す。女に叔市・參同茀悤を賜ふ。

女に田を埜に賜ふ。女に田を渒に賜ふ。女に丼家の匔する田を㽙に賜ふ。厥の臣妾と以にす。女に田を康に賜ふ。女に田を匽に賜ふ。女に田を陴原に賜ふ。女に田を寒山に賜ふ。女に史小臣・靈龠・鼓鐘を賜ふ。女に丼退の匔する人を賜ふ。併せて女に丼人の𡚬に奔れるを賜ふ。夙夜を敬しみて、用て事へ、朕が命を廢すること勿れと。

克、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が文祖師華父の寶䵼彝を作る。克、其れ萬年無疆、子〻孫〻、永く寶用せよ。以上第二段

参考

銘文二九〇字。毛公鼎とともに後期銘文の最も代表的なものである。積微居にいう。

鐘鼎銘辭、以文體別之、可分爲二事、一曰純乎記事者、二曰純乎記言者、其記事之中有言、則言統於事、以事論、不以言論也、記言之中亦有事、則事統於言、亦以言論、不以事論也、至於作器之敍述、凡器皆具、亦不以事論也、記事一宗、不必論矣、其純記言者、又可析爲二、一記君上之言、如毛公鼎・伯晨鼎之記王言、不嬰𣪘記伯氏之言、師𪒠𣪘記伯龢父之言、是也、又其一爲記作器者之言、如虢叔旅鐘・井仁安鐘・成鼎・叔向父𣪘諸器、記虢叔旅・井仁安・成・叔向父之言、是也、此諸器皆以某某曰發端、其爲記言甚明、亦有不以某某曰發端、而實與諸器同爲作器人之言者、如番生𣪘是也

此克鼎銘文分二節、首節以克曰發端、與虢叔旅鐘諸器同、次節則記王命克之事、二節並列、一言一事、在金文中爲罕見之例矣、至次節亦記王言、此余所謂言統於事者、不以言論也

銘辭の體例を論じて、要領をえたものといえよう。銘文の前段十四行は縱横の陽線を以て匡郭を施しているが、後段には匡郭がない。字は何れも排次整齊、筆勢圓潤にして雅致に富み、篆體の上乘というべきものである。文辭また典重、前段の記言體には三字句・四字句を對偶して文を成すところ多く、綴遺に「周代駢儷文也」と稱している。前段の末文は有韻、詩に近い表現の様式である。また後段には賜與を層々列擧し、文に體格あり、文選に「高騫奧美、詩書之華」と稱している。大鼎の偉容にふさわしい堂々たる銘辭で、當時の文辭をみるに足るものである。特にその後段の記事については、上海に「周王賜以命服、大量的土地和臣妾、史小臣和霝龠鼓鐘、掌職音樂的官吏等、是研究西周歴史很重要的資料」というように、當時の社會と文化の問題について、重要な資料を提供している。

器は出土以來、諸家の注目するところであったらしく、周存附説に

據潘文勤年譜、光緒二十五年得此、曾屬李仲約侍郎輩及門下士、皆爲釋文、春在堂攷爲邾儀父、余定爲郭克、郭卽虢仲之後、亦姬姓也

と、當時競うて考釋が試みられたことを記している。また

按三代古鼎、無大於此及盂鼎者、乃皆爲文勤所得、今與齊鎛、峙立吳中、同爲東南大寶云

とも稱しているが、二大鼎はその後も潘氏の家に寶藏され、近年潘達于の義捐によって上海博物院の收藏に歸した。

同じく善夫克と稱するものに小克鼎があり、廿三年の紀年がある。本器との前後は知りがたいが、成周八𠂤の遹正を命ぜられており、克氏の勢力が陝北に確立された當時のものと解しうるから、本器を一應小克鼎の前に列しておく。小克鼎諸器は大小の差はあるが、本器と殆んど同じ器制である。

一六八、小克鼎

器名　善夫克鼎窓齋　克鼎陶齋

時代　出土とともに克盨に同じ。

收藏　一、「夢庵日本太田氏藏」三代表　「藤井有隣館藏」有隣・日本　二、「移林館藏」移林　三、「寶華庵端方・鄭庵潘祖蔭・大興馮氏藏」三代表　四、「寶華庵・鄭庵・日本黑川氏藏」三代表　「黑川古文化硏究所藏」書道　五、「寶華庵・鄭庵藏」三代表　六、「寶華庵・鄭庵藏」三代表　七、「窓齋自藏」窓齋　「上海博物館藏器」上海

著錄

器影　一、有隣・天・二　日本・三一七　二玄・三一七　二、移林・七　大系・二五八　三、陶齋一・三八　大系・一九　四、陶齋・續上・二五　大系・二〇　五、陶齋・一・三六　大系・一八　六、陶齋・一・三四　大系・一七　通考・六七　七、盂鼎・克鼎三五　上海・四八

銘文　一、貞松・三・三四　周存・二・一六・二　大系・一一三　小校・三・三六　三代・四・三〇・一　二玄・三一六　二、周存・二・一七・一　大系・一一三　移林・七　小校・三・三九　三代・四・二九・二　三、陶齋・一・三八　周存・二・一四・二　大系・一一四　小校・三・三五　三代・四・二八・一　四、陶齋・續上・二五　周存・二・一四・一　大系・一一四　小校・三・三五　三代・四・二八・二　書道・七八　五、陶齋・一・三六　周存・二・一五・一　大系・一一五　綴遺・四・三二　小校・三・四〇　三代・四・三一・一　六、陶齋・一・三四　周存・二・一五・二　大系・一一五　綴遺・四・三三　小校・三・四〇　三代・四・三〇・二　七、窓齋・五・五　周存・二・一七・二　大系・又一一五　小校・三・三八　三代・四・二九・一

銘文は一は八行、各行隹在令年宗魯眉年、二は八行、隹在令克彝休永克、三は八行、隹在令年寶辟眉無、四は匡郭あり八行、隹在于年宗魯眉年、五は匡郭あり九行、六は九行にして匡郭なく、七は八行、隹在令年宗休眉無をそれぞれ行首におく。各器みな字の配次が異なり、また匡郭の有無があるのは、あるいは器の識別上の用意から出たものであろうか。同銘器數の多い頌𣪕の場合には、そういう關係を認めることはできない。

考釋　韡華・乙中・五七　大系・一二三　文錄・一・二〇　文選・上二・一七　麻朔・四・二七　通考・二九七　積微居・六三

克鐘克鼎跋王國維、觀堂集林一八　盂鼎・克鼎上海博物院

器制　三・四・五を除きみな影片があり、他も圖様を殘している。器に大小あるも、器制は殆んど同じ。第一器は通高三五・二糎、第二器約二三・三糎、第三器約二三糎、第四器約三四・二糎、第五器約二二・五糎、第六器約二一・七糎、第七器五六・五糎、すなわち第七だけが抜群の大きさで第一・四器これに次ぎ、他は殆んど同じ。周存に「克鼎九、最大者一銘在側、一銘在底、與他鼎不同」というが、最大の者は大克鼎、その銘を二器にわた

るものとして器數を數えたものらしく、小克鼎の器數はもとより七器である。器制は大克鼎と全く同じであるから略し、七器中最大の第七器の尺寸を記しておく。上海にいう。「高五六・五糎、口徑四九糎、腹徑四九・四糎、腹深二五・三糎、重四七・八八瓩。」立耳の外側に虺龍文を鉤連狀に組み合せた文様を相對して配している。

小克鼎

銘文　七器同文、八行あるいは九行、七二字。行款は各器みな異なる。四・五の兩器には界線がある。

隹王廿又三年九月、王才宗周、王命善夫克、舍令于成周、遹正八𠂤之年、克乍朕皇且釐季寶宗彝

善夫の職は前二器と同じ。舍命は令彝に「舍三事令」・「舍四方令」の語があり、王命の傳達宣布をいう。舍命の目的は成周八師を遹正するにある。成周の八師は殷八師ともよばれ、成周庶殷を以て構成するものであるから、王室ではときに遹正査察を行なつた。遹正と似たものに遹省があり、宗周鐘に「王肇遹省文武堇疆土」とみえ、廣大な地域の巡察を意味するが、克鐘に涇東を遹すとあるものは遹省であろう。遹正は純粋に軍事的な目的を以て、殷の八師の師氏や構成員を對象としてその軍規を正すものであるが、それはおそらく、何らかの軍事的緊張がこの方面に生じていることを

意味するものであろう。大系に遹を單なる語詞とみているのは、克鐘の「遹涇東至于京𠂤」の文には通じがたい解釋であり、遹という行爲には重大な軍事的意味が含まれているとみるべきである。遹は大矛を臺座上に立てて巡察する意を示す。克の祖は師華父とよばれる武將で、伯克壺には伯大師、近年の出土とみられる師克盨には師克の名もみえ、もと師職の家であった。

上文に「隹王廿又三年九月」といい、下文にまた「遹正八𠂤之年」という。大事紀年の形式をとるものであるが、本來ならば、大事紀年はその大事を以て年を紀すもので、年紀を加えないのが例である。この大事紀年は、克の八師遹正が行なわれた記述を省略して、紀年の形式を以てこれに代えたものと思われる。

釐季を郭氏は師華父の字としているが、必らずしも名字の關係にあるものと定めがたいことは、前器に述べた。師華父は共王のときの人であるから、本器を夷王廿三年の器とすれば、共初より數えてすでに七十餘年である。

克其日用䵼朕辟魯休、用匄康勵、屯右眉壽、永令霝冬、萬年無疆、克其子〻孫〻、永寶用

䵼を動詞に用いるものに、中方鼎一「中對王休令䵼父乙障」、曶鼎「乍朕文考弃伯䵼牛鼎」などがある。この文では、䵼が他器の對揚・敏揚に當るところにあり、かつこの「克其……魯休」の句は、普通ならば上文の「克作朕皇祖……宗彝」の上に位置するところである。すなわち一般の形式では、「克其䵼朕辟魯休、用作朕皇祖釐季寶宗彝、克其日用匄康勵、……」というところである。たとえば克鐘では、「克敢對揚天子休、用作朕皇祖考伯寶𧪞鐘、用匄屯叚永命」となつている。䵼は字書に「煮也」とあつてこの場合文義通ぜず、詩商頌烈祖の「我受命溥將」の將であろう。匄は休。勵を大系に踰と釋し、「此叚借爲樂、近人不明叚借、或以爲不可通、殊覺可笑」というが、その證をあげていない。「勵于永命」・「勵于大服」などの語例からいえば、愜・適の意である。冬は終。この嘏辭の形式は後期に習見するもので、微䜌鼎のごときは殆んどこれと同文である。

訓讀

隹王の廿又三年九月、王、宗周に在り。王、善夫克に命じて、命を成周に舍き、八師を遹正せしむるの年なり。

克、朕が皇祖釐季の寶宗彝を作る。克其れ日に用て朕が辟の魯休を䵼にし、用て康勵を匄む。純佑眉壽、永命靈終にして、萬年無疆ならむことを。克其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

克は善夫職であるが、その職事は周禮にいうところと甚だ異なつている。積微居にいう。

案周禮天官有膳夫、職掌王飲食膳羞之事、銘云善夫、卽周禮之膳夫也、王君不以周禮爲釋者、蓋以第一器有出納王命之令、第二器又云、命克舍命成周、正八𠂤、皆非周禮善夫之職所有、故闕而不說、余謂詩十月之交云、皇父卿士、番維司徒、家伯冢宰、仲允膳夫、棸子內史、蹶維走馬、楀維師氏、卿士司徒冢宰內史師氏、皆卿士大僚、而膳夫與之並列、則膳夫之職、雖以掌膳羞名其官、

實則職掌不止於膳羞也、天官序官注謂、膳夫爲食官之長、此猶漢世太官主膳食、湯官主餅餌、皆屬於少府、少府爲其長、而列於公卿、其職甚尊矣

古代王朝の職制は後世の官制と異なり、官制の高下そのものよりもその在位の人の實勢力に左右されるところが多く、また職制も古代的な儀禮を中心に組織されていて、後世の六官組織とは甚だ異なるものであるから、金文の職制は金文資料によつてその體系と職掌を求むべきである。たとえば膳夫は周禮では膳羞の職とされているが、字よりいえば卿・宰も供薦・饗醴など祭禮に關與する職であり、史・作册とともに祭祀儀禮の職に發するものである。祭祀の祝告を掌ることよりして王命の出納に任ずるに至り、また王の膳羞に事えて左右近侍の權臣の地位をえたものであるらしく、大𣪘二の善夫家は王命を出內し、大鼎の善夫䮀は王命の宣示を行なつている。師晨鼎には「奠人善夫官守友」とあつて、王官以外にもその職がある。

克氏の器は夷王の十八年克盨、廿三年小克鼎以來、その器が中斷して、厲王の十六年に至つて克鐘・伯克壺がみえ、厲末共和の際に師克盨がある。克鼎以後約三十年の間克氏の器をみないのは、あるいは克氏の地位に大きな變動があつたものかと思われる。すなわち厲王十二年の大𣪘二、十五年の大鼎には、それぞれ善夫家・善夫䮀の名がみえ、當時克氏はすでに善夫の職を去つている。そして厲末に至つて、また陝北の大族として涇東を遹省し、王朝に入つて王の左右の臣として重望を荷つているが、夷厲の際には一時顯要の地位を去つていたのであろう。

字迹は七器とも大克鼎に似て圓潤典雅の趣があり、ときにやや狹長の字形に作るものがあるが、この期の最も典型的な字樣といえよう。

一六九、伊　段

時代　夷王董作賓・陳夢家　厲王大系・厤朔・通考・唐蘭

收藏　「日本小川氏藏」貞松　「京都小川睦之輔氏蒐集品」日本

著錄

器影　大系・一〇五　日本・三二六　二玄・三二七

銘文　貞松・六・九　周存・三・二三　大系・一一六　小校・八・六七　三代・九・二〇・二　書道・七五　二玄・三二六

考釋　大系・一二五　厤朔・四・三一　文錄・三・一八　文選・下二・二〇

器制　日本にいう。「此の簋いま葢を缺くが、形制・圖文ともに圖版第三二三の器（史頌段）と酷似して、また長い銘文がある。その器の兩側にある獸體の鋬は、圜足に添え作つた三個の脚の獸首と共に鮮鋭な作行を示し、横帶の直紋も强く刳られたものである。但し今脚の下邊は缺け、部分的に銹化があり、色澤の點でも精彩に缺けたところがある。」器は失葢、口下に變様夔文、器腹は鋭い瓦文、圈足部に鱗文あり、小犧首のある三小足を付けている。兩耳の犧首は耳が大きく、頷下の毛は內卷、珥も外折して末端は魚尾形をなす。蘇公子段は最もこれに近い。

伊　段

銘文　一〇行一〇二字

隹王廿又七年正月既望丁亥、王才周康宮、旦、王各穆大室、即立、醽季內右伊、立中廷、北鄕

董作賓氏は器を夷王に屬するも、その曆譜に合わぬため「廿又九年」の誤刻とするが、字は明らかに「廿又七年」に作る。また厤朔には厲王廿七年正月初吉四日丁亥にして、既望は初吉の誤鑄であるという。何れも自己の曆譜を持して、かえつて銘文を誤刻・誤鑄とするものであるが、董譜は斷代に問題があり、吳譜は時期を誤る。裘衞の兩段を以て構成される夷王の譜には、その廿七年に本器の日辰を求めうるが、日は正月の十六日ごろとなるはずである。穆大室は克盨にいう周康穆宮、曶鼎の穆王大室と同じ。孝夷のころには、穆宮で廷禮が行なわれた。右者醽季は大克鼎にもその名がみえている。王の「即位」をいうものは、蔡段にもみえ、後期册命金文の定式となつている。

王乎命尹封、册命伊、䊷官嗣康宮王臣妾百工、易女赤市・幽黃・䜌旂・攸勒、用事

命尹は令尹であろう。王國維の說である。封は令尹の名。𩰫は併。兼官として以下の職事を命ずるのであるが、伊の本官は知られない。康宮は宗周の大廟で、昭穆の諸宮はみなこれに附設されている。宮廟の維持經營には、當時大きな努力が拂われたものと思われるが、特に宮廟に附屬する臣妾百工の徒があつて、その用に奉仕したものであろう。王室のみならず、當時權勢の家では多くの徒隸を擁しており、師獸𣪘には伯龢父の命を記して、「余令女死我家、𩰫𤔲我西偏東偏僕馭百工牧臣妾」という。これによつて推すと、伊は王家を死嗣する職にあり、その兼職として康宮に附屬する臣妾百工の管理をも命ぜられたものであろう。王家にも多くの百工が屬していたことは、蔡𣪘にみえている。

市・黃・㫃・攸勒を一具として賜うことは、舀壺以後、頌壺・師顈𣪘等にみえる。

伊拜手䭫首、對䫉天子休、伊用乍朕不顯文且皇考遲叔寶䵼彝、伊其萬年無疆、子孫永寶用享

不顯は多く王家に對して用いる語であるが、後には番生𣪘「不顯皇祖考」のように、自己の父祖に對してもいう。遲は謚號にその字を用いるものが多い。

訓讀

隹王の廿又七年正月既望丁亥、王、周の康宮に在り。旦に王、穆大室に格りて位に卽く。𤔲季、內りて伊を右け、中廷に立ちて北嚮す。

王、令尹封を呼びて伊に册命し、併せて康宮の王臣妾・百工を官嗣せしむ。女に赤市・幽黃・䜌

旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。

伊、拜手稽首し、天子の休に對揚す。伊用て朕が丕顯なる文祖皇考遅叔の寶䵼彝を作る。伊其れ萬年無疆、子孫永く寶として用て享せよ。

參　考

䜌季の名は大克鼎にみえ、克鼎と時期の同じものであるから、克氏諸器の中に列入しておくが、克氏と關係ある器ではない。卄六年銘をもつ番匊生壺はこの前年の器であろうが、番生𣪕によると、當時番生は王の特命を受け、公族卿事大史寮を董督する兼職を與えられており、おそらく詩の「番維司徒」と稱する家であろう。宣幽期の勢家は、この頃からその權勢を占めはじめていたものと思われる。

一七〇、伯克壺

器名　中朝事後中壺考古　高克壺嘯堂　伯克壺周存

時代　孝王董作賓　夷王大系　厲王通考・麻朔

出土　「得於岐山」考古

收藏　「睢陽王氏藏器」考古　「陽湖孫氏藏」周存

著錄

伯克壺

器影　考古・四・四〇　博古・六・三四　大系・一八一

銘文　嘯堂・上・二五　薛氏・一一・四　大系・九三　周存・五・二(陽文・僞)

考釋　大系・一一〇　文錄・四・一八　文選・下二・五　麻朔・四・一七

器制　考古にいう。「高尺有六

寸、深尺有二寸、半徑五寸有半、容二斗三升」。宋刻の圖様によると器は侈口、下部の鼓腹が大きく、兩獸耳銜鐶、口下に波狀文をめぐらし、腹部に三蛟龍を組み合せ、中心に正向の龍首、下に左右相向う龍首を配する。中央の龍身は左右に分尾、下方の二龍と相糾纏している。頌壺下腹の文様と同じ形式のものである。

銘　文　一一行五八字。周存は行款宋刻と同じきも陽文、その器は識りがたいが銘は僞刻である。

隹十又六年七月既生霸乙未、白大師易白克僕卅夫

霸字は宋刻に下半を缺泐している。器の日辰は、克盨・小克鼎の示す夷王の曆譜に入らず、そのため克氏諸器の斷代に種ゝの議論を生じている。大系にも器の厤朔を論じていう。

伯克與克鐘克盨克鼎等之克、當係一人、據大克鼎知克之祖師華父乃恭王時人、則爲其孫者之克之年代、可藉以推定、而各器之有年月日辰者、本器有十六年七月既生霸乙未、克鐘有十六年九月初吉庚寅、克盨有十八年十二月初吉庚寅、小克鼎有廿三年九月、此等年月不盡銜接、因十六年九月初吉中既有庚寅、十八年十二月初吉中不得有庚寅、庚寅之日當在既望以後、用知此數器不屬于一王、而連接二王之在位年限、一至少當得有十六年、一則至少當有十八年、或二十三年、克之祖既在恭世、祖孫自不得同時顯達、恭王以後之諸王年代、懿王二十五年、無異說、孝王御覽八四引史記作十五年、通鑑外紀同、今僞本紀年作九年、夷王史記正義及御覽八四引帝王世紀作十六年、外紀作十五年、僞本紀年作八年、厲王據史記以三十七年奔彘、其後共和行政者十四年、通數爲五十一年、宣王四十六年、無異說、幽王十一年而被殺、此中可合者、僅夷厲與厲宣、如爲厲宣、則克與其祖之相隔、未免過遠、故余定爲夷厲二世、夷王實在位十六年也

かくて郭氏は伯克壺・克鐘を夷王、克盨・小克鼎を厲王に屬した。この兩者がそれぞれ別の曆譜に屬すべきものであることは、干支の計算の上からも明らかである。夷王十六年、厲王三十七年とする限り、郭說は一應曆譜に合う。しかしながら郭氏が夷王期とする十二年虢季子白盤はその譜に合わず、厲王期とする廿七年伊𣪕も厲譜に入らず、器銘の全體を通ずる體系の上に立つ推算でなく、殆んど遇合を求めて編年が試みられ

ているようである。すでに伊段が厲譜に入らぬとすれば、同じく䣄季の名をもつ克鼎もその期に屬しがたいものとなろう。伯克壺を克氏諸器の最も早い時期に据えているのは、おそらくその器が頌壺と文様の近いものであるからであろうが、頌壺をはじめ頌器を共王期に加えたことは、いわゆる休王諸器を孝王期に屬したこととともに、郭氏斷代上の致命的な缺陥をなしている。

董氏の孝王期説は、銘文を廿六年の誤剔とするものであるが字は明らかに十に作り、また麻朔が厲王期に屬して合わず、初吉を既望の誤鑄とするのは恣意に過ぎよう。容庚・唐蘭二氏は克器をみな厲期とし、諸器の間の日辰を問題としていない。

白大師は大師たる伯氏の意であろう。伯の下に官名を付してよぶ例は、殆んどない。大師は師望の器や、善鼎には「王各大師宮」のような例があるが、もとより時期も異なり別人である。下文に「天右王伯」の語があり、本器はその人の賜與に對揚して作られたものであるから、伯大師とは天右王伯である。名稱の上からもよほど勢威のある人であるらしく、伯克に對して僕三十夫を賜うている。僕三十夫といえば相當の賜與である。詩の小雅節南山は、詩序に「家父刺幽王也」とあつて幽王期の詩とされるが、三家詩説に據つている漢書古今人表には嘉父を厲王期に屬しており、それならば詩は厲王期のものとなる。篇中に「尹氏大師　維周之氏」とあり、當時第一の實力者であつたと思われるが、幽王期の柞編鐘にも中大師の名がみえ、詩の家父が春秋初期にわたる人であることからみて、その大師とは異なるようである。白大師・中大師は、あるいは一家の人であろう。

白克敢對揚天右王白友、用乍朕穆考後中䵼壺、克用匃眉壽無疆、克克其子〻孫〻、永寶用享

「天右王白友」を文錄に「天君王伯休」と釋し、文選も同じ。天君は尹姞鼎・公姞鼎にみえるが、王后君氏を稱する語で用義異なり、字形も天右である。文錄に「天君謂天子、王伯謂大師」と天君・王伯の雙方より休賜をえたと解しているが、そういう例はない。また天君の僕を王伯より轉賜されたとも解しがたく、天右王の三字は伯大師の伯の修飾語とみる外ない。郭氏は、「謂敢對揚皇天之祐與王伯之休、王伯者大伯、自指伯大師而言」というも、對揚の語は伯大師に對するものである。

穆考は、文考・刺考・皇考というに同じ。後の字はなお八の形を加えてかかれており、おそらく繁文であろう。䵼壺の壺を舊釋には高と誤り釋して、下につづけて高克と稱し、考古のごときはこれを鄭の高克に擬しているが、もとより傅會である。壺字の形象の展開については、大系に略説されている。眉壽の壽は考に似ているが、譌文であろう。

克克と同じ字を重ねているが、金文ではその必要あるときは複點を用いる例であるから、これはおそらく誤衍であろう。文選に「下克字、克其連讀」というも、勿論一字で十分である。大系に誤衍としながらも、「唯如讀爲及字、亦勉强可通」とするが、そこまでいう必要はない。

訓讀

隹十又六年七月既生霸乙未、伯大師、伯克に僕卅夫を賜ふ。伯克、敢て天右王伯の侑に對揚して、用て朕が穆考後仲の䵼壺を作る。克、用て眉壽無疆ならむことを匃む。克（克）其れ子〻孫〻、永

く寶用して享せよ。

参考

周存著錄の陽文一銘はもとより僞刻であるが、かなり古くからあつたものらしい。金說にいう。

伯克尊、據徐積餘觀察謂、十年前見於揚州質舖、手拓此紙、今秋忽來陳列於廣倉學會、兩耳有環、如虢壺、字在口內、或以陽文有訾議、細觀銅質、出土殆已千年、薛書所載高克尊、恐卽是器、薛誤以克上敦字爲高、故稱高克、乾嘉以來、孫伯淵翁蘇齋、均有攷證、固流傳有自之物也

銘の後にも同旨の跋を附している。

文錄に作器者の伯克について「與克鼎克鐘克敦、亦非一人」という。伯克と稱し、穆考の名も異なるからであるが、岐山の出土と傳えるものであるから、また克氏の器であることは疑ない。

一七一、克　鐘

器名　克編鐘綴遺

時代　共王董作賓　夷王大系　厲王通考・厤朔　宣王唐蘭

出土　「出關中」綴遺　「光緒庚寅一八九〇岐山縣法門寺任村出土」三代表

收藏　一、「書道博物館」「寧樂美術館藏」　二、「吳縣潘伯寅藏」綴遺　「吳縣潘氏、湹陽端氏藏」周存　三、「端方藏」陶齋・續　藤井有隣館藏　四、「移林館日照丁氏藏」三代表　五、「窓齋、鄭庵潘氏藏」三代表　六、「張燕謀藏」貞松

著錄

器影　一、二玄・三二一（文様・插圖）　二、陶齋・續上・一〇　三、陶齋・續上・八　大系・二一三　四、藤井有隣館（次頁圖）

銘文　一、鉦文隹……克、鼓文遹……馬、前銘。　貞松・一・九　周存・一・二六　大系・九三・九四　小校・一・六二・六三　三代・一・二一・二二　二玄・三一〇a・b　二、鉦文乘……用、鼓文匄……寶、後銘。陶齋・續上・一〇　周存・一・二三・二四（重）　大系・九四・九五　綴遺・一・七　小校・一・六三・六四（重）　三代・一・二三・二　二玄・三一〇c・d　三、鉦文隹……東、鼓文至……乘、前銘。奇觚・九・一三　陶齋・續上・八　周存・一・二五　大系・九五・九

六　綴遺・一・六　小校・一・六一、六二　三代・一・二〇・二　四、鉦文克……嗇、鼓文鐘……寶、後銘。貞松・一・一〇　周存・一・二七　大系・九六　小校・一・六四・二　三代・一・二三・一　五、鉦文隹……周、鼓文康……京、前銘。窓齋・一・一八　周存・一・二八　大系・九七　小校・一・六三・一　三代・一・二二・二　六、全銘。貞松・一・一一　周存・一・二二　大系・九七　小松・一・六一・一　三代・一・二四・一

考　釋　韡華・甲・六　大系・一二二　文錄・二・五　文選・上一・二　麻朔・四・一八

王國維　克鐘克鼎跋

觀堂集林・一八

器　制　前後銘各一器はいまわが國に存する。陶齋著錄のものを建初尺によつて換算すると、第二器は「高三五・九糎、甬高一・六五糎、徑七糎、兩舞相距二五糎、横一九・一糎、兩銑相距

克　鐘

三〇・六糎、横二二・九糎」となる。第三器も尺寸は殆んど同じ。器銘によると、一・二兩器で全銘であるから、これによつて全器の大小を測ることはできないが、少くとも一・二・三・四の間に編鐘の關係は成立しない。

器の形制は全器同じである。篆間・舞上に變様夔文、鼓に雙鳳相向う文様を飾り、鮮麗である。器制・文様は虢叔旅鐘と最も近い。

銘　文　一は前銘三九字、二は後銘四二字で文銜接、三は前銘四〇字、四は後銘四一字でまた文銜接、五は前銘三三字、後銘の鐘があるはずである。六は全銘であるが泐損甚だしく、審定が困難である。全文八一字。

隹十又六年九月初吉庚寅、王才周康剌宮、王乎士曶召

克、王親令克、遹涇東、至于京𠂤

康剌宮は康卲宮・康穆宮とともに康宮諸宮の一であるが、他に所見なく、唐蘭氏は厲王の廟とする説を出している。従つてその紀年は宣王となるが、克氏諸器との關聯において成立しがたい説であ

り、剌を厲と釋することにも問題がある。そのことは後に述べる。

士曶について大系に曶器の曶と一人とし、

士曶與曶鼎曶壺之曶、及蔡𣪘之宰曶、當是一人、稱士者、曶復爲當時之大士也、大士乃六大之一、

與大宰同級

という。宰晋の名は大師虘設にもみえて、その關係彝器は概ね懿王期にあると考えられるものである。郭氏は本器を夷王期に屬している。また宣王說の唐蘭氏はこの點については何ら言及していない。郭氏のように本器の士晋を宰晋と一人とすれば、たとえば宰晋の名のみえる大師虘設は孝・夷・厲の何れにも屬しがたく、懿王期のものであろうから、本器との距離は少くとも五十年以上となって、一人の時期としては長きに過ぎるのである。克氏も善夫と師克とは世代が異なり、晋も宰晋と士晋とは世代が異なるとすべきであろう。

遹は遹省、地域の巡察をいう。涇東は涇水の東域、涇洛の地である。京𠂤を大系に晋姜鼎にみえる京𠂤にして太原の京陵であり、大雅公劉は後出の詩篇にして信を措きがたいとしていう。

　王親令克遹涇東至于京𠂤者、言王親自命克巡省自涇而東、以至于京𠂤之地、京𠂤亦見晋姜鼎、曰、諸覃京𠂤、辪我萬民、又見晋公盦、曰、王命□公、□宅京𠂤、據此足知京𠂤是晋地、且是晋之首都、葢卽漢志太原郡之京陵、禮記檀弓之九京也、詳晋姜鼎、舊誤讀京𠂤爲京師、近時唐蘭又以爲、乃指邠地、擧大雅公劉、于京斯依、與于豳斯館爲證、謂京爲豳之別名、案豳之有京者、乃以公劉都之而然、公劉之詩、乃後之詩人所作、于京之一字、正露其馬脚、然詩亦僅以豳爲京、而未稱之爲京𠂤也、此京𠂤乃專名、卜辭亦有之、曰、韋𠂤寮、亡𡆥、王其示京𠂤、有弗若、彙攷・一・一二其所指當亦是京陵、不得遠至豳地矣、至京𠂤若京陵之所以稱爲京者、亦以其曾爲夏都之故、左定四年傳謂、封唐叔于夏虛、其證也

　王者所居高大、故京有大義、有高義、更引申之、則丘之高者曰京、囷之大者曰京、……世有以高
　　丘爲京之本義者、未免本末顚倒

京は左傳宣十二年にいう京觀の京をその本義とし、戰捷のとき敵屍を以て築く凱旋門の象形であり、本來國都をいう語ではない。卜辭にいう京𠂤もその意で、𠂤は軍の基地をいう。國都を京の初義とするは誤であり、從って郭氏の論もその前提に問題がある。また銘文の京𠂤を以て晋の京陵と解するならば、その地は涇より洛・河を超え、呂梁の嶮峻をわたり、詩の韓奕にいう熊羆群棲の地を過ぎて山河數百里にも及び、到底遹省舍命のことを行いうる範圍ではない。遹省の地は涇東の流域にとどまるものであるから、至と稱するのである。かつ晋の地はその始封に問題があり、當時どの程度まで華化していたものか、周室がその地を直接遹省しうる狀態にあったかどうか、頗る疑問であるとしなければならない。

器文にみえる京𠂤は、おそらく詩の大雅公劉にみえる京師であろう。公劉に豳居の狀を寫して

　篤公劉　逝彼百泉　瞻彼溥原　廼陟南岡　乃覯于京　京師之野

という。京師が國都でないことは明らかである。またその溥原は、大克鼎に「易女田于𨻰原」とある𨻰原の地で、もと豳の地であり、岐山の大族であった克氏の本貫に近い。錢穆氏の周初地理考燕京學報十期に、公劉篇の溥原・京師を晋の九原、一に九京と稱する地であるとし、豳風の詩をも晋地の詩であるとしているが、京師を晋地とする點では郭說に同じ。涇東の地をそこまで擴大して解釋するのは、銘文の表現に卽したものでなく、𨻰原を王國維說のように詩の溥原と解しうるならば、

京師もまた舊豳の地である。韓華には京師を宗周と解し、「按京師卽宗周、此文或可證周之京師在涇水附近也」というが、宗周の地は遹省の對象とすべきところでなく、また「至于京𠂤」ともいうべきでない。涇渭の合する地點は宗周の遙か東方であり、涇東より京𠂤に至るというのは遠より近に及ぶこととなつて、地理に合わないのである。岐山より涇水までは直線距離にして東方約七八十粁であり、遹正の範圍はおそらく百粁を越えず、またその方向は涇東の丘陵地帶であつたものと思われる。當時この方面の遹省を必要とした理由としては、北方玁狁の侵寇に備えることが考えられる。北方族の侵寇は涇洛二水の上流より南し、渭北の丘陵地帶で合流するという徑路を以て行なわれた。この器にみえる涇東遹省は、詩篇にも歌われている北方玁狁の侵寇と關聯するものと考えてよい。

易克甸軙馬乘、克不敢家、專奠王命

甸軙は甸車。詩にみえる田車である。大系にいう。

甸車卽小雅吉日與車攻之田車、石鼓文亦言、田車孔安、蓋乃安穩之輕車、取便于田獵者也、馬乘者、馬四匹

安穩の輕車というよりも、堅牢にして行動力のある車をいうのであろう。兩詩にいう「田車既好」とは、車攻にいう「我車既攻」、すなわち堅固にして裝備の成るをいう。この度の遹省が長途にわたるものであり、また山陵の險をおかすものであるから、特に堅牢な車が與えられたのであろう。家は墜、不墜は彔伯𢦏𣪘以下にみえる語である。奠は定保。奠保・保奠のように連用する。遹省舍命して、北方の諸狄に備えるのである。克氏は小克鼎では成周八𠂤の遹正を命ぜられており、本來師職の家であつたらしい。ゆえにまた師克の器がある。

克敢對𩵦天子休、用乍朕皇且考白寶醬鐘、用匃屯叚永令、克其萬年、子〻孫〻、永寶

大系にいう。「皇祖考伯、謂皇祖皇考、伯其爵稱、祖考不連文、考伯亦不連文」。やや異例の語であるが、白彊簋三代・一〇・七・三に「伯彊爲皇氏白行器」のような例もあり、伯を語末につけたものと解してよい。もとより考伯を祖の廟號と解しても通ずるところである。郭氏は大系新版に附記して、「或說考伯、乃皇祖之字、亦可通」と述べている。

醬は刀旁に從う。泉や禾を加えることもあり、醬の繁文である。屯叚は純嘏。「用匃」以下は鐘銘の常辭である。

訓　讀

隹十又六年九月初吉庚寅、王、周の康剌宮に在り。王、士曶を呼び、克を召さしむ。王、親しく克に命じて、涇東を遹し、京𠂤に至らしむ。克に甸車・馬乘を賜ふ。克、敢て墜さず、專（おほ）いに王命を奠めむ。克、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇祖考伯の寶醬鐘を作り、用て純嘏永命を匃む。克其れ萬年、子〻孫〻、永く寶とせよ。

参　考

器の識るべきもの六器、なお後銘の一器があるはずであるが、あるいは窖藏のときすでに備わらなかつたものかも知れない。周存金説に克を郭國とする説があり、

余向據薛氏款識高克尊、以玫克鼎、謂高克實郭克、郭始封之君也、後見陽湖孫氏所藏郭克尊拓本、益信郭器傳世若是其夥、郭不亡矣

と論じているが、そのいわゆる郭克尊が僞銘であることは伯克壺の條に述べた。郭は山東の國で、もとより岐山の克氏と關わるところはない。また王國維の克鐘克鼎跋にその彊域を論じていう。

觀克鐘克鼎出土之地、幷克鼎中錫土之事、克之疆域葢遠矣、克器出於寶雞縣南之渭水南岸、殆克之所都、其地南鄰散氏、葢古之井地也、然其他邑、又遠在渭北、北至涇水、殆盡有豳國故地、鼎銘云、錫女田于隫原、此卽公劉所瞻之溥原也、鐘銘云、王親命克、遹涇東至于京師、豳在涇側、自豳至京師、自應循涇水而下、則涇水之旁、當有克都、而其他都乃在渭南、詩稱篤公劉、于豳斯館、涉渭爲亂、克之封地、乃與古公劉同矣

王氏のとき、克器出土の事情が明らかでなく、器も渭南の寶雞出土と傳えられていたため、王氏は克の都を涇域と渭南の二個所に想定したのであるが、その出土地は岐山である。また豳地がこのとき岐山の大族たる克氏の防備力に依存することとなつた事情からいえば、いわゆる豳風の詩はこのころを以てその成立の下限とすべく、東山・破斧・鵙鴞・狼跋のような詩篇成立の事情も、當時の狀勢を背景として理解しうるものがあるように思われる。ただ克氏の勢威はなお厲末のころにも盛であつて、近年著錄の師克盨によつて、その消息をうかがうことができる。

一七二、師克盨

器名　師克盨葢陝西

時代　厲王郭沫若・唐蘭　宣王羅福頤

出土　一、「西安商業學校教員熊本周同志捐獻、本爲其祖父熊步龍之遺物」郭釋　二、「近來故宮博物院、又得到克盨一件、這件銅器爲生坑、以前未見著錄、大約是近十幾年來出土的」羅釋

收藏　一、「一九五七年、歸本館」陝西　二、「故宮博物院藏」羅釋

著錄

器影　一、陝西・圖一〇二　文物・一九六二・六・頁七　二玄・三五八　二、文物・一九五九・三・頁六四　又・一九六二・六・頁七

銘文　一、陝西・圖一〇二　文物・一九六二・六・頁八　二玄・三五七　二、文物・一九五九・三・頁六四　又・一九六二・六・封面裏

考釋　陝西・二八

段紹嘉　師克盨葢考釋人文雜志・一九五七・三

羅福頤　克盨文物・一九五九・三

段紹嘉　對師克盨蓋和□鼎銘文鑒別的商搉　文物・一九六〇・八，九

郭沫若　師克盨銘考釋文物・一九六二・六

師克盨蓋

器　制

一は蓋のみを存している。陝西にいう。

「高八・五糎、口寬一九・九糎、口長二七・八糎、居中夔紋、有足可却立。」口緣部に變樣夔文をめぐらし、蓋上四足の間に顧首の二虺龍を配し、中央に兩尾相交わる文樣を飾る。虢仲・克の盨などもみな相近い器制である。

二は器蓋を存するが、その器は第一器の蓋に合するもので、陝西の蓋と故宮の器とで一具、故宮の器はかえつて蓋を失したものである。郭釋にいう。

最近始得知故宮博物院也藏有師克盨一具、器與蓋俱完整、銘與西安所藏者相同、僅略有一二字出入、因親往目驗、乃發現了一個有趣的現象、故宮所藏一器一蓋、蓋略小于器、是張冠李戴、器口連邊緣計、寬一九・五糎、長二七・四糎、蓋口不連邊計、寬一九・五糎、長二七糎、故蓋與器不相掩、而以分寸計之、則西安藏蓋恰爲故宮藏器之蓋、蓋與器分離了、故宮藏蓋、才是把器失掉了的

兩器はおそらく同出の器で、離散のときその器蓋を誤つたものであろう。器はのち郭氏の斡旋によつて、原配に歸したということである。

故宮の器は兩耳、第一器の蓋と同樣、口緣部に互字形の變樣夔文、下半は瓦文である。圏足に瓣花樣の刳りがある。

陝西の收藏器は、熊氏の祖父熊步龍が所持していたもので、少くとも光緒以前の出土とみられる。火盆に使用されていたため、銘に磨損を生じているところがあるという。羅釋に近年出土というのは多少疑問であるが、原配を失つて別々に出土したものとすればまた甚だ奇とすべく、銘文僞刻說なども出されている。器は何れも眞器と認めてよい。

銘　文　一三行一四七字。二蓋一器、三銘の間に一二文字の異同出入がある。

王若曰、師克、不顯文武、雁受大令、匍有四方、勳餘隹乃先且考、又爵于周邦、干害王身、乍爪牙

第一段。文武の受命と、克の先世の功績をいう。文は毛公鼎・師詢𣪘と極めて似ている。

克氏が師の職に任じていたことは、大克鼎にその祖を師華父と稱していることによつて知られ、おそらくその職を世襲していたのであろう。「不顯文武」は毛公鼎・師詢𣪘にもみえ、當時の册命は多

く文武の受命より説き起す形式をとつている。おそらくこの當時、その肇國の精神を回顧し、これに回歸しようとする時代の思潮があつたのであろう。それは時代の危機意識を反映するものであつたとみてよく、詩の大雅中、肇國のことを回顧する詩篇も、同様の時代思潮を反映するものと考えられる。この一段はまた周初の大盂鼎にもこれと似た表現があり、下つては宗周鐘にも文武をいう語がある。何れもそれぞれの意味で、危機的な意識がもたれていた時期であつた。

雁は膺、甸は溥、鼎は則の初文。繇は故宮によつて補なう。郭氏は「由于……」の義とするも、語法からみて、師寰𣪕「淮夷繇我貟晦臣」の繇の義である。彔伯㦰𣪕には「王若曰、彔伯㦰、繇、自乃且考、又𩁹于周邦」とあり、この器銘と似ているが、繇は彔伯㦰というよびかけの次にあり、用法が異なる。「又𩁹于周邦」はこの器銘と同じ。ただこの器では𩁹は日に從う。字はまた單伯鐘・毛公鼎にもみえ、「𩁹堇大命」とあり、愙齋に「似勞字之古文、未敢定也」というも王釋はその訓をとり、爵聲の字としている。毛公鼎銘考釋、「奉爵以勞之」の形象と解したのである。しかしこの器銘によると字は凡に從い、凡は鳳・風の聲の出ずるところであるから、陝西には「按此器多一日字、當是聲符、依風从日之例、此當爲奉之初文、會意字、凡聲」という。段釋も同じ。その説は郭氏の首唱するところであるというが、毛公鼎「𩁹堇大命」・彔伯㦰𣪕「又𩁹于周邦」の句に施して、必らずしも文意が順でない。積微居には孫詒讓の揩と釋する説をとり、勳の初文とする。字は暋の初文と通ずるところがあり、昏・熏の古聲近くして通用の例が多い。「有勳于周邦」と訓しうるならば、文義は極めて順である。

「干害王身」は「干吾王身」というに同じ。害を郭釋に字の誤とするが、おそらく吾の異文であろう。害は把手のある大辛を以て載書の器を辛割し、詛盟の效を破ることを示したもので、害とはその意である。しかし語は干と連文であるから、上部の辛器は、むしろ載書を護るためのものと解すべく、載書の上に兵器をおいてこれを蓋蔽する吾・吉・咸と同じ意の字であろう。従ってこの害の字形は、加害の害ではなく、簠の初文、あるいは散字の従う害で、その音は呂あるいは甫である。その音は吾と通じ、干害は干吾の異文とみてよい。いましばらく害を借りて隷釋しておく。干吾は毛公鼎・師詢𣪘にみえる語である。爪牙は詩の小雅祈父に、「祈父　予王之爪牙　胡轉予于恤　靡所止居」とあって、當時の用語であった。捍衞の臣をいう。師詢𣪘に、「左右先王、乍厥爪牙、用夾盟厥辟」とみえている。師詢𣪘は宋刻でその字形に甚だ崩れたところがあり、郭氏は字を「肱股」と釋したが、本器では爪牙と釋している。ただ師詢𣪘の舊釋を改めていないのは、なお別の字と考えているのであろう。郭氏はこの語を、「此器初見」と稱している。

第二段。册命の辭をいう。

王曰、克、余隹巠乃先且考克黹臣先王、昔余既令女、今余隹醽豪乃令、令女更乃且考、䌛嗣左右虎臣

巠は大克鼎の巠念に當る。郭釋に「例如叔夷鐘、夷典其先舊、及其高祖、細玩其義、似猶言從歷史上加以考査」というが、語例異なる。克黹の克は副詞。「克夾召先王」・「克襲保厥辟」のように用いる。黹を郭釋に、「黹字初見、字當從素令聲、黹臣疑與藎臣同義、言盡心竭力以從王事」という。黹を臣の修飾語と解しているが、良臣のような語例は列國器に至ってはじめてみえるものである。黹は齊器の黹鎛に人名としてみえる字であるが、師詢𣪘に「盩龢于政」の語があり、盩と語義の通ずる字であろう。精勵して臣事するをいう語である。

昔余と今余と對文。醽豪は再命の意で、前命をかさねて認證する意に用いる。この册命では前命の本官を認證するとともに、克の祖考の職事であった左右虎臣統督の任を兼職することを命じている。左右虎臣は師寰𣪘にもみえ、それによると虎臣にも種〻の部隊があるようであるが、本器では師克は王身の捍護を命ぜられており、近衞の虎臣であろう。䌛嗣は盠器以下にみえている。

易女秬鬯一卣・赤市・五黃・赤舄・□□・䮷車・𩠙較・朱虢𠧪靳・虎冟熏裏・畫轉・畫𨌲・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素戉、敬夙夕、勿灋朕令

第三段。册命に當っての賜與と訓誥の辭をいう。賜與の大部分は彔伯𢦚𣪘・吳方彝・牧𣪘などにみえ、番生𣪘・毛公鼎などに至ってはなお繁富を加えている。本器の賜與中、他器と異なるものは五黃・䮷車・素戉であるが、䮷車は伯晨鼎・塱盨・兮甲盤にみえている。五黃は師兌𣪘一に「易女乃且市・五黃・赤舄」とあって同じく市・舄の間に列しており、佩黃をいう。郭氏は師兌𣪘一の條下に、五を黃の色目であると論じている。

五黃之五、亦當是黃之色、斷非數目、因錫黃乃重典、一而已足、無多至五之理、且果爲紀數、亦當言黃五、不應言五黃、五者、余意乃叚爲菩、方言三、蘇亦荏也、關之東西或謂之蘇、或謂之荏、周鄭之間謂之公蕡、郭注云、今江東人呼荏爲菩、音魚、案荏吾蜀鄉人謂之蘇麻、似紫蘇而色靑白、無香、有種子可食、今曰五黃、蓋言其色似菩之靑白、亦猶言悤黃矣、

五は菩の假借であるとするのであるが、六朝期の江東の方言によって說を成しているのは、郭說の

弱點である。これに對しては唐蘭氏の異論があり、郭釋に引用されている。唐説は光明日報一九六一・五・九所載の毛公鼎中の賜與の品目を論じたもので、黄すなわち衡は佩玉でなく大帶・腰帶、いわゆる綬であり、五黄とは大克鼎の「叔市・參同萃悤」に當る。參同は三絅衡にして兩悤衡と合せて五、すなわち五條の横帶とするのであるが、これは郭氏の駁論を待つまでもなく、明らかに誤である。唐説は郭氏の釋黄金文叢攷所收の黄を衡玉とする説を非斥しようとするものであるから、郭氏はまた郭寶鈞氏の古玉新詮集刊二十本下に證を求めて、死人面上の玉飾もまたその形に配置されたことを論じている。ただ五を嗇と釋することにはなお問題があろう。

黄・亢はすべて赤・朱・幽・悤・素・金など、色目を示す修飾語をとる。その意味では、五も色目に關して用いられているとみるべきであるが、金文では五はすべて紀數に用いられており、假借義の例なく、また適當な假借字も見出しがたい。もし字のままに解するとすれば五色の黄とでもすべきであろうが、黄の遺品は概ね同種の玉を用いている。ただ郭寶鈞氏の古玉新詮によると、殷周兩期にはいわゆる黄形佩玉の遺品なく、たとえば侯家莊出土の古玉は屍體の胸部腰部に配置されており、玉色も綠・白のほか黄・青・黑の諸玉が用いられている。列國期にも同様の玉飾が行なわれており、輝縣琉璃閣出土の佩玉には黑・白・紅・綠、紅・白・紫・綠、黄・白・碧・紫・綠などの玉を合せ用い、郭寶鈞氏も「紫白相雜、間以翠綠、晶瑩透光、鮮艷可玩」と述べている。あるいは五色を備えた黄を五黄と稱したものかも知れない。また佩玉の遺品は、下部の衡牙の部分の下綬が、三もしくは五に作られていることが多い。古く流黄淮南子本經訓とよばれ、のち藻絲に代えて流蘇というものがそれである。それで流黄の五あるものを五黄と稱したかとも思われるが、これも確證があるわけではない。ただ他の黄・亢にすべて色名をいうので、五もまた必らず色名とすべしというのも拘泥に失しており、五玉・五流の解もありえないかとする考え方を提示しておくのである。

素戉は、琱飾のない鉞、戉には雕飾を加えたものが多いが、素文の金質の美なるものであろう。以上の賜與は古くは彔伯㦰、後期では毛公鼎・番生𣪘に匹敵する繁富なるもので、當時における克氏の勢威をみるに足るものがある。なお赤舄下の二字を郭氏は牙荼と釋していう。

牙乃牙字横書、段紹嘉就西安所藏釋爲牙、是也、牙下一字、案此卽是荼字、笏也、禮記玉藻、諸侯荼、前詘後直、又云、笏天子以球玉、諸侯以象、大夫以魚須文竹、荼卽是笏、古亦言手板、今言則爲朝片、以象者以象牙爲之、此銘之牙卽是象牙、荼乃假借字、今此字從二來一人、來卽象荼草之形、故此當爲荼之初字、荼爲其衍變、荼假爲笏之別名、亦可以玉爲之、故別創一瑹字、番生𣪘與毛公鼎、有玉環玉瑹、可證

銘は何れもこの部分に泐損があり字形を確かめがたい。毛公鼎・番生𣪘では、何れも市・黄ののち、車服の前に玉環玉瑹があり、本器も同じく環・瑹をいうものであろう。なお虎冟熏裏の冟は陝西の蓋銘のみにあり、故宮の器にはその字を脱している。

克敢對䫉天子不顯魯休、用乍旅盨、克其萬年、子〻孫〻、永寶用

第四段、末辭。克盨にもまた「用乍旅盨」とあり、旅器には盨や簠が多い。盨字は升字形に從う。字は貫伯盨にもみえる。郭氏はこの字形によつて、盨は盛羹の器であるとの論を立てている。

訓　讀

王若く曰く、師克よ。丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有す。則ち繇佳乃の先祖考、周邦に勳有り、王身を干吾して、爪牙と作れり。

王曰く、克よ。余佳乃の先祖考の克く舲めて先王に臣へたるを巠（念）す。今余佳乃の命を -->鼺{<}す。女に命じて乃の祖考を更ぎ、併せて左右虎臣を嗣めしむ。昔、余既に女に命じたり。

女に秬鬯一卣・赤市・五黄・赤舄・□□・馮車・桒較・朱虢𩏂靳・虎冟熏裏・畫轉・畫輯・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素戉を賜ふ。夙夕を敬しみ、朕が命を廢すること勿れ、と。

克、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て旅盨を作る。克其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

唐蘭氏は陝西の敍言にこの器の時期について論じ、また器の傳來にふれていう。

師克盨蓋、向來未見著錄、一九五七年、我到西安時曾見過、後來故宮博物院、也收集到一個盨、器蓋俱全、銘辭相同

この故宮の蓋が、陝西の蓋と互易していたことはさきに述べた。唐氏は師克を善夫克と一人とし

善夫克的名字又見于鬲从盨、盨是厲王廿五年所做的、可見克是厲王時人、據克盨、克在十八年時就已經是膳夫了、一直到二十五年、還是善夫、那末、克的做師、或者在十八年以前、或者在二十五年以後、照我的想法、他是先做師、后做膳夫的、據十八年的克盨說、王命尹氏友史趛典善夫克田人、跟大克鼎裡王賞克的許多田和人的情事是相合的、這批賞賜很大、而師克盨的賞賜却只限于服飾車馬、大克鼎裡克的職務是出納王命、二十三年的小克鼎說、王命令善夫克去舍命于成周、遹正八師、就是讓他去發布命令、可以看見他的地位是很高的、而師克盨裡的克、只是管左右虎臣罷了、可見師氏的地位遠沒有膳夫的高貴

すなわち師克の器は、善夫任命以前とするものであり、従つて克器の斷代は

師克盨師職・厲王・克盨善夫職・十八年・大克鼎善夫職・小克鼎善夫職・廿三年・伊段厲王・廿七年・鬲攸從鼎厲王・卅一年・克鐘宣王十六年・（伯克壺）同上

となる。克鐘を唐氏は宣王期とし、師・善夫の克を厲王期に配するものであるが、克盨・伊段は夷王期、克鐘は厲王期に入るべきものであり、また伊段の日辰は厲王の譜には入りがたい。唐氏は曆譜上の推算をしていないようである。尤も鬲從盨にみえる善夫は克とは別人であるらしく、字もまた克と釋しうる字形ではない。

克器の斷代については、諸家の間にかなりの異同がある。唐氏以外のものを表示すると、

董作賓　克鐘共王十六年　伯克壺孝王廿六年　伊段夷王廿九年

陳夢家　善夫克盨夷王十八年　善夫克鼎夷王廿三年　伊段夷王廿七年

郭沫若　伯克壺夷王十六年　克鐘夷王十六年　大克鼎厲王　克盨厲王十八年　小克鼎厲王廿三年　鬲攸從鼎厲王卅一年　師克盨厲王

となる。通考・厤朔は一括して厲王に配している。董譜・陳氏の年代考には克器の他の紀年銘あるものを錄せず、それとの關係をどう考えているのか知られない。殊に董譜は共・夷にわたる長期に配しており、なお鬲攸從器を厲三十一年としていて、克氏を數世代に繋けている。尤も鬲從器中の善夫については論及がない。また伊𣪘の紀年を改めていることなども問題である。吳氏の厤朔に至つては、克盨の初吉を既望の誤とし、伊𣪘の初吉をかえつて既望の誤鑄とするなど、趾を削つて履に合わせたところが多く、曆譜として最も信じがたいものである。いま善夫諸器、すなわち十八年克盨、廿三年小克鼎、また廿七年伊𣪘の記す日辰は相銜接するを以てこれを夷王に屬し、十六年伯克壺・克鐘の日辰を厲王期に配しておく。

昭和四十四年十二月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戶市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第二九輯

白川静

金文通釋 二九

饕餮文象鼻兕觥

財團法人 白鶴美術館發行

一七三、師酉𣪘

時代　懿王大系　孝王厤朔　厲王通考　宣王郭氏文史

收藏　一・二、「器二、一阮文達舊藏、一舊藏海寧陳受笙、後歸米筱漚、形制銘文皆同」兩罍

三、「器藏廬江劉氏善齋有年、近自滬販運至京、估人求售於余、置寒齋月餘、端節以無資、故轉讓蘇氏晚學齋」癡盦

著錄

器影　一、兩罍・六・一〇　藝類・二・七　大系・九三　二、兩罍・六・一六　藝類・二・七　大系・九四　三、陶齋・二・一四　大系・九五　癡盦・一・一六　二玄・三〇七

銘文　一、積古・六・二三　攈古・三之二・二七　奇觚・四・二二　周存・三・二〇　大系・七六　小校・八・六九　三代・九・二一・二、又・二三・一

二、攈古・三之二・二九　奇觚・四・二四　愙齋九・一三　周存・三・二一　大系・七七　小校・八・七〇　三代・九・二二・一，二　二玄・三〇六

三、器　積古・六・二六　攈古・三之二・三二　奇觚・四・二三・二　周存・三・二二・二　大系・七八　小校・八・七一　三代・九・二三・二　癡盦・一・一六　蓋　攈古・三之二・三一　周存・三・二二・一　大系・七八　小校・八・六九　三代・九・二四・一

考釋　全上古・一三・一一　古文審・七・一一　餘論・三・二七　韡華・丙・一二　大系・八八　文錄・三・一三　文選・下二・二〇　厤朔・三・九

器制　第一器について兩疊にいう。「器高今尺四寸七分、深三寸二分、口徑五寸四分、腹徑六寸八分、腹圍二尺一寸一分、底徑五寸八分、重今庫平一百十二兩」。器は兩耳犧首、珥あり、圈足下に三小足あり、犧首を飾る。口緣・圈足に環文、器腹は瓦文。「甲寅一九一四春、得此器於江都荒市、卽阮文達公所藏」とあり、のち蓋をえて器蓋相備わるをえたという。

第二器は「器通高今尺七寸四分、深三寸七分、口徑六寸一分、腹徑七寸六分、腹圍二尺四寸五分、底徑六寸四分、重今庫平一百四十兩」。第一器より稍大。口下に環帶文、圈足の環文は第一器と方向を異にする。

第三器は陶齋にその尺寸を記し、「高七寸一分、深五寸五分、口徑八寸六分、腹徑一尺三分、耳徑五寸八分、濶二寸五分」という。器制文様、第一器と殆んど同じ。もと失蓋。癡盦にいう。

師酉段

「是敦蓋係後配、故重量尺度、未便計、器口及足部、各有粗雲紋一道、兩耳均虎首、頗精緻、通身色黑」。その蓋は變樣夔文で器の文様と異なり、原配ではない。

銘文　三器、銘六文。癡盦の第三器の蓋文は僞刻。一一行一〇六字。行款に小異あり、第一器の行首は隹吳師令、蓋は隹吳師冊、第二器は隹吳師令なるも末尾の用字なく、蓋は隹大酉師、第三器は八行瀗・九行𣪘、蓋は末二行を乍酉に作る。

隹王元年正月、王才吳、各吳大廟、公族□釐、入右師酉、立中廷、王乎史嗇、冊命師酉、𤔲乃且啻官邑人虎臣・西門尸・𩵦尸・秦尸・京尸・畁身尸

廷禮と冊命とをいう。元年の器であるが週名干支をいわず、何王の正月であるのか知りがたい。元年器は諸王の曆譜を考える上に最も重要な資料であるが、日辰がないのは惜しまれる。「王在吳」以下について積古にいう。

按古籍周王無適吳事、此吳古虞字也、詩周頌、不吳不敖、史記孝武紀引作不虞不驁、左傳五年傳虞仲、吳越春秋作吳仲、漢書地理志云、武王封周章弟中於河北、是爲北吳、後世謂之虞、……薾山王進士云、左氏傳曰、太伯虞仲太王之昭、又曰、宋祖帝乙、鄭祖厲王、謂諸侯始封、得立出王廟、然則虞太廟、當是太王廟也

舊釋に多くこの說を用い、韡華のごときも「虞爲西周時大國」とし、

此器所紀、爲王巡狩至虞、假虞之太廟而錫命其臣師酉之事也、左傳、魯襄公還及衞、冠於成公之廟、禮也、知古有假廟之禮、此器可證矣

と論じている。虞は周の同姓同宗の國であるが、「吳大廟」は同𣪘に吳大父の名がみえ、吳の大廟でなく吳大の廟である。大系に「余以爲、乃格吳大之廟、非格吳之大廟、吳大即同𣪘之吳大父也」というのが正しい。ただ郭氏は、はじめその廟を吳大父の廟でなく吳大の家廟と解し、同𣪘や本器を懿王期に屬した。しかし、十七年銘詢𣪘が出土し、その器に文祖乙伯の名があり、職事も殆んど本器と同じで師酉と父子の關係にあるとみられ、その器は宣王の初年にあるべきこととなるので、郭氏は改めて器を宣王期と定めた。孝・夷・厲の三代を一擧に下るわけである。十七年詢𣪘は孝王、從つて師酉の器は一代下つて夷王元年の器である。

詢𣪘の後の作器者の器とみられる師詢𣪘は、宋刻の摹本を存するのみであるが、銘末に「隹元年二月既望庚寅」とあり、郭・容氏らは宣王期に屬するも四十六年の譜に合わず、吳其昌・董作賓氏らは康王期にまで遡らせたものであるが、もとより時期を失している。ただ曆譜を持する限り、またその紀年日辰に誤がない限り、その器は厲・幽の何れの譜にも入らず、遡つて懿孝にも入りがたく、ただ夷王の元年を前九一七年とするときは夷王の譜に入ることができる。銘文にいう天威降喪は、夷王即位のとき、懿孝の後を承け、一時王位繼絶上の問題などがあつて、内外に混亂を招いた時期であつた。文考乙伯の器を作る師酉𣪘は詢𣪘よりその一時期後の夷王の元年に充てることができる。それで夷王期とみられる同𣪘と同じ世代となり、從つて器銘の「吳大廟」を同𣪘の吳大の廟と解す

ることは、世代的には適合するのである。ただ廟と稱するものは周廟・康廟・穆廟など周室のものに限られており、臣下の宮廟は大師宮・師彔宮・師汓父宮、あるいは師戲大室のように宮・大室と稱する例であるので、そこになお疑點は殘されるのであるが、いま一應同毀にみえる吳大の宮廟としておく。公族は中觶・牧毀にみえ、本來身分呼稱であるが、番生毀・毛公鼎では官名化して、卿事大史寮や參有嗣と併稱されている。本器の公族□釐は牧毀と同じく廷禮の右者で、いわば公族大夫のような官職のものであろう。韡華に

左傳宣十三年、趙盾爲旄車之族、使屏季以其族爲公族大夫、正義、公族之官、掌敎公之子弟餘子公子之母弟、亦治公族之政

を引く。晉國に公族の官のあつたことは、詩の魏風汾沮洳にもみえている。韡華は器銘を虞の公族たるものと解しているが、本器は廷禮を掌るものでもとより王官である。□釐は他にみえず、□を韡華に允の繁文にして、書の堯典「允釐百工」を例としてその字義を論じているが、人名である。史嗇は內史の官であろう。嗇を餘論に牆の初文としている。片に従うのは廩倉を築く意であろう。嗣は下文の諸夷にまで貫到する。啻は嫡の初文。正長の意。嫡官として官嗣せる、という虎臣以下にかかる修飾語である。

虎臣はいわゆる虎賁の士。師寰毀に「左右虎臣」の語があり、侍衞の士をいう。邑人虎臣とは、その所屬・構成より名をえているものであろう。虎臣の次に諸夷を列している。これらの諸夷もまた、宮衞のことに服していたものかも知れない。閽人・寺人の屬にはかえつて異族を用いることがあり、その俗はおそらく遠く古代に發していよう。卜辭にも、羌族などを內臣に用いた形迹がある。夷種の獲得は、戰爭手段によることもあり、進貢によることもあつた。懿孝以來しばしば行なわれている南征は、政治目的のほかにも、經濟的な目的があつたらしく、厲王期の兮甲盤には淮夷の朝貢義務をあげ、その中に進人の一項がある。かれらは主として王宮の臣妾として用いられ、ときには徒隷として使役された。西門夷以下の夷種の名は多くは詢毀にもみえるもので、西周後期には多くの夷種が徒隷として使役されていたことが知られる。

新易女赤市・朱黃・中㬱・攸勒、敬夙夜、勿灋朕令

册命に伴なう賜與をいう。「新賜」というものは、他に殆んど例がない。新王卽位のはじめの册命であるから、師酉の職事はおそらく前王以來のことであろうが、𤔲賡の語を用いていない。あるいはこのとき新たに嗣襲したものかも知れないが、嗣という表現もみえない。

赤市・朱黃は習見。中㬱は大克鼎にいう參同芾悤の類であろう。中字は上下に偃遊を附し、中廷の中に同じ。芾がその本字であろう。鄸毀に同𦅫黃あり、參同芾悤と同じく璣組綬纓を附した玉飾をいう。中㬱とはその璣組の類であろう。大系の初說にいう。

中㬱疑當是屬于朱黃之事物、㬱卽絅字、殆言佩玉之珩璜、均以朱玉爲之、而中央之衡牙、以絅色之玉爲之也、……衡中聲相近、中絅或卽衡絅矣

しかしすでに朱黃と稱してまた黃中の一玉を特にあげるのは不審とすべく、郭氏も後に說を改め、新版には「當是絅色之中衣」とし中衣說を出しているが、市・黃・中衣というのは品目の列次を失

しており、また中衣などは册命の賜與としてふさわしいものではない。初説のように朱黃附屬のものとみる方がまさつていよう。

「敬夙夜」はもと祭祀用語。「勿灋朕命」は大盂鼎以下、册命の末文に用いられている。

師酉拜𩒨首、對揚天子不顯休命、用乍朕文考乙白寛姬隮𣪘、酉其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用

文考を乙伯、その妣を寛姬という。寛は宮の異體字。麥器にみえる。寛伯・寛公・寛叔・寛嬀など、廟號に多く用いている。母が寛姬であるから師酉が姬姓の家でないことは明らかである。詢𣪘では「文祖乙伯同姬」といい、師詢𣪘では「剌祖乙伯同益姬」という。三者姬の名を異にするが、同一人とみてよい。必らず姓名をあげて稱していることも、注意される。

訓讀

隹王の元年正月、王、吳に在り。吳大の廟に格る。公族□釐、入りて師酉を右けて中廷に立つ。王、史𥁕を呼んで、師酉に册命せしむ。乃の祖の嫡官たりし邑人虎臣・西門夷・㚇夷・秦夷・京夷・畁身夷を嗣めよ。

新たに女に赤市・朱黃・中䌹・攸勒を賜ふ。夙夜を敬しみ、朕が命を廢すること勿れ、と。

師酉、拜して稽首し、天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が文考乙伯寛姬の隮𣪘を作る。酉其れ萬年、子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

參考

器は器蓋各ゝ三器。第三器の癡盦は蓋が原配でないようである。第一器も一時失蓋であつたものが後に合することをえたもので、兩罍には器蓋を別々に著錄している。兩罍にその經緯を記していう。

按此器舊爲阮文達公所藏、余於甲寅一九一四季冬、得於江都荒市、載入二百蘭亭齋金石記、時蓋已佚去、訪求未獲、後爲友人金香圃方伯以誠、購得之、知器在余處、書來借玩數日、遲留不歸、而香圃遽歸道山、頻年屢索未還、今春金氏以遷家、檢點箱籠、見之遂幷器蓋歸、余延津之配、出諸意外、此中信有呵護之者、亟刊入彝器圖釋、附於器後、並記其離合緣起如此

器蓋相合するをえた喜びを記している。

器の時期は、これと一世代異なる詢𣪘・師詢𣪘が孝夷の際の器とすれば、一應懿王期の器ということになる。周初以來の諸夷・南淮夷の征討によつて、諸夷の俘囚となるものも多數に上つたであろうが、本器にいう諸夷の官嗣は師酉の祖以來の職事である。これらの諸夷は師酉より少しく前の穆共のとき以來の虜囚であり、夷王期と考えられる無㠱𣪘・㣇伯𣪘などの南征のときえたものかも知れない。尤も南夷・東夷の討征は昭穆期にも盛んに行なわれていたことであるから、その歷史は遠く遡るものがあろう。

一七四、叔尃父盨

時代　西周晩期考古

出土　「一九六四年一〇月上旬、我們清理了一座西周墓、這座墓在陝西長安縣灃西公社張家坡村東北、由于當地群衆取土、墓已有三分之二被破壞了、僅存的三分之一、是墓的東南角部、九件銅器出土于東南角的南邊

墓的形制、是長方形竪穴墓、墓口距地表一・二、墓底距地表三・五米、墓口長四・五五、寛二・三米、墓底與墓口的長寛相同、人骨架全被挖掉了、很難斷定墓的方向、就隨葬銅器的位置看、可能是南向、熟土二層臺、高七五、寛一五～三五糎、東邊二層臺上有一條牛腿骨、從已腐的板木灰、可以清楚的看出棺槨的痕迹

隨葬銅器共九件、計鼎三件・盨四件・壺二件、……銅器的放置位置、據取土的群衆説、從西向東、鼎・盨・壺幷排着、九件銅器、除三・四號盨、稍有損傷外、其餘保存完好」考古

著錄

器影　考古・一九六五・九、圖版貳・三(一號盨)

銘文　同上・頁四四八、圖二

考釋　同上・頁四四九

叔尃父盨

器制　考古にいう。「盨四件、一～四號、形制紋飾均相同、而大小略異、一號盨通高一九・七、器高一二・九、口徑一七・五～二四・三、腹徑二〇・三～二五・四糎、二號盨通高二〇・七、器高一四・七、口徑一七・五～二三・八、腹徑二〇・二～二四・四糎、通體飾瓦紋、口沿蓋沿及圈足飾重環紋、圈足下四小足、兩耳作獸首形、有蓋」。

銘文　四器、器蓋八銘、銘六行三九字、行款すべて同じ。考古にいう。「四件盨的銘文內容、均相同、但字體略異、部分字的形體、在同一器物裏、器與蓋不盡相同、如一號盨的蓋銘字體粗放、而器銘則較工整、纖細、其他如盨・季・初・尃等字、底蓋亦不相同、由此可見這些內容相同的銘文、是一次一件、刻鑄于銅器上的」。圖は一號盨の器銘を錄入した。

隹王元年、王才成周、六月初吉丁亥、叔尃父乍奠季寶鐘六・金隮盨四・鼎七、奠季其子ゝ孫ゝ、永寶用

「元年六月初吉丁亥」は、これを孝夷・宣幽の譜に求めて何れも適合せず、ただ厲王の暦譜にのみ合するものであるから、一應厲王元年の器とみるべきであろう。即位早々のときに當って王が成周に赴いているのは、成周の諸宮に祀禮などが行なわれ、王が親しくその地に臨んだものと思われる。いわゆる大事紀年の形式をとるものであろう。師酉𣪘もまた元年正月の器で、王は吳大の廟に赴いているが、これは廷禮のためである。おそらく成周祀禮の盛典のあるとき、叔専父は奠季のために、これらの器を作ったのであろう。

叔専父は他にその名をみず、鄭季も所見がない。銘末に「鄭季其子〻孫〻、永寶用」と稱しており、鄭季は生人である。この形式のものには、たとえば𤔲𣪘三代・七・三八・三「𤔲作王母媿氏𩜁𣪘、媿氏其眉壽、萬年用」のように母氏の器を作ってその眉壽を禱るもの、凾皇父𣪘のように「凾皇父作琱娟盤盉、琱娟其萬年、子〻孫〻、永寶用」のように媵器に銘するもの、皇叔盨「皇叔作仲姬旅盨、皇叔其萬年、永及仲姬寶用」のように夫妻の器と思われるもの、また兌𣪘三代・八・六・四「兌作朕皇考叔氏隮𣪘、兌其萬年、子〻孫〻、永寶用」のように、皇考のために器を作り、家名をあげてその萬年を祈るものなど、種々の場合がある。この器の場合は、おそらくその族人のために器を作ったものと思われる。

その作器は寶鐘六・金隮盨四・鼎七、合せて十七器に及んでいる。同じ出土の盨四器は、この銘にいうところの金隮盨四に當るものであろう。盨を金隮盨と稱するのは、たとえば仲𠂤父盨三代・一〇・三八・三に「中𠂤父作季𩰪□寶隮盨」というに近い。考古に器銘を「寶鐘六金・隮盨四・鼎七」と句讀しているのは、正確としがたいようである。考古に「銘文中的鐘六・鼎七・盨四、是奠季一次鑄造的銅器、此墓隨葬的銅器、只有銅盨四件、其它和四盨隨葬的鼎和壺、都是較早的」というように、銘文にいう他器は隨葬されておらず、同出の器は時期も異なるものである。考古に、器を鄭季が作ったとしているのは誤で、器は叔専父が鄭季のために作ったものであり、おそらく分器であろう。己侯貉子𣪘巻一・八三八頁に「己侯貉子、分己姜寶作𣪘」とあるものは、媵器として分器を作っており、いわゆる財産分けの意味をも含むものであるかも知れない。凾皇父𣪘に、凾皇父が琱娟のために「盤盉隮器鼎𣪘一具、自豖鼎降十又一・𣪘八・兩罍・兩壺」、合せて二十六器を媵器として贈っているのも、同様の意味をもつものであろう。それらの例からいえば、本器もあるいは叔専父が鄭季の一家分立の際などに、その祭器としてこれら十七件の彝器を作り、その眉壽萬年を祝したものと考えられる。ゆえに銘末に「鄭季其子〻孫〻、永寶用」の語を添えているのである。

訓　讀

隹王の元年、王、成周に在り。六月初吉丁亥、叔専父、鄭季の寶鐘六・金隮盨四・鼎七を作る。鄭季其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

器銘の字迹は頌・克の諸器と酷似しており、銘文の內容は圅皇父殷に近い。墓葬中の隨葬品であるから、その同出器物についても一應ふれておく。鼎三件・壺二件、みな同じ場所に排次されていたものである。考古にいう。

張家坡七號鼎

鼎　三件、一件七號、通高四六・七、口徑三五・六、腹徑三四・四糎、腹稍外鼓、口外侈、圓唇、柱足、除口沿下一道弦紋外、通體素面、銘文二行十二字。「□侯隻巢、孚厥金、□用乍䵼鼎」

一件五號、通高二五・二、口徑二三・六、腹徑二四・四糎、腹外鼓、斂口、平唇、口沿下有夔紋一道、無銘文

一件六號、通高二二・八、口徑二二・一、腹徑二二・六糎、口沿下有竊曲紋一道、無銘文

張家坡五號鼎

張家坡六號鼎

七號鼎が最も大きく、他の二鼎は通高六七寸の小鼎である。五號鼎はその器形文様ともに趞曹鼎二・師奎父鼎に近く、共懿期前後のものとみられる。六號鼎は、その器形文様小克鼎に類し、ただ

腹部の波狀文を欠く。前器より時期稍ゝ下り、夷王期前後の器であろう。これに對して七號鼎は、口下に一弦文を付する素文鼎で、器腹深く、初期の器制ともみられるものであり、十二字の銘があるが僞刻である。銘文にみえる巢は、班毁に「作四方亟、秉繁蜀巢命」、また啓貯毁卷二、一〇二頁に「隹巢來毁、王命東宮追以六自之年」とみえ、何れも周初に近い時期のものであるため、考古に器の銘文を成康期における伐巢の役に關するものとしている。器はかなり古いものであろうが、銘字は拙劣を極めており、本來の鑄銘でないことは一見して明らかである。

これと關聯して、同出隨葬銅器に補修のあとが多いことも注意すべき點である。考古にいう。

這批銅器、都有或大或小修補過的痕迹、從這裏可以看出、九件銅器、均係當時實用的器物、而且用了相當長的時間、修補銅器的技術、已達到一定的水平、五號鼎是將破裂口的裏外、貼上兩葉銅片、再用一枚或數枚鉚釘、牢固的卡着、鉚釘有圓釘形和長條形、其使用情況、依破裂口的形狀而定、七號大鼎是用合范灌補的、鼎的破裂口相當大、補痕長二二・四、寬一五・三〜二三・八糎、而且恰在銅鼎的腹底、從合范接縫的鑄痕看、可能是三块外范合鑄的、其鑄痕成丄形、內范是一整块、補痕內壁沒有接縫鑄痕

このように大きな補修のあとを存するものは多くその例をみず、もし隨葬の原器にすでに補修があつたものとすれば、その隨葬の時期は、器の時期よりかなり下るものであろう。出土器中、叔専父盨は厲王元年の器、鼎は初、中期のものであるから、すでに歷年の器である。七號鼎の後刻の銘のごときも、あるいはそのような補修の際に原器の銘を摸刻し、あるいは他器の銘を寫したことも考

えられる。銘は鑄銘でなく、刻銘である。

また同出の器に、壺二件がある。考古にいう。

壺　二件、八號・九號　均係貫耳扁壺、通高三六・五、口徑一一・八〜一四・五、腹徑一七・三〜二二・三糎、無蓋、兩貫耳作獸首形、頸飾鳥紋、圈足飾夔紋、腹飾十字帶紋、十字中一凸起方釘、無銘文

張家坡九號壺

兩器同制の壺である。頸に顧鳳の帶文があり、圈足部に變樣の夔文を付している。器腹の十字帶文は、周㚖壺故宮上・一四七をはじめ、杞伯壺・曾姬無卹壺等にみえるが、周㚖壺は口沿に顧鳳の帶文をもち、最もこの器の形制に近い。夔鳳帶文の下限は、おそらく孝王五年銘をもつ師旋毁第二器あたりと考えられるから、この器も孝王期前後のものであろう。考古に同出諸器の文様を圖示しており、概していえば、中期より後期にわたるものである。補修の著しいものは、比較的早い時期の兩鼎であり、墓葬は厲末のころと推定される。同出諸器をすべて一家の器とすれば、その家はかなりの舊族であろう。孟毁・師

旋段一・二など、多數の窖藏器を出した張家坡器群は、村の東門外三百米附近、本器の出土地は村の東北であるから、その北方の地點である。兩者の含む器の時期も相匹敵するものがあり、墓葬・窖藏の別があるとしても、比較して檢討すべき問題を含んでいるようである。

一七五、大段二

器名　列伯敦甲編　然睽敦筠清

時代　懿王大系・厤朔　孝王董作賓

收藏　「內府舊藏、今歸廬江劉氏」貞松　「江蘇陽湖孫淵如藏、今歸長白多智友、名爲大敦蓋」攈古　「大段蓋二、孫伯淵所藏、今不知何往、劉蓋、前數年在滬市、余議價、未能得、旋歸廬江劉惠之君、今聞已入瑞典博物院」周存

著錄

器影　甲編・一二・四六　大系・九二　善齋・禮七・九七（蓋）

銘文　筠清・三・三三　攈古・三之二・三五　古文審・六・一　周存・三・一八・一九　貞松・六・一〇　大系・七四、七五　小校・八・七三　三代・九・二五・二、二六・一　書道・六七　二玄・三二八

考釋　拾遺・下・九　韡華・丙・三一　大系・八七　文錄・三・二二　文選・上三・一〇　厤朔・三・八

器制　甲編にいう。「通蓋高七寸二分、深四寸、口徑五寸七分、腹圍二尺五寸二分、重一百九十五兩、兩耳」。兩耳犧首、珥あり、器口に變樣夔文、腹瓦文、圈足に鱗文を配する三足段。足頭に小犧首がある。器の口緣には二層の環文あるも、器蓋の文飾異なり、銘もあ

げていない。おそらく原配の蓋でなく、後補になるものであろう。

善齋には蓋のみを著録する。身高一寸九分、口徑九寸、下半緣邊に重環文あり、甲編の蓋と同じであるが、銘がある。これまた甲編の器の原配ではなく、器はあるいは二器あつて、各〻器蓋を失つているものかも知れない。

大段二

銘文

同銘器蓋二文。ただその器蓋は文様異なり、原配でない。器銘は器底にあつて墨付は圓形をなすが、蓋文は瓦文の波狀が拓に出ており、行款も異なる。貞松にいう。「此段與攗古錄所載陽湖孫氏藏者、文同器異、惟孫氏藏器、大賓下此器第七行第三字下重出一賓字、此器則否、故較孫器少一字」。賓字重出のものは蓋銘である。器文一〇行一〇七字、蓋文一

二行一〇七字。

隹十又二年三月既生霸丁亥、王才𤔲仮宮、王乎吳師召大、易趞睽里、王令善夫豖、曰趞睽曰、余既易大乃里、睽賓豖章帛束、睽令豖曰天子、余弗敢𢿃

器を大系・厤朔に懿王に屬するも、厤朔はその譜に合わずとして既生霸を既死霸に改めている。日辰の上では、師俞・諫・走の諸器とともに懿王の譜に入りうるのであるが、器制はそれらの諸器よりやや下るものがある。厤朔には誤鑄説が多いが、日辰の誤鑄ということは考えがたいことであるから、器銘による曆譜構成の原則を易えるべきではない。器の日辰は厲王の譜に入る。

𤔲仮宮を甲編は缺釋、文錄に歸脤宮と釋して歸脤の禮を行なう宮名と解する。郭氏は「不知是宮名、抑是人名」という。大鼎にのみみえるのであるから、あるいは宮名であろう。吳師は人名。拾遺に虞師とよんで官名とするも、單に官名のみをあげて氏名をいわぬ例はない。吳大・吳買・吳垂のように、師もまたその名であろう。周師・牧師父のように師を名字とする例がある。

趞睽も人名。「易趞睽里」は從來趞睽の所有する里を以て他人に與えることで、この場合、上文の大にそれを賜與したのである。王命を以て、現在の所有地を他人に賜與するということがあるとすれば、その邑里は一時の采邑として與えられているものとなり、王はいつでもその上位所有權を發動して、その領有者を變更しうる權限をもつていたのである。しかもそういう采邑の取上げや變更は、現在の領有者の承諾を經ることなく、事前の諒解なくしてこれを行いえたようである。

「王令善夫豖」以下、趞睽の采邑を大に賜與することがすでに決定されたのち、王は善夫豖をしてこれを趞睽に通達させるのである。善夫は膳夫。大克鼎では王の左右にあつて王命を出納する重職であつた。善夫豖を筠清・拾遺に善夫敏と釋するが、字形異なる。郭氏いう。「从豖、有索以絆之、卽說文豖、豖絆足行豖豖也、从豖繫二足之豖爲無疑」。豖は豚牲を用いるもので、後の字形を以ていえば、これを埋めるところを冢といい、これを宮廟に埋めて修祓するを家という。家の初文は、毛公鼎によると犬牲に從う形である。「曰趞睽曰」の上曰字は謂の意。乃は女の領格。「余既」とはすでにそのことが施行濟みであることをいう。「易大乃里」の大と乃里とは雙賓語。大に趞睽の采土たる里を賜與濟みであるというのである。

王使である善夫豖より王命を傳えられて、睽は善夫豖に、章帛束を儐物として贈つている。尊者から の使者に對しては儐物を贈る禮があつたらしく、作册睘卣「王姜令乍册睘、安尸白、尸白賓睘貝布」、盂爵「王令盂寧𢍰白、賓貝」など、みなその例である。古くは貝・貝布などを儐物に用い、のちには章を用いる。史頌𣪘では頌が王命を以て蘇を省したとき、蘇は章・馬四匹・吉金を儐している。章は璋瓚の玉器である。帛・絲・矢の類にはみな束という。一定數を束ねて用いたものである。

これらの儐物を使者に贈り、天子への復命の語を告げる。「睽令豖曰天子」とは復命を託するもので、「余弗敢𢿃」がその復命の語。𢿃を拾遺に「讀爲遴、遴吝也、言天子既命以里賜大、余不敢吝也」という。郭氏はまた婪と解していう。

嗇本从林聲之字、鐘銘多見之、此當讀爲婪、又如僅依聲紐、讀爲吝字亦可

嗇はもと倉廩の字で、嗇嗇はその義が近い。年穀を退藏して容易に散ぜぬことを吝嗇というのも、もと關聯のある語であろう。吝は祝告に關する字で、犧牲の供薦を惜しみ、「犧牲玉帛、弗敢加也」左傳莊公十年のような神への信を失なうをいう。嗇・吝は聲義の通ずる字とすべく、嗇は吝嗇であろう。使者より傳えられた王命を恭承する意である。

豖以嬰、顜大易里、大賓豖䚘章・馬兩、賓嬰䚘章・帛束

以は與、また率從の義もある。顜は頁下に舟形あり、筠清等には二字に離析してよむが、拾遺に舟辵は通ずるとして道と釋し、導の義にして「言敏導睽、往見大而致里也」と解する。しかしそれならば顜は嬰の上にあるべく、かつ往見に當る動詞がない。貞松は顜字缺釋。韡華に履と釋し、「履、从人著履形、古誼也、說文、履足所依也、从尸从彳从夊、舟象履形」という。說文履字の古文にあげる字形と近く、大系もその省文とみて履と釋している。そして、「履大錫里者、言至大之處、錫以邑里」という。「履大、錫里」と二事に分けてよむものであるが、錫という行爲は豖の爲すべきことでなく、文は「履大所錫里」の義に解すべきである。

說文の古文や器銘の字形は、明らかに舟に從うている。造もまた舟に從う。履や造が舟に從う意はよく知られないが、おそらく授受の儀禮と關係があろう。受も舟盤を授受する象に作る。また履が頁に從うのはその地に臨む意で、あるいはわが國の反閇のような儀禮が土地の授受の際に行なわれたものかも知れない。踐は古くは卜文に戔とかかれており、これも占有支配の儀禮と關係があろう。履踐は反閇儀禮を伴なう行爲であった。攈古に「猶今言踏勘正疆界也」というも、單なる檢分・檢證、あるいは巡視定界の意でなく、古くはそれに伴なう儀禮があったものと思われる。この場合、王命の執行者としての豖と、舊所有者である趞嬰とが、新しい取得者の采土となった大の地を履んで、その移讓を確認する行爲を行なったのであろう。少くとも字の初義には、そういう意味が含まれている。

このとき大は、王使である豖と、舊所有者である嬰とに、それぞれ儐物を贈っている。豖に對しては䚘章と馬兩、また嬰には同じく䚘章と帛束を儐した。䚘章は禮書にもみえぬものであるが、玉器であろう。筠清はこの部分を「執龍馬兩」とよみ、また拾遺には䚘を厥とよみ、「厥寵馬兩」とするが、何れも字釋を誤る。韡華にはじめて䚘章と釋するもその物を說かず、大系にこの儐物を解していう。

䚘字當从害聲、與胡瑕等音當相近、䚘章疑是大璋、馬兩者馬兩匹、帛束帛一束也、周禮小行人、六幣、圭以馬、璋以皮、璧以帛、琮以錦、琥以繡、璜以黼、所言圭幣之配、與彝銘全異、召伯虎段之一有帛束璜之文、則帛一束又與璜爲配矣、周禮所言、要非古制也

璋をいうものに、金文では堇章・瑗章・睘章・大章などがあり、郭說はその六章とみるものである。文錄には介章とするが、害・匄の聲と同聲とみたものであろう。䚘章は他にみえず、庚嬴鼎に憂䙵の名があり、同じく丮に從う。祼禮に用いる瓚章の類である。䚘は大小や形狀というより、字形からみると行爲を含む字で、祼勺の意があるのであろう。

訊章と馬兩、訊章と帛束という配比は周禮小行人にいう六幣の由來するところであろう。郭氏はその配比が周禮と一致せず、周禮は古制を傳えるものでないことを力說しているが、配比は異なるとしても、その法の由來の古いものであることが知られる。

大の睽に對する儐物は、王使である豖に對する儐物よりも輕微である。しかも睽に對して、特に里の代償として、何らかのものを交付したという記述もない。王命によるものであるから、所封換えのようなもので、特別の反對給付を必要としないのであろう。攈古に

事與管子奪伯氏駢邑相類、睽尊天子命、而弗敢嗇、其退有怨言否、則未可知也

とし、また文錄に、「此論語所謂奪伯氏駢邑三百、沒齒無怨言者也」とは、何れが事實に當るか知られないが、攈古にはまた、「觀大之賓禮、斂重而睽輕、似大有意見、古事無徵、不能强說」とも述べて、儐贈の輕重によつて大の心意をみることができるとするが、儐禮である限り、王使を重しとするのは當然である。ただ睽に對しても儐禮が行なわれているのはやや不審であるが、これも王命による授受であるからであろう。

大拜𩒨首、敢對䭾天子不顯休、用乍朕皇考剌白𩰫𣪘、其子〻孫〻、永寶用

この對揚の辭は、最初の廷禮のときの語であろう。天子の命はその後王使である善夫豖を迎えて、土地の授受なども行なわれており、廷禮のときにはその轉賜のことだけが命ぜられているのである。轉賜の理由など、その事情は何も記されておらず、また睽に對してその代替地が賜與されたかどうかも明らかでない。

この器では皇考剌伯の器を作り、大鼎では剌考己伯の器が作られていて、皇考の名號が異なる。大系に「剌考己白、卽𣪘之皇考剌白、剌乃生稱、己乃廟號」と解してはいるが、兩器とも皇考と稱していて生稱ではない。もし兩者一人とするならば𣪘の剌伯は鼎の剌考己伯の簡稱で、剌とは單なる美稱とみるべきであろう。剌という氏姓の名も金文にはみえるが、大が剌氏であるという證はない。

訓　讀

隹十又二年三月既生霸丁亥、王、𩛥侲の宮に在り。王、吳師を呼び、大を召して趛睽の里を賜ふ。王、善夫豖に命じて、趛睽に曰はしめて曰く、余は既に大に乃の里を賜へり、と。睽、豖に章・帛束を儐す。睽、豖をして天子に曰はしむ。余は敢て嗇まず、と。豖と睽と、大の賜へる里を履む。大、豖に訊章・馬兩を儐し、睽に訊章・帛束を儐す。大、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇考剌伯の𩰫𣪘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

この器銘はその內容がやや特殊であるため難解であつたらしく、筠淸のごときは睽を路史國名紀にいう楚地の睽とし、器は楚器にして舟師を興して吳を伐つことを記したものであるとしている。また𩛥を秭歸二字の合文であるとする說を引いて、楚器であることを證するなど考證につとめている

が、銘辭の內容については殆んどふれず、「餘難曉、所可言者盡此矣」という。攈古・拾遺・古文審などに至つて文義はその大旨をえているようであるが、字釋にはなお未定のところ多く、貞松は缺釋六字、大系に至つてほぼ全解に近い注となつている。

郭氏は大を吳大父の大とし、兩者を同一人としている。しかしそれにはなお名號上の問題があり、たとえば吳師に吳を付し、大には吳を加えていないことも不審とすべく、また吳大父關係の器と大關係の器の間に、共通の人物關係なども認められない。大にはすでに大段一があり、王が鄭に在るとき賜與を受けて、皇考大中の器を作つている。また翏生簋三代・一〇・四四には、生が王の南淮夷親征に從つて執訊折首の功があり、剌翏生と大娟との器を作つている。もしこの大娟の大が作器者大と關係あるものとすれば、大は娟姓の家であろう。何れにしても作器者大は、吳大とは無關係というべきである。

この器銘は、當時の土地關係を知るべき資料として、極めて貴重である。轉賜された土地はおそらく采邑であろうが、所領の變更がどういう事情によつて行なわれたかは知りがたい。ただ二雅中の社會詩に多くみえる土地關係のように、王權を挾む專制者の出現によつて、容易に紛亂の狀態に陷り易い事情にあつたという事實は、このことからも推測しえよう。器の日辰は一應懿王の譜に合うが、圈足の鱗文は後出の制であり、懿王以外に合うところを求めると、厲王の他にはない。厲王期の衰亂はついに厲王の奔彘に至つて極まるのであるが、このような采土の轉賜が恣意的に行なわれ易いという不安定な狀態なども、あるいはその一因をなした事實であるかも知れない。

一七六、大　鼎

器　名　己伯鼎懷米

時　代　懿王大系・厤朔　孝王董作賓

出　土　三、「自一九五二年秋起、到一九五八年底止、上海市從廢銅中揀出的文物（不包括古錢）、達三二一四五件、其中包括自商周直至明清的各種歷史文物、以及近代革命文物、所發現的銅器、有許多是極爲珍貴的、有的曾見于前人著錄、有的從未見過著錄」文物

上海市文物保管委員會收藏の一器はこのとき廢銅中から發見されたものである。その器制銘文は懷米所收のものと合う。

收　藏　一、「內府藏」貞松　「故宮博物院」故宮　二、「內府藏」西淸　三、「吳縣曹秋舫藏」攈古・周存　「上海市文物保管委員會」文物

著　錄

器影　一、西淸・二・一七　通考・七八　故宮・上・四二　通論・一五　二玄・三四二　二、西淸・二・一九　三、懷米・二・九　大系・一三　文物・一九五九・一〇・三三

銘文　一、古文審・一・一　大系・七五　貞松・三・三五　三代・四・三三・一　二玄・三四一　二、西淸・二・二九　三、筠淸・四・八　攈古・三之一・七七　敬吾・上・三一　窓齋・五・一一

奇觚・一六・一五　周存・二・二四　貞松・三・三五　小校・三・二四　三代・四・三二・二

考釋　窓齋賸稿・一〇　拾遺・下・一六　韡華・乙中・五二　大系・八八　文錄・一・二六　文選・上・二・一五　麻朔・三・八　通考・二九九　積微居・二七九　通論・三〇　文物・一九五九・一〇・三五

器制　第一器は故宮博物院に現存する。故宮にいう。「通耳高三一・六糎、深一九・五糎、口徑三八糎、腹圍九八・一糎、重九・九四瓩、口沿下飾弦文二道、附耳」。器は侈口、脚は獸足形で短い。附耳は侈口に沿うて斜に上出している。

大鼎第三器

第二・三器は器形同じきも銘文の行款異なり、別器である。第二器について西清にいう。「高一尺、深七寸三分、耳高二寸四分、濶二寸九分、口徑一尺二寸、腹圍二尺五寸三分、重三四七兩」。口下に二弦文あり、器腹深く、立耳、三獸足の鼎である。第三器は廢銅中より再發見されたもの。文物の報告に尺寸を記していない。懷米にいう。「高九寸九分、口一尺二寸、深七寸四分、耳二寸二分、重三六〇兩」。器制大小第二器と殆んど同じである。新出器の鑄款はこの器と合う。

銘文　八行八〇字。第一器は第三・四行の首に守・召の字が入る。第二器は西清に「銘字多漫漶、就可識者辨之、與前器同」といい、四十六字を摹勒しているが、第七・八行の首に用、其の字があり、前器と異なる。第三器は拓最も多く、第三・四行の首に王・大の字がある。

隹十又五年三月既霸丁亥、王才㠱侲宮、大以厥友守、王鄉醴、王乎善夫騕、召大以厥友、入攼、王召走馬雁、令取誰䮰卅二匹、易大

紀年銘で暦譜構成上の重要な資料であるが、三器とも「既霸」に作り、生もしくは死の字を脱している。麻朔に懿王十五年とし、逆算して大𣪘二の既生霸をかえつて既死霸の誤とするが、𣪘との間に一閏をおくときは、本器の月相は既死霸である。いま既死霸の奪文と解しておく。

㠱侲宮は大𣪘二にみえている。宮名について、諸家の考釋は多く本器の條下に試みられているので、この器の條で扱う。窓齋賸稿に歸脤とする說がある。

㠱从米从皿从歸省聲、古饋字也、春秋定十四年經、天王使石尙來歸脤、卽此字、今經典通作歸、古文㠱遺之㠱、女歸之歸、截然兩字、本不相通也、論語、歸孔子豚、齊人歸女樂、皆當作㠱、故陸德明釋文、兩歸字下皆云、歸鄭本作饋、此外如儀禮聘禮、君使卿韋弁歸饔餼五牢、聘禮記、夕、夫人歸禮、左氏閔二年傳、歸公乘馬、昭廿四年傳、歸王乘舟、……或訓歸饋也、或訓歸遺也、其

實皆⿰米昷字、非歸字也、有古本一而後人分作兩字者、守狩善膳是也、有古本兩字、而後人合爲一字者、⿰米昷歸是也

この説は、金文では歸饋に歸の字を用い、たとえば中方鼎二「中乎歸生鳳𢀛王」・貉子卣「王令士道、歸貉子鹿三」などの例があつて成立しがたいのであるが、次の字を脤と釋することと關聯している。窓齋賸稿にまたいう。

脤卽脤、穀梁隱九年注、歸脤以交諸侯之福、釋文、脤祭肉也、脤亦作祳、說文、祳社肉、盛以蜃、故謂之祳、天子所以親遺同姓也、此云王在⿰米昷脤宮、王謂周王也、天子有⿰米昷脤之禮、因以名其宮也

その説は奇觚・韡華にもみえ、一時行なわれたものであるが、⿰米昷を歸の省聲というは當らず、帚を歸聲に用いる例はなく、また侲が脤・祳と通ずるという證もない。侲は宮中の大儺に奉仕する童子を侲子・侲童といい、方言に燕齊の間では養馬のものをいう。もし本器の銘辭と關聯するところを求めるとすれば、下文に馬卅二匹を賜うとあるから、あるいは馬祭などを行なう宮であるかも知れない。歸脤のため特に宮が設けられていたとは考えがたく、その字釋の上にも無理がある。

この宮では饗醴が行なわれている。師遽方彝では康宮で饗醴が行なわれ、また遹段では莽京大池の禮ののち饗酒がなされている。その禮は諸侯賓客を會して行なわれるもので、大はそのとき宮の守護に任じたのである。厥友とは友官をいう。守を窓齋賸稿に狩と解するも、下文の「召大以厥友入攼」という事實と同じ。善夫は膳夫。銘文はみな善大に作る。郭氏の新版にいう。「善夫原作善大、金文中夫大每通作、如吳王夫差有鑑銘、作大差、卽其確證」。善夫騣の名は他に未見。窓齋に馭と

釋するも、右旁は更の初文である。十二年段においては、善夫職は豖であつたが、十五年の本鼎では善夫駿がその職に任じている。善夫は王の左右にあつて、王命の出納をも掌る。ゆえに饗醴に當つて、駿をして大を召し、その友官とともに、入つて捍護の任に當らしめたのである。「入攼」と入の一字を加えているのは、上文の守は宮の周邊の禁護、入攼は宮中に入つて宮闈を護ることをいう。王身の捍護を主とするもので、毛公鼎にも「以乃族、干吾王身」、また師詢段には「率以乃友、干吾王身」とみえ、何れも侍衛の任をいう。

このときの侍衛の功を賞して、王は走馬雁を召して雖鷗卅二匹をとり寄せ、これを大に賜うた。走馬は官名。師兌の器に左右走馬・五邑走馬の名がみえ、休盤には走馬休の名がある。令鼎にいう先馬走がその職名の起るところであろう。周禮夏官に趣馬の職があり、序の鄭注に「趣養馬者也」とあるも、詩十月之交の「蹶維趣馬」とは走馬職であろう。書の立政にも「趣馬・小尹」の名がある。雁は人名。師湯父鼎にみえる宰雁とはおそらく別人であろう。器の時期がかなり違うようである。「令取」の令は字形が甚だ異つているが、第二器には明らかに令に作る。一・三器ともに字形が甚だしく崩れているのは不審である。

雖鷗は馬名であろう。愙齋賸稿に「二字不可考、當係馬名」という。筠清に雖の音を寶とし、また鷗を黃馬黑喙のものであるという。奇觚に「此二字乃馬名、逸書云、馬之剛矣、轡之柔矣、鷗或取義於剛乎」ともしているが、韡華には駒駼說を出していう。

説文、駒駼北邊之良馬也、騧、説文曰、黃馬黑喙、此字从咼之異文、考經籍有駒駼、而無駒騧、

駒騧疑亦古良馬之名

しかし第二字は明らかに岡に従う字で、駼とも騧とも釋しがたい。第一字は右旁が第二字の馬と異なり、鳥尾のある形にみえ、一應雖と釋したが、大系に字は鵌につくり弁伯段の鵌とその字形近く、鵌にして鵅であるとしていう。

鵌字讀爲鵅、爾雅釋畜、驪白雜毛鵅、鷗當與犅同意、犅爲特牛、則鷗當牡馬

下文に卅二匹と一括してその數をあげており、雖鷗で一種の馬名であろう。禮記明堂位「周騂剛」の剛は牡馬をいう。雖鷗は騂鷗と同じ語例である。取の字形もかなり崩れている。拾遺に「趣馬官主養馬、故王召之、命取馬卅四、錫大也」というも卅匹は卅二匹と釋すべく、二匹は合文。また愙齋賸稿に「言於三十匹中取二匹、以錫大也」というのは、三十二匹では賜與が過大であるとみたのであろうが、そういう語法はない。馬の賜與は概ね馬乘、すなわち四匹を原則とし、本器の賜與は八乘に相當する。宮衞に任じたことに對する賜與としては甚だ隆賜に過ぎると思われるが、それだけの理由のあることであつたのであろう。

大拜䭫首、對覭天子不顯休、用乍朕剌考己白盂鼎、大其子〻孫〻、邁年永寶用

剌考己伯は段に剌伯と稱するものである。盂は別の器名で、自銘に盂と稱するものは段に似て耳なきもの、たとえば匽侯盂のごときをいう。ここでは鼎の特名として稱するもので、字はまた鋆に作り、鄀公平侯鼎に「自作障鋆」と稱している。「大其」の部分は、普通ならば「大其萬年、子〻孫〻、永寶用」とあるべきところで、語序をかえたものであろう。

訓讀

隹十又五年三月既（死）霸丁亥、王、糧侲宮に在り。大、厥の友を以ゐて守る。王、饗醴す。王、善夫騪を呼び、大を召して、厥の友を以ゐて入りて攼らしむ。王、走馬雁を召し、雒䮂卅二匹を取らしめて、大に賜ふ。

大、拜して稽首し、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が剌考己伯の盂鼎を作る。大其れ子〻孫〻まで、萬年永く寶用せよ。

參考

「取雒䮂卅二匹」とは、この儀禮の行なわれた地域に王室の牢閑があり、その斷養中のものよりこれを取らせたものであろう。馬政のことは盠駒尊などにもみえるところで、糧侲宮とはその頒馬の禮の行なわれるところであるらしいが、盠器では僅かに一・二頭を賜うているのに對して、本器では卅二匹が賜與されている。職事の相違などがあるにしても、馬政が甚だ盛大であることを思わせる。夷厲のとき征戰相つぎ、車戰の規模も大となるに伴なつて、馬政もまた大いに整うに至つたのであろう。詩の采芑には、「其車三千」と歌われており、四馬の數もこれに適うものがあつた。

本器の第一器は字迹甚だ劣り、殆んど僞刻かと疑われるほどであるが、第三器の字樣これに近く、當時このような粗鬆の風があつたのであろう。第一器は特に剔抉がよくないようである。それにしても、三器みな既死霸の死字を脫しているのは不審である。ただその記すところは、盠器時代の馬政に比べて、馬の斷養が甚だ盛大となつている事實を示しており、厲宣期の戰力の充實を思わせるものがある。詩の魯頌駉に歌うような事實は、このころすでに周では行なわれていたのであろう。駉の詩篇には馬名が多くみえるが、その「駉駉牡馬」のうち、騅・駱・雒などは、本器の雒と近い字形である。騅は蒼白雜毛、駱は白馬黑鬣、雒は黑身白鬣をいう。また音を以ていえば、その音に近い駓は黃白雜毛の馬である。駉は馬政を歌う詩であるが、そのような祭祀の行なわれるところが、周では糧侲の宮であつたのであろう。駉は詩序に僖公の馬政を重んずるを美めて、「季孫行父、請命于周、而史克作是頌」とあるが、その儀禮は宗周の古儀に本づくとする傳承を示すものである。

一七七、寰盤

寰　盤

時代　夷王董作賓　厲王大系・通考・厤朔・唐蘭

收藏　「(阮)元所藏」積古　「寰盤二、阮氏一器、歸徐寶山軍使、今聞在京師待賈、一器、青綠盤鬱、銘處凹下、近年始顯於世」周存

著錄

器影　大系・一五八

銘文　積古・八・九　攈古・三之二・二三　奇觚・一八・二五　周存・四・四　大系・一一七　小校・九・八〇　三代・一七・一八・二

考釋　韡華・壬・二　大系・一二六　文錄・四・二七　文選・下三・六　厤朔・四・三一

器制　大系に福開森の拓影一を錄している。大小未詳。拓影によって推算するに、徑四五糎前後の大盤であるらしい。器の舊藏者阮元は、「此器甚大、形制古樸、可與虢叔大林鐘竝寶矣」と稱し、寶藏していたようである。普通の盤は概ね口徑三〇糎前後であり、散氏盤は五〇糎、虢季子白盤は一米を超えるが、本器は圓盤としては大型のものである。器は附耳、口緣に環文、圈足部に公字形を含む波狀文をめぐらし、器制は師寏父盤寶蘊・七八　故宮・下・四一五と極めて近い。

銘文　一〇行一〇三字。周存には第二銘を收めているが、僞刻。文はまた薛氏一〇・九の伯姬鼎と同文、ただ「寶般」を「隮鼎」に作る。あるいは雙器であろう。

隹廿又八年五月既望庚寅、王才周康穆宮、旦、王各大室、卽立、宰頵右寰入門、立中廷、北鄉

文錄に器を伊段の翌年の器としていう。「與伊敦祇隔一年、彼文王在周康宮穆大室、與此略同、葢同時作也」という。しかし廿七年伊段と廿八年の本器とは曆譜上その日辰が接續しないので、厤朔には伊段の既望を初吉の誤笵として週名を改め、董氏は伊段の廿七年を廿九年の誤剔として夷王の譜に加えたが、金文において七と九は字形が異なり、誤剔ということは考えられない。また郭氏は、「日辰與伊段日辰亦相銜接」としているが、その計算を示していない。吳・董二家が誤笵誤剔說に

よつて漸く調節を試みている。

周康穆宮は十八年克盨にみえ、夷王期の器である。夷厲のとき、その宮で册命が行なわれたのであろう。利彝敬吾・下・四〇 周存・三・一〇二に周康穆宮・宰頵の名がみえるが、利彝は僞刻で證としがたい。頵の名は、伯頵父鼎三代・四・一・二に「白頵父乍朕皇考庢白吳姬寶鼎」というものがあり、庢伯吳姬の器を作つている。おそらくその伯頵父であろう。器影がなく時期を推しがたいが、字迹は後期のものである。

史茻受王令書、王乎史減册、易褱玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱戜・敱必彤沙　茻は黹形と字近く、あるいはその異文であろう。史茻の名は他にみえない。册命のとき命書を授受することは、免毀に「王受作册尹書、卑册令免」、また頌鼎にも「尹氏受王令書、王乎史虢生册令頌」とあり、册命の書は作册より王へ、王からまた史官に渡されてよみあげられたものであつた。一般の廷禮にはこの記載が省略されているのである。史減の名も他にみえぬが、減は庡の所在地に減庡・下減庡などあり、その地名を氏號とするものであろう。册は册命、𤼈毀に「用册王令」のように、册を單用することがある。易は賜。册易と連讀してもよいが、行爲の内容は異なる。賜與の品目はすでに他器にみえている。赤市より䜌旂までは、善夫山鼎・休盤・頌鼎と同じ。戈琱戜は無叀鼎をはじめ師奎父鼎・師獸毀にみえる。攸勒を除いて、賜與はすべて休盤と同じである。休盤は夷王廿年の器と考えられ、夷厲のとき、これらの賜與が武將への册命に用いられていたのであろう。無叀鼎は虎臣の官嗣を命ずるものであるが、その器の賜與も、赤市・朱黃を除いて他は同

じ。これも夷王期の器とみられるものである。

寰拜䭫首、敢對揚天子不顯叚休令、用乍朕皇考奠白奠姬寶般、寰其邁年、子〻孫〻、永寶用

「叚休令」は他にあまり例のない用語である。積古に「叚古假字、通嘉、嘉休猶魯休也、薛書釋作辱、非是」という。詩に烈假・假樂・昭假の語があり、假・格の意に用いる。文錄に叚休・魯休を「魯叚本同字也」としているが、同字というのは當らない。

「奠伯奠姬寶般」を、薛氏に錄する鼎銘では「奠伯姬隮鼎」に作る。また積古にその奠を「此鄭非宣王弟友所封之鄭、毋曰伯姬、必非周同姓之國也」としているが、鄭はもとより國名ではなく、廟號であろう。韡華にいう。

奠伯之奠、當以解爲謚稱說爲正、史記燕世家有鄭侯、鄭侯之鄭、與此奠伯同也、奠卽定、一聲之轉、故春秋時有定謚、而無奠謚也

夫妻廟號を同じうするものには幽伯幽姜・惠叔惠姬・聖叔聖姜など、その例が多い。文錄に「葢今謚法不備、得此足以證之矣」と論じているが、當時謚法解にいうような謚法は、勿論まだなかったのである。

訓　讀

隹廿又八年五月既望庚寅、王、周の康穆宮に在り。旦に、王、大室に格りて位に卽く。宰頵、寰を右けて門に入り、中廷に立ちて北嚮す。史𦰩、王に命書を授く。王、史減を呼びて册せしむ。寰に玄衣黹純・赤市・朱黃・鑾旂・攸勒・戈琱䖍・厚必彤沙を賜ふ。寰、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる假休の命に對揚し、用て朕が皇考奠伯奠姬の寶盤を作る。寰其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

大系に寰を詩にみえる方叔にして寰・方は一名一字、その時期は厲末にして、師寰𣪘のいう戰役は宣王六年の淮夷討征に外ならずとしていう。

此盤紋樣、在脣沿及耳上者、與鬲攸从鼎・鬲从盨等相同、在脚部者、與小克鼎相同、知其時代相隔必不遠、又此寰、余謂與宣世師寰𣪘之師寰爲一人、彼𣪘敍寰征伐淮夷、折首執訊有功、與召伯虎告慶𣪘同時、事在宣王六年、宣王時征伐淮夷有功之臣、見于詩者、除召伯虎外尚有小雅采芑篇采芑之方叔、方叔當是字、與寰對文相應、而詩言、蠢爾蠻荊、大邦爲讎、方叔元老、克壯其猶、方叔率止、執訊獲醜、與𣪘銘所言復相符、用知師寰卽是方叔、唯方叔在宣王初年已稱元老、知必厲世舊臣、本盤言廿又八年、則是厲王二十八年也、又日辰與伊𣪘日辰亦相銜接

名字の對待は春秋期にはその例が多くみられるが、金文にその證を求めうるものは極めて少い。金文の場合、家氏の號と私名との區別が容易でなく、名字對待は私名とその字との關係に對して施すべきものであるが、寰がその私名であるのか、あるいは家氏の名であるのか明らかでない。師遽・師趛・師彔の場合でも、遽伯・遽仲、史趛・彔伯㦰などの呼稱を參照すると、それらは私名という

よりも家氏の號と解すべく、また方叔のように某叔というものも、毛叔・井叔・戈叔・遣叔などは字號とはみえず、その氏を稱しているようである。また寰は圜と必らずしも一字でなく、圜・方の對待も成立しうるとはいえない。明らかにその專名とみられるものは、廟號のみともいえるのである。ただ本器の紀年は、郭氏のいうように伊設とは接續するが、厲王ではなく夷王の譜には合う。

伯頵父鐘

從つて夷末の器であり、師寰の器もまたそれより遠からざる時期のものであろう。

寰の器にはなお薛氏一〇・九に伯姫鼎として掲げる寰鼎があり、銘は殆んど同文である。薛氏に「文詞典雅、字畫絶妙、使人見之、盡日不厭云」とあり、當時艷賞されたものであるらしい。

なお本器にみえる宰頵の器と思われるものに、次の諸器がある。

＊伯頵父鐘周存・補・一・一二（巻三末附）

鼓上に雷文形の文様相對し、旁に稚拙な一鳳形を付している。鉦に「白頵父乍朕皇考屖白吳姫龢薔鐘」二行一四字の銘あり、字迹はかなりよいが、鐘字は鳥旁に從う。虢叔旅鐘にもその字形がみえており、一時行なわれた文字であろう。ただ鳳形があまりに稚拙なものであること、他に殆んど著錄のないことが注意される。

＊伯頵父鼎　兩罍・三・六　懷米・一二　攈古・二之三・二〇　筠清・四・一七　愙齋・五・一六　周存・二・三九　小校・二・九二　三代・四・一・一

伯頵父鼎

兩罍に「通高今尺一尺九分、深五寸四分、耳高二寸一分、足高三寸七分、口徑一尺、重今庫平三二〇兩」とあり、文四行、「白頵父乍朕皇考屖白吳姫寶鼎、其邁年、子〻孫〻、永寶用」の二三字を銘する。字迹は鐘と殆んど同じ。器は立耳の獸足鼎。項下に變樣夔文、脚頭にも獸首を飾り、それぞれ文樣の部分に鈎稜がある。鼓腹はかなり傾垂が大きい。小克鼎の下腹波狀文を除い

た形と近い。おそらくその時期に入りうるものであろう。兩罍にいう。「舊爲蘇州曹秋舫所藏、亂後與齊侯罍、同日歸於余齋」。

伯頵父鼎銘

＊伯頵父段　甲・一二・四九

甲編にいう。「高四寸一分、深三寸五分、口徑五寸七分、腹圍二尺三寸一分、重八十三兩、兩耳有珥」。失蓋。口下と圏足に變樣夔文を飾り、器腹は瓦文。師旋の第一器に似て三小足なく、器制は夷王期より下らぬものとみられる。銘は鼎と同じく、ただ鼎を段に作る。

伯頵父段

以上の三器はすべて器様を知りうるもので、銘文も字迹も近く、一時の作であろう。夷王期に屬しうるもので、袁器の宰頵と一人であるか否かは確かめがたいが、厲初にもなお存しうる人である。宰頵の名のみえるものに利彝あるも僞銘、周存に平湖朱氏の藏器というが、朱氏に僞器の多いことは定評がある。また別に利彝周存・二・一〇二あり、「唯王九月丁亥、王客于般宮、井伯入右利」など約五十字を刻するも、同じく僞刻である。

一七八、師寰毀

時代　夷王董作賓　宣王大系・厤朔・通考

收藏　一、「湖北漢陽葉氏藏」攈古　「三原許氏、呉縣潘氏藏」周存　二、「湮陽端氏藏」周存

著錄
器影　二、陶齋・二・一二　大系・一〇七　獲古・二五　上海・五三
銘文　一、筠清・三・三五　攈古・三之二・五二　敬吾・下・一四　奇觚・四・二五、二六　窓齋・九・一四、一五　周存・三・一六、一七　大系・一三五、一三六　小校・八・七六　三代・九・二八・一、二　書道・八五　二玄・三三七
二、周存・三・一七　陶齋・二・一二　大系・一三六、一三七　小校・八・七八　三代・九・二九

考釋　窓齋賸稿・四八　拾遺・下・一一　韡華・丙・三三　大系・一四六　文錄・三・九　文選・上三・一四　厤朔・五・九　積微居・一五三、二二六

器制　第一器は器影を傳えず、器制不明。第二器について陶齋にいう。「高八寸四分、深五寸四分、口徑九寸五分、腹徑一尺二寸二分强、耳徑長六寸三分、闊三寸四分」。失蓋。兩耳犧首、珥あり、犧首の角飾大、珥の尾端は外折して魚尾状の文樣を付している。口下に變樣虁文あり、腹にも瓦文、圈足に鱗文を飾る。三小足にまた獸首を付している。器制は伊毀に近く、虢季子組毀・蘇公子毀もこの形制のものである。

銘文　二器。第一器、器文一〇行一一七字、蓋文一一三字。第二器、器文一一行一一七字。大系は一の蓋文を重錄、一の器文を二の蓋文とする。周存にいう。「師寰敦二、余得一全形拓本、大遼常敦、有平安館審定金石文字・南陽葉氏中寅父・漢陽葉志詵三印、志詵殆東卿之弟、是此器初在葉氏也」。これ筠清・攈古に錄するところのものである。

師　寰　毀

王若曰、師寰父、淮夷繇我貟畮臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗速我東馘

廷禮を記さず、直ちに王命を述べている。王若曰とは史臣傳語の辭である。征命であるゆえ、あるいは普通の册命と儀禮に異なるところがあるのであろう。

叏は父。師寰父というに同じ。舊釋に叏を戚と釋し、「師寰戚淮夷」とよむが、下文の主語を失う。拾遺にこの釋を「未碻」としながらも自說を示さず、奇觚には摑にして聝と解し、愙齋と同じく「師寰聝淮夷」とよんでいる。大系にはじめて叏を父と釋し、「叏卽父字之異、父字本斧之初文、古作父、象以手持石斧之形、此从戉从又、爲父字之異無疑」といい、新版に字形を「象有孔斧」と說いている。戉字中に一圓孔を加えた形に作る。父は斧頭をもつ象、叏はその全形を描いたもので父の繁文。ただ父をこの字形にしるす例は殆んどない。

繇を愙齋に「當讀如民之謠言、離騷謠諑之謠、卽此字之變文」といい、拾遺には謠と釋する翁方綱の說を引いている。字は宜侯矢𣪘に「繇、侯于宜」、彔伯𢦚𣪘に「王若曰、彔伯𢦚、繇、自乃且考、又勳于周邦」と感動詞に用いる。師克盨には「𣪕繇隹乃先且考、又𢦚于周邦」の語がある。繇は本來・從前の義である。貝晦を大系に貝は布、晦を賄とし、布帛の賦貢義務と解しているが、晦は字のままに農作物とみてよい。今甲盤ではなお進人の義務をもあげている。賦調以外に定時に生口を供するものであるが、それは同時に異族の服屬關係を示す事實である。このような服屬關係は、おそらく噩侯馭方を首謀とする叛亂が、徹底的な討伐によつて壞滅された夷末厲初以來、決定的となつていたものであろう。

次の句に「今敢」の二字を著けているのは、そのような從來の服屬關係を棄てて、淮夷がまた以下に述べるような抵抗を試みたことをいう。博は虢季子白盤に博伐の語があり、愙齋にその字である

とする。郭氏は、厥という代名詞を淮夷を指すものとみて、迫と解し、また衆叚の叚を暇の義とし、「謂迫其衆使暇」、すなわち租調を怠る行爲とみている。文錄には、「衆叚者、衆有瑕釁之人、猶云群不軌之徒也」として、爭擾を起す意と解している。

「榑厥衆叚」は、次の「反厥工吏」と對句をなす。郭氏は工吏の句について、「謂背叛王官、古者王官亦稱工、吏字余舊釋爲事、今正」という。周の司政の者に反抗すると解しているのであるが、上句の厥を淮夷、次句の厥を周人とみており、上下の對應を失っている。

兩句の表現からは、淮夷が周に對して積極的な攻擊に出ているとは解しがたく、下句の「弗速我東䤴」も、貟晦の徵收を不可能にしているというほどの意であるから、この兩句は賦貢を拒否する行爲をいうものとすべきである。當時の異族に對する賦貢徵收の具體的な方法は知られないが、貢納者が自己の負擔においてこれを進貢したこともあるであろうし、また周側から徵收官が派遣され、ときには常在の司政官がおかれていることもあつたであろう。詩の小雅大東は殷系の譚國に對する賦貢徵收の狀を歌つたものであるが、周から徵收官がその地に赴き、跳梁を極めたようである。本器における淮夷の貟晦徵收も、おそらく衆叚・工吏の徒がその徵收輸送の任に當つたものであるらしく、これに對して淮夷が畏迫行爲に出て賦貢を拒否し、退散させたのであろう。從つて厥は兩字とも周を指し、衆叚・工吏はその徵貢に從うものをいう。叚の語義は明らかでないが、そのことに從う衆僕の意であろう。

「弗速」を文錄に「弗迹猶不軌也、詩、念彼不蹟、載起載行」という。詩は小雅沔水の第二章。器銘の速はおそらく賚で、兮甲盤に「淮夷舊我貟晦人、毋敢不出其貟・其賚・其進人・其貯」とある賚で賦貢の一であるが、「弗速」とは「弗績」にして賦貢の入らぬことをいう。東䤴は東國、淮夷の居住する地域をいう。淮夷は江淮の間に東西にわたつて蟠踞しており、南淮夷とも東夷・東南夷ともいう。尤も夷種は沿海と江淮の地と、地域的には大別しうるのであるが、何れも夷系に屬する種屬であつた。

今余肇令女、逹齊帀・㠱[illegible]・僰屄・左右虎臣、正淮夷、即質厥邦嘼、曰冉、曰[illegible]、曰鈴、曰達

淮夷の不廷により、その虜酋に對して征命を發するをいう。征命は虜酋の名をあげて、その對象を明示している。肇は肇始。齊帀以下、おそらく部族の名であろう。この征旅には各地の部族が動員されたらしく、𨌠鎛に「[illegible]叔之孫、遹仲之子」とあつて、齊も族名であろう。齊侯のことではない。㠱[illegible]も㠱族の一と考えてよい。㠱器は多く山東から出土するが、㠱の名は卜辭にもみえ、金文の己・㠱に當り、その器は壽光からも出土している。東方の古族である。僰屄は未詳。三者何れも淮夷と接壤する地域の氏族軍であろう。これに王室から左右虎臣の軍を加えて混成し、師寰をその總帥に任じたのである。

即は金文において即就の義に用い、副詞の用法はない。接續詞には則を用い、兮甲盤にも「則即井」の語がある。「即質」二字で動詞、その對象は「厥邦嘼」である。即はその地に即き臨むをいう。質は[illegible]。拾遺に說文の退の字とするも、師旂鼎に「旂對厥[illegible]于尊彝」とあつて質の初文であろう。師旂鼎は軍事裁判の判決を記したもので、質は質劑や問責の意に用いる。鑕は椹質を加える意であ

る。この文では、現地に就いて問責するをいう。最後に虜酋の名を列しているが、かれらは今次の進貢拒否の首謀者とみられているものであろう。

嘼を楊氏は首の義とし、その聲義を論じている。

> 嘼字孫仲容讀爲守、以冉粦鈴達爲淮人所守城名、郭沫若云、嘼乃酋首字、見小盂鼎、冉粦鈴達均淮夷之酋長、吳闓生說同、樹達按、郭吳說義良是、孫說非也、惟吳不明言嘼當讀爲何字、郭則讀嘼爲酋、余謂酋與嘼同屬幽部字、韻固相近、而聲則相遠、余意嘼當讀爲首、廣雅釋詁云、首君也、然則銘文之邦嘼猶尚書之邦君也、說文嘼部云、獸守備者也、廣雅釋詁云、獸守也、皆以守釋獸、詩車攻云、搏獸于敖、後漢書安帝紀注引作薄狩于敖、漢張遷碑云、帝遊上林、問禽狩所有、以狩爲獸、蓋獸爲初字、狩爲後起、實一字也、嘼爲獸之聲符、守首古音同、獸與守狩同音、知嘼可通首矣

嘼・守の聲義相通ずることについては、すでに拾遺に詳論がある。嘼字は小盂鼎に數見しており、中に「執嘼二人」・「執嘼一人」の語もみえ、酋の義である。また詩に執訊獲醜の語があるが、醜もまた嘼と聲義同じ。執訊は金文に執嚥という。詩の獲醜は金文の執嘼に當る語である。嘼は勇武荘敬の意をもつ語で、郘鐘には「余嘼嫛武」、嗣子壺に「柬〻嘼〻」のような語例もあり、醜と聲義が近い。よつて虜酋の意となつたものであろう。嘼の聲義は、金文の中にその證を求めうるのである。

> 師寰虔不家、夙夜卹厥牆事、休既又工、折首執嚥、無諆徒駿、毆孚士女羊牛、孚吉金

征命を果し、その戰果をいう。上文に師寰父といい、ここに師寰というのは、他より稱するときには父を付し、自らいうときには父をつけないのが通例であるらしく、父はもと尊稱であることが知られる。不家は不墜、征命を失墜せず、勝利をえたことをいう。夙夜は本來祭祀用語であるが、日夕の意に用いる。「卹厥牆事」を窓齋賸稿に「牆古嗇字、嗇事稼嗇之事、言征伐而勿害農時、卹民事也」と解するのは、迂遠に失する。牆は銘文では兩禾に從うが、說文に牆の籀文としてみえている字である。大系にいう。

> 卹厥牆事、與追段卹厥死事同例、死通尸、主也、謂愼所主持之事、牆則讀爲將、春秋牆咎如、公羊作將咎如、卽二字同音通用之證、論語憲問、闕黨童子將命、卽此牆字義、舊釋爲穡、以農事爲說、大謬

郭氏の擧證は人名を用いたものであるが、人名には假借が多く、字義通假の證とはしがたい。これと似た句例としては、なお叔夷鎛に「女不家、夙夜官執而政事」・「尸不敢弗憼戒、虔卹厥死事」の句があり、牆事はこの場合政事に近い語である。師寰が齊帀・左右虎臣を率いて淮夷を征したのはもともとその貢晦賨賚の類を淮夷が進貢することを拒み、そのための不廷を質し賦調を征取するにあつた。政とは征、租徵を取ることをいう。牆事もその意味で政事に近い語とみられる。卹は愼、命に勤めることをいう。「休既又工」とは「休又成事」と同じく、目的の達成をいう。かくて折首執訊の軍功をあげたのである。

「無諆」は金文において萬年無諆・眉壽無諆・男女無諆・受福無諆のように無量をいう。奇觚に「言多也」、攈古に「言無算也」というのがよい。この語を名詞の前に修飾語として用いた例がな

く、そのため窓齋賸稿に「諆當讀欺」とし、大系にも「諆欺也、欺誤也、無誤徒馭、猶小雅車攻言徒御不驚」と解するが、上文に折首執訊をいい、下句にも孚獲のことを記しているのであるから、この句も軍功の一をいうと解すべきである。これによると、淮夷もまた車乘をもち、徒駮を擁して抵抗したことが知られる。あるいは、師寰の戰功を折首執訊までにかけ、無諆徒駮を毆孚・孚金にかけ、主語を兩者に分つことも考えられるが、そこまで解する必要もないようである。淮夷が當時車乘徒駮を以て對抗したとすれば、その戰力もまた侮りがたいものがあつたであろう。

毆は毆打でなく、驅逐して孚獲するをいう。士女牛羊に毆孚といい、吉金には單に孚という。士女の孚獲は、進人の義務を怠つたことに對する意味もあつたかも知れない。この地の戰果として金の孚獲があげられているのは、當時いわゆる南金の生産がすでに行なわれていた證とすべく、諸夷の擡頭もこれらの生産に負うところがあつたものとみられる。

今余弗叚組、余用乍朕後男𤔲障𣪘、其萬年、孫〻子〻、永寶用享

この末文の首一句は甚だ難解で異説多く、また「後男𤔲障𣪘」という語も異例である。いま一應諸家の説をあげておく。窓齋賸稿は首句を「釋甲而不暇俎」、また𤔲を人名とする。

組組甲也、左氏襄三年傳、帥組甲三百、注、組甲、漆甲成組文、禮記少儀、甲不組縢、注、組縢以組飾之、及紟帶也、今余弗叚組、言釋甲而不暇俎也、𤔲、龔定盦釋𤔲、人名

戰陣より歸り、甲を釋く暇もなく器を作ると解するのであるが、あまり早卒に過ぎて妥適の解ともしがたい。拾遺は𤔲を臘祭にして、後男の男は爵名、先祖を臘祭する器と解する。

銘勒武功、宜于祭祖考之器、未有爲子孫作器而銘功者、此云作後男𤔲尊敦者、後男當卽師寰之祖父、高克尊、用作朕穆考後中尊、此云後男、猶彼尊云後中也、男者擧其爵、遣小子敦作招男王姫𪔶彝、亦稱其祖父之爵爲男、可證、𤔲當爲臘之省、𤔲敦者、臘祭所用之敦、禮記月令、孟冬之月、臘先祖五祀、鄭注、臘謂以田獵所得禽祭也、……周本有臘祭祖考之禮、後人或謂臘爲秦制、非也

武功を勒して子孫の器を作ることなしというも、自作の器は敔𣪘三・禹鼎などその例多く、また男を爵號に用いた例をみない。令彝に「諸侯侯田男」あり、遣小子𣪘三代・七・二八・四に□男、また□侯簠三代・一〇・一四・三に叔姫寺男の稱はあるが、何れも自ら稱する名でなく、廟號もしくは人名である。かつ臘祭のような特定の時祭のために器を作る例もみえず、後男を師寰の祖父とするも證のないことである。

以上が叚組と後男𤔲とについての舊説の代表的なものであるが、近代諸家の説をも列記する。

韡華　叚組、義未詳、男下𤔲字、卽臘之古文、後男當是師寰之子、此金文爲子姓作器之一例

大系　弗叚組、當讀爲拂遐組、猶言解征轡也、後男猶令𣪘言婦子後人

文錄　爲後嗣臘祭所用

文選　按朕後男、猶言我後人作器者、自謂作器以備臘祭、對其先人言、故自稱朕後男、如後男謂其先人、當稱祖考

文選は「朕後男」を、先人に對して後人たる我の意とするのであるが、朕は領格の語であるから、その意ならば「余小子」の例のように「余後男」というべきである。

「今余弗叚組」は、銘文の末辭で作器の由來をいう語である。ゆえに「釋甲而不暇組」や「解征巒」のことをここでいうはずはなく、對揚の意を含む文辭とみるべきである。銘文はまず王の征命を記し、次にその征命を完うしたことをいう。王よりの策勳賜與のことは述べられていないから、對揚の意は、その武功を守つてくれた祖考に對するものと考えてよい。叚組は否定詞弗を伴なつていて動詞であろうから、祖考の靈に對する心意を述べた語とみられる。

組はあるいは祖の異文であろう。祖は概ね且に作り、ときに取、また祖・相に又を加える字形に作る。虢季子緌の緌も同様の造字法である。「今余弗叚組」と語例の近いものを求めると、班毁「班非敢覓」、卯毁「今余非敢𡗝」などがあり、何れも祖考に對する語である。班毁の「班非敢覓、隹作卲考爽益、曰大政」は、本器の「今余弗叚組、余用作朕後男巤障毁」というのと、同じ語法とみてよい。叚は遐、遐忘・遐棄の意であろう。從つて句は「今余弗忘祖」の意となる。「班非敢覓忘」と同じ意の句となり、器を作るに當つて、祖靈の眷寵を思う語を著けているのである。後男については、積微居に世子を後子という文獻例を多くあげて、後男とはすなわち世子であるという。そして巤については祭名の臘とみるもよし、また後子の名とするも通ずるとする。子姓のための作器とする點において韡華と同説である。臘祭説は器銘の例からみて信じがたく、一應後男の名としておくのが無難であろう。

彝器は祭器であるから、概ね先人を祀るために作られる。自作の器にして先人の名を勒していないものでも、廟器であることはいうまでもない。これを子姓のために作るのは、概ね媵器としてである。すなわち彝器は、祖考を祀るものと、媵器とに分ちうる。媵器といえども、後日の祭器として與えるもので、いわば子姓に與える祭器である。

子姓のための作器には、物故して家廟に入つたもののための祭器もある。毁器の「用作大子丁」三代・六・四九・一 などはその例であろう。稀に生人のために作るものもあり、「毳作王母媿氏餴毁、媿氏其眉壽、萬年用」三代・七・三八・三～三九・四 あるいは「函皇父作琱娟般盉、……琱娟其萬年、子〻孫〻、永寶用」三代・八・四〇・二 のように、その人の眉壽永命を祈る嘏辭を加えている。これらは一應、媵器的性質をもつものと考えてよいようである。

本器の場合、世子の名を記して祭器を作つているものとすれば、あるいは大子丁の器のような場合を考えうるかも知れない。さらに想像の言にわたることが許されるならば、寰の後男は、あるいはこの征役において陣沒したというような事情があつたのであろうか。何らか特定の事情がなくては、後子のために器を作ることは考えられず、ともかく甚だ異例のことである。呂中僕爵というものがあつて

呂中僕作后子寶障彝或 三代・一六・四〇・八

と銘している。爵銘では往〻人名を行款の外にかく例があるので、銘はあるいは「呂中僕作后子或寶障彝」とよむべきであろう。それならば本器の「余用作朕後男巤障毁」と全く同例となつて、子姓のための祭器と解しうる。「今余弗叚組」という異例の語も、世子を失なつたことを祖靈に謝する意味をもつものであるかも知れない。

訓　讀

王、若（かくのごと）く曰く、師寰父よ。淮夷は繇（もと）我が貟畮の臣なるに、今敢て厥の衆段を薄し、厥の工吏を反せしめ、我が東國に績あらざらしむ。今余、肇めて女に命じ、齊帀・曩贅・僰屍・左右虎臣を率ゐて、淮夷を征し、卽きて厥の邦酋を質さしむ。冉と曰ひ、䢅と曰ひ、鈴と曰ひ、達と曰ふ。師寰、虔しみて墜さず、夙夜厥の牆事を卹しみ、休にして既に功有り。折首執訊あり。無諆なる徒駿あり。士女羊牛を毆俘し、吉金を俘れり。

今余、弖組せず、余用て朕が後男巤の隮段を作る。其れ萬年、孫〻子〻、永く寶用して享せよ。

參　考

本器の師寰父・師寰は、寰盤にみえる寰と同一人であろう。それで郭氏は、寰盤の寰と同じく、この師寰を詩の方叔に擬し、その人と時代とを論じていう。

此與兮甲盤及召伯虎第二段、爲同時之器、觀其文辭字體事跡、卽可以判之、蓋當時出征淮夷者、不僅召伯虎一人

又此師寰、余意卽小雅采芑篇之方叔、詩云、蠢爾蠻荊、大邦爲讎、方叔元老、克壯其猶、方叔率止、執訊獲醜、所言事跡、與此相合、寰與方、蓋一名一字也、寰叚爲圜、名圜而字方者、乃名字對文之例、如沒字子明、偃字子犯之類

郭氏は寰盤を厲王期に屬し、本器を宣王期に列しているが、それは厲王期の寰が、宣王期には詩にいう元老の地位にあつたとするものであるが、寰・方の名字對待說の信じがたいことについては、すでに寰盤の條に述べた。寰は私名でなく、その家の名と考えられる。

寰盤には廿八年の紀年があり、その日辰は夷王の譜に合う。そのとき、おそらく師氏職の册命を受けているのであろう。本器では王が師寰父と稱しており、それより後の器であろう。

錄入した銘文は第一器の蓋文。字迹はよろしきも最も脫文の多いもので、第二行「厥工吏」の厥、第三行に我と齊、第七行に折首の折を缺く。彝銘脫字の甚だしい例となしうるものである。

一七九、鬲從盨

鬲從盨

器名　鬲比簋澂秋　鬲從簋周存

時代　厲王大系・通考・厤朔

收藏　「丹徒劉氏食舊堂舊藏、今歸閩縣陳氏澂秋館」

貞松

著錄

器影　澂秋・上、二三　大系・一三〇　通考・圖一四

銘文　周存・三・一五二　貞松・六・四四　大系・一一六

小校・九・四三　三代・一〇・四五・二

考釋　韡華・丁・八　大系・一二四　文錄・四・五　文選・下三・三　通考・三六三　積微居・二七二

器制　澂秋にいう。「器高建初尺五寸八分、口徑前後八寸、左右一尺零七分、深三寸九分、腹圍三尺四寸八分、重庫平一四九兩」。また通考にいう。「高四寸一分、口縱五寸六分、横七寸五分、腹飾瓦紋、口飾重環紋一道、兩耳作獸首形、四足、失蓋」。器は繪圖・拓影を存するのみ。文様は師寏父段・叔向父段と同系である。

銘文　器文　一二行一三八字

隹王廿又五年七月既□□□、□才永師田宮、令小臣成、友逆□□內史無𧵍、大史旟曰、章厥𥌸夫□鬲从田、其邑□□□、復友鬲从其田、其邑复𢘁言二邑、𢃄鬲从

既□は既望であろうが、干支未詳。□才は王在。師晨鼎の「王才周師彔宮」と語例同じ。永は地名、永地の師田の宮に王が親しく臨んで、田邑の爭訟に決裁を與えることを記したものである。師汓父宮・大師宮・師彔宮など、師氏の宮廟に王が親臨している例が多い。

小臣は官名。小臣の名を郭氏は成、容・楊二家は成友とするが、小臣の名には單・謎・宅・靜・傳など、單名の例が多い。友逆の二字は動詞。以下二字缺文であるが、內史無𧵍と大史旟とに王命を傳えたのであろう。大段二に「王令善夫豖、曰趞嬰曰」とあり、同じく傳命を命ずる語である。友は下文に復友の語が三見し、同じ字である。下文に十三邑を復友すべきことを命じており、この內史・大史はその典錄、記錄のことにも與かつたものであろう。逆は曶鼎にいう逆付のことであろうが、下文の二字が缺泐していて確かめがたい。

章厥の厥は領格を示す語。從つて章は人名。令彝「明公尹厥宔」、同段「天子厥休」のごとし。積微

居に章を動詞にして賞賜の賞と解していう。

章假爲彝銘常見之賞、通讀爲賞者也、說文六篇下貝部記、賞从貝商省聲、商从章聲

そして、下文の三邑は賞賜された邑名とするが、厥以下の數字についてはふれていない。下文にも「㒸厥」のように同じ構造の句があり、末文に十三邑を復友すとあるから、この三邑のみを賞賜の邑とは解しがたいところである。

䍿は便宜を以てこの字形に隷釋したが、字は未詳。郭氏は䍿夫も下句の小宮もみな官職の名であるとする。䍿夫はおそらく徒隷の屬で、曶鼎に「匡衆厥臣廿夫」とあるような關係であろう。夫下の一字また未詳。動詞の入るべきところである。郭氏いう。

乃釣句之象形文、當卽釣之古字、廣雅釋器、釣鉤也、莊子外物篇、任公子爲大鉤巨緇、釋文云、鉤本亦作釣、東方朔七諫、以直鍼而爲釣、卽謂以直針而爲鉤、釣者取也、交易也

すなわち字を釣形にして、賣買をいう語とする。しかし字形は釣鉤の象に似ず、鬲字の從う口形の器を持する形である。銘文の全體からみて、この字は何らかの犯罪的行爲を意味しているらしく、その行爲に對する贖罪が議せられているのであろう。事件は曶鼎の寇禾のことに類しているように思われる。

「鬲从田、其邑□□□」は、被害を受けた邑名をいう。下文の「復友鬲从其田」は、その原狀を回復し返還する意とすべく、復友は命令形によむべきところである。其は厥と同じく領格を示す字である。

隔从の隔の字釋については、澂秋館に載せる王國維の跋に詳しい。王跋の大半はその字釋に費やされている。王氏は隔を説文の𩰫とし、

以聲類求之、當卽𩰫字、且說文𩰫字、或卽此字之譌也、散氏盤作𩰫、从鬲吅聲、說文吅讀若讙、古音歌元二部陰陽對轉、故𩰫字亦得以吅爲聲、此簋作隔、則又𩰫之省也

という。𩰫は説文に「讀若過」の音とし、土釜をいう。隔从はまた散氏盤にみえる攸从𩰫のことであろうが、散氏盤ではその有嗣十夫中の一人である。王跋に盤銘にもふれていう。

散氏盤之𠈇從𩰫、卽鼎文之隔攸从、而𩰫字誤書在下、知此簋及鼎文之从、並當讀從、散氏盤稱𩰫𠈇從爲克之有司、而此鼎簋第十行亦有善夫克語、又足知此器出土之地、去克鼎散盤相近矣

隔攸從の名は本器では隔從、鼎では隔攸從、また散氏盤では𠈇從𩰫と稱している。名號がこのように異なるのは不審とすべく、韡華には攸從を兄弟二人の名と解している。そして隔攸從は兄弟二人の名を署し、隔從はその一人で、攸すでに沒してその嗣を繼いだものであろうとしているが、本器よりも遙かに早い制作とみられる散氏盤にすでに𠈇從𩰫の名がみえているのであるから、この説は成立しない。ただ散氏盤の隔と本器の隔とは、その地位聲望にかなり異なるところがあるようであり、また散盤の文樣・文字は厲末にまで下るものともみえず、兩器の隔はかりに一家とするも、必らずしも一人とは定めがたいようである。

復友を、郭氏は還付する意とする。

復友字三見、均是動詞、且當有還付之意、是知友當讀爲賄、言旣釣其田、則還報以邑也

郭氏の意は、上文の田とこの邑とを交換したとするもので、章の使者が隔從の田を買入れ、その代償としてこの三邑を隔從に賄し、交換したものと解する。從つて下文もみな交換の契約に關するとみるのであるが、各條みな相手方が異なるのに、文末に十三邑を合せて復友したと記しているのは、事情に合わぬことである。

この條の理解は、以下各條の解釋を決するものであるが、文意の把握が甚だ困難であるため、王跋には殆んど本文の內容にふれず、文選のごときは句讀をも施していない。積微居にはじめて逐句譯を試み、

按此銘奇字頗多、不易辨認、而文理則大致平易可通、惟用字及文法組織、喜變易不恆、不肯蹈複見之病、蓋制銘者用意經營之作也

と稱しているが、決して大致平明とはいえぬ文である。楊說については後にいう。いまこの條は、章の下臣たるものが隔從の田とその二邑に對して加害行爲をしたので、王命によつてそれに代る田を還付させたことをいうものと解しておく。「其邑复𢘓言二邑」は、上文缺文の三字とは別の邑名である。田土の侵奪などの加害行爲に對して返還を命ずるのは當然のことであるが、同時にその犯罪的行爲に對して贖罪が課せられるのは、すでに曶鼎にその例がみえる。

亖厥小宮、□隔从田、其邑彶眔句商兒眔讎戋、復限余隔从田、其邑競□才三邑、州瀘二邑、凡復友

この條は亖に對する處置をいう。亖は复の上部に當る字形で、人名。その隷下の小宮の職にあるものが、同じく隔從の田邑に對して、加害もしくは侵奪の行爲があつた。缺釋の字は、前條と同樣、

灌勺をもつ形の動詞である。被害を受けたのは、彶以下の三邑である。戈を大系・文錄に次句の首におき、語詞の載とするが、金文にその例なく、讐戈で地名であろう。これに對して下文に、別の三邑・二邑の交付が命ぜられているのである。

「復限余」について、郭氏は期限づきで田土と奴隷との引渡しを命じたものと解している。

限余當是限賒、言付以期限叚借也、言邑則邑人自當在其中、以邑易田、直是以人口易田、易訟之九二、不克訟、歸而逋其邑人三百戶、古之邑人乃奴隷也

限は金文に動詞の用例なく、字義未詳。章のときには、復友と奐とを用いており、この條では復限という。期限を付することは他の條には記していないから、あるいは區劃上のことであるかも知れない。また余を賒に用いた例なく、復限余の三動詞を連用するのも異例である。余某のように同位の用法は多くみえるところであるから、その用法であろう。それならば余𨟭從と田とは雙賓語となる。楊氏のように復友・奐と復限・余と文字を易えて語法の復重を避けたとするみかたもあるが、それにしても余の位置が適當でない。

交付する邑名が、上三邑・下二邑と分記されているのは、おそらくその所在を異にするからであろう。これらの邑は、被害を受けた邑と名を異にしている。以上が𨟭從の提訴に對する裁定で、小臣成によつて傳達されたものである。

復友𨟭从□十又三邑、厥右𨟭从善夫□

𨟭從に交付された邑はすべて十三邑である。すなわち章が被害を與えた三邑と賠償の二邑、壹の被害を與えた三邑と賠償の五邑で合せて十三邑となる。𨟭從の所有田六邑と、賠償として交付された七邑の合計數である。以上は、裁定の結果が履踐されたことをいう。十三邑中、州の名が散氏盤にみえるほかは、他に所見がない。

𨟭従下の一字は日と釋すべき字形であるが文義通じがたく、文錄には田字とし、楊氏もこれに賛している。もともと衆は邑中の人を示し、卜文では衆の上部をこの形に作ることがある。邑に近い意味の字であろうが、その釋を定めがたい。

厥右とは、田土の授受の立會人であろう。大系にいう。

與散盤末行、厥左執緌史正仲農、頗相似、葢謂券契之右側歸𨟭从存執、唯突出善夫克之名爲異、或者其猶後世之證人耶

「厥右𨟭從」と「善夫克」と分つて讀み、善夫克の名が屬するところがないとするのであろう。積微居に、右を册命の右者と同義と解していう。

實則謂善夫克右𨟭从耳、他器此語皆在銘首、此則置之銘末、亦變例也、又此文與散氏盤銘末、厥左執緌史正中農、文字形式相同、然只是貌似、決非一事、萬不可誤認者也

器銘は廷禮册命を記すものでなく、曶鼎の寇禾事件と同様、田邑に對する損害賠償の爭訟であるから、廷禮のような右者を必要としない。曶鼎では、被害の事實や提訴の手續、その審理の經過、裁定の結果、判決の執行に關する逐一の記載があり、その經緯が詳細に知られるが、本器には手續上のことがすべて略されている。ただ裁定の執行に關與したものの名をあげているのは、この器銘が

いわば權利證書的な性質をもつものであるため、認證者を必要とするからであろう。

善夫の名は克と釋されているが、字形が異なる。克氏の克ではない。また善夫は鬲從の善夫であり、王臣ではない。鬲從の善夫たる某が、その引渡しを確認し、これに認證を行なつたものと解すべく、郭氏のように「厥右鬲從、善夫克」と句讀し、あるいは楊說のように廷禮の右者と解しては文義を失なう。この事件の原告であり權利者である鬲從が右者となるはずはなく、善夫の語を切りはなしてはその語の屬するところがない。楊氏はこの器銘を「變易不恒」、型破りの文と評しているが、記述そのものはむしろ簡易に過ぎるものというべきであろう。

鬲从乍朕皇且丁公文考叀公盨、其子〻孫〻、永寶用　乂

皇祖を丁公と稱し、文考を惠公という。鬲攸從鼎の末文に同じ。文末に圖象文字款識があり、その家は東方の出自であろう。祖には干名を稱するが、考には干名を用いていないことが注意される。廟號の上にも、東西混融の現象が起つているのである。

訓　讀

隹(これ)王の廿又五年七月既〔望、□□、王、〕永の師田の宮に在り。小臣成に命じて、逆□することを內史無䠬・大史旟に侑せしめて曰く、章の䍙夫、鬲從の田、其の邑□・□・□を□せり。鬲從の田を復侑し、其の邑复・憖言の二邑もて、鬲從に畀へよ。亶の小宮、鬲從の田、其の邑彶と句商兒と讐戈とを□せり。余鬲從に田を復限せよ。其の邑は競・□・才の三邑、州・瀘の二邑なり。凡て復侑せよ、と。

鬲從に□十又三邑を復侑せり。厥の右は、鬲從の善夫□なり。

鬲從、朕が皇祖丁公文考惠公の盨を作る。其れ子〻孫〻、永く寶用せよ。　乂

參　考

この器銘は盨銘中最も長文のもので、かつ難解である。文錄に「此器與鬲比鼎略同、皆正田畝之事、文雖不甚可解、大意可知」と稱しているが、「正田畝之事」というような定界の問題ではない。積微居に銘文の文辭を詳說していう。

銘文記賞田四事、首言章、次言友、次言畀、末言余、要之皆畀予之義也、其擧邑名、第一項首但擧三邑名、第二項云、复憖言二邑、則於邑名之下記其數、第三項再用連字眔字、擧彶及商句兒讐戈三邑之名、末項則總合之云、其邑競□才州瀘五邑、似以不欲與第二項其邑复憖言二邑爲一句者、句法相重、故分爲二句言之、此其立意䌛新之跡、灼燃可見者也

卯段・大克鼎二銘、皆連擧田所在之邑名、此習見之文法形式也、此銘則先說錫田、後出邑名、亦務與習見之文法形式相避者也、銘文惟首記年月日與王所在及銘末記制器及祝永用之辭、與他器同、餘文皆立意䌛新、絕不肯落尋常窠臼也、夫彝銘在今日、以視古代、不過千百中之十一耳、然其多數皆千篇一律、陳陳相因、幾於令人生厭、況在當日、其令人感覺陳舊腐爛、不能忍耐、可以意想得之、此銘之制、殆含有反抗精神、帶有文字體裁的革命性、在彝銘中爲特出之例、未可輕忽視之

者也

この楊跋は一九五四年一月に書かれたものであるが、時代のはげしい推移は、一代の宿學老儒をして、この器銘中に激烈な反抗精神、革命性を見出させている。しかしこの銘文は、さきにも言及したように田邑の爭訟を記すもので、ただその裁定の結果だけを錄した、いわば最も事務的な法律文書である。文辭を以て論ずべきものでなく、文字はまた結體疏緩を極め、㝬鼎・散氏盤などに比較しても甚だ骨力を缺き、彝銘中の特出するものとはしがたい。

楊氏はこの器銘を賜田のことをいうものとし、章・友・畀・余はみな賜與の義で、句ごとに字を易えたものとするが、「章厥……」・「𩲃厥……」の二節は文の構造同じく、また復友は還付、その他の田邑はみな賠償として提供されているもので、提供者は章・𩲃である。鬲從の舊邑六邑と、賠償として提供された七邑と、合せて十三邑の權利證書であるから、鬲從の善夫たる某が、「厥右執㜪」として認證を加えており、倗生𣪘・㝬鼎・散氏盤と同系の器銘である。廷禮册命の文ではないから、一般の器銘とその文辭を異にするのは當然に過ぎない。

鬲從の田邑については、鬲攸從鼎においても係爭事件が扱われている。鬲從が攸衞牧から購入した田土の引渡しに關する爭訟である。鬲從の器がこの種の銘文を錄するものであることは、その出自の問題とも關聯するところがあるかも知れない。

本器の銘末には丫形の圖象標識を付している。殷器に多くみえているもので、いま三代に錄入するものをあげると、

父丁鼎・二・二三・一　女丫彝・六・一〇・四　且己斝・一三・五〇・五　且己觚・一四・二四・二　且戊觶・一四・四〇・三　丫爵・一五・一四・七，八，九　父辛爵・一六・二〇・一

などがある。なお近年洛陽東郊の西周墓から爵二・尊二・觚・觶・甗・𣪘・鼎二などが發見され、中にその圖象下に射を加えた銘や父乙と銘したものもある。考古・一九五九・四・一八七　みな一家の器であろうが、あるいは成周庶殷の一として洛邑に遷されていたものであろう。

また丫の倒文かと思われる圖象をもつものに

父丁罍・一一・四〇・八　父丁爵・一六・一一・一

がある。この標識はあるいは宀形標識とも關係があるかも知れない。宀形の器も五十器左右に及ぶ遺器がある。丫は何の形であるか不明であるが、これを手に執る形の標識をもつ父壬觶 三代・一四・四六・一二のような例もあり、手に執りうる器物の形である。これらのことは、祖丁の器を作っている事實と合せて、鬲從の家が東方の出自であることを示すものといえよう。

倗生𣪘・㝬鼎・鬲從諸器など、田土や農產・賣買の紛爭に關する事件の提訴者が、概ね東方出自の者と考えられる事實も、注目すべきことであろう。土地經濟の進展に伴なつて、はじめは技術・生產の面で周族の支配に服しその奉仕者であつた東方系の諸族が、次第に擡頭するにつれて、權力的な支配をつづけていた周系諸族との間に種〻の葛藤を生ずるに至つたことは、容易に推測しうるところである。特に夷厲の際には、西周後期の貴族制社會の內部に種〻の矛盾が激成され、周王朝はその內部的矛盾を外征の强化、異族の賦貢や勞働力の獲得によつて彌縫しようと試みたが、その指

導權の爭奪がやがては厲王奔彘という政變にまで發展したものであろう。そういう時代であるから、土地の紛爭事件なども續出したのであろうが、しかし一面、法秩序の必要も痛切に認識されていて、舀鼎にしても本器にしても、いずれも提訴者の主張が認められ、かなり嚴しい懲罰的な賠償も行なわれている。ただ全體としては、二雅中の政治詩・社會詩にみられるような混亂は、一般的情勢として避けることができなかったのであろう。係爭の土地が邑を單位として數えられる事實からも知られるように、大土地所有の進行が、問題を法秩序や道德意識の範圍を遙かに超える、複雜にして深刻なものとしていったようである。本器より七年後に作られている卅二年鬲攸從鼎もまた、土地の係爭事件に關するものである。

一八〇、鬲攸從鼎

器名　鬲比鼎奇觚　鬲攸比鼎小校

時代　西周中期日本　厲王大系・通考・厤朔・董作賓・唐蘭

收藏　「歸安陸存齋心源觀察器」奇觚　「吳興陸氏、溧陽端氏藏」周存　「陸心源觀察建樓貯之、曰鬲鼎樓、嗣端忠愍督兩江、厥嗣藉以爲贄、其不與皕宋樓藏書俱載赴東瀛、亦幸耳」

又「黑川古文化研究所藏」日本

著錄

器影　陶齋・一・四〇　叢攷・二・一六四　大系・二二　日本・四・三一四

銘文　積古・四・三一　全上古・一三・三　擴古・三之二・一八　奇觚・二・一五　周存・二・二一　叢攷・二・一六四　大系・一一八　小校・三・二八　三代・四・三五・二　書道・七九　二玄・三四四

考釋　拾遺・中・一三　韡華・乙中・五四　大系・一二六　文錄・一・二八　文選・上二・一七　厤朔・四・三三　積微居・二八・二九

器制　日本に尺寸を記して「高四六・三糎」という。陶齋に「高一尺五寸五分、腹徑一尺五寸六分、耳高四寸四分、闊四寸八分」とあり、立耳の大鼎である。器腹は半椀、足は馬蹄形に近い。口下に環文、その下に一弦文がある。器の形制は殆んど毛公鼎と同じ。

鬲攸從鼎

銘　文　一〇行一〇二字

隹卅又二年三月初吉壬辰、王才周康宮徲大室、鬲从以攸衞牧告于王曰、女覓我田牧、弗能許鬲从

器は厲王期に屬すべきもので、王の三十二年の譜に合う。舊說に「卅又一年」とするが、字の合文の例よりいえば、年紀は卅二年とすべきである。いま厲譜に加えて卅二年とし、初吉第七日に入る。麻朔には盨の日辰を廿五年七月既望戊寅とするも、拓影では下三字を確かめえず、董氏の譜には盨を錄入していない。

徲大室について、大系に唐蘭の說を引いていう。

　徲大室、唐蘭說爲夷王之太室、於時代自無齟齬、唯徲字亦可解作動詞、然否尚未敢定

徲を動詞とする說は、すでに奇觚にもみえている。容庚氏もその金文編の徲字下にこの字を收めているが、それは說文に遲の籀文として徲を出しているのに據ったもので、奇觚にはなお、「此云徲

太室、謂王待之於太室、左傳、寡君須矣、請待子、是其義」という。遅には久也・待也の訓がある。しかし宴席などのときは別としても、廷禮謁見のときに、「待太室」という表現は妥適としがたい。かつ𢓊・𡱂は𢓊叔・𢓊伯・𢓊公・𢓊姫・𡱂伯吳姫のように多く廟號に用いる字であるから、宮室の名とも解しうる字である。

積微居に字を辟の省文とし、左傳莊廿一年、「鄭伯享王于闕西辟」の疏に、「辟是旁側之語」とあるのを引いて、「謂周康宮旁之大室矣」とするが、廷禮聽訟の場所としては如何かと思われる。韡華に詩の委遲という語を、韓詩に威夷に作ることを證とし、「遲大室卽夷太室、夷王之太室也、如他器之穆太室之類」とする。唐氏より前にその說があるわけである。また韡華・文錄に、博古一六・四一に載せる宰辟父毀の「王在辟宮」を例としているが、これはあるいは右者たる宰辟父の宮であるかも知れず、證としがたい。ただ夷王の名は金文にみえず、𢓊が多く廟號に用いられる美謚であること、器の時期が夷王に次ぐ厲王期のものであることからいえば、柯・唐の說をとるべきように思われる。王在の下には多く宮室の名をいい、動詞を用いるときには格というのが通例である。

「以……告」という形式は提訴することをいう。師旂鼎「卑厥友弘、以告于伯懋父」・曶鼎「以限訟于井叔」・「以匡季告東宮」など、みなその例である。以は提訴の相手方、被告をいう。女は攸衞牧を女としていう。

係爭の事實については、舊釋では覔を乎と解し、攸衞牧が鬲從の田牧を俘掠したとするのであるが、乎は征役の俘獲に用いる字であり、字釋としても確かでない。奇觚に𢿱にして敵、すなわち治とするが文義をえがたく、やはり郭釋のように覔とすべきであろう。郭氏はその句を、「汝求我田野也」と解している。しかしただ求めるという要求の表示だけでは提訴の十分な理由としがたいから、覔には多少とも不合理性・不法性、あるいは强制を加える意味などがあるはずである。曶鼎の文末に「曶覔匡卅秭」とあるのは、勝訴の判決によつてその賠償を獲得したとする意であろう。本器の場合には、その要求が不法であり、あるいは强制的なものであつたことを示すとみられる。積微居にこの字を未詳としながらも、文意を說いて

此𠭯从對王詰問攸衞牧之辭、……𠭯从之意若曰、爾攸衞牧既爲我司田稼之事、義當聽從吾言、今乃不聽從吾言、故今訟爾也

としている。それならば主從間の問題であり、王廷に提訴するにも及ばぬことであろう。問題は、鬲從の所有權なり用益權なりが侵害され、それを回復し賠償を要求するにある。覔はおそらくこの場合不法な奪取を意味する語であろう。

許は說文に聽也というも、特定の法律用語であろう。曶鼎「限許曰」・「效父廼許」などその例である。積微居に「此文責衞牧之弗能許」というのは、許を攸衞牧の行爲としているようであるが、行爲の內容も知られず、文義が通じがたい。曶鼎にみえる許字の用法は、契約の確認というほどの意味である。字は午に從うており、御と字形近く、應諾・表明などの意味もあるらしい。毛公鼎の虢許は報告・承認の義をもつ語である。それで鬲從の提訴の理由は、攸衞牧が鬲從の田牧の利益を侵害しながらも、鬲從の要求する交涉に應じ

ないので和解の見込みがなく、やむをえず提訴に及ぶとするものであろう。

積古に、銘文を單に田土の分賜をいうものとし、拾遺には「蓋鬲从以攸衞牧取其田故、告王欲使還田、而攸衞牧不之聽也」と語を補つて說き、また奇觚には「此言鬲・攸亂我之田界、而衞牧不許付還於我、蓋二人與鬲比爲難」と述べるなど、係爭の事實が種〻に解されているが、不法な權利侵害の行爲に拘わらず示談接衝に應じないという、紛爭の經過を述べた提訴の辭とみるべきである。

王令眚、史南以卽虢旅

王が提訴を受け、事實關係の調査を命ずるをいう。眚は省。旣生霸の生を、眚とも省とも記すことがある。省は實地を檢分して、主張事實の正否を確かめるのである。かくて史南がその調査を命ぜられ、その調査結果を、理官として本件の審理に當る虢旅に報告した。奇觚に「王命省視其田、史南卽王所命者、田與虢旅近、故以就虢旅治之」という。地域のこともあろうが、裁判權のことであるから、やはり理官として特命を受けていたのであろう。金文には特に訊訟のことを命じ、「取遺若干守」と稱している例が多い。史は語法上使役とも解しうるが、上文にすでに令の字がある。積微居はこの部分の解釋がかなり異なつていて、眚を罪、眚史南とは理官たる南という人物と解する。卽は交付にして、王が鬲從の提訴によつて攸衞牧を捕縛させ、眚史たる南にその身柄を虢叔に引渡させた、とみるのである。しかしこういう民事事件で、拘執を行なつたという例は、金文にはみえていない。ただ下文に、攸衞牧の誓約のことを記しており、出廷詛盟した事實が知られる。虢旅はおそらく虢叔旅鐘にみえる虢叔旅であろう。

虢旅迺吏攸衞牧誓曰、我弗具付鬲从其且、射分田邑、剿放、攸衞牧剿誓

虢旅の判決によつて、攸衞牧が宣誓することをいう。周禮の司盟に「有獄訟者、則使之盟詛」とあるのは、審理以前にそれぞれ誓約して自己詛盟をなすことをいうものであるが、判決に從う意思表示にも同樣の詛盟が行なわれたのである。

曰以下は虢旅の判決に從うことを誓約することを命じたもので、我以下則放までが判決の主文に相當する。我とは攸衞牧を我とするものである。具付とは完濟の意であろう。其は領格の介詞、琱生段二「朕宗君其休」のごとし。且は租であろう。これによると、攸衞牧は鬲從が適法に受取るべき田牧の租調を奪取したものであることが知られる。射は謝、陳謝の意であろう。曶鼎では稽首の語を用いている。積微居に、酬謝に錢財を用いることを謝と稱する文獻例をあげている。「謝分田邑」とは、曶鼎の「用茲四夫稽首」の例と同じである。

弗は「分田邑」までかかる語法である。すなわち奪取した租を完濟して陳謝するとともに、なお贖罪として田邑を分與することを義務づけたものである。贖罪には損害相當を賠償するのみでなく、他に贖罪として多くの財貨を提供してはじめて許されることは、曶鼎にみえている。このような嚴重な罰則によつて、法秩序が維持されていたのである。

放を積微居に殊、奇觚には堵截の義、文錄には誅の義とする。しかし則放は自己詛盟の語であるから、放逐・放竄の義としてよい。左傳にみえる載書の類には、この種の自己詛盟の語を多く用いている。則放までが判決。以下攸衞牧が命ぜられた通りの詛盟をしてその履行を約し、事件は結着を

みた。ゆえにそのことを記して、祖考の器を作るのである。

从乍朕皇且丁公皇考叀公𨽍鼎、鬲攸从其萬年、子〻孫〻、永寶用

盨の末文と殆んど同じ。鬲從の名は、文中において鬲從・從・鬲攸從と三通りに記されているが、盨ではただ鬲從とのみ稱している。

訓讀

隹卅又二年三月初吉壬辰、王、周の康宮徲大室に在り。鬲從、攸衞牧を以て王に告げて曰く、女、我が田牧を覓り、鬲從に許すこと能はず、と。王、省せしめて、史南をして以て虢旅に卽かしむ。虢旅、廼ち攸衞牧をして誓はしめて曰く、我、鬲從の租を具付し、謝するに田邑を分たざるときは、則ち放たれむ、と。攸衞牧、則ち誓ふ。從、朕が皇祖丁公・皇考惠公の𨽍鼎を作る。鬲攸從、其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

この文中には鬲攸從・鬲從・從という三通りの呼稱が用いられていて、當時の名號を考える上に參考となる。金文には師晨・伯晨・史頌・善夫克のように上に官職や地位を示す語をつけ、略して晨・頌・克のようにいう例が多い。また厚趠を趠、虢叔旅を旅というのは下字がその私名であろう。鬲攸從の場合、從が私名であることは明かであるとしても、攸字は複姓ともみえず、積古には攸・

從を兄弟二人の名であるという。

按鬲夏諸侯有鬲氏之後、路史云、郡國縣道記、古鬲國偃姓、皐陶後、漢爲縣、近鬲津、攸從鬲二子也、攸爲兄、從爲弟、知者、二人同作鼎、而父祖竝同、攸先從後、是昆弟也

韡華にもまたその說があつて、

射、疑鬲比祖名、鬲攸與比爲二人、或是兄弟、其稱鬲攸比、合稱也、鬲从簋有鬲从無攸、可證

という。積微居は兄弟說をとらず、鬲從が攸を加えて鬲攸從と稱するのは、攸衞牧と爭って攸の地をえたので、攸を合せ稱したものとする。

按銘文屢稱鬲从、此稱鬲攸从者、以从兼有攸地、故得兼氏攸、王靜安謂、猶晉之瑕呂飴甥、吳之延州來季子、別集二之四下 義或然也、此知攸衞牧之稱、攸亦指地、衞蓋其人之氏、牧則稱其職、攸衞牧蓋猶今富人之廣有田地者、稱某縣王管莊、某縣李管莊矣

これは多少銘辭を誤解した說で、器銘において鬲從が回復した地は本來鬲從の所有地であり、また分與された土地が攸であるという明證もない。かりに新得の地であるとしても、その所領を悉く氏號中に列擧していうとも考えられない。

散氏盤に倏從鬲というものがあり、散の有司十人中の一人である。同じ氏姓であろうが、名號の次序異なるため攸・從を分つて兄弟とする說、攸を新しい所領とする說などを生ずるのであるが、散氏盤における倏從鬲はその地位低く、おそらく本器の鬲從とは同時としがたいものであろう。散氏の器は器制・文様・字迹からみて厲末に下るものではない。ただ鬲從がこの方面の氏族であったこ

とは、爭訟に當つて虢旅の裁定を受け、虢旅の器が寶雞から出土していることによつて、ほぼ推定しうる。當時散氏の臣屬であつたものが、のち盛族となつて盨・鼎を作つたものとすれば、その本來の氏號は倓從囂であつたとすべく、倓ははじめから名號に含まれている字である。盨・鼎によつていえば、鬲がその家氏の名とみられるのであるが、盤銘のように囂を最末におく呼稱もなされていたのであろう。金文中の氏號・私名の區別が甚だ困難なものであることは、この一例によつても知ることができよう。

なお攸衞牧の攸は、あるいは倓從鬲の倓と關係があるかも知れず、それならば同族間の爭訟ということになる。倓は盨・鼎では攸とかかれている。また韓華に、攸衞牧の衞を衞國とし、山東德州の有鬲氏と河南淇縣の衞國との爭訟事件であるというのは、地理も合わず、また氏號を誤解したものである。

本器の鬲攸從と散盤の倓從囂とが一家の人であるとすれば、當時における諸家の勢力の消長は、極めて急激に變化し隆替をつづけていたものというべきであろう。土地問題の紛糾を示す器銘が多いこともそれと關聯しよう。散氏盤において散氏の一有司に過ぎなかつた鬲從の家が、本器のような堂々たる大鼎を以て祖考を廟祀する勢家となつていることは、當時の轉變の激しさを傳えるものとすべく、二雅にいう土地の兼併、權力の濫用、政治の腐敗も、このような事實を背景としてはじめて理解しうるのである。

昭和四十五年三月　初版發行
平成　四　年十月　再版發行

發行所　財團法人　白鶴美術館
神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號

印刷所　中村印刷株式會社
京都市下京區七條御所ノ內中町五〇

財團法人
白鶴美術館發行

[illegible]登文象尊兕觥

白川靜

金文通釋 三〇

一八一、毛公鼎

第三〇輯

白鶴美術館誌

一八一、毛公鼎

器名　厝鼎 簠齋　毛公厝鼎 文選

時代　成王 厤朔・董作賓　夷王 韓華　厲王 唐蘭　宣王 大系・通考・集釋　春秋中葉以後 新城

出土　「鼎於清道光末年、出土陝西岐山縣」 譚旦冏

收藏　譚旦冏氏の「毛公鼎之經歷」 董作賓「毛公鼎」附錄一 に出土後の經緯を記していう。

咸豐二年一八五二、估人蘇億年載以入都、時陳介祺供職在京、以重資購藏、運回山東濰縣、祕不示人、僅以拓片出售、售價甚昂、但仍爲權勢所垂涎、宣統間、終歸於端方、此後凡數易主、其間美人辛浦森欲以美金五萬得此器、旋益增其値、終爲國人所阻不可得

民國十四年、歸葉恭綽、後又散失、曾一度至香港、輾轉復返上海、抗戰時期、將淪敵手、爲商人陳詠仁搶購祕藏

三十三年、陳氏自願獻諸國家、曾呈報第三戰區司令、請轉中央、嗣以交通不便、復恐損壞、未能移運、迨抗戰勝利後、經由第三戰區司令、呈報中央、請予嘉獎、同時葉恭綽・沈兼士等、亦電請政府嘉獎、並請將毛公鼎一器發交國立中央博物院保存、經政府採納、除以明令嘉獎外、令將毛公鼎發交中央博物院保存、惟當時該院尚未復員、並令上海市政府先行就近接收保管、俟中央博物院遷返南京後、再行移送該院、此三十五年四月間事也

後經査詢上海市政府並未接收、而此鼎乃因被誤認爲逆産、被扣留、陳氏亦被幽禁、復經多方設法解釋、迄八月間、始由國府發交教育部、轉交中央博物院、經專家鑑定、根據其花紋銘文及各種特徴與收藏家所發表之拓片相較、完全符合、確定爲眞器無疑、從此一代重器、不再爲私人爭奪居奇之物、而歸國家公有、大陸陷匪、此鼎業經運至本省、仍由中央博物院妥爲保存

この器は、はじめ簠齋の藏に歸するや、これを祕して人に示さなかつた。その事情について、陳育丞の「簠齋軼事」文物・一九六四・四・五四に、「歸簠齋後、深有懷璧之惧、祕不示人、雖至交如吳大澂、亦從未一告、緣在舊社會中、因懷寶而買禍者、比比皆是、故不得不然、終簠齋之世、無人得見此器」という。陳氏の義捐に際して嫌疑を受けたのも、器が殆んど知られていなかつたからであるが、そのため簠齋の惧れた懷璧の禍を、はしなくも後藏の者が受けるに至つたのである。それにしても、この一鼎浮沈のあとを見て、百年來の中國の國情を知るに足るものがある。陳氏がこの重器の獻納を請願し、嘉奬を受けずしてかえつて幽禁の厄に遭うなど、その間の事情は知られぬにしても、複雜にして怪奇というほかはない。陳氏は東大工科卒業の實業家で、當時外國資本の跳梁を惡み、自ら新華貿易公司を興して活躍した人であるという。

著録

器影　叢攷・二・一二七　大系・一三　厤朔・一・三三　通考・六九　故宮・下・八三　通論・一四

集釋・卷首　董釋・卷首　二玄・三五六

銘文　擴古・三之三・五一　從古・一六・一八　愙齋・四・二　簠齋・一・一　奇觚・二・四一　叢攷・二・一二七　敬吾・下・七二　周存・二・一　大系・一三一　小校・三・四七　三代・四・四六　書道・八二・八三　河出・二四四　二玄・三五五　Dobson・二一〇

考釋　愙齋賸稿・二〇　述林・七・一　韡華・乙中・六〇　大系・一三四　文錄・一・一　文選・上二・六　通考・八三　厤朔・一・三二　積微居・二九

林泰輔　毛公鼎銘考 史學雜誌・二五・五　華譯・中山大學週刊五

王國維　毛公鼎銘考釋 遺書初集觀堂古金文考釋五種　同序 觀堂集林卷六　同附注 觀堂別集補遺

吳寶煒　毛公鼎文正註 民一九

新城新藏　上代金文の研究 支那學・五・三

張之綱　毛公鼎斠釋 民二四

溫廷敬　毛公鼎之年代 史學專刊一・三　民二五

董作賓　毛公鼎 民四一・一二

高鴻縉　毛公鼎集釋 民四五・七

御手洗勝　毛公鼎の編年について—董作賓氏說への反論—　廣島大學文學部紀要九、昭三一

器制　故宮にいう。「通耳高五三・八糎、深二七・八糎、口徑四七・九糎、腹圍一四五糎、寬四八・一糎、重三四・七〇五瓩、口飾重環紋一道、口有裂紋一道、曾塡補」。立耳大、器

腹は半球形をなし、足は獣足である。形制雄偉、力感に溢れ、一代の宏文を勒するにふさわしいものがある。

毛　公　鼎

銘　文　三二行四九九字

王若曰、父厝

「王若曰」は史官傳命の語。卜辭・金文・書にみえ、從來、書の文侯之命の馬注「王順曰」、あるいは蔡沈注「若曰者、非盡當時之言、大意若此也」とする解釋がとられていたが、順の義では若順するところが明らかでなく、また蔡傳は、金文に王若曰・王曰を列記するものがあり、若曰を文首におく例であつて、必らずしも詳略の別があるわけでない。王引之は若・乃の通假を論じて「王若曰」を「王乃曰」の義經傳釋詞七・若字條としたが、乃は上文を承ける語で、「王若曰」を文首におくこの語の用法に合しない。高氏は語詞說をとり、「愚意、若語助詞、無意、王若曰與王曰、意全同、只情態略緩、亦猶之王說道與王說之比」というも、書の曰若の訓を用いたもので、金文には若

を助詞に用いる例がない。

董作賓氏に「王若曰古義」國學標準典籍第一輯所收 の一篇があり、卜辭・金文・書の例をあげて、古代公文書の程式として簡册の冒頭におく語であるとしている。卜辭に「王若曰」甲・二五〇四・「王如曰」前・五・三〇・三の語があり、それは貞卜の辭ではなく、簡册の用語であり、若・如はその聲義相通じ、說文の敍「書者如也」の訓は古義の僅かに存するものとすべく、「王如曰・王若曰、義同于王書曰」と論じている。書中の「王若曰」の例には公告・通令・任命・訓令・奬狀・函牘・盟約の七類あり、金文では册命の語の首にこの語を用いる。後世の詔旨に「奉天承運皇帝詔曰」と同例である。若・如は俘囚の象であるから書曰がその本義の字であるとするのである。「王若曰」はいかにも王の册命を傳語するに用いる語であるが、しかし董氏のように「王書曰」をその本字本義とするのは、廷禮の實際からみて首肯しがたい。作册や內史が命書を授受することは、免𣪘・頌鼎・寰盤等にみえているところであるから、如・若を假借せずとも王書と記してよいはずである。

若・如は何れも女に従う。女は巫女、𠙵は祝禱の辭を納めた載書の器である。すなわち祝禱して神意の啓示を求める象であり、若はその惝怳の狀を示し、エクスタシーの狀をいう。その神意を奉承することよりして若順の義を生じ、また神意の諾否するところよりして諾・匿の義を生じ、若・不若の意ともなる。「王若曰」は神託の形式より起つたもので、のち册命詔命を傳える語となつたものと思われる。「王順曰」の訓は、順を順道の義とするのは誤であるが、起原的には神意に若順する託言の意であるから、本來その意を含むのである。ただ金文や書は、王の巫祝的性格がすでに失

なわれている時代であるから、若は孟子の「以若所爲、求若所欲」の若の義に解してよい。冊命賜與は、廷禮として王の親臨のもとに行なわれるものであるが、普通は史官にこれを代行させる。王親らそのことに當るときには、特にそのことを記して、史懋壺「王在莾京溼宮、親令史懋路筭」・克鐘「王乎士舀召克、王親令克、遹涇東、至于京𠂤」・噩侯鼎「王親易駿方玉五瑴・馬四匹・矢五束」のようにいう。從つて本器の「王若曰」は史官傳命の語、下文の「王曰」は同じ冊命中の語端を改めた部分であるから、若を省略したのである。

父厝の父を親等關係の父とみる說と、同姓諸侯の尊稱とするものと兩說がある。從古は前者、愙齋は後者である。從古は毛公厝を毛叔鄭にして文王の庶子であるとする。

毛畿內邑、武王以封其弟、是爲毛伯、成王時、爲王朝卿士、稱毛公、按左僖廿四年傳、毛、文之昭也、文十五年傳、毛伯衞、書顧命毛公、傳云、稱公三公、六卿次第、司空第六、毛公領之、毛國(名)、入爲天子公卿、又王云、毛文王庶子、周禮大宰注、毛聃之屬在畿內者、具言毛公國邑官爵世次、獨未及名字

逸周書克殷解、王卽位于社、毛叔鄭奉明水、史記周本紀、既入立于社南、毛叔鄭奉明水、竊謂顧命毛公六人、皆武王舊臣、則毛公自是毛叔鄭、漢書古今人表列毛叔鄭于武王時、列毛公于成王時、……其誤顯然可見、書文侯之命稱(父義和)、傳云、稱父者不一、故以字別之、今以文侯名仇字羲和推之、鄭毛公名、而厝廼其字也

又按、奠置祭也、奠有歆義、證之古人名字相配、亦合、又按竹書紀年、康王十二年有毛懿公、穆王十二年有毛伯班、共王九年有毛遷、懿公當卽毛公厝之謚、班・遷蓋其子若孫、穆天子傳毛班、郭注、毛伯衞之先

毛公厝は周初の毛公鄭にして鄭は名、厝は字、謚號は懿公にして文王の庶子、時王の叔父に當る。ゆえに父厝と稱するとするもので、器を周初成王の器とする諸家は、みなこれらの資料に依據するのである。愙齋もまた毛公厝を毛叔鄭とするものであるが、詩の伐木の傳「天子謂同姓諸侯、諸侯謂同姓大夫、皆曰父」とあるのを引き、同姓內の輩行による呼稱とみている。從古よりやや廣義に解するものである。成王說をとる董氏は

按此銘稱毛公爲父、於成王行輩爲長、是王的諸父、商代各王、稱兄稱父稱祖、均嚴守行輩、周初也是如此

といい、高氏は器の時期を宣王とするものであるが、父の呼稱は殷禮の遺習であるという。

殷人稱父與諸父、均曰父也、周有天下、大封諸侯、其同姓者、多爲武王之弟、成王卽位、年幼、稱同姓諸侯爲父者、因殷禮稱諸父爲父之舊習也、成王既沒、康王稱魯君伯禽爲禽父、然周後世天子於同姓諸侯、不皆爲諸父、而亦稱父者、遵先君之故常、遂成定制也、春秋以降、殷禮漸失、周制漸立、故左傳載周天子稱同姓諸侯曰叔父、異姓諸侯曰舅父

殷禮に父某というものはみな廟號であり、生稱にこれを用いた證なく、この場合「父厝」の稱の說明にならない。金文に某父というものは極めて多いが、父某という例は殆んどなく、文獻では文侯之命の「父義和」の例があり、王氏もその一條のみを引いている。

金文には父兄・諸父の語のほか、「乃父」のように親等の義に用いるが、別に尊稱的な用法も絶無ではなく、班段に

王命毛公、……王命吳伯曰、以乃𠂤、左比毛父、王命呂伯曰、以乃𠂤、右比毛父、趞命曰、以乃族、從父征、徣城、衞父身

とあり、郭氏はその器を成王に屬し、毛公・毛父を毛叔鄭にして王の叔父と解している。文中に「文王王姒聖孫」とあり、周室の出であることは知られるが、孫という以上、文王の子ではない。金文に尊親の意を以て父と稱するものには、前に班段あり、後に毛鼎あり、何れも毛公家の人であることが注意される。

毛父は伯懋父・師龢父の稱と異なつて、尊稱であり他稱である。父曶も同様の語とみられる。ただ班段では二伯に命ずるとき毛父、趞に命ずるとき父と稱しており、王自ら毛公にいう語でなく、對者の身分を考慮に入れた呼稱であるが、本器では王が直接毛公に告げる語であるから、その國族の名をいわずして私名をよび、これに父を加えて父曶と稱したのである。文侯之命の「父義和」も同例であり、父は尊親の意を示す。同姓異姓、あるいは親等とは必らずしも關係のない語である。

父曶の曶を毛公の名とする説と字とする説とがある。奇觚に「曶毛公名、玉篇广部有㾙、於今切、疑卽此字」という。從古に曶を字とし、「今以文侯名仇、字義和推之、鄭毛公名、而曶廼其字也」とし、窸齋も同説、董氏もこれに據る。毛叔鄭の鄭をその名とするものであるが、後期說の郭氏は「父曶之名、史無可徵、亦猶宣王時太宰琱生、史無可徵也、史之缺佚、有如此者」とし、高氏も「毛公曶應是叔鄭之後」とのみいつて、名字の別にふれていない。この問題は同例として文侯之命「父義和」の例があるも、義和は名字の何れとも知りがたい。文侯の名は仇、義和はその字とされているが、史記にはこれを晉侯重耳のこととしている。所傳に混亂があるようである。本器の銘末對揚の語には「毛公曶」と稱しているが、君父には名をいうのが禮であるから、曶はその名とすべく、文侯之命の義和もおそらくその名であろう。本器を周初におき、毛公を毛叔鄭とする説は、この一點からも破ることができる。

不顯文武、皇天弘猒厥德、配我有周、雁受大命、率褱不廷方、亡不閈于文武耿光、唯天𨹸集厥命、亦唯先正𠭰辪厥辟、𡗿堇大命、緯皇天亡昊、臨保我有周、不巩先王配命

文武の受命と先臣の努力により、周王朝の光榮が齎らされたことをいう。不顯は丕顯。詩傳に反語によむのは誤である。この冒頭の文は頗る書の文侯之命と近く、文侯之命が比較的忠實に當初の形態を存するものであることを示している。文侯之命の文は參考の條に掲げて、本器との對比に便しておいた。

皇天の句について、窸齋に「書洛誥、萬年猒于乃德、馬云、猒飫也、國語、克猒天心、注云、猒合也」と注している。猒は猒足の義。金文では也段「見猒于公、休沈子肇斆・狃貯積」、また叔夷鎛「余弘猒乃心」とあり、みな猒足の意である。本器の文は皇天が主語である點において、國語の語例と同じである。

配は配命。王釋に「配對也、自人言之、則曰配天、曰配命、曰配上帝、自天言之、則配我有周矣」

という。詩の皇矣に「天立厥配」とあるのも同義。高氏は卜文・金文の〓を以て匹配の字の初文とし、配は說文に「配酒色也」とある酒の顏色を示した字であるが、〓字が廢してのち、配を以てこれに代えたのであるという。そして〓に配の聲義があるのは、「象人兩手持相等之物、故有匹配之意」とするが、〓は兩乳をモチーフとする文身の象で、男子の文身を意味する文と造字の意が同じである。配を配妃の意に用いるのは列國の器に至ってみられ、西周の器では宗周鐘「我隹司配皇天王」のような用例が古い。司配は嗣配。「配我有周」の配を對と訓してはなお文義がえがたく、嗣配の義を以て釋すべきであろう。詩の下武「永言配命」とは嗣配の義である。

雁受は膺受。王釋に「史記周本紀、王再拜稽首曰、膺受大命此本逸周書克殷解、今克殷解奪此語」と周書の例を引いたのち、その字形を詳論し、その字義については「鼎文假爲應字、益公敦、應受大命、亦如此作」という。益公敦とは乖伯毁。語はまた晉公盦にもみえ、雁受の語は叔夷鐘に例がある。爾雅釋樂の釋文に載せる李巡注に「應承也」とあつて、雁受二字は同義の連語である。

率褱二句は受命の實をいう。率は行に從う。說文にも行に從う字形があり、率と同じ。金文では率從の義に用いる。王釋に、「尙書作率、詞也」と語詞に解するが、金文では禹鼎「達南淮夷東夷、廣伐南國東國」・師訇毁「率以乃友、干吾王身」など、みな率從の義に用い、語詞の例はない。褱は懷、懷柔の義。不廷方は詩の大雅韓奕に「榦不庭方」、また常武に「徐方來庭」とあり、韓奕の傳に「庭直也」、常武に「來王庭也」とあり、後者の訓がよい。國語周語中に「以待不庭不虞之患」とあり、注に「庭直也、不直猶不道也」とするも、庭は王廷をいう。來廷とは來王・來朝というのと同じ。

高釋に「率褱不廷方」の五字を次句の主語とし、「卽相率而來歸之不廷方、爲全句之主詞」とする。率懷を不廷方の修飾語とみるのであるが、すでに率懷するならば不廷方という要はない。この句は受命の實をいうもので主語は有周。「我有周、率懷不廷方」の意とすべく、雁受大命の事實をいう。方は外邦をいう語である。

「不閈」の主語は不廷方であるが、その語は略されている。上句の率懷の主語を略しているのと同様である。閈は他に用例がない。從古に「里門曰閈、與干城同義」というが、文義を成さず、また愙齋に「此非里閈之閈、當讀如捍衞之捍」とするが、金文では捍衞の字は多く干・攼に作る。また文義も捍の字義では通じがたい。大系に、閈に明・察の義があるとしていう。

閈叚爲天、天有二義、具見廣雅、一曰熯也、說文以此爲天之本義云、小熱也、詩曰、憂心天天、一曰明也、方言十二同、……本銘之閈卽明義、若察覛義、言被文武之耿光所鑑臨也

董釋には、閈を字義のまま里門として文義を求めていう。

閈里門、門所以限內外、有限義、此句言、無不限於文王武王光明普及之內

これもまた文義凝滯して、適解とはしがたいものである。高氏の集釋は、閈のままでは文義を成しがたいとして、字を弋に從う形と解し、

弋可通叚爲懌、詩悅懌女美、懌爲動詞、此處全句卽相率來歸之不廷方、無不懌于文武之耿光

とするが、耿光を悅懌するというのも妥適としがたく、字もまた弋に從う形でなく、やはり干に從う字形として解すべきである。王釋には、書の立政「以覲文武之耿光」の句を引いて同義とするが、

文意は必らずしも同じではない。立政の文は、

今文子文孫孺子王矣、其勿誤于庶獄、惟有司之牧夫、其克詰爾戎兵、以陟禹之迹、方行天下、至于海表、罔有不服、以覲文王之耿光、以揚武王之大烈

とあり、覲・揚は對文。何れも他動詞の用法で、器銘と文の様態が異なり、文例とはしがたいものである。思うに字は幹正の幹の義を以て釋すべきものであろう。詩の韓奕はその全體が金文の表現と似ており、おそらくその様式によつた詩篇であると思われるが、その首章にいう。
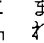
奕奕梁山　維禹甸之　有倬其道　韓侯受命　王親命之　纘戎祖考　無廢朕命　夙夜匪解　虔共爾位　朕命不易　榦不庭方　以佐戎辟

「榦不庭方　以佐戎辟」とは韓侯に命ずる語であるが、器銘の「率懷不廷方、亡不閈于文武耿光」はその榦を被動に用いているもので、兩句をまとめていえば「亡不榦不廷方」という語がえられる。この期の彝銘には詩篇と語彙・語法において通ずるものが多く、詩篇を以て金文を考えうるものが少くない。

「唯天畱集厥命」とは大一統を成就したことをいう。畱は舊釋に庸とするも、郭氏は將大の義とする。

本銘二畱字、均讀爲將、唯天將集厥命者、唯天大集厥命也、商頌烈祖、我受命溥將、爾雅釋詁、將大也、邦將害吉者、即是未來或推定之語

銘文中の二畱字を將と釋し、一を大、一は未來の意とする。將は金文にその字があつて將寶・將毀など𤔲の意に用い、將來などの用例はない。將は肉を牀に向つて奨める形象の字である。畱は虢季子白盤に「甹武于戎工」のように上下を易えた形の字があり、甹武は壯武であろう。由は冑兜、爿は聲符とみられ、その原形は[illegible]形圖象に含まれている。將・壯の字はこれに從うものであるらしく、大はその引伸義のようである。文侯之命に「惟時上帝、集厥命于文王」とあり、集は就。厥命は上帝の命、鼎銘では上文の大命をいう。

亦唯以下は先正舊臣の輔弼をいう。文侯之命に「亦惟先正、克左右昭事厥辟」とあつて上句は本銘と同じく、文義が殆んど近い。文侯之命の時代には、後期册命様式の文辭がなお用いられていたのであろう。先正は書の鄭注に「先正先臣、謂公卿大夫也」とあつて、創業のときその王業を輔けた諸臣をいう。䚻を從古に讋咢の咢、窓齋は克とするも、王釋にこれを非とし、字未詳とする。大克鼎に文祖の德を頌して「悤䚻厥心」とあり、大系に「冲讓厥心」と釋している。字を襄と釋するのは吳式芬の說である。述林にも吳說をとり、說文襄下の籀文の形がこれに似ているという。陳肪段にも襄覾とみられる字がある。䚻は䚼の省文であろう。孫氏は襄に贊襄の意があるとする。書の皐陶謨「思曰贊贊襄哉」、また左傳定十五年「雨不克襄事」は因也、成也と注するが、何れも本銘の用義と合う。

辪も異釋の多い字である。從古に「讀如燮、諤燮、和而不同之意」とし、窓齋には金文に保辪連文の例多しとして治の義とする。辪・燮と同系の字とみるものである。孫氏は燮の義とし、王釋には直ちに字を乂と釋して長文の論證を試みている。詩書に乂・保乂・保艾の語があり、金文の用法と

同じであること、辪の音は櫱聲で櫱・乂は同音とするのである。銘文の辪は辛に從うが、卜文・金文には㚔に從う形のものがあり、櫱・孼の音であるから、乂・艾と同聲通ずるものと考えてよい。乂・艾の義について、王引之の經義述聞卷二六にいう。

艾與乂同、乂爲輔相之相、君奭曰、用乂厥辟、謂用相厥辟也、多方曰、爾曷不夾介乂我周王、享天之命、夾介乂皆輔相之義

楊樹達氏は襄も贊襄の義で輔相の相の假借字に外ならず、襄辪二字は同義連文であるという。そして保乂・保辪の保も傅と義近く、また同義連文の語とする。目的語が厥辟・我周王などのときは輔相の義で文意も通ずるが、君奭「巫咸乂王家」・「保乂有殷」・大克鼎「諫辪王家」・「保辪周邦」のように人格に屬しない語のときは、やはり乂治の義とすべく、その兩義がある。この銘では厥辟を目的語としている。厥辟とは文武をいう。

𢍰堇を從古に登勤として登を成と訓するが、字形異なる。愙齋に勞勤と釋し、彔伯𢦚段「自乃祖考有𢍰于周邦」の例をあげている。孫氏は登・勞の釋を非とし、字は婚字の從うところであるから揩と釋すべく、撫也・摹也・順也・勉也の諸訓があり、彔伯𢦚段・師獸段・單伯鐘・陳侯段の諸字はみな同じであるという。その文は次の如くである。

彔伯𢦚段　王若曰、彔伯𢦚、䌛、自乃且考、又𢍰于周邦、右闢四方、叀𡧊天令

師獸段　伯龢父若曰、師獸、乃且考又𢍰于我家、女有隹小子……東栽內外、毋敢否善

單伯鐘　單伯昊生曰、不顯皇且剌考、逨匹先王、𢍰堇大令

𢍰の用法は、「又𢍰于周邦」のように又𢍰とつづくものと、本器や單伯鐘にいう𢍰堇というものとがある。その釋には登・勞・揩のほか、奇觚は烝にして進・美の訓、高氏は字形によって爵とする。そして又爵とは爵祿の爵、爵勤とは書の般庚「恪謹大命」にして「爵可讀恪」という。兩手奉尊の字形から導かれた解であるが、勞と釋する王氏の考釋にも「古之有勞者、奉爵以勞之、故从兩手奉爵」として同じ字形解釋を執っている。爵は禮記王制に「爵人於朝」・「爵以功」とあるように、勳勞に報ずる所以であるが、叔夷鎛には「堇勞其政事」とあってその勞字は小篆の字形に近く、𢍰とは全く異なる。字形は聞・婚・輡の諸字と一系に屬しており、音もそれに近いものとみられる。字は爵を執って飮至策勳する意を示したものと思われる。勳は後起の形聲字である。積微居の彔伯𢦚段の條に字を勳と釋する說があり、その釋が當っていよう。

緯以下、君臣和協して天命を鞏固にしたことをいう。緯は肆、縣改段「緯敢陴于彝」・大克鼎「緯克龏保厥辟龏王」、また詩大雅抑「肆皇天弗尙」などみな同じ。抑の箋に「肆故今也」という。𥄳を從古・愙齋に斁、奇觚に疑、王釋に射とする。師訇段に「緯皇帝亡𥄳、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜」とあって文意同じ。愙齋に虢叔旅鐘「御于厥辟、得屯亡敃」・靜段「靜學無畁」の敃・畁をみな同字とし、また「詩思齊、古之人無斁、振鷺、在此無斁、釋文皆云、斁厭也、皇天無斁、言天不厭周德也」と論じている。亡𥄳の主語は皇天であるから、虢叔・靜器の敃・畁は別の字である。詩の無斁は金文の無𥄳と同語とみてよい。王釋にいう。

按無斁古通作無射、𥄳从目从矢、矢著目上、意亦爲射、殷虛卜辭有此字、殷虛書契前編卷五第九及第

三十九葉、此云肆皇天亡射、臨保我有周、與詩大雅不顯亦臨、無射亦保、語意正同、臨猶保也、大雅云、上帝臨女、又云、上帝不臨

射は斁義のときは音亦、穀梁桓九年世子射姑、莊二十三年曹伯射姑を釋文に亦に作り、詩淸廟の無射を禮記大傳注に無斁に作り、また左傳文六年狐射姑を穀梁に狐夜姑に作る。夜は掖の音。厭もまたこれらと音の通ずる字である。

不現を從古に不恐、窓齋に現を奉の初文として「不現猶言豈不恐也」と反語に解している。不は丕、孫釋に字を「丕鞏」と解しているのがよく、王氏は詩大雅瞻卬の「藐藐昊天　無不克鞏」を引くが、「無不克鞏」とは丕鞏の意である。配命は上文「配我有周」の意。以上は周の興る所以をいう。

敃天疾畏、司余小子弗彶、邦凿害吉、䌤〻四方、大從不靜、烏虖、趯余小子、家湛于囏、永現先王時艱に遭遇し、先人の遺業失墜のおそれあることをいう。窓齋に第一句を「旻天疾威」と釋する。詩の小雅雨無正・小旻・大雅召旻などにみなその句があり、喪亂をいう。

浩浩昊天　不駿其德　降喪饑饉　斬伐四國　旻天疾威　弗慮弗圖雨無正一章

旻天疾威　敷于下土　謀猶回遹　何日斯沮小旻一章

旻天疾威　天篤降喪　瘨我饑饉　民卒流亡　我居圉卒荒召旻一章

下文の「䌤〻四方、大從不靜」とはこのような降喪のため、流亡の禍に瀕していることをいう。

司は嗣、窓齋に高宗肜日の「王司敬民」を史記殷本紀に「王嗣敬民」に作るを證としているが、金文には宗周鐘「我隹司配皇天王」・叔向父禹𣪕「余小子司朕皇考」など、司を嗣の義に用いている例がある。司はここでは余小子の修飾語。文選に司を語詞とするも、金文にその例はない。余小子は嗣王の自謙の語。叔向父禹𣪕の外、王侯に限らず、臣下の者にも用いる。

弗彶を從古に「猶云予則罔克」とし、孫氏は「弗及邦庸」と下句につづけてよみ、「似言弗及成邦國之功」と釋し、また徐說も通ずるとして弗彶で句讀する說を認めている。王釋には以下數句にわたつて注なし。師訇𣪕にこれと似た文があつて、彼此參考すべきである。

王曰、師訇、哀哉、今日、天疾畏降喪、𠁁德不克𤔲、古亡承于先王、鄕女彶、屯卹周邦、妥立余小子、載乃事、隹王身厚𩒨

これによると、彶は屯卹周邦を致す所以である。郭氏の叢攷に「說文、彶、急行也、此言天降喪亂、如不急起振作、則國何可治」とするが、彶は、戒敕恭愼の意であろう。詩小雅六月「玁狁孔熾　我是用急」を鹽鐵論繇役に引いて戒に作る。董釋に「若不急於勵精圖治」、また高釋に近人の說を引いて、「如不急起振作」と條件形によんでいる。彶を副詞の急とするのは的確でない。

「邦凿害吉」を從古に「邦庸害吉」、吳・孫は「弗及邦庸」、郭氏は「邦將曷吉」、文錄に「邦庸曷吉」と訓する。曷とは、害を「時日害喪」孟子梁惠王上に引く湯誓の害とするものである。容庚氏も「又通曷、書泰誓、予曷敢有越厥志、敦煌本、曷作害」金文編四二三頁と曷によむ說である。董釋には「言國政將無從改善」、高釋に「則國何可治」というのは、治政の囘復を希う語とみるのであるが、上に天畏降喪をいい、下に四方の不靜をいう。國の存亡が問題とされているのである。

凿を郭氏は上文では大、ここでは將來の將とよんでいるが、大の義で通ずるところである。害吉は

他にみえぬ語であるが、不善をいう。害は大辛を以て載書を割く象。吉は載書の𠙵を固閉蓋藏して祝禱を保全する象である。ゆえに害吉とは、神に對する祝禱、すなわち載書を宰割して無效に歸する行爲をいい、神の保佑をえがたい意となる。大統を嗣げる余小子に戒愼することがなくては、神佑を保持しがたいであろうという意と解される。もし「弗伋」を假定條件によまなければ自責の語となる。師訇毀に「天疾畏降喪、秉德不克肅、古亡承于先王」と天の疾畏降喪の原因を秉德を肅しまなかつたことに歸しているから、ここも自責の語とする方が通じ易い。「弗伋」の次に、師訇毀と同じく「故」の一字を加えて解すべきであろう。

鬴ゞには明らかに重點がある。從古に「讀爲嗣治」といい、憲齋に上句につづけて「害吉鬴者、曷云能穀也」と詩句を以て說き、また「鬴四方」と讀んで「與嗣通、當讀治」というのは、鬴を分讀するものであるが、大系に「鬴當从𤔔冊聲、亂貌、猶言蹙ゞ蠢ゞ」というように、「大從不靜」の狀をいう狀態詞である。大從の從は字形やや不明のため從古は缺釋とするも、從と釋してよい。憲齋に「從古縱字、爾雅釋詁、縱亂也」という。蔡毀の「勿事敢又疾止從獄」・塱盨「勿事虘虐從獄」の從と同義であろう。靜は靖、この二句は內治の功をえず、四方擾亂して、內外に危局を招いたことをいう。時勢を述べて、毛公輔弼の功に期待するのである。

烏虖は班毀・也毀にみえ、列國に入つて於嘑の語がある。趯は憲齋に「說文趯、走顧皃、讀若劬、此趯字當讀如恐懼之懼」という。この場合、余小子の修飾語的用法である。上文の「司余小子」と語法同じ。高氏の集釋に「懼余小子」は語として不適當であり、字も瞿に從う形でなく、目䀠にして閔と通じ、詩書にいう「閔予小子」の語であるという。詩の周頌に閔予小子の篇があり、「閔予小子　遭家不造」、また書の文侯之命に「嗚呼、閔予小子、嗣造天丕愆」の語がある。文侯之命は本器銘と出入するところ多く、周頌閔予小子も西周後期、厲末危局のときの詩と考えられるものであるから、語としては「趯余小子」と最も近いものであるが、趯・閔を同字とすることは困難である。ただ相似た造語法であるとみてよい。

「家湛于囏」は周頌の「遭家不造」と同義。大系に圂湛と釋して連綿の動詞とするが、家の異文とみてよい。豖は修祓の犧牲として獸牲を用いる意味で、字は犮に從い、聖所をいう。冢・家は關聯のある文字である。邦とは政治的統體を以ていい、家とは宗法的統體としての語であり、金文において家・邦はつねに對文として用いられる。この場合、家は王家・王室であり、また家邦の意。湛は陷淪をいう。囏は艱、扁旁を互易して用いることがある。

玑は上文に鞏の意に用いているが、ここではその訓では通じがたい。從古に恐、憲齋に奉、大系は攻、文選は拱の義を以て訓する。大系にいう。

余意當讀爲周官大祝、五曰攻、六曰說之攻、鄭玄云、攻說則以辭責之、按如尙書金縢、若爾三王是有丕子之責于天、詩雲漢、父母先祖、胡寧忍予之類、是也

大祝の攻は呪詛の法であり、この文意には當らない。董氏は文選の說によつて、この部分を

嗚乎、惟余小子將陷溺於艱難困苦之境、所以必須永遠拱奉先王典型、而善爲繼述

と訓譯しているが、「永玑先王」もまた「家湛于囏」を承ける語氣とみられる。

巩は本銘に二見するほか、師嫠段「嫠叔市、巩告于王」、叔夷鎛「女巩袋朕行師」の語があり、鐘の字は巩下に女を加えている。丮の異文である。何れも恐愼の義に用いる。器銘上文の「不巩」は詩の「無不克鞏」と語義が合していて鞏の義であろうが、「永巩先王」は「家湛于囏」を承ける語であるから恐の義に解すべく、下文の「欲我弗乍先王憂」の句と照應する。巩はこの場合、先王の憂をなすこと、すなわち遺業を失墜することをいう。

以上第一段。文武の受命のとき、先臣の翼贊をえて周はその王業を確立したが、いま小子の不德のため旻天の疾威を蒙り、邦家が危機に直面していることをいう。旻天疾畏の具體的な事實にふれていないが、詩にいう饑饉などのことと異なつて、「家湛于囏」という非常の時局であるから、おそらく厲末の大亂を指しているようである。

王曰、父厝、〔今〕余唯肇巠先王命、命女辥我邦我家內外、悉于小大政、甹朕立

語辭の內容の改まるところであるから、「王曰」の二字を著けて語端を新たにし、また「父厝」と毛公の名を呼んで懇囑の意を示した。「王曰、父厝」は、下文にも文段の改まるところでくりかえされている。肈は肇。肈始と紹繼の兩義を含むのは、肈始がそのまま承繼を意味するからである。

壺鼎「壺肈從遣征」は前者、彔伯㦰段「女肈不家」は後者の例となしえよう。巠は大盂鼎に德巠の語があるほか、虢季子白盤に經縷、晉姜鼎に「巠雝の語があり、大克鼎に「巠念厥聖保且師華父」という。從古に「理也」と訓するも、「先王命」に對する語であるから歷史的に傳承する意となる。これに對して「經縷四方」は空間的な用法であり、時間・空間の主軸となるものを巠という。毛公の家は從來王室の輔弼に任じており、その先王の命に本づいて、邦家內外の宰理を以て毛公に命ずるのである。邦家內外の事を治めるのは執政の職で、蔡段に「王若曰、蔡、昔先王既令女乍宰、嗣王家、今余隹𤔲𦣞乃命、……死嗣王家外內」のように、嗣襲することが多かつたようである。悉は從古に「愚而好自用之謂」とするも文義に合わず、奇觚には「專壹之意」、述林に「疑亦謹愼之意」とする。王釋に「悉讀爲蠢、蠢作也、出也」と蠢字を以て解し、文錄に「動也、猶言施也」というのも蠢動より義を導いたものであろう。文選に「內外悉于小大政」と句讀するのは悉亂の意とするものであるが、小大政・小大猷に對しては、下文に「虔夙夜、叀我一人、雝我邦小大猷」・「專命專政、埶小大楚賦」、あるいは師訇段「令女叀雝我邦小大猷」のように惠雝などの語を取り、悉愚では文義を成さない。下文に「毋又敢悉專命于外」とある悉は、上に否定詞を取り用義が異なるようである。悉は新出の禹鼎にもみえ、

肆武公亦弗叚望賸聖且考幽大叔・懿叔、命禹仦賸且考、政于井邦、肆禹亦弗敢悉、睗共賸辟之命

とあつて、弗悉と睗共とその義が近い。說文に惷の字があつて「亂也」と訓し、左傳昭二四年「王室日惷惷焉」を引く。その杜注に「惷惷、動擾貌」という。惷字の春は、愼の古文として說文にあげる昚であるらしく、邾公華鐘には字を愼の意に用いる。「悉于小大政」とは「叀雝我邦小大猷」と同じく、小大の政を恭愼して行なう意である。于を孫・高は王と釋するが、句の上下に我・朕の語があり、ここに王字を加えては繁重に失する。字形も下に一横畫があるようにはみえない。「甹王立」は班段・番生段にみえる語である。班段に「甹王立、乍四方亟」、番生段には「甹王立、

用諫四方、柔遠能𤞞」とあって、王位をたすけるをいう。孫釋に甹を寧にして定息の義とするも、下文に寧字があって字形異なり、文錄に說文の「甹俠也」の訓を引いて夾輔の義とする。文例は何れも王位を目的語としており、裨補の義に近い。小雅節南山に「尹氏大師　維周之氐　秉國之均　四方是維　天子是毗　俾民不迷」とあって執政たるものの職事をいう。傳に「毗厚也」とあり、箋に「毗輔也」という。甹はおそらく甹の音にして、毗・比・埤・裨と聲義の通ずる字であろう。以上は時艱に當つて輔弼の任を託する語であるが、以下にさらに具體的な事例を示している。

虩許上下若否雩四方、死毋童、余一人才立、弘唯厥智、余非庸又聞、女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷、毋折臧、告余先王若德、用印卲皇天、𤕌圝大命、康能四或、俗我弗乍先王憂

虩許は難解の語である。徐釋に「讀爲虩ゝ許ゝ、詩伐木傳、許ゝ柹貌、說文引作所ゝ云、伐木聲、此當讀如愬ゝ、許所愬一聲之轉、虩ゝ如震雷威、愬ゝ如履虎尾、竝恐懼貌」とし、述林には許ゝを「此不知作何解」という。虩ゝ・愬ゝは何れも易にみえ、履卦の愬ゝを馬本には虩ゝにつくり「恐懼也」とあり、王氏は「許ゝ猶虩ゝ也」と同義の語とみている。みな虩許を重讀するものであるが、銘には重點があるようにはみえず、また語法上、ここは狀態詞でなく動詞でなくてはならない。それで大系は虩許を抗擧の意の動詞と解している。

虩許乃疊韻聯綿字、淮南道應訓、前呼邪許、後亦應之、呂氏淫辭篇、今擧大木、前呼輿謣、後亦應之、莊子齊物論、前者唱于、而隨者唱喁、邪許・輿謣・于喁、即此虩許、但此用爲動詞、殆是抗擧之意

邪許等の語は擬聲語であるが、それを動詞として抗擧の義とするのは、便宜の解に過ぎよう。高氏は虩許を相反義の動詞としていう。

兩字實爲相反之兩動詞、虩爲儆懼、許爲嘉許、虩許上下若否于四方、即凡對於邦國之上下臣僚順於朝廷者、嘉許之、逆於朝廷者、儆懼之、虩許連文、猶言勸戒褒貶獎懲也

董氏はこの解を「其說甚是」とするが、「上下若否雩四方」を「順於朝廷者」・「逆於朝廷者」とするのは、金文の用語例に合しない。上下は上下帝の意に用いて、㝬𣪘「克奔走上下帝、無冬令𠤕有周」・大克鼎「肆克□于皇天、頊于上下」・者減鐘一「其登于上下□□、聞于四旁」など、みなその意である。上下が上下帝であるならば、これを勸戒することはありえない。

虩は叔夷鐘「虩ゝ成唐、又嚴在帝所」、晉公盦「虩ゝ在上」のように、神靈の赫奕として光耀あるをいう語である。また轉じて動詞に用いられ、秦公𣪘には「嚴龏夤天命、保𤔲厥秦、虩事䜌夏」の例がある。虩許の虩は、この虩事の虩であろう。また許はおそらく頊と音近く、通假して用いたもので、語義はまさしく大克鼎の「肆克□于皇天、頊于上下」、者減鐘一の「聞于四旁」を合したものに當る。若否は若と不若。神意に合し、神佑をうるを若という。詩の大雅烝民「邦國若否　仲山甫明之」、書の般庚下「若否罔有弗欽」は何れも器銘の意に近く、虩許はまた「明之」・「罔有弗欽」の義である。虩は明、許は頊、よく神意を明察し、これを欽しんで四方に達する意であるから、「虩許上下若否雩四方」の上下若否は目的語、四方は副詞附加語である。郭氏が雩を與と解しているのは、文義において的確でない。

死は尸・主。金文に死嗣・死事の語があり、死はみな主事の意である。童を徐・吳は動と釋する。述林にいう。「讀當如左宣十一年傳謂陳人無動、詩商頌長發、不震不動、鄭箋云、不可驚憚也、又疑當讀爲憧、說文心部憧、心不定也、亦擾亂之意」。郭氏は「死毋動余一人在位」を一句讀とし、動を王位に繫けて釋しているが、「勿動王位」とは誥命の辭として不穩當である。ここは「死毋童」で句とすべく、上文の「虩許上下若否雩四方」を承ける語である。動は動威、天威を動かすことをいう。動威の語は書にみえる。

金縢　昔公勤勞王家、惟予沖人弗及知、今天動威、以彰周公之德

多方　誕作民主、罔可念聽、天惟求爾多方、大動以威、開厥顧天

死とは「誕作民主」をいう。動とは「今天動威」・「大動以威」に當る。「惟予沖人弗及知」も、あるいはもと「司余小子弗彶」のような形であつたものかも知れない。「死毋動」とは、執政として天子を輔け、上下の若否を四方に明らかにし、天威を動かしてはならぬ、すなわち天に疾畏降喪のことをあらしめてはならぬの意であろう。下文の「余一人在位」をつづけては、文意をえがたいところである。

余一人は天子の自稱。卜辭金・一二四にもその語がみえ、殷以來の用語である。弘は文中に三見する。副詞としての用法は、この器のころからみられる。積微居に「余一人在位、弘唯乃智余非」を句とし、「庸又聞」の句につづけて、「此言我居王位、惟女能知余之過失、當以聞於余也」と解し、「書康誥云、朕心朕德、惟乃知、語意正與此同」という。しかし康誥の文は知で句讀、また乃は領格であるから、「女能知」の意ならば女を用いるべきであり、「余非」も「朕非」というべきであろう。この語は、下文の「無唯正聞、弘其唯王智、廼唯喪我國」と對應する語である。從つて「余一人在位」は上句の「死毋動」を直ちに承ける語氣であり、「虩許上下若否雩四方、死毋動、余一人在位」とつづく文である。書の文侯之命「嗚呼、有績、予一人永綏在位」というと同義の文とみられる。弘を王國維は發語とし、「弘詞也、書大誥洪惟我幼沖人、嗣無疆大厤服、多方、洪惟圖天之命」と書の「洪惟」が銘文の「弘唯厥智」に當るとし、文選もその說に據つている。高釋にこれを非とし、「王靜安根據王引之經傳釋詞以爲說、弘爲語詞、經籍他處無徵、此處弘唯乃智、即恢弘乃智、爲希望句、智字與下文與昏字對擧、上下文氣無不從順」と述べて弘を恢弘の義とし、下句の「余非庸又聞」に對する條件句とみている。

弘を語詞とすることは、經籍はもとより金文にもその適例がない。銘文中三處の用法も弘唯・弘厭のように用い、弘厭は叔夷鐘にみえ、秦公𣪕・鐘には「高弘又慶」のような例がある。副詞あるいは狀態詞に用いる語である。唯も語詞でなく、動詞有の意味に用いることもあり、下文の「無唯正聞」の唯には有の意がある。

厥智は殆んど乃智と釋され、乃は毛公を指すと考えられている。すなわち上文「余一人在位」を承けて、これすべて汝の智によるとするもので、文錄に「言安我一人之位、唯賴汝之智」と解するのであるが、乃の釋字に疑問がある。文中の他の乃の字形と比較すると、字は乃よりもむしろ厥に近い。この句に對應するものを下文に求めると、「無唯正聞、弘其唯王智、廼唯是喪我國」とあつて、

上文の條件句を承けて喪國のおそれあることを戒めている。「弘唯厥智」は、下文では「弘其唯王智」といいかえられており、厥智とは王智でなくてはならない。從ってそれは「唯賴汝之智」の意ではなく、「弘其有王智」という命令句であり、虢許以下ここまで文氣貫到し、すべて毛公に命じ期待する語である。「弘唯厥智」とは王聽を壅閉することなく、正聞有らしめよの意であるから、下文にこれを承けて、なおその意を申説するのである。

「余非庸又聞、女毋敢妄寧」は余と女と對文。積微居に「余非」を上句に屬するが、余・女を對擧したとみるべきであろう。庸を徐は享、吳は郭、孫は高、文錄に復とするも、王釋に庸とするのがよい。字は小篆の墉に近く、琱生設一の僕庸、國差𦉜の西庸はみな庸として文義通じ、かつ魏石經の庸や敦煌本尙書にその字形を存することを證としている。字は用・常の訓があり、この場合用と訓すべきであろう。「又聞」を、王釋に「又昏」とする舊説を是とし、郭氏もこれに據るが、文意をえがたい。余は王であるから、「非庸又昏」といえば王が自らその聰明を矜る語となる。聞は婚媾の婚と字形近く、關係のある文字のようであるが、たとえば邾王子鐘の「聞于四方」錄遺・四のごときは、聞でなければ文義が通じない。大盂鼎に「我聞、殷家命」の語があり、字は女に從わず、字形上そこに區別を出したものとみられる。金文編六二〇頁には邾鐘の聞を婚字條に收めて假借義とし、毛鼎の文には昏の釋を用いているが、毛鼎の字も聞の義を以て釋すべきであろう。下文の「正聞」も同じ。

積微居に「余非」を上文に屬し、「庸又聞」とは「當以聞於余也」というが、又聞とは聞德ある意であろう。書の康誥に「聞于上帝、帝休」・「矧曰其尙顯聞于天」、君奭「聞于上帝」、詩崧高「揉此萬邦　聞于四國」の諸例は、みな玄德升聞、あるいは四國に聞するをいう。「余非庸又聞」とは、我に聞德なし、我自ら聞德ありとせずの意、庸は自用の義を以てこの字を用いたとみられる。そして毛公に「女毋敢妄寧」と輔弼を慫慂する辭をつづけている。妄寧は無逸「不敢荒寧」、文侯之命「無荒寧」の荒寧と同じ。高釋に「余非庸且昏」とするのは虛心に箴儆を求める態度でない。「虔夙夜」は常語。叀は惠。「惠我一人、雝我邦小大猷」は、師訇設の「惠雝我邦小大猷」を析用したものである。惠は惠愛の意よりも、彔伯𢦚設「右闢四方、惠冋天命」のように惠張の意に用い、また沇兒鐘「惠于明祀」・王孫遺者鐘「惠于政德」のように祭祀や政教にもいう語である。雝は大盂鼎「敬雝德經」の敬雝。夙夕以下は、一言にしていえば詩の烝民「夙夜匪解　以事一人」の意である。高釋に「雝我邦」で句とするも、師訇設の文に通ぜず、小大猷までが句である。文侯之命に「越小大謀猷、罔不率從」とあり、その語例によつたものであろうが、我邦のみでは雝の目的語となりえない。

折威の語を王釋に未詳とする。文選に「家語賢君、忠士折口、注、折口杜口、毋折緘、謂毋閉口不言也」とし、郭氏もその解による。高釋に獻議を杜塞壅蔽することなき意、「凡有建議于我、望必緘封以上」というが、毋の字義が入りえない。また高氏は「告余」の二字をこの句に屬するが、告の目的語は「先王若德」でなくてはならない。

若德の若は若・不若の若、神意に愜うことをいう。王釋に康誥「弘于天若德」、詩の大雅抑「其維哲

人　告之話言　順德之行」を引く。若順同義。郭氏はこの解を非としていう。

若字舊多訓爲順、今按當訓爲其、書召誥、我亦惟茲二國命、嗣若功、王念孫云、若猶其也、嗣其功者嗣二國之功也、今此告余先王若德、亦謂以先王之德告余、若說爲順德則是斥其先王有順德、亦有敗德、語殊不恭、非原銘之意

金文に若を其・此のような指示代命詞に用いた例はなく、王若曰の他には、大盂鼎「若玟王令二三正」・「若丂乃正」、本器の上文「上下若否」、鄘大子申鼎「子孫是若」のごとき、何れも若順の義に近い。若德あれば敗德ありというのは牽强の言というべく、文は先王の正德に帥井する意を述べたものである。大盂鼎「今我隹卽井亯于玟王正德、若玟王命二三正」というのと異なるところはない。用は上文を承ける語。印卲は徐釋に抑卲、王釋に印卲、高釋は抑卲とする。述林に、字形は印なるも印の義とし、字釋を定めていない。高釋は抑を詩の文王「於昭于天」の於と同じとするが、「用抑昭皇天」では文義をなしがたい。屈翼鵬氏は曾伯霥簠考釋において簠銘の「印燮繁湯」を釋し、從古の說を引いたのち、「按甲骨文也有這個字、從字形看來、象一隻手（爪）按住一個跪着的人、當是抑字的本字、不過在這裏應該當作安字講、文義才順適、方言卷十三、廣雅釋詁二、都有抑字作安解的說法」とする。簠銘は「克狄淮夷、印燮繁湯」とあつて克狄と印燮と對文、克狄に對し綏撫をいう。印は人に從うも、女に從う形は妥にして綏の初文である。鼎文では對象が皇天であるから、燮といわずして昭という。詩の大明、「昭事上帝」というに近い語であろう。

（中略なし）

䌛繇は叔向父禹𣪘・番生𣪘にみえ、從古に紹造、窓齋に纘造、述林以下䌛繇と釋するも、字義については増益・綢繆の義とする說、董釋に緟造にして「益復完成大命」と解する說などがある。叔向父禹𣪘に「共明德、秉威義、用䌛繇奠保我邦我家」とあり、䌛繇と奠保とその語義が近い。䌛は緟、三入四入して薫染する意。䌛繇二字、同義の連語である。この銘では䌛繇はまた下文「康能四或」の康能と對文をなす。大命に䌛繇といい、四國に康能というのは、叔向父禹𣪘に䌛繇と奠保を合せいうのと同じ。「俗我弗乍先王憂」とは、以上のような努力によつて滅國喪邦を免れ、先王の憂をなさず、第一段の「家湛于𧀼、永珡先王」というおそれを克服しうるとするのである。

俗を從古・窓齋・王釋に四國につづけて「四國俗」とよむも、述林に欲とする。下文に「俗女弗以乃辟圅于𧀼」とあり、また師訇𣪘にも同例の句があつて俗を谷に作る。みな欲の義である。積微居に字を裕の初文とし、方言「裕道也」の訓によつて誘導の意であり、書の康誥「乃由裕民、惟文王之敬忌、乃裕民」と同例であるという。しかしこの解は、さきに引いた下文の用例や師訇𣪘の同じ句に至つては通じがたい。かつ方言の裕は東齊の方言であるから、そのまま金文には施しがたいものである。憂を窓齋に顛と釋する。說文に跋也と訓する字で、字はその象形であり、詩小宛「哀我塡寡」、また桑柔の「倉兄塡兮」はみな同じ語であるという。述林に字を說文「惪愁也」の惪とし、王氏ははじめ羞と釋していう。

余疑卽古羞字、象以手掩面之形、殆羞恥之本字也、書康王之誥、毋詒鞠子羞、春秋左氏傳、毋作神羞、與此文例正同

のち附注において字を夒の初文、卣聲の字にして羞と同部假借であると改めているが、羞の義とす

る點においては同じである。

于・郭兩氏は字を憂と釋したが字形を說かず、高氏の集釋に至つて㥑・憂はもと一字であることを論じている。字は夓と同形にしてその聲は憂に近しという。大盂鼎に「無敢醻」の語があり、醻は擾の初文。その字は羞恥の象ではなく、喪神錯亂の象を示したもので、憂・擾の義と近い。大盂鼎の語は酒亂の意であるから、酉に從つているのである。

以上第二段。毛公に輔弼のことを囑し、具體的にその爲すべきことを諭しているが、神意に從い、先王の明德を告げ、王聽を聰にすることなどをあげていることが注意される。

王曰、父厝、雩之庶出入使于外、尃命尃政、埶小大楚賦、無唯正聞、弘其唯王智、迺唯是喪我或、厤自今、出入尃命于外、厥非先告父厝、父厝舍命、毋又敢憃尃命于外

政務の要としてまず尃命のことをいう。從古に「雩之庶」の三字を釋して、「謂雩之卿大夫士及庶人在官者」といい、愙齋は「粵之庶、猶言越厥邦厥家」、逃林は「謂于是衆庶」など、句讀同じ。郭氏は「雩之當作一讀、與下厤自今爲對文、猶言前此、或往者」と雩之、厤自今を對文とするが、厤自今以下は直接毛公に告げる語でなく、他の臣下を對象とする語であるから、對文の形式とみる必要はない。また郭讀によると、「于是」の意とはなつても前此・往者の意はない。金文の之字の用法には、これを領格に用いるものがあり、史臨彝「其朽之朝夕監」などその例である。從つて舊說のように、「雩之庶」という句讀は可能である。庶は庶右・庶士・庶民・庶女のように用いるが、この場合百僚官屬をいう。「出入使于外」は下文「出入尃命于外」とあるに同じく、外に使して政令を施すをいう。庶は出入以下の語の主語。下文では庶を略している。雩は敷政のところまでかかる。下文の「出入尃命于外」は、この部分を要約した語である。

尃は敷。敷命敷政は外に對する政教をいう。從古に詩烝民「明命使賦」「賦政于外」を引き、逃林に商頌長發「敷政優優」を引く。賦・敷は同語。また布にも作る。愙齋に「此命厝出納王言、敷命于外也」というが、毛公は執政としてその敷命を董督するのである。敷命敷政の實は、次句にいう楚賦を徵することなどが主たる要務であつた。

小大楚賦は小大猷・小大政と同じ語例で、小大とは一切をいう。楚賦を從古に芻薪・財賄と注し、愙齋も束薪の賦とみているが、一國執政の所管とも思えぬ小事である。それで逃林にその解を「義難通」として退け、楚は胥にして賦稅の意であるとする。

楚疑與胥通、楚胥竝從疋得聲、困學紀聞引尚書大傳云、古者十稅一、多于十稅一、謂之大桀小桀、少于十稅一、謂之大貉小貉、王者十一而稅、而頌聲作矣、故書曰、越惟有胥賦小大多正、今書多方、胥賦作胥伯、文義竝異、依伏傳、則胥賦之賦爲賦稅、胥疑當讀爲糈、說文米部云、糈糧也、小大胥賦、與書云胥賦、又云小大多正、文義相類、執小大胥賦、謂小大賦稅、當以常法制之也

或云、胥當讀爲周禮小司徒追胥之胥、胥賦謂軍賦、起徒役追胥之事、亦通

楚賦を糈賦と解し、一說として軍賦とする解をあげているが、郭氏はその一說を是とし、

按胥若楚、當從或說、小司徒職文、以比追胥、以令貢賦、正以胥賦對文、彼注云、胥、伺捕盜賊也、又秋官士師、以比追胥之事、注云、胥讀爲宿偦之偦、偦謂司搏盜賊也

という。これは孫氏のいう或說ともまた異なる解で、胥を治安職と解するものであるが、埶という動詞の意義からみて妥當としがたい。上文の「専命専政」の政は、本來征にして賦斂のことをいう。積微居に詩大雅緜の疏附を以て楚賦の語に充てているが、疏附は軍制をいう語であるから、この場合やはり的確とはしがたい。

埶を從古に「讀如貪欲無藝之藝、極也」と注するが、これはこの句を、下文の喪國の事由の一をいうものと解するのである。窓齋に字形を「以手持木、種之土也、埶與蓺同、廣雅釋詁、蓺治也、左氏昭十六年傳注、蓺法也」といい、治・法の訓があるから、「取之有法」の意に外ならぬという。王釋には書の多方「爾罔不克臬」の句を引き、臬と埶と聲近しとする。埶を蓺の音でよむものである。漢書司馬相書傳上「蓺殪仆」の注に「字亦作臬」とあり、蓺・臬は通假の字であるが、字は埶・邇の音でよむべき字である。金文に習見する「柔遠能埶」は、晉姜鼎に「用康柔妥褱遠埶君子」と埶にも作り、後の邇に當る。また叔夷鎛に「夙夜官褺而政事」、「而埶斯字」とあり、官褺は官執、而埶の埶は下に女を添えているが邇、慈子の意である。すなわち字に親邇の意があり、自らその政を執ることをいう。「小大楚賦」は小大政と同じ。楚は「楚走馬」のように佐胥の胥に通ずる字であるが、この場合糈にして貯賓の意とみておく。兮甲盤に淮夷の賦貢義務を記して、「淮夷舊我貟畮人、毋敢不出其貟其賓其進人其賓」とあり、畮・賓などが胥に當るものであろう。周室の命令の傳達、賦調の貢入について、すべて毛公がこれを董督して歲入を保全し、王朝の財政的基礎を確立すること、これを執政の要務として訓告するものである。

次に王聽を聽にする所以をいう。「無唯正聞」は上文に「余非庸又聞」の聞字と同じく、舊釋に多く昏と釋するが聞の字である。孫釋に昏にして勉の義であるとしていう。

書無逸、以庶邦惟正之共、後漢郅惲傳引惟正作唯政、王引之云、正當讀爲政、共奉也、奉行政事、按此唯正、與書惟正義同、昏亦勉也、言不唯政事是勉

窓齋に昏を昏庸にして、「無有正直與昏庸之別」と正・昏の義とみて、何れも下文にいう喪國敗政の因をなすものとするが、正聞とは上文にいう「告余先王若德」の意で、正言を上聞することをいう。王聽を聽にする意で、次句もその意を以て承接する。

「弘其唯王智」も敗政の因をいう句と解されており、從古「明知之故縱之、是我自喪其國」、窓齋「僕臣諛、厥后自聖、喪國之道也」、述林「弘亦語詞、此對上云弘唯乃智爲文、言其貢諛唯以王爲智」など、みな同じ。文錄には一篇の精義はこの條にありとして、王の私智自用が喪國の因をなすことをいうと論じている。

正讀有正有事之正、謂執政在位之人、此言敷命敷政、不由執政勞勉、而唯王一人之智是用、則將喪我國也、與上弘唯乃智、余非復有昏、意正相對、一篇之精義在此、此等自來說者皆未通貫、此義不明、則全篇皆泛設矣、曾與柯蓼園學士論此鼎、柯云、文誠典重高古、惜無精義、亦以此等處、未洞澈耳

郭氏はまたこの文の背景に、當時の政情の實態を反映するものがあるとしていう。

唯通惟、有也、無有正昏、弘其唯王智者、謂不問青紅皀白、一唯王意是從、自雫之以下數語、卽

槼栝厲世時政治情形、故總結以廼唯是喪我國之語、此均指陳實事、非懸虛聳聽之辭、有此既往之
失政、故起厤自今以下、王命須由毛公同意、方得頒布之命辭、所謂前事不忘、後事之師也

厲王失政の因をその自智私用の結果とし、往事を述べて後來を戒めた語とするものであるが、周はなお喪亡の厄を受けているわけではないから、往事をいうものとは解しがたい。廼とは條件句をうけていう語で、上文の如くならば、喪國の憂があるとするのである。

積微居には、毛公に輔弼の責を求めた語と解して

此言不問其事之爲正爲昏、皆曰、此宜王爲之、非吾所知、如此委其責於君上、適足喪國耳、蓋勉
毛公以公忠體國也

とし、未來に屬して解するが、王智の自用に任せれば喪國に至るという點は、從前の解と同じである。高釋は郭氏と同じく既往の事をいうとし、「倘不問是非正邪、只云唯吾王智大者、乃因此喪我國、暗指厲王往事、而沈痛言之也」と說いている。何れも厲王奔彘の事實を暗示する語として、器の時期を推定する一證にあげている。

思うにこの語は、上文の專命專政の語を承け、王命の出納、舍命の方法に及ぶものであって、それに先立つて王聽を開廣する所以をいう。問題はすべて正聞を正昏と釋するところから生じているが、字形は婚と同じであっても、聞の用義のあることは上文に述べた通りである。正聞・弘智は王聽についていう。唯には、郭釋にいうように有の義がある。「有正聞」とは、實事を以て王に聞するをいう。弘は皇張、「弘其唯王智」とは、上文の「弘唯厥智」というのと文義同じく、聖聽を開いて事實の認識を大にするをいう。文首の無はこの二句に貫到して、條件形によむ。正聞あることなく、王智を皇張にすることがなければ、の意である。以上の條件句を承けて、かくのごときは國家喪亡の原因となるおそれがあるとするのである。まず聖聽を開く要あるをいい、上文の「余非庸又聞、女毋敢妄寧」の句と對應し、その意を申說したものである。

「厤自今」は他に語例をみないが、「自今以往」・「爾今」の意であることは疑ない。書に歷年・大歷服などの語がある。いましばらく「厤自今」を一語としておく。

「出入專命于外」は上文「出入使于外、專命專政」と同じ。「厥非」の非は、舍命の語まで貫到する語法である。上文の無が正聞・王智の兩句にかかるのと語法同じ。舍命は令彝に「舍三事令」・「舍四方令」の舍命と同じく、政命を發することをいう。

惷は上文「惷王小大政」の惷。舊說のように愚・蠢と解しては文義の通じないところである。惷にして恭愼の義でなくてはならない。

以上第三段。まず邦家一切の歲入經理のことを委任する意を述べる。次に王事のすべてについて壅閉することなく、王に正聞して、王が國政について實狀に通曉しうるように命ずる。これは毛公輔弼の責任である。次に王命の出納、また政令の施行について、まず毛公に告げて同意を受け、毛公の指令を俟つて實施すべきことをいう。これは毛公にのみ告げるというよりも、毛公を佐ける百官屬僚に對する訓誥とみるべきであろう。鼎銘は毛公に對する册命をしるすものであるが、執政としての册命であるから、當然國務處理上の諸般のことに及ぶのである。

王曰、父厝、今余唯緟先王命、命女亟一方、囩我邦我家、女雝于政、勿雝速庶□賓、毋敢龏橐、龏橐迺敄鰥寡、善效乃友正、毋敢湛于酉、女毋敢家、才乃服、䌛夙夕、敬念王畏不睗、女毋弗帥用先王乍明井、俗女弗以乃辟圅于囏

執政上の諸注意を委細にわたつて記している。緟は概ね緟𤕌二字連文の動詞に用いるが、善鼎に「肇緟先王命」のような語例もある。前命を追認・認證する意である。「緟先王命」とあるから、毛公は前王以來、輔弼の任にあつたものと考えられる。

亟は極の初文。天子のときには大盂鼎「烝四方」・大克鼎「畯尹四方」のように四方という。一方とは一邦國の意でなく、一方面の意であろう。詩の崧高に「登是南邦」・「式是南邦」というのと同じである。毛公が託せられた邦域がどの方面のことであるかは、鼎文中に徵すべきものがない。

「囩我邦我家」の囩は、車服賜與形式金文に多くみえる𠦪囩・囩靳の囩と同じ。動詞としては彔伯𢦚𣪘に「右闢四方、叀囩天命」の語があり、王孫遺者鐘にも囩龏の語がある。從古・窓齋に宏、述林以下みな宏・弘の解をとる。弘は器銘中に三見し、明らかに別字である。積微居は彔伯𢦚𣪘の條において囩を鞃とし、假りて當の義に用いるとしているが、右闢・叀囩を對擧する例からいえば、囩には張皇の意があるとみられる。邦家の勢威を張皇せよとの意である。

女を毋と釋するものあるも、もとより女でなくては文義をえがたい。雝を從古に頷と釋して、「當讀如唯、義近頷、大戴禮、唯〻頷〻然、釋名、頷作頷云、頷〻然憚之」といい、窓齋に「說文、頷顉也、雝出頷也、書、罔晝夜頷頷、疏、頷頷是不休息之意、疑頷雝二字古通」という。說文の雝字は扁旁互易、いま便宜に從つて雝字を用いておく。吳說のごとくならば、毋という否定語があつてはならない。王國維は說文を引くも文義が合しないので、「此假爲他字」とのみいい、通假の字をいわない。文選に吳闓生の說を引いて、雝を擾亂の意とし、高釋には頮の假字であり、「毋雝于政、卽毋頮于政也」と論ずるも、通假の證をあげない。以上は何れも句首を「毋雝」と釋しての說であるが、郭氏は「女雝」と釋する說で、以下の數句にわたつてその文義を論じていう。

女字有蝕花、適多一點、諸家均認爲母、讀爲毋、語不可解、余釋爲爾汝字、雝讀爲推、四字總冒下文、言汝推行于政、勿壅累庶民、征斂勿得中飽以魚肉鰥寡、僚屬應嚴加管束、勿使沈酗于酒、凡此所言禁制均針對厲王往事而言、厲王禁謗、是壅塞民意也、厲王好利、是横征暴斂魚肉鰥寡也、厲王時、興迷亂于政、顚覆厥德、荒湛于酒、是官紀敗壞、酗于酒德也、時王諄諄、以此爲戒、均痛定思痛之意

思うにこの文は、文首に「王曰、父厝」とあつて我邦我家まで一節、ついで語端を改めて以下の訓誥に及ぶところである。訓誥の辭はまた一事ごとに「女雝于政」・「女毋敢家」・「女毋弗帥用」のように、そのはじめに女というよびかけの語を加えている。その文氣語脈を以ていえば、ここに一女字を加えなくては、勿壅・毋敢の句はかかるべき主語を失う。字はおそらく郭氏のいうように蝕花の加わつたもので、文を以ていえばここに女がなくてはならぬところである。かつ政に關する語は、上文の「炁于小大政」にしても、また師詢𣪘の「盭龢雩政」にしても、否定禁止の形で句を作ることがない。文はおそらく「女雝于政」とよむべきであろう。

顀を郭釋に推と訓するも文義をえがたい。拜手頴首を卯𣪘に拜手頁手に作り、頁に頴の音があることが知られる。また隹は經維の維に用い、字はまた緌に作る。敬雝・經雝の雝もまた隹に従う。維・雝何れも隹に従うのは、隹に秩序の意があるからであろう。頁を加えているのは、緌字が又に従うのと同意とみられる。字は經緌・經雝の意であることは疑なく、いま「經緌四方」の緌の義としておく。「顀于政」は下文にいう苟敄を避けることに外ならない。

雝は上文「雝我邦小大猷」、あるいは惠雝・敬雝・經雝のように用いる語であるが、ここは壅壓の義であろう。速は上に手を加えた形で、従古に逮、愙齋に「壅逮者、澤不下逮、此言上之賜下、不可吝也」とするが、逮には遝の字があり、下文に賓を承ける語であるから、庶民の貯積に害を與える意である。孫釋に「于政勿雝建」を句とし、逮は建の變文で壅遏楗塞の義とする。王氏は律の或體とするも訓義を加えず、郭氏は字を律の繁文とし、釋名「律累也」を引いて壅累とする。雝速と襲橐とは對文で語義近く、速は東の形に従う。東は橐の初文。「勿壅速庶□貯」とは、庶民の貯積することを妨げ、これを寇掠してはならぬとするものであろう。庶下の一字は不明であるが、下文に鰥寡の語もあり、郭釋等に民字を補う。字は殆んど殘畫をも留めていない。

貯も字形が明らかでないが、大體賓に近い形である。大系に貯とよんでいう。

　賓字原文有泐損、孫疑爲貯、甚是、貯有賦義、呂覽樂成篇引古諺云、我有田疇、子產賦之、我有
　衣冠、子產貯之、貯與賦對文、正其證

金文にも員晦・賫・進人・貯を竝擧する例がある。字はあるいは貯の異文であろう。董釋に「言勿

壅塞庶人積貯、以自利也」という。民利を害することなきを戒めた語であろう。

襲橐を従古に「共供給、包苞苴」と訓し、苞苴すなわち賄賂を貪るなかれの意とする。愙齋に橐橐を通用の字とし、「毋敢共橐、勿竭民之財以充其囊、此言上之取下、不可貪也」の意で上句と對文とする。郭氏は「余意殆猶言中飽、二字均有重文」という。中飽とは惡吏が課税を着服し、上の府庫も下百姓もみな空虚となるをいう。それならば、中飽の過がひとり鰥寡に及ぶというのは理解しがたい。襲橐とはむしろ、一律課税のように、貧富の別なく賦貢を徵する意であろう。そのゆえに負擔能力のない鰥寡には、それが慘害を及ぼすのである。襲橐二字重文。條件の語であるから、廼を以て承ける。敄を従古に敕、愙齋に矜、逑林には敄にして務、すなわち書の康誥「不敢侮鰥寡」の侮の意であるという。王釋に詩の鴻雁「爰及矜人　哀此鰥寡」を引く。なお詩には烝民「不侮鰥寡　不畏彊禦」と侮・畏を對擧している。ただこの銘では「襲橐廼敄鰥寡」とあって、侮のままでは文意が通じがたい。常棣「外禦其務」を國語周語中に侮に作り、侮務は通用の字であるが、左傳昭元年に引く「不侮鰥寡」の杜注に「侮陵也」とあり、說文には「傷也」の訓がある。すなわち傷・陵の義を以て訓するのがよい。

善效二句で一事。善效は下僚を指導する意で、蔡𣪘に「女毋弗善效姜氏人」、また塱盨に「善效乃友內辟、勿使虣虐從獄」の語がある。效・教はもと一字、教の字は列國の器に至ってみえる。友正を従古に「友卽太史友內史友之友、正卽惟厥正人之正」という。官友正長の意で、みな毛公隷下の諸臣を指す。

湛は近似の字形を以て釋した。從古にその右旁を「象頭角豐滿形」にして酒と釋し、孫氏は酒誥「罔敢湎于酒」の句と合するからその釋を是としているが、字形解釋はこれを臆説にして據るに足らずとし、郭氏の叢攷に洶にして酗の意とする。大盂鼎に「無敢⿰酉賣」・「無敢⿰酉嬰」の句があり、意味は同じ。字の右旁は猒の左旁に近く、あるいは詩の湛露「厭厭夜飲　不醉無歸」というように厭酒の義であるかも知れない。由形の部分の兩角は、盉・爵の兩柱を思わせるような形である。

女毋以下四句でまた一事。家は墜。「毋敢墜」は選解など、册命の語にしばしばみえる。服は服事。「在乃服」は「在位」・「在王室」と同じく、その職事を保つ意である。⿷匸貈は上文に䜌⿷匸貈の語があり、多く連語として用い、單用の例は稀である。夙夕の語は「虔夙夕」・「敬夙夕」というのが常例であるから、⿷匸貈も虔・敬の義であることが知られる。從古に溷、郭氏は䜌⿷匸貈を綢繆と釋しているので、この語をも「繆夙夕」と釋するが、語意を成さない。積微居に字を愙の假字であるとしていう。

按⿷匸貈字兩見、不可確識、以意求之、盖愙之假音字也、說文、愙敬也、从心客聲、經傳通作恪、⿷匸貈从匸貈聲、說文、貈似狐、善睡獸也、从豸舟聲、引論語曰、狐貈之厚以居……許引論語作貈、今論語作貉者、今論語假貉爲貈、貉可假爲貈、知⿷匸貈亦可假愙矣、然則䜌⿷匸貈大命、猶書般庚之言恪謹天命、⿷匸貈夙夕、猶追段及本銘上文之言虔夙夕、克鼎之言敬夙夜也

聲義ともに當るものといえよう。字形は殺・𡨄等の字の從う希を盤中に入れてこれを穴室におく呪詛行爲を示すものらしく、愙謹の義はその轉義であろう。敬はやや異體の字であるが敬の異文とみてよい。敬雝・敬共・敬卹・虔敬と熟し、敬念も同義の語である。大克鼎には巠念の語がある。

不賜の賜は賜與の賜にも用いることがある。愙齋に輕易の易とし、「猶詩言不易惟王、帝命不易也」という。王氏は「帝命不易」では「王威不易」となつて語義が切當を失するとし、澌盡の意を以て文義を解していう。

賜盡也、文選西征賦、若循環之無賜、注引方言賜盡也、古詩褱適今日賜、誰當仰視之、唐書李密傳、敖庾之藏、有時而賜、誼皆爲盡、詩大雅、王赫斯怒、箋、斯盡也、釋文斯、鄭音賜、……是古語謂盡爲賜、不賜猶言不盡矣

「帝命不易」は臣より君を箴戒する語であるが、「敬念王威不易」は王が毛公に告げる語として不適當であるから、この解を試みたのであろう。ただ賜盡の例は古書になく、鄭注も句意に當るものでない。賜字は叔德の器にみえるように器を傾けて酒漿の類を移す形であるから、澌盡の意を含みえないこともないが、なお賜爵を本義とするものであろう。

「不易」の語はなお叔夷鎛にその例がある。鎛銘にいう。

女夷、毋曰余小子、女專余于囏卹、虔卹不易、左右余一人

文は囏卹と不易と殆んど對文に近く、兩者の語義に通ずるところがあるとみてよい。「王畏不易」とは王の囏卹にあるのと殆んど同義である。不易の語は詩にも數見し、文王「宜鑒于殷　駿命不易」、大明「天難忱斯　不易維王」など何れも難解の句であるが、釋文は難易の易とし、鄭箋は改易の易とする。韓奕の「朕命不易」は上句に「無廢朕命」とあつて改易の義ともみられるが、他の詩句は

一應難易の解をとるほかない。叔夷鎛の文例からみると、なお古義があるかとも思われるが、鼎銘は難易の解で一應通ずるところであるから、「不易維王」の意としておく。

帥用は帥井と同じ。牧𣪘に「女毋敢弗帥先王乍明井用」と殆んど同じ句がある。また下句は師詢𣪘に同じ句がみえる。臽を從古に向、愙齋に舀、大系に陷と釋する。王氏は「象倒矢在函中、此假爲陷字」という。不嬰𣪘に「女休、弗以我車臽于囏」とあり、陷沒の意に用いている。

以上第四段。爲政の細目にわたつて訓告しているが、それはまた時政の弊處を指摘した語とみることができる。王威を恢復し、時艱を克服するよう期待したものである。

王曰、父厝、巳、曰、彶兹卿事寮大史寮、于父卽尹、命女𤔲𤔲公族雩參有𤔲、小子師氏虎臣雩朕褻事、以乃族干吾王身、取遺卅寽

政廳と宮廷における內外の職事をいう。册命の本辭である。故に「王曰、父厝」と語端を改めて、さらに巳の一語をそえる。巳は書の大誥「巳、予惟小子」の巳である。文錄に書の君奭「嗚呼、君、巳曰時我」の巳曰にして已經の義とするが、金文にその例はない。誥命の最終段であるので、特に詠歎の語を加えたのである。

彶は晉鼎・鄭虢仲𣪘に及・與の義に用いる。本器「司余小子弗彶」、また師詢𣪘に「鄉女彶、屯卹周邦」の句があり、戒愼の意である。下句の「于父卽尹」とはその董督に服せしめよの意であるから、及與の義では不十分のようである。卿事寮・大史寮の諸官を戒敕する意であろう。卿事寮・大史寮は當時最高の行政府で、毛公は執政としてその諸官を統率するのである。「于父卽尹」を從古に「于父卽君命」とよみ、「出納王命、爲王之喉舌也」の意とし、愙齋も同じ。述林に卽尹を「按卽尹、似言就官」とし、毛公がその職に就く意とするが、卿事寮・大史寮はその下僚である。令彝に「同卿事寮」とあり、また卿事寮の次に諸尹・里君・百工・諸侯・侯・田・男に四方の命を發することをいう。行政系の諸官であろう。これに對し大史寮は祭祀官系統のもので、作册・內史などがこれに屬している。

尹は動詞。令彝「尹三事四方」の尹である。高釋に「謂已經命汝作某官、茲復命汝司某職、全句之意如此」とし、彶兹を茲復と釋しているようである。董釋に「說可從」というが、この部分は任命を述べた語でなく、卿事寮・大史寮がすべてその統轄に屬し、毛公の指揮下に入るべきことをいう。第三段に、「厥非先告父厝、父厝舍命、毋又敢憃專命于外」というのと同じ關係である。受命者の權限を、他にも確知させるために、この語を加えたものと解される。尹は尹正の義。さらに兼任職として、公族・參有𤔲等、內朝の諸職を董裁すべきことを命じている。

𤔲𤔲は併司。𤔲は從來、晙・拼・籍などと釋されていた字であるが、奇觚に幷と釋するのがよい。𤔲𤔲・𤔲命・𤔲易などのほか、單用の例もある。𤔲易以外の文では、下に官職名がつづく例である。高釋に字を兼と釋すべしとする意見があつて、

今字既从手執同形之二物、而以井爲聲、疑是兼字之初字、兼字从又持二禾、始見於秦權、殆是後起

という。兼は二禾を執る形で、一禾を秉る秉と形象が近く、𤔲とは別字である。𤔲はおそらく女子

挹水の象で、淸水に關する儀禮を示す字であろう。從つて併に用いるのは假借義である。

公族は官名。王族を司る官職で、番生𣪘にも公族を卿事寮・大史寮と竝擧している。大系に

公族乃官名、見左傳宣二年、又稱公族大夫、舊以爲掌教公之子弟者、今觀此銘、足知王官亦有公族、蓋掌教國子之事者也

とする。公族・參有事・褻事という系列はまた前二寮と異るものがある。參有事は下文の小子・師氏・虎臣に竝列の雩を用いずに列擧しており、この三職を含めていうものであろう。令鼎に「有𤔲罘師氏小子」、師望鼎に「大師小子師望」とあり、侍衞の職とみられる。ゆえに內廷の褻事をここに合せて列している。褻事とは詩の雨無正に「曾我暬御」とある類である。

最後に親衞のことを命じている。「乃族」とは毛公の族人で、その氏族部隊を親衞とするのである。師詢𣪘には「率以乃友、干吾王身」とあり、友は官友であろう。族人を以て構成するものと、友官を以て構成するものとがあつた。取遺は特任の職事に對する報償である。

以上第五段。毛公は上文において先王任命の職事を認證され、執政として內外の猷議や賦調、政令を司ることを命ぜられたが、ここに改めて卿事寮・大史寮をはじめ、內廷諸官、及び親衞のことを以て託されたのである。毛公が當時最高の執政職にあつたことを示すものといえよう。

易女秬鬯一卣・鄭圭鬲寶・朱市・悤黃・玉環・玉琮・金𨍭・𠦪縟較・朱䩛𡨦𩌏・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・遣衡・金嶂・金豙・勅𣪠・金簟弼・魚葡・馬四匹・攸勒・金嚨・金雁・朱旂二鈴、易女玆关、用歲用政

以下賜與をいう。秬鬯圭鬲は祼鬯の具である。鄭圭は周禮典瑞にいう祼圭であろう。祼は後起の形聲字である。字は庚嬴鼎に𤕌に作り、敔𣪘一・守宮盤に㬉・僤に作る。守宮盤の字形は本器の字に最も近い。鬲は「祼圭有瓚」の瓚の初文。圭瓚の制については庚嬴鼎の條に述べた。卣と圭瓚は祼鬯に用いる祭器である。

朱市より玉琮まで禮服と服飾の玉器をいう。朱市悤黃は禮服の賜與に習見。詩の斯干・采芑に「朱芾斯皇」、また采芑に「有瑲蔥珩」とみえるものがそれである。玉環・玉琮は番生𣪘にみえる。番生𣪘の賜與は本器と極めて似ており、參考すべきものが多いので、對照上ここにその賜與を列しておく。なお車服賜與の時期的な推移をみる資料として、その形式のはじめてみえる彔伯𢦚𣪘以後の數器をあげる。

彔伯𢦚𣪘　余易女秬鬯一卣・金車・𠦪鬲較・𠦪𡨦・朱䩛𩌏・虎冟桒裏・金甬・畫輯・金厄・畫轉・馬四匹・鋚勒

牧𣪘　易女秬鬯一卣・金車・𠦪較・畫輯・朱䩛𡨦𩌏・虎冟熏裏・旂・〔余馬四匹〕

吳方彝　易秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・金車・𠦪𡨦・朱䩛𩌏・虎冟熏裏・𠦪較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒

伯晨鼎　易女秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舄・駒車・畫□・幬較・虎幃冟衣里幽・攸勒・旅五旅・彤𢒼・旅弓旅矢・□戈・絨・冑

𡈼盨　易女秬鬯一卣、乃父市・赤舄・駒車・𠦪較・朱䩛𡨦𩌏・虎冟熏裏・畫轉・畫輯・金甬・

馬四四・攸勒

師兌毀二　易女秬鬯一卣・金軛・𠦪較・朱虢𩏂靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒

番生毀　易朱市・悤黃・鞞鞍・玉睘・玉瑹・軛電軫・𠦪縟較・朱𩏂靳・虎冟熏裏・遣衡・右厄・畫轉・畫輯・金童・金豪・金簟弼・魚葡・朱旂旜・金莽二鈴

本器の賜與は以上の諸器に殆んどみえており、特に番生毀では、附屬品の排次に多少の異同がみられるが、主たる品目は概ね一致している。それらについては諸器の條下にそれぞれ記しておいたが、なお他器にみえぬ二三の品目について述べる。それは勅㲋と金嚿・金雁である。

勅は近似の字形に釋したが、束と耒耜を示す力の叉頭を缺く形より成る。物を約束する意味をもつ字のようである。㲋を孫釋に考工記匠人の白盛に充て、郭氏もそれに賛するが、白盛とは鄭注にいう蜃灰堊牆で、前後の品目と類しない。金豪の次に列してあり、金豪が金柅であるとすれば、一應その附近の部品であると考えられる。叢攷に「葢言句衡踵柅等物、束以皮而涂以金也」というが、塗金でなく金具を用いたものであろう。吳寶煒は字を桼裹と釋し、「裹、爾雅駕也、用桼爲飾、桼、周禮髹飾注、故書髹爲軟、杜子春云、軟讀爲桼、此古桼字、與軟相似可證、子春所云爲是、髹卽桼之訛也」といい、董釋もその説によるが、林氏もいうように桼裹という字釋に問題がある。王釋にも未詳としており、どの部分の名稱であるかも定かでないが、勅に約束の意があるとすれば、あるいは詩にいう「約軝錯衡」の約軝のことではないかと思われる。詩の小雅采芑に「約軝錯衡　八鸞瑲瑲」とあり、また商頌烈祖にも同じ句がみえる。約軝錯衡を以て車の美飾を表現していることからいえば、それは外から一見して知られる部分でなければならぬ。采芑の傳に「軝長轂之軝也、朱而約之」とあり、朱革朱漆を以て轂端の部分を飾るをいう。考工記に幬革と稱するもので、輪人に「五分其轂之長、去一以爲賢、去三以爲軹、容轂必直、陳篆必正、施膠必厚、施筋必數、幬必負幹」とあり、轂端の旁出するところは物に觸れて傷みやすいため、これを朱革で包んだものである。普通は革で裹むだけで、これを縵といい、朱色を施したものを篆という。詩の釋文に廣雅を引いて、轂篆といい、考工記の鄭注に轂約と稱するものがこれである。約軝はまた約軹に作る。器銘の勅は皮革を約束する意を示し、㲋が成に従うのは軝・軹の音を示したものであろう。いま一應詩の約軝をいうものと解しておく。

金嚿は述林に金鬣にして㚇とするのがよいようである。馬具の間に列してあり、金㚇の名は輿服志にもみえている。説文に「㚇、𡿺蓋也」というものがそれである。張家坡の車馬坑からは、それらしい遺品も出ているということである。

金雁を從古に金膺にして詩の小戎にみえる鏤膺であるという。傳に「膺、馬帶也」とあり、その革帶のある部分に金具を付したものであろう。

以上の賜與のうち、他器に既出のものはその條に記し、他器にみえぬもの三具についてはここに略記したが、車服の制の全體については、林巳奈夫氏に「中國先秦時代の馬車」東方學報第二九册があつて有益な論文である。

玆は茲、矣は賸。愙齋に「易女絲弁」とよんでなお賜與を列した句とみているが、絲衣爵弁の屬ならば朱市悤黄の前にいうべきであり、字もまた弁とは釋しがたい。沭林に「賜女之臣僕」というのは、矣を俟にして走隷の屬とするものであろう。大系に贈と釋するが、字は矣にして朕の省文である。爾雅釋詁「朕予也」、郭注に「皆賜與也、與猶予也」とある朕の義。賜與の品目が甚だ繁多であるため、「易女茲朕」の一句を以て上文を收束し、「用歲用政」と結束の語を加えたのである。歲は舊釋に戉・戌とするも、字は明らかに歲字である。卜辭に祭儀の名としてみえ、文獻にも祭名に用いたものがある。文錄にいう。

歲祭歲也、洛誥、有烝祭歲之文、詩、祈年孔夙、又云、以興嗣歲、逸周書作雒解、武王既歸、成歲、十二月崩鎬、足見祭歲爲古之大政也

大系にも墨子明鬼「歲于祖若考」の文を引き、また令彝の「用禘」と同じ語例としている。冊命の末文として習用する「用事」も、本來は祭祀に關する語であった。「用政」を高釋に「用以征伐也」と政を征伐の義とするが、この文は以上の禮器・車馬を賜與したのちにそえられている語で、これに對して祭・政のことを述べたとみてよい。

以上第六段。冊命に當っての賜與を述べ、祭政のことにいそしむことを命じたものである。

毛公厝對揚天子皇休、用乍障鼎、子〻孫〻、永寶用

末文。對揚の辭を以て結ぶ。前文の崇奧渾樸なるに對して、末文は簡省を極めている。紀年日辰もなく、祖考のことにも及んでいない。そのため器の時期についても、周初より春秋に及ぶ異説が出ているが、器銘の內容や賜與からみても、このような冊命の行なわれた時期をほぼ推定することができるのである。

訓　讀

王、若く[かくのごと]曰く、父厝よ。丕顯なる文武、皇天弘いに厥の德に猒き、我が有周に配す。大命を膺受し、不廷方を率懷して、文武の耿光に閈[ただ]されざる亡し。唯[これ]天、將いに厥の命を集[な]し、亦唯[これ]先正、厥の辟を褱辥し、大命に勳勤せり、肆に皇天、斁[いと]ふこと亡く、我が有周に臨保し、先王の配命を丕鞏にせり。

旼天疾畏、嗣げる余小子彶[いまし]めずして、邦將いに害吉あらむとす。䜌〻たる四方、大いに縱[みだ]れて靜[やす]らかならず。

烏虖、懼るる余小子、家、䣙に湛[しづ]み、永く先王に恐れあらしめむとす。第一段

王曰く、父厝よ。(今)余唯[これ]先王の命を肇巠す。女に命じて、我が邦我が家の內外を辥[をさ]めしむ。小大の政を悉[つつし]み、朕が位を甹[たす]けよ。上下の若否を四方に虩許[あきらか]にし、死[をさ]めて動せしむること毋れ。余一人位に在り、厥の智唯[あ]るを弘いにせよ。余、有聞を庸[もち]ふるに非ず。女、敢て妄寧なること毋れ。夙夕を虔しみ、我一人に惠し、我が邦の小大猷を雝[やは]らげ、折緘すること毋れ。余に先王の若德を告げ、用て皇天を印昭し、大命を䌛𠤕し、四國を康んじ能[をさ]め、我が、先王の憂を作さざらむことを欲す。

第二段

王曰く、父厝よ。之の庶の出入して外に使し、命を敷き政を敷くに雩て、小大の楚賦を掑めよ。正聞唯り、其の王智唯るを弘いにすること無くば、廼ち是我が國を喪ふこと唯らむ。厤自今、出入して命を外に敷くに、厥の、先づ父厝に告げ、父厝、命を舍くに非ずんば、敢て悉しみて命を外に敷くこと有る毋れ。第三段

王曰く、父厝よ。今余唯先王の命を醽ぎ、女に命じて一方に亟とし、我が邦我が家を囗ならしむ。女、政に離み、庶□の貯を壅速すること勿れ。敢て龔橐すること毋れ。龔橐するときは、廼ち鰥寡を敄ましめむ。乃の友正を善效し、敢て酒に湛むこと毋れ。女、敢て墜さず、乃の服に在りて、夙夕を醯み、王畏の易からざるを敬念せよ。女、先王の作りたまへる明井に帥用せざること毋れ。女の、乃の辟を以て艱に圅れざらむことを欲す。第四段

王曰く、父厝よ。巳、曰げて茲の卿事寮・大史寮に彶め、父に于て卽きて尹さしめよ。女に命じて、併せて公族と參有嗣、小子・師氏・虎臣と、朕が褻事とを嗣めしむ。乃の族を以ゐて、王の身を扞敔せよ。遺卅守を取らしむ。第五段

女に秬鬯一卣・鄲圭鬲寶・朱市・悤黃・玉環・玉瑹・金車・桒縟較・朱䩛囙靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輴・金甬・遣衡・金踵・金豙・勅㬝・金簟弼・魚箙・馬四匹・攸勒・金囐・金膺・朱旂二鈴を賜ふ。女に茲の賸を賜ふ。用て歲し用て政せよ、と。第六段

毛公厝、天子の皇休に對揚して、用て障鼎を作る。子々孫々、永く寶用せよ。第七段

参考

考釋について　この鼎銘は洋々五百言に近い長文で、西周彝銘中の最も雄篇として知られ、文辭は崇奧渾穆、淵雅高古（董釋）、周誥諸篇とその美を競う大文章とされ、その內容も西周の政治史・思想史の重要な資料とすべきところがある。はじめ簠齋がこの器を得るや、直ちに自らその考釋を試み、また金石の交ある吳式芬・徐同柏にその拓を示して考釋を求めた。陳育丞の簠齋軼事にいう。「簠齋藏古首要條件、在注重古人文字、每與知交論及、諄諄以玩物爲戒」、「此器歸簠齋後、祕不示人、僅倩陳畯爲拓十餘紙、除自考釋外、幷分寄吳式芬・徐同柏兩人、請其考釋、故攈古錄金文及從古堂款識學兩書中、有其釋文」。陳氏は簠齋の後人であり、簠齋の毛鼎釋文は他の手稿とともに近時捐獻されて、文物博物館研究所に保存されているという。插圖はその毛鼎釋文である。

その後、この鼎銘は學者の注目を集め、諸家は競つてその考釋を試み、その數は二十篇に近く、著錄の類にも長篇の考釋を加えたものが多い。王氏の考釋にいう。

三代重器存於今日者、器以盂鼎克鼎爲最鉅、文以毛公鼎爲最多、此三器者、皆出於道咸之後、而毛公鼎首歸濰縣陳氏、其打本摹本、亦最先出、一時學者、競相考釋、嘉興徐籀莊明經同柏・海豐吳子苾閣學式芬・瑞安孫仲容比部詒讓・吳縣吳清卿中丞大澂、先後有作、明經首釋是器、有鑿空之功、閣學矜愼、比部閎通、中丞於古文字尤有懸解、於是此器文字可讀者、十且八九

この四家の考釋はそれぞれ本器銘の通解に途徑を闢くところがあり、また他に奇觚の注にも美を掇うことができるが、このうち考釋に最も力を用いたものは孫詒讓であろう。孫氏はその考釋に跋し

王若曰父厝不(丕)顯文武皇天弘
龍(寵)乃德配我有周雁(膺)受大命衒(率)褱(懷)
不廷方亾不閈于文武耿(耿)光唯天𤰈
集乃命亦唯先正𧻚辥乃辟𦗌黃大命
𦔻皇天亾斁(斁)臨保我有周不巩(恐)先王配命
取天疾畏(威)司(嗣)余小子弗彶邦𤰈害吉𤔔(亂)四方大
縱不靜烏虖趯(懼)余小子家湛于艱(艱)永巩(鞏)先
王王曰父厝　余唯肇巠(經)先王命命女(汝)辥我邦
我家內外惷于小大政𦘒朕(朕)立(位)虩許上下若否
雩四方死(尸)毋童(動)余一人在位弘唯乃智余
非庸又(有)昏女毋敢妄寧虔夙夕惠我一人
雝我邦小大猷毋折(折)緘(緘)告余先王若德用
卬卲(卲)皇天緟(申)圈(紹)大命康能四或(國)俗我弗乍(作)
先王憂　王曰父厝雩之庶出入事(使)于外尃命尃
政埶小大楚賦無唯正昏弘其唯王智迺(迺)
唯是喪我或(國)歷自今出入尃命于外乃非
先告父厝父厝舍命毋又(有)敢惷尃命于外王
曰父厝今余唯緟(申)先王命命女(汝)亟(極)一方𢆶(弘)
我邦我家毋雕于政勿雝(壅)逮庶　𡨦毋
敢龔橐迺敄鰥寡善效乃友正毋敢

簠齋釋文

て、自らその苦心のあとを述べていう。

舊作釋文、錄附古籀拾遺册末、刊之、後得吳子苾侍郎式芬攈古錄金文所釋、略有異同、又載徐籀莊明經同柏釋文甚詳、有足補正余釋之闕誤者、謹据采其精碻者、更以金文字例、博稽精校、重定爲此篇、距前攷釋時、已廿有七年矣、再四推校、大致完具可誦讀

その勤力のほどを知ることができよう。その後に王釋をはじめ、郭氏の毛公鼎之年代・大系考釋の二篇が出て從來の研究を集成し、近年また高鴻縉・董作賓二家の考釋が出たが、特に新得というべきところは多くないようである。王氏も「古代文字、自有其可識者與可通者、亦有其不可識與不可强通者」というように、鼎銘全篇の文意の疏通を求めることは容易でない。しかし當時誥命の今に存するものはこれら彝銘の文のみであるから、古代文獻の解讀にはこれに依據するほかなく、たとえば詩書の研究のごときも、金文資料の解讀を俟つてはじめてその基礎を確かめることができるのである。それゆえ本器の考釋にはその點を顧慮して、文意の疏通を求めることに重點をおいた。

尙書文侯之命　尙書の文侯之命は、當時の册命文の樣式を今日に

𩰫于酉(酒)女(汝)毋敢㒸(墜)才(在)乃服䝼夙夕敬(敬)念王
畏不睗女(汝)毋弗帥用先王作明井(刑)俗女(汝)弗
以乃辟圅于艱王曰父厝已曰彶(及)兹卿
事寮(寮)大史寮于父即君命女(汝)𤔲公
族雩參有𤔲小子師氏虎臣雩朕褻事
以乃族干吾王身取貴卅寽(鋝)易(錫)女(汝)秬鬯一卣
鄭圭𤔲寶朱市悤(蔥)黃玉環玉𤩶金車𣄃緟較
朱𩏂𢄌靳(靳)虎冟(冪)熏(纁)裏右厄(軛)畫𨐨畫𨐨金
甬𥫔(錯)衡金踵金豙金簟弼魚箙馬
三(四)匹攸勒金𠳹金膺(膺)朱旂二鈴(鈴)錫女(汝)兹关(賸)
用歲用政毛公厝對揚天子皇
休用乍𠤳鼎子子孫孫永寶用

右周父厝鼎拓兩段三十二行四百八十五字重文十一字共四百九十六字每字界以陽文方格中空二格迸出關中岐山縣鼎字之多者首鼎不可見已真本亦不易覯關中近日出土之鼎其大者字似首鼎少大尚為青緑所掩為李公所得次即孟鼎歸劉公皆長安宦此鼎較小而文之多幾五百蓋自宋以來未之有也典誥之重篆籀之美真有觀止之歎數千年之奇於今日遇之良有厚幸已
咸豐二年壬子五月十一日寶簠居士陳介祺審釋並記

傳えている殆んど唯一の文獻資料である。いまこの鼎銘と對比して、文獻資料の信憑性を考える上の參考としたい。文侯之命の全篇をあげておく。

文侯之命　王若曰[1]、父義和、丕顯文武、克愼明德、昭升于上、敷聞在下、惟時上帝、集厥命于文王、亦惟先正[2]、克左右昭事厥辟、越小大謀猷[3]、罔不率從、肆先祖懷在位

嗚呼[4]、閔予小子、嗣造天丕愆、殄資澤于下民、侵戎我國家純、卽我御事、罔或耆壽、俊在厥服、予則[5]罔克曰、惟祖惟父[6]、其伊恤朕躬、嗚呼、有績、予一人[7]永綏在位

父義和[8]、汝克紹乃顯祖、汝肇刑文武、用會紹乃辟、追孝于前文人、汝多修扞我于艱、若汝予嘉

王曰[9]、父義和、其歸視爾師、寧爾邦

用賚[10]爾秬鬯一卣・彤弓一・彤矢百・盧弓一・盧矢百・馬四匹

父往哉[11]、柔遠能邇、惠康小民、無荒寧、簡恤爾都、用成爾顯德

1以下は文王受命のとき、よく天命に配し、先正の翼贊をえたことをいい、4以下時艱の迫るも、輔弼の人なきをいう。8・9はその時艱の克服を以て父義和に命じ、10は賜與、11は柔遠能邇の功を以て委囑することをいう。全篇の構成はもとより、措辭においても毛公鼎と極めて似たところがあり、またその全篇句々、殆んど金文にその證を求めうるもので、その文が西周の作册・內史の傳統を承けるものの手に成ることは疑ない。いま毛鼎中の類句を摘記しておく。

1　王若曰、父厝、不顯文武、皇天弘猒厥德、配我有周、雁受大命、……唯天𤰈集厥命

2　亦唯先正、䛐辥厥辟　3　離我邦小大猷、毋折緘　4　敃天疾畏、司余小子弗彶、邦𤰈害吉　5　余非庸又聞　6　永巩先王　7　余一人才立、弘唯厥智　8　用印卲皇天、蠶豳大命」　女毋弗帥用先王作明井」　欲女弗以乃辟圅于𦗚　9父厝、……命女亟一方」　女離于政　10　易女秬鬯一卣……馬四匹　11　用歲用政」　康能四或」　勿離逮庶□貯」　女毋敢妄寧」　女毋敢家、在乃服

金文と詩書との語彙・語法の類似については王國維・于省吾にそれぞれ專論があるが、毛公鼎と文侯之命はそういう部分的な、あるいは同時代的な共通ということ以上に、內容の上からも、表現の全體の上からも、より一層の親近性を感じさせるものがある。史記の晉世家によると、文侯之命は晉の文公の五年前六三二年五月丁未、城濮の役における楚の俘囚を以て周に獻じたとき、襄王が王子虎に命じて晉侯を侯伯とした際の誥命であるという。新序善謀篇にもその說がみえる。しかし書序によると、この誥命は平王が晉の文侯仇に對して與えたものとしており、文中の「造天丕愆」という語はおそらく周の東遷の事實を指すものであろうから、書序說の方がよいように思われる。それならば周の東遷前七七〇より文侯の沒年前七四六まで、おそらく東遷初年のことであろう。毛鼎の時期は、その銘辭から考えて、厲王ののち、共和期にあるものと考えられ、文侯之命に先立つこと約七八十年のものである。當時の册命は後の詔誥のように史官の司るところで一定の形式があり、その辭は、周府盟府などに載書を藏するのと同じく保存され、また受命者によって彝器に鑄刻されて傳承した。文侯之命の文は明らかに毛鼎の文辭の樣式を承けるところがあり、毛鼎の銘そのものではないにしても、この樣式の册命文が周府に多く傳えられていて、文侯之命の册命のとき、それら

が先蹤として參考されたということはいえるようである。毛鼎との比較よりしていえば、文侯之命の文は、尙書中でも最も成立當初の文辭を傳えているものと思われる。

毛公鼎の時代　金文と尙書諸篇との對比を以ていえば、周初の令彝・大盂鼎・班毀等は周書五誥の文に近く、毛鼎の銘は文侯之命に似ていて西周後期の文である。しかし毛公鼎の時代については、これを成王期に屬するものあり、夷厲に屬するものあり、宣王もしくは更に下つて春秋中葉以後とするものあり、諸家の間に必らずしも意見が一致していない。近時成王説を主持するものに吳其昌・董作賓の二家があり、麻朔には大盂鼎と合せてこれを成王の器とし、董氏もまたこれに贊している。麻朔にいう。

按此二器、先儒皆以爲成王時器、無異説、是也、但麻朔無徵、又按、此二重器、均成王時器、大盂鼎在成王二十又三祀九月、又其昌所作駁郭鼎堂先生毛公鼎之年代一文、詳列語言文字上之比勘四證、歴史事實上之比勘六證、形制花紋上之比勘二證、以審斷此二大器、均碻爲成王時器

郭氏の反論に對する吳氏の駁論は、麻朔卷末に附載されているものであるが、所論頗る多岐にわたり、かつ長大の文であるから、その要旨を摘記しておく。

1　麻朔疏證に再構成を試みた周曆は、趞曹鼎二を以て證するに原譜との誤差は二日以内にあり、かなり確實なものと考えてよい。　2　銘文中の天畏降喪とは、成王の新崩をいう。　3　文侯之命に「丕顯文武」・「惟祖惟父」の語あり、王とは成王をいう。その文、毛鼎と近し。　4　番生毀は成王期の器であるが、その文また毛鼎と近し。　5　𠂤伯毀に「王若曰、丕顯祖玟珷」とあり、成王期の器であるが、その文また毛鼎と近し。　6「敃天疾畏」の語は金文の他に詩書にもみえるものであるが、その語を含む小旻は周初の詩である。洪範には小旻の詩を勦裂して成るところがある。すなわちその語は周初以來のものである。　7　毛鼎の文は、成王廿三年の器である大盂鼎の文と近似している。　8　鰥寡の語は大誥・康誥にもみえ、周初以來の語である。　9　文中に傷亂をいう語は、大誥の文と近い。　10　毛伯彝（班毀）に毛伯を「文王王姒聖孫」という。毛父班は毛父厝と父子あるいは兄弟の關係にあるものであろう。彝の東征三年は周公の東征に當り、關係詩文に表現上の類似が多い。すなわち毛伯彝・大盂鼎・番生毀、詩の東山・破斧などみな同時の作で、「左右逢原、無往而不合矣」、本鼎も成王期に屬すること明顯である。　11　鼎銘は康誥・洛誥・無逸・君奭・立政・康王之誥・佚周書皇門の諸篇と、文詞語氣において近いものがある。　12　虢盤・不嬰毀・兮甲盤など宣王期の諸器は、一として本器や盂鼎と文氣の通ずるものがない。　13　器の形制・花紋の全く同じもの十七器、次同三十九器、略同十八器について檢するに、その時期は殷商より秦漢に及んで行なわれており、器制・文様を特定の時期にのみ行なわれたと考える時代觀は誤である。　14　上虞羅氏の藏する殷器戈在櫝鼎は、形制花紋すべて本器と同じ。すなわちその器制は、殷商よりの遺制である。　15　器は秦漢に近づくにつれて半球形となり脚が低くなるという郭氏の器形觀には、商父癸鼎西淸・一・二二を反證とすることができる。また環帶文を後期の文様とするのは、魚盤武英・上・八五に同様の文様があり、これまた成立しない。　16　鼎の環帶文は、その起源は殷代龜版の龜背緣邊の帶文に發しており、

すでに殷代から盛行していたものである。

以上が郭氏に對する反論であるが、合せて成王期説の論據を開陳したものといえよう。董作賓氏も成王期説をとり、吳氏の擧證を支持するとともに、吳氏と同じく師訽毁との關聯からその年代を推定しようとしている。師訽毁と本器との銘文に類似の表現の多いことは諸家のみな認めるところであるが、董氏はその例文十七條をあげて、同期のものである證としている。そして師訽毁の時期については、その紀年日辰が

佳元年二月既望庚寅、王格于大室

とあり、吳氏は三統曆による曆譜中、この日辰は康昭二王にのみ妥當し、康王の元年に屬すべく、毛鼎の「𤔲〻四方、大從不靜」は管蔡の叛をいうとしているが、董氏もまた師訽の器を康王元年に屬する。なお毛鼎を成王期とする證として、董氏はさらに次の諸點を加えている。

1 鼎銘の文字の書法・用義は殷代帝辛期のものと同じ。合文・重點の方法や、之・亦・亡・廼・乃・朕・我・余など、みな殷時の用法と同じである。2 自稱に余小子といい、公名に王を用い、上下若否・王若曰・余一人などもみな卜辭中の成語である。3 文中の有司・卿事・大史寮などみな卜辭にみえ、車服の制も殷虚出土のものと合う。

吳説は曆朔と器制・文様を主とし、董氏は語彙・語法を主としてその時代を論じたが、それは實は、關聯器としての師訽毁を康王元年に屬することを動かしがたい事實として、その假定の上に立論したものであつて、二家のあげる多くの擧證も、これを論破することは甚だ容易である。

夷王期説をとる韓華の論據は、文中の大從の一語にかかつている。柯氏は先師王國維の考釋が器の時期に論及していないのを補う意味から、銘文の考釋にはふれず、その時期のみを論じた。その説は、文中の「司余小子弗彶、邦𨊠害吉、𤔲〻四方、大從不靜」の大從を、左傳昭五年「(叔孫婼)曰、豎牛禍叔孫氏、使亂大從、殺嫡立庶」の大從と同語とし、周は懿孝夷三世の間殆ど史傳を闕失しているが、懿王の崩後、群從が大位を爭つて、ついに懿王の叔父である孝王が國を嗣ぐに至つたので、その王位繼承をめぐる大亂を「大從不靜」としたものと解するのである。すなわち銘文にいう「弗彶」とは、「夷王自謂、猶言爲懿王大子、當嗣大位、而弗及嗣位、四方以致大從不靜也」と解し、「弗及嗣位」の意とみて、夷王が諸臣に擁立されたという所傳によつて、毛公が夷王擁立の有力な一人であつたとしている。「大從」の語を左傳の杜注に「使從於亂」と解しているが、柯氏は從を從祖・從父・從兄弟の從とし、「按大從之稱、殆卽謂親屬尊卑之序、亦周人之通稱矣」と論じて王位繼承上の爭いがあつたとし、「弗彶」を正當な承繼者が位を嗣ぎえなかつた意とする。

この説は懿孝夷の王位繼承が嫡系のままでないという不自然さに着目してこれを大從の語に結合したもので、史の闕文のところを問題とした興味ある提説であるが、説の成否は大從、弗及の二語の解釋にかかつている。大從を親族稱謂に用いることはその例なく、また孝夷の關係は從祖父・從叔父でなく、釋親の語を以ていえば世叔父に當る。柯氏の論據とする左傳の「使亂大從、殺嫡立庶」の從も、哀二年「鄭勝亂從」の從と同じく來從の義で、その亂勢に乘ずるをいう。柯氏がこの不確實な一語によつて鼎の時期を推定しようとしたのは、弗彶の彶の金文上の用義を十分顧慮しなかつ

たことと合せて、その立論を根據の弱いものとしている。

さきにあげた吳其昌の說は、郭氏の宣王期說に對する駁論としてかかれたものであるが、郭氏の說は「毛公鼎之年代」金文叢攷所收にみえ、大系にもその要約がある。いま叢攷によつてその論據を紹介する。その文は、周初說・春秋期說に對する反論の形式をとつている。

1 鼎の文辭は周初の器銘に類しない。成王のとき喪國のことなく、あるいは三監の叛を以てこれに充てるのは、文武の臣を先正と稱していることと合わない。 2 吳氏の厤朔には、諸王の在位年數、すなわち斷代上に問題がある。 趞曹鼎二を厲王に屬するような失當の比定が多い。(厤朔ではこの器は共王に屬している。) 3 本器と近い銘辭をもつ師詢毁には、「哀哉、今日、天疾畏降喪」の句があつて、周初にあるべき語でない。 4 新城新藏博士は爰・歲の二字よりして器を春秋もしくはその以後としたが、歲は歲星の知識と關係のない文字であり、爰は周初の器にすでにみえる字である。 5 文中にいう喪亂を承けた時代としては、宣・平の二王の時代を考えることができる。 6 銘文中「敃天疾畏」など遭亂をいう表現は、厲幽期の詩篇に多く用いられているものである。 7 銘文の全體は尙書文侯之命と近似している。文侯之命は必らずや鼎と時期の近い文獻であろう。 8 圓鼎のこの種の器制は、晩周に至つて行なわれたものである。 9 文様は初期の神祕性を脫した淸新な幾何的文様で、後期に通行したものである。 10 爾攸從鼎は器制・文様においてこの器に近いものであるが、その銘文によつて考えると厲末の器である。文中にみえる克氏は後期の大族で、その諸器は夷厲宣にわたつている。克器の關聯器である伊毁も厲末の器と考えられる。 11 銘辭は氣象宏大、泱々然たる宗周の風烈を存しており、中興の時代とされる宣王期の時代精神と合致する。大雅抑は衞の武公が厲王の失政を刺つた詩とされているが、「其在于今 興迷亂于政 顚覆厥德 荒湛于酒」とあり、本器にいうところの失政の語と近い。 12 器は岐山の出土にかかる。すなわちなお宗周のときの器である。 13 文侯之命は平王・襄王の文でなく、鼎と同時の作なるべく、父義和は父厝・師詢と並ぶ人物であろうが、いまはその人を考えることができない。

いまの靑銅器硏究の知見を以ていえば、郭說は大體論として最も妥當性があることはいうまでもない。吳氏の駁論は殆んど駁論としての意味をもつていないのである。郭說には細部にわたつてはなお種々の問題があり、特に毛鼎前後の器が當然含むと考えられる共和の問題に全くふれていないことは、この器銘の背景を考える上からも、不十分というべきである。郭氏は師詢毁を宣王元年に屬するも、宣王以後の曆年は明らかであり、この器はその曆譜に合わない。

宣王元　前八二七　朔干支㉘　師詢毁　元年二月既望庚寅㉗（第一日、既望と合わず）

後期の紀年銘のうち元年銘をもつものに次の諸器がある。

師旋毁一　元年四月既生（死）霸甲寅(51)　孝王元①（第二三日）
師詢毁　元年二月既望庚寅㉗　夷王元㊵（第十八日）
叔専父盨　元年六月初吉丁亥㉔　厲王元(55)（第三日）
師獸毁　元年正月初吉丁亥㉔　共和元⑲（第六日）

師詢𣪘が夷王元年の器であるとすれば、毛公鼎はそれよりかなり後の器となる。西周は孝・夷の際に一時齊侯烹殺のことなどがあつて秩序が亂れ、次には共和のときがまた危急の際であつた。師詢𣪘の文章と毛公鼎の文章の間に、もし類似の氣象があるとすれば、それは兩者の時期が同一であるのではなく、周室の遭遇した危機的状況が似ているということであろう。

昭和四十五年六月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第三一輯

金文通釋 三一

白川静

口叟壺

財團法人
白鶴美術館發行

一八二、詢　殷

器　名　訇殷郭釋

時　代　宣王郭釋　厲王唐蘭

詢　殷

出　土　「一九五九年六月間、藍田縣城南約五華里寺坡村北溝道中出土十六件」段紹嘉簡介弭叔殷等と同出。同制の殷二器のうち、一器にこの銘文を有する。

收　藏　「現存省博物館」簡介

著　錄

器影　郭釋・文史論集所收

銘文　郭釋・同上　書道・補・挿圖三

器　制　大小未詳。器は鐶耳銜環、圏足の全瓦文殷。器制は無曩殷と極めて近い。

考　釋　郭沫若　弭叔簋及訇簋考釋文物・一九六〇・二

唐　蘭　　青銅器圖釋序言一九六〇・六
容　庚　　弭叔簋及訇簋考釋的商榷文物・一九六〇・八・九
陳世輝　　訇簋及弭叔簋小記同上

銘　文　　一〇行一三三字

王若曰、詢、不顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官嗣邑人・先虎臣・後庸、西門夷・秦夷・京夷・𥷚夷、師笭側新、□華夷・由□夷・匴夷、成周走亞、戍秦人・降人・服夷

文首よりただちに王の冊命の語を記す。廷禮は銘末に添えられている。「王若曰」は史官傳命の語。詢は師詢段の詢と同じ。從來薛氏によつて訇と釋されていた字であるが、字は旬の初形と言に從う形であるから、詢と釋しておく。

文武の受命をいうものには、早期のものには大盂鼎・宗周鐘があり、後期のものでは彔伯段・毛公鼎などがある。みな非常の時局に遭遇して、創業のときを回思する意をもつていう。詢の先人もその創業に當つて王室に功があり、冊命に特にそのことに言及するのは、その家を顧寵する意を示すのである。乃祖は詢の遠祖をいう。遠祖が周の創業に協力して、その基礎を定める上に功績があつたとするのである。

今余以下は職事を命ずる語であるが、詢が正長として官司すべき邑人以下は、師酉段にみえるとこ

ろと極めて近い。師酉𣪘にいう職事は次の通りである。

𩵦乃且啻官邑人虎臣・西門夷・𤰈夷・秦夷・京夷・弁身夷

諸夷の名は殆んど同じ。ただ本器では夷種の名も增加し、他にも新たに加えられている職事が多い。邑人・先虎臣・後庸はそれぞれの編成をもつ部屬・軍旅をいう。陳釋に師袁𣪘の齊帀・曩𦐡・僰尸・左右虎臣の例をあげ、左右虎臣とは軍の兩翼の部隊、先虎臣とは先鋒の虎臣であり、無叀鼎の「□王遣側虎臣」と同例の語とする。また後庸はこれに對して「或即追隨于虎臣之後的庸徒」としているが、これは郭説の「庸與傭通、即是奴僕」とする説を承けたものであろう。しかし後勁殿軍もまた精强のものでなくてはならぬから、後庸も部隊の名とすべきである。小臣單觶に「王後㕚克商」という後㕚も、そういう部隊であろう。邑人も五邑走馬にみられるように、戰鬪部隊の單位として編成されていたものであろう。

西門夷以下の四夷は、師酉𣪘にみえるところと同じ。師笭側新は從來未見の語。郭釋にいう。

亦當是賤役、側新殆是𨨏薪、薪樵之類的賤役、因而師酉𣪘的新字、亦即薪字之省、秦代尚有鬼薪、乃刑餘之人可服賤役、蓋沿周制、而性質稍變

思うにこの銘にいうところは、三項に分つて考えうるようである。すなわち邑人・先虎臣・後庸には四夷を屬し、師笭側新には三種の夷人を屬し、また成周走亞にも三種の夷人を屬している、これらの夷人は、その部隊の構成員であるよりも、むしろその部隊に屬する徒隸であるらしい。それならば師笭側新とはまた部隊の名とすべく、その部隊に□華夷・由□夷・𢊁人が屬しているのである。

師酉𣪘にいう弁身夷は邑人虎臣に屬しているが、本器にいう師笭側新とは、無叀鼎にいう「王遣側虎臣」の側と同じであろう。右に準じていえば、成周走亞もまた部隊の名で、成周にあるものであろう。郭釋に走亞を徒隸賤役の者としているが、走は先馬走の走で先驅の意。亞は詩書にいう「維亞維旅」、䰧𣪘に「成周里人眔諸侯大亞」とある亞であろう。陳釋に走亞鷹孟征簋三代・一〇・三六・三七を引いて走亞を官職とし、「可見走亞是官僚、并非奴隸之類」とするのがよい。先驅の者は軍行のとき道路などの呪詛を祓う儀禮をも行なつたらしく、亞は本來儀禮を司るものであつた。亞字形款識は、その形が玄室に近くかかれており、もと氏族の聖職者の意である。そういう亞旅のもとに、また戌秦人・降人・服夷がおかれている。前二者はその名義を識りがたいが、服はおそらく卜文にみえる夷族である艮、宗周鐘にいう南國服子の服であろう。以上の三部隊は、その屬するところからも推測されるように、おそらく周室虎賁の軍ではなく、外人部隊であつたとみられる。

易女玄衣黹屯・載市・冋黃・戈琱戟・敃必彤沙・䜌旂・攸勒、用事

戈琱戟以下は多く武將に賜うものであり、休盤・寰盤等にみえる。休は走馬、寰は師職の家である。詢の家も師氏を職とするもので、師詢𣪘はその器である。

詢䭫首、對揚天子休令、用乍文且乙伯同姬𩜍𣪘、詢萬年、子〻孫〻、永寶用、唯王十又七祀、王才射日宮、旦、王各、益公入右詢

末辭。異例の形式で、廷禮を最後に記している。文祖乙伯同姬は、師酉𣪘に「朕文考乙伯宄姬」と

稱しているものと似ており、郭氏は師酉と詢とは父子であろうという。

所司職務、大抵相同、又訇之祖爲乙伯、酉之父爲乙伯、則酉與訇、葢爲父子、古者世官、酉之職爲師（卽師氏）、則訇之職、亦必爲師、故師訇與訇、是一非二

三器乙伯之稱相同、而乙伯之配、其稱不同、師酉𣪘云、乙伯亮姬、師訇𣪘云、乙伯同益姬、訇𣪘云、乙伯同姬、此當何解、古者婦人無字、以夫之字爲字、同者同爲乙也、例如頌鼎皇考龔叔・皇母龔姒、仲𢦏父𣪘皇考屖伯・王母屖姬、師𧽊鼎文考聖叔・文母聖姬、子仲姜鎛皇祖聖叔・皇妣聖姜、皇祖又成惠叔・皇妣又成惠姜、此外尚有、不備擧、益葢氏族名（如訇𣪘有益公）、亮其本名也、故三者雖異而實同、母爲姬姓、則知訇必非姬姓

同を前同の義とするのは隨分勝手な說であるから、その點は容庚氏のきびしい反論を受けた。すなわち前同の解に對しては

我以爲、同乃氏族名、小臣宅簋・沈子它簋均有同公、元年師兌簋有同仲、同姜鬲有同姜、可證

と氏族名と解すべきものとし、また名異實同の說については

鄙見此乃周代一夫多妻之證、師訇簋同益姬的同字、可能摹寫錯誤、不然、薛氏不會不識同字而釋爲彧、或謂同姬是姬姓、何又有同姜作姜姓、古代姓氏不多、旣可能姬姓的同族、又有姜姓的同族、猶如衞國姬姓、又有姒姓的衞姒三代・五・二三燕國姬姓、又有姞姓的燕見左傳隱公五年、情況相同

これはまた一夫多妻制を以て說こうとするものであるが、金文中にはそれを證すべき確證がない。かりに兩室ありとするも、一を後室と解しても說明はできるのである。尤もこの問題については、

まず師酉と詢とが必らず父子であるというその前提から檢討を要する。その職事は師酉と訇と確かに似ているが、酉・詢は金文の通例を以ていうと家の名とみるべく、彔・習・克・嫠・禹などの名は必らずしもみな一時一人とは解しえない。もともと乙公・乙伯・乙考などの名は、十干を廟號とする東方の遺俗で、乙公と稱する例などは十器を超えるのであるから、かりに乙伯の名を同じうするも一家の器とはいえない。ただその職事が極めて似ているので、あるいは本支の族などの關係はあるかも知れない。

問題は詢𣪘と師詢𣪘との關係であるが、本器の乙伯同姬と師詢𣪘の乙伯同益姬とはもとより同じである。夫妻同諡ということは必らずしも原則でなく、たとえば春秋期の魯君のうち、同諡の例は定夫人の定姒のみであり、晉・齊にも同諡のものは殆んどない。金文においても、蔡姞𣪘の德尹惠姬、不嬰𣪘の公伯孟姬、伯頵父鼎の屖伯吳姬、趞小子𩛥𣪘の𩛥男王姬のよび方が、普通であつたのではないかと思われる。また同姬を同益姬のようにいうのは、同は出自の家氏の名で、益が私名あるいは諡號であろう。孟妊東母・中姬㒒・成姬多母と同例の語と考えてよい。益は益公のように廟號に用いる字であるから、あるいは諡號であるかも知れない。亮も多く廟號に用いる字であり、それならば師酉𣪘にいう亮姬とは別人とする外ない。

年紀を文末に記し、かつ「唯王十又七祀」のように祀というのは、殷式の紀年法である。射日宮は他に所見なし。師酉𣪘は吳において、また師詢𣪘は州宮において册命がなされており、何れも周廟での儀禮でない。おそらく周廟以外のところでなされたものであろう。文末に廷禮を記すのは、師

詢段と同じ。受命者の官嗣するところや、これら文辭の特色から考えると、詢の家は東方出自のものであろう。

訓　讀

王若（かくのごと）く曰く、詢よ。丕顯なる文武の命を受けたまひしとき、則ち乃の祖、周邦を奠めたり。今余、女に命じて、嫡として邑人・先虎臣・後庸の西門夷・秦夷・京夷・纂夷、師笭側新の□華夷・由□夷・匴人、成周走亞の戍秦人・降人・服夷を官嗣せしむ。女に玄衣黹純・載市・同黃・戈琱戟・敐柲彤沙・鑾旂・攸勒を賜ふ。用て事へよ、と。詢、稽首して天子の休命に對揚し、用て文祖乙伯同姬の隮段を作る。詢萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

唯（これ）王の十又七祀、王、射日宮に在り。旦に王格り、益公入りて詢を右く。

參　考

器は弭叔段等と同出であるが窖藏の器であるらしく、他器との關係はよく知られない。弭叔段は莾における廷禮册命を記し、受命者は師職にある師宋、右者は井叔で、晉諸器と同じ右者である。本器の職掌は師酉段と近似しているので、郭氏は酉・詢を父子の關係にあるものとし、大系において懿王期に屬していた師酉段を改めて宣王期とし、元年師酉、十七年師詢と嗣襲したものとみている。そして元年師詢段をも郭氏は宣王期に配しているが、それならば宣王元年正月師酉段、同じく二月既望師詢段となつて、一月の間に嗣襲が行なわれたことになるが、師詢段には師詢が王を擁立した前功を賞し、前命を𦥯賣する辭があつて、甚だしく事情に合しない。かつ元年師詢の日辰は宣王元年の譜に入らず、郭氏の比定には根本のところに誤があるようである。

師詢段における册命は、師詢の遠祖以來の功業を回顧し、國の小大猷を以て託する元老としての取扱いがなされていて、詢段の册命よりも遙かに重大なものであり、賜與も夷允三百人に及ぶものであるから、詢の器より前であるとは思われない。師詢の元年は厲・宣・幽の何れの譜にも入らず、夷王以外には屬しがたいものであるが、詢段をそれより前とすれば孝譜に屬すべきものであろう。從つて三器の關係は、詢段孝王十七年、師酉段夷王元年、師詢段夷王元年、という次第となる。詢段にみえる諸夷の名は、また師酉段にもみえる。師詢の文辭には毛公鼎と相通ずるところがあり、その文章の先蹤をなすものであろう。

一八三、師詢段

器　名　師訇敦薛氏　師訇段大系　師訇段郭釋・容釋

著　録

銘文　薛氏・一四・一五　大系・一三二

考　釋　全上古・一三・九　大系・一三九　文録・三・一〇　文選・上三・五　積微居・七七　陝西・六

銘　文　一五行二一二字

王若曰、師詢、不顯文武、孚受天令、亦則殷民、乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾𤔲厥辟、奠大令、盭龢雩政、肆皇帝亡旲、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜

文武受命の際より説き起すものには、初期の器に大盂鼎、後期のものでは師克盨・詢段と本器、後に毛公鼎などがあり、何れも國家非常の危局に臨んだときの器とみられるものである。まず王の冊命の語を記し、後に廷禮をいう形式は、詢段と同じ。毛公鼎ではその廷禮の記載も省略されている。冊命に當つて文武受命のときにまで遡つて述べるのは、師詢の遠祖の功業を頌するためである。孚受は專受、叔夷鎛に「專受天命」の語がある。毛公鼎に「膺受大命」とあり、文録・文選に何れも

孚受を膺受と釋するが、字形が似ていない。師克盨の「匍有四方」の匍に近いともみられるが確かでなく、いま郭釋による。

亦則は奕則。この句を薛氏以來「亦則於女」と釋するも文義をえがたく、下二字は殷民の壞文とする郭釋がよい。大系にいう。

亦字讀爲奕、大也、則字蓋讀爲惻、殷民二字、原文頗類於女、釋作於汝、文義難通、今以形近之字推定之、蓋字有泐損、薛氏疑爲於女、故摹彔亦趁是也、亦惻殷民者、猶言視民如傷

思うに亦は奕喪の奕。則は鼎に銘刻する象で典刑の義があり、奕則は奕刑に同じ。兮甲盤に「則亦井」という奕刑である。殷に敗德あり、天はこれに奕喪を降し、文武に大命を與えたことをいう。殷周の革命をいう語である。

「乃聖祖考」とは師訇の祖考をいう。祖考に聖を冠していうのは、大克鼎「厥聖保祖師華父」の例と同じ。殷周の際のことであるから、この祖考は遠祖の意である。差は左の繁文。列國の器に例が多いが、このころから用いられたものであろう。先王は文武以來の諸王をいう。師訇の家は、周初以來、周に臣事協力した舊族である。

厥の下二字は字形が明らかではなく、吳・于二家は缺釋、大系には股肱の省文とし、「左傳僖廿六年、昔周公大公、股肱周室、夾輔成王、語例相近」という。近出の師克盨に「干害王身、乍爪牙」の句があり、その字と比較すると、銘文は爪牙の壞文である。夾𥁕は禹鼎にもみえる。夾𥁕左右は爾雅釋詁にいう「詔亮左右」に當る。奠は定。克鐘に「尃奠王命」の語があり、叔向父禹毀に「奠保我邦我家」とみえる。

「盭龢雩政」の盭龢を、大系に厲論とよみ、「盭讀如戾、在此當讀爲厲、龢與論通、盭龢猶言發揚踏厲也」というが、發揚踏厲は武舞の象をいうもので、この場合語意が適當でない。文錄には、「盭即戾字、戾之與和、反正同訓、猶亂亦訓治也、詩優哉游哉、亦是戾矣、言其和也」と論じ、反訓の同義字を列したものとする。優哉二句は小雅采菽の文、盭龢の二字同義であることは一應考えうることで、龢には和協の義があり、盭もその義に近い字であろう。龢は番生毀「龢于大服」・叔向父禹毀「龢于永命」のように用いられ、また大克鼎「龢克王服」・微䜌鼎「康龢魯休」のようにもいう。從つて盭も和協の義とみてよく、康・定の意であろう。字は砧上に糸を毆ち、絲を練治する象を示す字であるらしい。

「肄皇帝亡昊」は毛公鼎「肄皇天亡昊」と同語。皇帝は皇天。郭氏いう。「知古言皇帝即皇天、書呂刑、皇帝哀矜庶戮之不辜、又皇帝淸問下民、僞孔均以爲帝堯、據本器、可斷言其非」。帝と天とは、當時すでに同義語として用いられている。天はなお人格的なものとして把握されていたのであろう。昊は無射の射の初文。のちの射とは字原を異にする字である。

「臨保我厥周雩四方」は毛公鼎の「臨保我有周」と同じ。厥は其と同じく領格の介詞に用いる。令彝「明公尹厥室」のごとし。四方は周の支配する諸國をいう。師克盨に「匍有四方」の語がある。

「民亡不康靜」は毛公鼎にいう「大從不靜」の靜、康靜は治安を得ることをいう。

以上第一段、殷周の際より師訇の遠祖に肇國治業の功あることを回顧し、今の危局に臨んでその祖

業を想い、王室に勤勞することを要請するのである。

王曰、師詢、哀才、今日天疾畏降喪、秉德不克婁、古亡丞于先王、卿女彶、屯卹周邦、妥立余小子、翻乃事、隹王身厚皆

時艱をいい、師詢に綏立の功あるをいう。哀才は哀哉。禹鼎に「哀哉、用天降大喪于下或」とみえるが、それは噩侯駭方叛亂のことをいうものであつて、このときのことと同事ではない。下文に幼子綏立のことに及んでいるから、この文にいうところは孝末大壞のことであろう。今日は縣改段に「其自今日」とあるほか所見なく、積微居に日を下文の天につづけて旻天とし、日は旻の壞文であるとする。

此云今日天疾畏、文義與其他古文不類、尋詩大雅召旻云、旻天疾威、天篤降喪、此銘文與彼同、卽承用詩經之文、下文云、匋其萬思年、亦本大雅下武篇於萬斯年之語、可證也、余疑銘文日字、當讀爲旻、旻字从日文聲、此省聲存其形也、……古器銘文、多有省略不具

こうして楊氏は、趣と走、皇と自、旂と㫃、且と日、吉と士、思と由の例をあげて日を旻の省文とし、毛公鼎の「敃天疾畏」を以て旻天の語のある證としているが、毛公鼎の文は四字で句、本器は「哀哉、今日、天疾畏降喪」と降喪の語を加えており、宋刻に誤がないかぎり、このままで通ずる。時艱を訴える語としても、今日という語がよく、單に今というのは妥當でない。

「秉德不克婁」は難解の語とされ、大系に「首謂元首、首德謂君德也、婁卽規字、正也」、また文錄には「降喪首德、不克盡古」と釋するが、文意をえがたい。首字の釋に問題があるようであり、字はおそらく秉の壞文であろう。伯㦰段・善鼎に「秉德共屯」の語あり、虢叔旅鐘に「秉元明德」とみえ、德に對しては秉という。秉德の主語はもとより王をいう。婁は肅の初文。規を持つ象であるが規の字ではなく、畫圖を成す所以のものである。卜文に子婁の名があり、のちの子姓國蕭はその後であろう。遺者鐘の「肅哲聖武」の肅はすでに篆體に近くかかれ、また叔夷鎛・齡鎛では䈼に作る。政德・義政を肅しむ意に用い、本器の「不克肅」もそういう目的語のあるところで、これを略したものである。古は故。丞は承。「亡承于先王」とは先王受命の業を失墜するをいう。語意の激烈なることから推して、懿孝の王位失次のことなどを指しているかと思われる。

卿は嚮。彶は毛公鼎に「司余小子弗彶」の彶。郭氏は汲々の意とするも、急と同原の字で、詩六月「我是用急」と同じく儆戒の意である。鹽鐵論繇役に詩を引いて字を戒に作つている。また書の洪範の鄭注に、「急、促自用也」という。緊急對處の意である。屯は字形を損しているが、敬卹・虔卹・雁卹などの語から推して、屯卹としてよい。妥は綏、立は位に卽かしめる意。小子擁立のことをいうものであろう。翻は載。文選に「荀子榮辱、使人載其事、注、載行也、任之也」という。卜辭に「甶王事」というものが多いが、甶は載の初文。「載乃事」は「載王事」と同じ語例である。厚皆を大系に「皆疑旨之繁文、旨美也、善也」という。文錄には厚賴と釋するが、字はおそらく令段の「用韻後人享、隹丁公報」とある韻の異文であろう。韻には至・致の義がある。厚韻は廣啓と語義近く、叔向父禹段「廣啓禹身」・番生段「廣啓厥孫子于下」・士父鐘「用廣啓士父身」など、みな某身あるいは孫子の語を以て承けている。これによつていえば、先生の遺業が失墜に臨んだとき、

師詢はよく職事を綏立し、王の身を護って遺業の廣啓につとめたことを賞する語である。夷王卽位のときは、史傳によると堂下の禮を執ったとされているが、おそらく王臣の勢力が二分し、夷王の卽位には師詢なども大いに與かって力のあったものであろう。

以上第二段。時艱に當って匡濟の功のあったことをいう。

今余隹𤔲𠭯乃令、令女叀雝我邦小大猷、邦居潢辪、敬明乃心、率以乃友、干吾王身、谷女弗以乃辟圅于𩛥

輔弼の大任を囑する辭である。文は毛公鼎の册命と酷似しており、毛公鼎にも

王曰、父厝、今余唯𤔲先王命、命女亟一方、圅我邦我家」 女毋敢妄寧、虔夙夕、叀我一人、雝我邦小大猷」 𨑱夙夕、敬念王畏不睗」 以乃族、干吾王身」 俗女弗以乃辟圅于𩛥

などの語がある。

𤔲𠭯は再認の意であるが、乃命とは師詢がかつて受けた命で、おそらく先王の册命であろう。惠雝は毛公鼎では「惠我一人、雝我邦小大猷」と上下に離析して用いられている語である。「邦居潢辪」も難解で、文錄に「邦佑潢辥」、文選は佑を弓に從い、潢を堇に從う字とする。毛公鼎「邦𤰈害吉」とあるのと似た語であるが、この文では上文の「王身厚䪫」と同例の句であろう。居はあるいは畺のように弓に從うて邦域をいう語ゝあるいは邦君諸侯という語かも知れない。上二字名詞ならば潢辪は動詞とすべく、廣乂などの義でもあろう。他に類語がなく、適解をえがたい。「敬明乃心」は𡐨毁にみえる。「率以乃友」以下は毛公鼎の文と語意同じ。友は友官。谷は欲。乃辟とは王、圅は

陷、𩛥は艱。以上は册命の辭、時局の匡濟を以て託するものである。

易女秬鬯一卣・圭𤔲・尸允三百人

賜與をいう。圭𤔲は圭瓚。鬯酌に用いる玉器である。尸は夷。文錄に「厥邑三百人」、文選に「夷邑三百人」とするも、邑若干人という例なく、允は郭釋のように𡡊の省文とすべきであろう、𩰫毁には「尸臣十家」の語がある。當時夷種のものが多く徒隷として使役されていたことが知られる。

詢䭫首、敢對剔天子休、用乍朕剌且乙白同益姬寶毁、詢其萬由年、子々孫々、永寶、用乍州宮寶

詢毁及び本器には、何れも單に稽首といい拜稽首と稱していない。毛公鼎にもその廷禮のことを記していないが、あるいは宥命があって下拜の禮を行なわなかったものか、戎衣のため拜舞をなしえなかったものか、何れとも知りがたい。もし師詢や毛公厝がそれぞれ當時の執政者として軍國の大事を擔當する者であったとすれば、あるいは下拜の禮を略するなどのこともあったかも知れない。剌祖乙伯同益姬は、詢毁に文祖乙伯同姬としてみえる人である。同とは同氏より來嫁したもので、益がその廟號であろう。乙伯のように、なお干名を用いていることが注意される。萬由年は詩の思齊「則百斯男」、下武「於萬斯年」、また叔夷鎛「百斯男」の例からみて、「萬斯年」と同じ。州宮を文錄に世宮と釋するが、やはり州と釋すべきであろう。

隹元年二月既望庚寅、王各于大室、𤇈內右詢

銘末に廷禮を記すこと詢毁に同じ。宮名を記していないが、おそらく州宮で、師詢の宮廟であろう。詢毁の射日宮も、あるいは詢の宮であるかも知れない。何れも在周をいわず、王は周都の外にある

ようである。煭は初期金文に煭子關係の器が多くみえ、中期以後には卯段の煭季・煭伯、同段・康鼎の煭伯などがあつて連綿たる勢家である。しかしこの期の煭は、あるいはのち厲王期の好利の人といわれた榮夷公であろう。

末一字は夂のような字形を殘しているが、詢段の銘末に「益公入右詢」とあつて、詢字であることが知られる。禹鼎や本器のように、宋刻の未詳のところも、新出の器によつてその字形を確かめうるところが甚だ多いのである。

訓　讀

王若く曰く、師詢よ、丕顯なる文武、天命を孚受し、殷民を奕則せり。乃の聖祖考、克く先王を左右し、厥の爪牙と作り、用て厥の辟を夾䍙し、大命を奠め、政に盭龢せり。肆に皇帝哭ふこと亡くして我が周と四方とに臨保したまひ、民、康靜ならざるは亡かりき。

王曰く、師詢よ。哀しい哉、今日、天疾畏にして喪を降せり。德を秉ること肅しむこと克はず、故に先王に承くること亡し。

嚮に女彶みて周邦を純卹し、余小子を綏んじ位あらしむ。乃の事を載ひ、隹王の身に厚諧あらしめたり。

今、余隹乃の命を醽賷す。女に命じて、我が邦の小大の猷を惠雝せしめ、邦居を廣辪ならしむ。乃の心を敬明にし、乃の友を率以して、王の身を扞敔し、女の、乃の辟を以て艱に陷れざらしめむことを欲す。

女に秬鬯一卣・圭瓚・夷嗌三百人を賜ふ、と。

詢、稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が剌祖乙伯・同益姬の寶段を作る。詢其れ萬思年、子々孫々、永く寶とせよ。用て州宮の寶を作る。

隹元年二月既望庚寅、王、大室に格り、煭內りて詢を右く。

参　考

師克盨・禹鼎・塱盨・毛公鼎など、本器とともに天の疾畏降喪をいうものは、西周後期の喪亂の時代、たとえば孝夷の際の王位繼承、厲末の大壞、共和期の天位曠絕の危機など、非常の時局を背景とするものであり、詩の周頌閔予小子以下の衰亂を歎く廟歌とともに、西周末期の政情をうかがうに足る貴重な資料である。變雅詩篇中の社會詩・政治詩とともに、春秋期に移行する西周社會崩壞期の消息を示すものといえよう。

器銘は詢段とともに文武の受命に遡つて說き、殊に本器では殷民を奕則したことにふれているのは、特に意があつてのことであろう。師氏の職には東方出自の者が多く、成周庶殷を以て構成する殷八師、また西六師などには東方系の貴游が師氏の職につき、また諸夷を以て編成する部隊も多くその管轄に屬した。師酉・師詢の隷下にそういう異族異種が多く屬しているのはそのためである。師詢の二器は何れも銘末に紀年を記し、文祖を乙伯というなど、東方系の諸特徵を示している。殷周革

命のとき、東方系にして周に加擔した部族も相當あり、また鼎革の後に西方に遷された雄族も多く、かれらはいわば歸化族として、そのすぐれた文化と技術とを以て、畿內の有力な勢力となつていたと思われる。

西周後期において、西周の貴族社會は政權の爭奪をめぐつてしばしば分裂し、最も典型的には懿孝夷三代の變則的な王位繼承となつたが、このとき軍事力をもつ師氏の向背は、その政治勢力に大きな影響を與えた。王が特に周初以來の詢氏の功業を賞し、このような册命を賜うているのも、右のような事情によるものであろう。

器銘にしるす日辰に誤がないとすれば、それは宣・幽はもとより、厲王期にも入りがたいものである。ただ夷王の元年を前九一七年とするときは、その元旦朔は㊵、元年二月既望庚寅㉗はその第十八日となり、その譜に入ることとなる。また師類殷は元年九月既望丁亥㉔でその前月置閏して第十八日に入る。師類もまた夷王の支持者であつたのであろう。何れも師職にあるもので、夷王は彼らの支持によつて位に即くことができたのであろう。

これらの元年器と三十七年善夫山鼎との間に、裘衛・克諸器など二十數器を編年することができる。夷王期の編年器とその關聯器とを審定することが、西周期斷代編年の作業を進める上に、極めて重要なことであろうと思う。

一八四、塱　盨

塱　盨

器名　寅簋考古

時代　宣王大系

出土　「得于京兆」考古

收藏　「睢陽王氏藏器」考古

著録

器影　考古・三・三四　大系・一二九

銘文　薛氏・一五・九　大系・一三二・一三三

考釋　古文審・八・五　拾遺・上・二八　大系・一四〇

文録・四・四　文選・上三・二　積微居・一四一

器制　考古にいう。「高四寸有半、深三寸六分、縮尺有一寸、衡七寸半、容斗有二升四合」。考古以下多く簋としているが、器制は明らかに盨で、大系に盨と改めている。失蓋、兩耳犧首、鹿角状の飾りがあり、口下に環帶文、器腹は瓦文である。

銘文　一五行一五七字。銘はその前半を失しており、あるいは二器分載のものであろうが、鐘銘以外に器銘を分載することは殆んど例のないことである。あるいは秦公段のように器蓋に分刻したものかも知れない。

（上缺）　又進退、雩邦人正人師氏人、又辠又故、廼□倗卽女、廼繇宕、卑復虐逐厥君厥師、廼乍余一人咎

大系に「文體亦與毛公鼎相類」という。もし銘を器蓋に分載したものとすれば、秦公段の例では銘をほぼ折半しているから三百字を超える長銘となるはずで、盨として最も長銘で

あるばかりでなく、西周期のものとしては大盂鼎・大克鼎を超え、毛公鼎・曶鼎・小盂鼎につぐ雄篇である。語彙・語法にも注意すべきものが多いが、完篇でないことが惜しまれる。「又進退」は卯毀に「今余非敢夢先公又進退」とみえ、人を任免黜陟する意であるらしいが、上文の主語を缺くため文義不明。下の「又辠又故」と對文であるらしい。邦人・正人・師氏人を郭氏は

邦人猶邑人、奴隷之從事生產者也、正人政人、胥徒之屬、師氏人卽卒伍、奴隷之從事公務者也

と解し、何れも極めて卑賤なものとみている。これに對して積微居には、

爾雅釋詁云、正長也、正人謂長官之部屬也、師氏乃軍旅之稱、彔刻卣云、……女其以成周師氏、戍于古𠂤、是其證也、師氏人謂三軍之徒屬也

とし、邦人には言及していないが、すべてを奴隷とする郭釋には從っていない。邦人は邑人というに近く、師酉毀に「嗣乃且啻官邑人虎臣」の語があり、その下に諸夷の名を列している。詢毀にも「啻官嗣邑人・先虎臣・後庸」とみえるもので、師職の直轄する戰鬪部隊である。古くは氏族國家を邦といい、宗周鐘に廿又六邦とあり、みな邑居していたので邑人ともいう。春秋期に國人と稱するものと語義が近い。邑人とは邑の構成員であり、戰鬪部隊に編成されることもあるので、先虎臣・後庸とも併稱されるのである。正人とは有司であろう。また師氏人とは師職のもとに直屬するものと考えられ、また戰鬪の要員である。曶鼎に王人の語があり、爭訟の辨理に當った井叔は、王人たるものがその身分を賴んで違約行爲をするのは不都合であると述べているが、この王人に對して異姓諸族のものを邦人と稱しているのであろう。

以上は何れも軍旅のことに從うものであるから、自然暴虐不法の罪を犯すものが多かったのであろう。故も罪をいう。拾遺に十月之交「無辠無辜」の句を引いて辜と釋している。罪辜はしばしば特權のかげに行なわれるものであるから、これら軍卒の不法行爲を嚴重に戒めて、罪辜あるときは直ちに連類逮捕し、女に引渡して處斷させよという意であるらしく、軍律を正す士師の職事を命ずるものとみられる。□倗は未詳。郭氏は耤の異文とし、字形を「象人有毛髮、𢀿〻操耒而作之形、从馬者、古耕耤亦用馬也」という。馬と𢀿の形に從うとするものであるが、耕耤說は邑人等を奴隷生產者とする解に牽合したものに過ぎない。倗は朋友の朋の初文であるが、二字連讀して連帶の意

であろう。逮捕繫縛の意をも含むものとみられる。卽は理法に卽かせることをいう。鬲攸從鼎に、「史南以卽虢旅」とある卽の義である。女とは塱をいう。

「廼繇宕」の廼は積微居に「猶若也」というのがよい。乃と同語で、令鼎に「乃克至」、また曶鼎「乃弗得」など、みな假定の條件をいう。繇宕は宋刻の釋である。郭氏は「猶淫怠、謂猶夷放蕩也」として檢束を失する意とし、楊氏は「說文云、繇隨從也、宕過也、繇宕殆是寬縱其過之義」と解し、大旨は郭說と同じ。宕は不嬰𣪘に宕伐の語があり、繇宕とは迭宕不羈、忌彈なき行爲をいうものであろう。上文の罪辜に對し、必らずしも犯罪的行爲ではないとしても、不法に他を侵凌することをいう。

𢍰復以下はまたその甚しき行爲を示し、君長を侵してこれを威虐し放逐するをいう。塱にこれら異邦諸邑の秩序の維持を以て命じているのは、周がその支配を維持する所以でもあるからである。以上の文意を大系に要約していう。

上級之有司、平時怠慢、不善檢束、待到欲於寮屬有所進退、以及下層民衆有罪有辜時、乃遣屬員奉聞于塱、已仍淫怠、復使寮屬民衆、終至猖獗、至有逐君逐師之事

そしてこのような事態にも、「不親涖、僅憑遣寮屬、來告于塱」ということでは、天子に憂を遺す行爲であるとする。周司怠慢にして事を豫防しえないのみならず、事起るも自ら塱に報告もしないで、逐君逐師の大事を招いてはならぬとするのであるが、そのことはすなわち塱に命ぜられている職事なのである。

楊氏は「此銘自來釋者、皆未能盡通其讀」として、その解釋を示していう。

文意言、若對於邦人及長官軍旅之部屬有罪過者、寬縱不治、則彼等將益無所畏忌、進而虐逐其君長、於是乃爲余一人之咎過也

下文に「勿吏虘虐從獄」のような語があり、これと照應するところの文であるから、ここは治民の要を教戒した語とみられる。郭氏の解は奴隷の叛亂を豫想したような語意であるが、下文にみえる治安策は必らずしもそういう事態を豫想したものでない。また楊說は一般官治の要を說くようであるが、厥君厥長とは、塱が責任者として官治している異族諸邦の君長で、この文にいうところはいわば殖民地政策と解してよいものである。塱が邑人・正人・師氏人を率いてその行政、おそらくは主として租徵の賦納に當つているのであろうが、その從事者がその地で暴虐を行い、諸侯の君長を畏迫し放逐するような行爲を嚴に戒しむべしとするもので、そういう殖民地行政に關する注意事項であろう。

王曰、塱、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟、勿吏虘虐從獄、孚奪劇行道、厥非正命、廼敢疾噝人、則唯輔天降喪、不廷唯死

王曰の語は、上文になお幾條にもわたつて述べられていたのであろう。毛公鼎においては、文首に「王若曰」とあり、以下「王曰」を四たびくりかえしている。塱は初期の塱方鼎の塱と同名である。塱方鼎は今の銘は僞刻であるが、あるいは別に粉本があつて作られたものかも知れない。その銘では、塱は周公に從つて東夷を伐つたことが記されている。

「敬明乃心」は師詢𣪘にもみえる。辟を大系に弼と訓するも、叔夷鎛「辟于齊侯之所」の語例によると辟事の意である。「善效乃友」は毛公鼎「善效乃友正」と同じ。效は敎。內は入。內辟を文錄に「入輔弼」、積微居に「入而事君」の義とするが、上文の辟君・辟事の辟と字を異にしており、辟治の義で法をいう。內辟とは法則に就かしめる意で、それを具體的にいえば、下文のごとき行爲を禁することに外ならない。

「勿吏虣虐從獄」について、積微居に「虣虐失之猛、從獄失之寬、皆非執中用法之道也」というが、二者何れも暴虐の不法行爲をいう。虣は音暴、周禮大司徒十有二敎の第七に、「以刑敎中、則民不虣」とあり、虣虐とは刑禁を犯す意である。從獄は蔡𣪘に「女毋弗善效姜氏人、勿吏敢又疾止從獄」とあつて、「疾止從獄」とは本器の「虣虐從獄」に當る。從獄とは瀆訟・放縱のことであろう。「寽奪叡行道」は、毛公鼎に「勿雝逮庶□賓、毋敢龏橐」とあるものに近い。寽を大系に受と釋するも寽であろう。寽奪二字、同義連文である。叡を大系に徂往、文錄・積微居に叉取とするが、許子鐘「中翰叡揚」の叡とも解しえよう。且の繁文である。寽奪・行道は何れも不法な侵奪の行爲で、路劫・宮市に類する犯罪であろう。虣虐從獄・寽奪行道の二事は、勿吏にかかる禁令のことである。「厥非正命、廼敢疾噝人」とは、正當の理由なくして拘執者を故縱するをいう。疾は蔡𣪘に「勿吏敢又疾止從獄」とある疾と同字。郭氏は疾止は鈦趾にして脚鉗の刑であり、本器の文も「鈦訊人、猶言拘訊人」と解するが、それだけならば下文に「輔天降喪」とつづくような重大な犯罪行爲とはいえない。蔡𣪘の疾止從獄とは故縱の意であるから、もし拘執者を正當の理由なくして解放するならば、天の激怒を蒙るであろうとするのである。犯罪者は古代の觀念においては神威を瀆したものであり、それゆえに罪人に對しては神に對する贖罪として刑罰が行なわれる。瀍が廢を意味し、修祓のための廢棄を原義とする文字であることは、そういう古代法の觀念を示すものである。これによると塱の管掌するところには、多くの噝人、すなわち俘囚の徒がいたようである。

輔天は專天。普天に同じ。拾遺に上文よりの意を要約して、

此云乃非正命、廼敢疾拘人、則唯輔天降喪者、言不用中正之命令、廼敢疾害拘繫無辠之人、則爲輔助天降喪災也

といい、「輔天降喪、猶昭二年左傳、鄭公孫黑曰、無助天爲虐」と說き輔を輔助とみているが、下文の「不廷唯死」の句と語氣がつづかない。

「輔天降喪」とは天が喪を降してこれを罰すること、すなわち「不廷唯死」ということに外ならない。不廷とは朝命を奉ぜざるものをいう。毛公鼎に「率懷不廷方」とある不廷である。文錄に不寧と釋し、「言天且降喪、不唯死也」というが、字形は殘泐しているけれども、不廷の語の當るところである。

以上、有司のものに對しては專恣の行爲を堅く禁ずるとともに、民人に對する態度についても嚴急に失することを戒め、また故縱のことのないよう注意している。毛公鼎の文と表裏するところが多い。被支配者、特に異族民に對する管理に深甚なる注意が拂われていたようである。おそらく塱の官司するところは、夷系諸族の被支配者たちであろう。

易女秬鬯一卣・乃父市・赤舃・駒車・𩍐較・朱虢𢑚靳・虎冟熏裏・畫轉・畫轄・金甬・馬四匹・攸勒、敬夙夕、勿灋朕命

賜與をいう。師克盨・番生𣪘・毛公鼎にいうところと殆んど同じく、多少出入がある。このうち「乃父市」は墾の父が用いていたもので、大盂鼎に祖南公の旂を賜い、善鼎に祖の旂を賜い、師兌𣪘一に祖の市を賜うているのと同じ。これらの旂・市は冊命のとき賜與されたものを、のち官府に奉納していたものと思われる。物の賜與には、その物に付與されている靈能の分與という觀念があつたのである。文錄に父市を叔𪏽の誤寫とするが、誤寫とはみえない。

墾拜韻首、對剔天子不顯魯休、用乍寶盨、叔邦父・叔姞邁年、子〻孫〻、永寶用

末文。普通ならば、「用作叔邦父叔姞寶盨」というところである。あるいは叔邦父・叔姞はなお在世にして、その壽考を求める意であろう。「天子萬年」・「習其萬年」は「余用匃屯魯雩萬年」善鼎のように、萬年の上にはいま存する人をいう例である。この器のように、父母の萬年をいうものは異例とすべく、この冊命に父の市を賜うているのも、そのことからいえば何らかの事情のあることであろう。

訓　讀

……進退有り、邦人・正人・師氏人に雩て辠有り故有るときは、廼ち□朋して女に卽かしめよ。廼し繇宕して、復厥の君、厥の師を虐逐せしむるあらば、廼ち余一人の咎を作さむ。

王曰く、墾よ。乃の心を敬明にし、用て我一人に辟へよ。乃の友を善效して辟に入れしめ、勴虐從獄し、孚奪し觑び行道せしむること勿れ。厥の正命に非ずして廼し敢て𪉝人を疾すことあらば、則ち唯敷天、喪を降し、不廷を唯死さむ。

女に秬鬯一卣・乃の父の市・赤舃・駒車・𩍐較・朱虢𢑚靳・虎冟熏裏・畫轉・畫轄・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。夙夕を敬しみ、朕が命を灋すること勿れ、と。

墾、拜して稽首し、天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て寶盨を作る。叔邦父・叔姞、萬年ならむことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

器の時期について、郭氏は文中の「虐逐厥君厥師」の句を以て、「則明指厲王奔彘事、此必爲宣世器無疑」としているが、その文は職事について戒愼すべきことを述べたもので、奔彘のような重大な事實を指すものではない、また唐蘭氏は、奔彘より宣王の卽位まで十四年の間に、緊迫の狀態はすでに去つているのであるから、毛公鼎等にいう事情はむしろ夷末厲初のことであるとする。陝西序言しかし共和の時代が、唐氏のいうように秩序の回復しつつあつた時期であるとは容易に信じがたいところで、厲末以來の混亂は單に政情の如何による一時の問題ではなかつたようである。

器銘は上半がなくて事情を審かにしがたいが、墾は周に內付している諸異族の管理に當つているらしく、この冊命はその秩序維持を嚴命するものであろう。夷厲以來、東南諸夷との交渉はいよいよ

密接かつ複雑なものとなり、畿內の事情が困難となるにつれて、周がその支配地に依存する程度も次第に重要性を加えてきているようである。周室東漸の勢は、夷末のころからすでにその趨勢を生じ、東方の經營も進んでいたのであろうが、厲王奔彘のこともそういう情勢と關係があるかも知れない。こうして宣王初年の大討伐によつて淮夷の勢力が壞滅し、その華化が進むにつれて、周室東遷の情勢が馴致されてきたのであろう。この器は、おそらくその經營の消息を示すものとみられるのである。文辭は毛公鼎に近く、器もまたその前後のものであろう。

一八五、鄭　段

器名　郝段考古　毛伯敦集古

時代　武王・集古　幽王・大系・厤朔・董作賓

出土　「右二段、得於扶風」考古

鄭　段

收藏　「惟蓋藏於臨江劉氏(原父)、後又得一敦、敦蓋具全、藏於京兆孫氏」考古

著錄

器影　考古・三・九　大系・一〇九

銘文　薛氏・一四・一一　又・石刻殘本　大系・一四八、一四九

考釋　全上古・一三・八　古文審・六・七　文錄・三・一六　大系・一五四　文選・下二・二五　積微居・一二四

器制　考古「制度款識悉同、高五寸有半、深四寸、口徑五寸九分、容六升一合、蓋徑六寸六分、高二寸四分」。圖は失蓋。兩耳犧首、珥あり、三小足

にも獸首を飾り、足端は外折し輕く反轉している。口下に變樣夔文、器腹瓦文、圈足部に方形雷文を畫いているが、この雷文はおそらく環帶文であろう。器制は敔段三に似ている。薛氏に器を三とするも、郭氏の指摘しているように、第三銘は第一銘と同じである。

銘文　二銘。各一〇行一〇七字。

隹二年正月初吉、王才周卲宮、丁亥、王各于宣射、毛白內門、立中廷、右祝鄭、王乎內史、冊命鄭

器の時代と日辰について、大系に幽王二年に屬していう。

知不屬于宣世者、以與師訇段日辰不合、又此與師兌段第一器相較、元年五月初吉既有甲寅、則二年正月初吉中不得有丁亥、又由師兌段第二器校之、知元年二年均無閏、葢本銘之丁亥、實在二月也、此與靜段同例、靜段云、隹六月初吉、王在葊京、丁卯、王命靜嗣射學宮、而下言雩八月初吉庚寅、丁卯與庚寅相隔廿四日、知是七月之丁卯、與六月初吉無涉

師詢段・師兌兩器との比較よりしてそれらの日辰と合わず、ゆえに宣王の器に非ずとするものであるが、これは上記の三器を宣王期の器とする前提に立つてのことである。しかし師詢段の日辰は、春秋より逆算してえられる宣王の譜には入らず、また孝・厲の何れにも屬せず、夷王の元年に編入する他にはない。また兩師兌段は何れも師龢父の佐胥を命ずるもので共和初年に屬すべきものであるが、兩器の日辰相銜接せず、おそらく三年段の週名は誤刻、かつ宣王の譜には入らぬものであるから、大系のようにこれとの比較を試みても時期推定の論據とはしがたい。かつその器制・銘文はむしろ夷・厲の器と近く、幽王にまで下るものではない。また日辰の計算上、靜段の例があげられているが、靜段には上下に兩日辰があつて紛れるおそれのないものであり、本器とは同例としがたい。もしこの丁亥が初吉に屬しなければ、初吉という要もなく、また殆んど日付けとしての意味を失なうものとなろう。器の日辰は一應厲王二年に入る。すなわち

前八七七⑱　二年正月初吉丁亥㉔（第七日）

となり、厲王三十七年の譜中に入る。厲王の譜に近いものに懿王（元年52）・孝王（元年①）があるが、此の器は厲王の譜中に入つて、他の譜中の器の日辰と衡接しがたい關係にある。

周卲宮とは康穆宮に對する康昭宮であろう。康昭宮は頌鼎にみえ、頌鼎が孝王期のものであるとすると、本器の時期もそれに近づけて考えることも可能であろうが、やはり時期が問題である。昭宮の字は卲に作る。積微居に、古本紀年穆王十七年、「西王母來見、賓于昭宮」の昭宮にして、金文では昭王を宗周鐘に卲王としるす例をあげている。

宣榭の名は虢季子白盤に、周廟宣榭において饗禮が行なわれたことを記している。考古にいう。「宣榭者、葢宣王之廟也、榭射堂之制也、其文古射字、執弓矢以射之象、因名其堂曰射、其堂無室、以便射事、故凡無室者、皆謂之榭」。しかしこの說は、孫氏が虢盤跋において論ずるように、武王のときすでに宣室あり、說文に宣を天子の宣室と解しており、宣は美名にすぎず、宣王の名をとつたものではない。

毛伯を郭氏は「當卽毛公厝」として毛公鼎の毛公とする。舊說では周初の毛叔とする說もあつて、考古に「按集古作毛伯敦云、劉原父攷、按其事謂史記武王克商、尙父牽牲、毛叔鄭奉明水、則此銘謂鄭者毛叔鄭也、……敦乃武王時器、此云宣榭爲宣王之榭、則非矣」という。これは後人の附託した語であろうが、器を武王期、毛伯を毛叔鄭と解するものである。毛伯の名はすでに班段に毛伯があつて毛公・毛父ともよばれ、穆天子傳に毛班あり、孟段に毛公趞仲あり、毛公方鼎・師毛父段などもあつて、共懿期ころまで榮えた名族であり、後期に至つて毛公鼎の大器を作つている毛公厝もおそらくその族であろう。器は共懿期にまで遡りうるものではないから、あるいは毛公鼎の毛公であろう。本器の時期を定める資料としては、五邑の名が師兌段一にみえ、それとの關係が最も直接のものと思われる。従つて師兌段の時期が明らかにされなくてはならぬが、兩器の日辰がつづかず、しかも兩器は一王の時期のうちに作られ、その冊命において佐助を命ぜられている師龢父は共和十一年の師嫠段において死沒が報ぜられている事實から、厲王期中におくべき器と考えられるので、三年師兌段の初吉丁亥を誤鑄として、この器を厲王二年に譜入しておくのである。

王曰、鄦、昔先王既命女乍邑、𦁒五邑祝、今余隹𤔲𩁹乃命、易女赤市・冋睘黃・䜌旂、用事

器をもし厲王期におくとすれば、先王は夷王となる。乍邑は作邑。語は卜辭にみえ、作邑に當つて帝の若否を貞う例が多く、周初にも作洛のことがあり、洛誥・召誥にみえる。作邑とはそのような都邑の造營を掌るものであろうが、金文中にはこの官名の例がない。また併せて五邑の祝を命ぜられている。師兌段一に五邑走馬の職がみえ、左右走馬と並んで師龢父の官司するところであつた。祝は祝史の官であるが、これまた他にみえぬ官名である。鄦の本官は祝であり、廷禮においてすでに祝鄦の名を用いている。祝が作邑のことに當るのは、大保召公が作洛のことに當つたのと同じく、それは本來聖職者の名においてなされることであつたのであろう。祝鄦は先王のときすでに作邑と五邑祝とに任ぜられており、いま現王からその職の認證を受けたのである。𤔲𩁹は再命・確認を受ける意味で、牧段以下に習見している。

赤市・䜌旂は冊命の賜與として常見、冋睘黃は本器にのみみえる。大系にいう。

同睘黃睘字、當卽縷之異、說文、縷帛文皃、詩曰、縷兮斐兮、成此貝錦、今詩作萋、叚借字也、

毛傳云、萋菲文章相錯也、貝錦錦文也、……是則所謂冋睘黃者、謂佩玉之呈絅色而有文者也

同嬰黄は大克鼎の參同芽悤に類するもので、參と嬰とはともに簪形に従う字である。玉黄に璣組綬纓を付したものであろう。嬰の上部がその形を示すものとみられる。鄭は祝の職にあり、おそらくその職掌に用いるところのものを賜うたのであろう。

鄭拜韻首、敢對㒸天子休命、鄭用乍朕皇考龔白𨻰𣪘、鄭其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永寶用享

頌器に皇考龔叔・皇母龔姒の名があり、容庚氏はこの龔伯と兄弟輩であろうとしているが、器が厲王期のものとすれば、時期はかなり異なるものとなる。頌器は孝夷期のものと考えられるからである。

訓　讀

隹二年正月初吉、王、周昭宮に在り。丁亥、王、宣榭に格る。毛伯、門に入りて中廷に立ち、祝鄭を右く。王、内史を呼びて鄭に册命せしむ。

王曰く、鄭よ。昔先王既に汝に作邑を命じ、五邑の祝を併せしむ。今余隹(これ)乃の命を讎賣す。汝に赤市・同嬰黄・鑾旂を賜ふ。用て事へよ、と。

鄭、拜して稽首し、敢て天子の休命に對揚す。鄭用て朕が皇考龔伯の𨻰𣪘を作る。鄭其れ眉壽、萬年無疆ならむことを。子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

參　考

この器に作邑のことがみえるのは、當時あるいは宗周に荒廢を來たすようなことがあつて、その修復を命じたものかと考えられる。この前後に、周が宗周の他に別都を造營したとみられる事實はないようである。

この器においては、前王の命を讎賣して、この册命がなされている。五邑走馬のことが師兌𣪘一にもみえ、周廟宣榭の名は宣王期の虢季子白盤にも記されており、器銘はあるいは周都修復の事業に關するものと解しうるようである。

一八六、師獸段

器名　毁敦嘯堂　伯龢父敦續古

時代　厲王大系・董作賓　共和・通考・麻朔　宣王年代考

收藏　一、「趙周臣藏器」續古　二、「淸故宮舊藏」甲編(僞器)

著錄
器影　一、博古・一六・二七　大系・七二　二、甲編・一二・三四(僞器)
銘文　一、薛氏・一四・一六　嘯堂・下・五三　續古・五・六　古文審・六・四　大系・九八

考釋　大系・一一四　文錄・三・二六　文選・上三・一一　麻朔・四・三六　積微居・一三八・二五五

器制　博古にいう。「八寸一分、深四寸三分、口徑七寸六分、腹徑七寸四分、容五升有半、重十有二斤、兩耳、此器圈足而下連方座、比他器爲稍異」。兩耳は雞首にして冠あり、珥なし。器制は牧段・倗生段・追段の系統に屬している。口下に變樣虁文、器腹と方座の主文は鳳文であるらしく、方座匡郭の外邊にも變樣虁文をめぐらしている。兩耳に雞首を用いるものにはさきに彔段があり、のちには琱生段がある。

甲編にみえるものは、麻朔に僞器とするもので、追段によつて仿製したものであるらしい。銘は博古によつて仿刻し行款同じく、缺字の部分も同じである。

師獸段

銘文　器文　一一行一一三字

隹王元年正月初吉丁亥、白龢父若曰、師獸、乃且考又爵于我家、女有隹小子、余令女死我家、䊷𤔲我西隔東隔僕馭百工牧臣妾、東栽內外、毋敢否善

この元年の日辰は、夷厲・宣幽の譜に入らず、後期において適合するところがない。從つて器は共和元年に屬すべく、その正月初吉丁亥㉔は第六日に當る。その元年五月初吉甲寅51（第五日）の師兌段一に師龢父の左胥を命じ、また三年二月初吉丁亥㉔（第十八日、△）に再び師龢父を佐胥することをいい、その十一年師嫠段（九月初吉丁亥㉔第八日）に師龢父の𢓊落を記している。すなわち共和のはじまるとき、その正月に伯龢父が政務に當り、その年五月に師龢父が嗣いで執政となり、師龢父の死とともに共和が終るのである。このことを以ていえば、共和についての從來の諸說に對して、伯龢父・師龢父の父子二代の執政を以て、共和に充てるとすることも可能となろう。

博古に伯龢父を衞の武公に充てる説を出しており、後の伯龢父共伯和説の發端をなしている。その説にいう。

伯龢父者和衞武公也、衞自康叔有國、至武公已三世矣、武公能修康叔之政、平戎有功、故周平王命之爲公、今觀銘文、著伯和父若曰、則知代王而言者也

和の名が同じであること、若曰の語があることを證とするものであるが、名同じきも同一人とは限らず、また「某若曰」というも王の代位者とは定めがたいことである。それで古文審にその説を非とし、「伯龢父不知何人、舊以爲衞武公、攷史記衞世家、武公名和、非字伯和也、何得坿會」と否定しているが、伯龢父共伯和説は、當代の研究者の間には意外に支持者が多く、郭・楊・陳氏らはみなその説である。大系にいう。

伯龢父卽下師嫠𣪘・師兌𣪘等之師龢父、師嫠𣪘作于十又一年九月、言師龢父伇殂、又言宰琱生入右師嫠、琱生乃宣王之宰、有召伯虎二𣪘、可證、是則師龢父當是厲世人、至宣世猶存者、又師兌𣪘言、王命師兌、足師龢父𤔲左右走馬、用知師龢父又曾任司馬之職、而師晨鼎・師𩛥𣪘・諫𣪘等器、又有司馬𠬝共、觀其文辭字體、大率乃上下年代之器、則司馬𠬝當卽師龢父、合之則爲共伯和也

漢書古今人表注孟康言、共伯和入爲三公、本銘當是入爲三公以前事、王元年、乃厲王元年也

龢父はかつて司馬職におり、司馬共はその人であるとするのであるが、司馬共の名のみえる三器の日辰は孝夷厲の譜に入りがたく懿王に屬すべきもので、時期が異なり、牽合して一人とすべきでない。かつ龢父を共と稱する證も求めがたいものであるが、積微居にその説を「甚新而確」とし、ただその證明が迂曲であるとして、さらに補説していう。

余謂伯龢父卽共伯和、求之本器卽可瞭然、知者、彝銘屢見王若曰之文、非王而稱若曰者、僅此器之伯龢父、若非伯龢父有與王相等之身份、安能有此、且銘文首記命辭、次記錫物、末記對揚休制器、與其他王命臣工之器、無一不同、證一也

尙書屢見王若曰之文、非王而稱若曰者、只微子與周公、除微子稱若曰義不可知、當別論外、周公若曰、只見於君奭立政二篇、二篇皆周公攝政時書也、證二也

以彝銘證彝銘、又以尙書證彝銘、則伯龢父非共伯和莫屬也、禮記曲禮篇曰、天子未除喪、曰予小子、知古天子有自稱小子之事、君奭篇曰、在今予小子旦、非克有正、又曰、今在予小子旦、若游大川、說者以周公攝政、故自稱予小子、今此銘記伯龢父自稱小子、與君奭篇周公自稱相類、則伯龢父又非以共伯和釋之不可、此又一證也

いわゆる共和については、周召二公の共和說と、共伯和執政說との二說があるが、楊氏は攝政說の立場から共伯和說をとる。

據史記十二諸侯年表、記共和元年、魯連子亦云、諸侯奉和行天子事、號曰共和元年、然則銘文之王元年、實共和元年、其稱王者謂攝王也

楊說の第一點はすでに博古にみえる。また吳東發の商周文拾遺にも、容庚氏の通考五六頁にも出されている說で、必らずしも新見ではない。若曰は册命のとき使臣傳語の辭であるから、もし巨室の者が陪臣に命ずるとき廷禮を執ることがあるとすれば、同樣の表現をすることもあるはずである。臣下にして若曰という例は、逸周書芮良夫解にもみえ、董作賓氏はこれを簡牘を以て傳語するときの形式であるとしている。王若曰古義また陪臣がその君長の休に對揚して器を作る例は周初以來多く、特に後期では卯殷・伯克壺・不娶殷、新出の柞鐘のごときみなそれである。これを以ていえば、若曰の語によつて攝王と定めるのは勇決に過ぎるというべく、王若曰のところを王曰と稱する例も決して稀ではない。その意味では、第二點もまた論證の根據とはしがたい。周公攝王のことは書傳上の傳說とみるべく、金文にはもとよりその證をえがたいことである。第三點の余小子は王の自稱に用いるのみならず、金文では宗周鐘・叔向父禹殷・單伯鐘等にみな自稱に用いる。本來祖考に對していう語であり、後期の器には「女小子」のように對稱に用いる例もある。これまた居攝の證とするに足らぬものである。最後の龢父共伯說については、のちにいう。

楊說は、郭氏の厲王元年說に對して共和元年說を提出したものであるが、のち再跋において寧鄉の廖海廷氏の推步を載せ、共和元年正月朔庚辰、八日に丁亥をうるという。これは吳氏厤朔の推步するところと同じで、厤朔もまた器を共和元年に屬しているのである。

陳夢家氏は西周年代考に共和期金文として、元年師獸殷（伯和父）・元年と三年の師兌殷（師和父）・井人鐘（和父）・十一年師嫠殷（師和父）の五器を列して、和父はみな一人にして衞武公・共伯和たる人であり、その執政は共和元年より宣王の十六年まで三十年に及んだとし、「金文伯和父或卽共伯和、師其王官也」と論じている。史記によると共伯和が衞侯となつたのは宣王十六年で、のち幽王を佐けて戎を平らげ、平王十三年に沒しているのであるから、陳說によると共伯和として執政の時期は三十年、のち衞武公として位にあること五十五年、通じて八十五年の間に及ぶ。武公が長壽の人であつたことは知られているが、いかにも事情に適しない說である。それで陳氏は、本器の時期を宣王に下し、その矛盾を多少とも免れようとする。

自共和元年至平王十三年共八十四年、設共和元年共伯和二十歲、則至其卒年壽百另四歲、國語楚

語上曰、昔衞武公年數九十又五矣、猶箴儆于國、是武公本有長壽之徵、上述諸器、不得更在厲世、而銘文有惟王幾年、或王在周之語、則當在宣王元年至十五年間、是時共伯和爲王官、故稱師、至十六年、繼爲侯稱公或侯矣

かくて陳氏は、禹鼎・敔段三の武公を衞武公であろうといい、禹鼎「政于井邦」・「武公廼遣禹率公戎車百乘」は、史記世家に「迎桓公弟晉于邢而立之」とある邢のことであり、邢は衞地に屬する地であつたとしている。すなわち和父諸器をすべて宣王期に下すものであるが、それにしても厲王奔彘のとき二十歳にして居攝し、執政三十年にして衞侯となり、在位五十五年にして崩じたとする年齡計算は、矛盾にみちているというべきであろう。また前記の紀年銘ある諸器の日辰は一として宣王期の譜に合うものなく、伯龢父・共伯和・衞武公の名をみな一人とする着想そのものに誤謬のあることは明らかである。

以上を要するに、本器の元年を郭氏は厲王、楊氏は共和、陳氏は宣王とし、同じく共伯和說をとりながらも三家みなその屬するところを異にしている。共和は史記の年表がこの期からはじめられていて、西周年數の知るべき上限とされており、以後の曆數に關しては疑問なしとされているものであるが、實はそれほど明確なものでなく、特に共和という名號の意味やその政體・政情も、文獻上なお多くの疑問を殘している。いま結論的にいえば、共和は共伯和に非ず、衞武公に非ず、龢父に非ず、大臣共和とする舊說が最も穩妥と思われるのであるが、それについては、龢父關係諸器の最後にまとめていうことが便宜である。

師獣の獣は宋刻は犬に從い、甲編は殳に從う。毀と關係ある字で、それに犬牲を加えた形である。師獣は師龢父の世臣であつたらしく、その先世の勳功ありしを述べ、職事を命ずることをいう。龏は彔伯𢦔段に「王若曰、繇、自乃且考、又龏于周邦」とみえ、文例同じ。勳の初文である。「女有隹小子」を大系に「女又雖小子」と訓する。秦公段に「余雖小子」の語例があるからであろうが、後の用法であろう。小子の語を楊氏は共伯和說の一證として「今此銘記、伯龢父自稱小子」というが、ここは自稱ではない。自稱には余小子という。單に小子というのは、嗣子などをいう通常の語である。

我家は王室にも諸侯辟君にもいう。卯段には焚公が卯に命ずるとき、我家と稱している。その家事の全體を管掌させるとともに、兼職として、西偏東偏の僕駮等を管理させるのである。秉は併。両偏のことは家事以外に屬する經營地のことであるから、別命を發するのである。

西偏東偏を、郭氏は左傳宣十四年の「卒偏之兩」の偏とする。昭元年にも「偏爲前拒」とあり、服注に「二十五乘爲偏」といい、司馬法にもその語があるから、軍の編成に關する語である。郭氏は「一稱左右戲、見師虎段、此四字、當連僕駮百工牧臣妾爲讀、乃命師毄、管理兩偏卒中之此等下屬人員」という。左右戲の戲は說文に「戲、三軍之偏也」とみえ、同義の語である。師獣は師職にあり、兩偏の卒伍を統べたのであろう。僕駮は徒駮の類、百工以下もまた軍用に供するものであろう。伊段には「官嗣康宮王臣妾百工」とあつて、宮廟にもこの種の徒隷をおき、宮用に供した。司馬法に小偏九乘・大偏十五乘とあつて、地域によつて一定車乘を出す義務があり、そのための百工臣妾

がおかれていたのである。

内外とは、その軍務に供するための諸般のことを含めていう。東裁は孫詒讓のいうように董裁であろう。東は橐の初文にして包括の義がある。裁は裁の異文とみてよい。

否善は不善。「毋敢否善」は廣汎な職事を命ずるときに用いる語で、卯殷「今余隹令女死嗣莾京莾人、女毋敢不善」・諫殷「先王既命女糫嗣王宥、……毋敢不善」のようにいう。戒勅の語である。

易女戈瑚戚・畆必彤屡・干五・錫・鐘一・磬五・金、敬乃夙夜、用事

賜與を列し、冊命の辭を終える。戈瑚戚の瑚は戈に從う。師奎父鼎・休盤等にみえる。休盤・無叀鼎には、戈瑚戚・畆必彤沙の二者がみな賜與されており、玄衣黹屯と攸勒・鑾旂の間に列することが多い。彤沙の沙は本器では尾に從う字形にかかれており、郭氏は氂牛の尾などで作った飾であろうという。

干五を大系に十五とよみ、また錫を錞と釋して、「戈瑚戚句、言戈之有瑚識、有畆柲、有紅綏者十五具、錞即戈鐏、言戈以錞計也」と述べて、戈十五具、錞は助數詞であるとする。文選には「十五錞鐘・一磬・五金」と句讀し、數目をすべて上に冠してよむが、金文では卯殷「𤔲章四、瑴・宗彝一」のようにいうのが原則である。

干五は近出の師旋殷二に、「儕女干五・昜登・盾生皇畫內・戈瑚戚・畆必彤沙」とみえ、十五とよんでは文義もえられず、字形も明らかに十ではない。趞曹鼎二に「虎盧・冑・干・殳」とある干の字形と同じで、小盂鼎には「貝冑一・金干一」と冑・干を別個に扱っている。干とは方盾をいう。錫は師旋殷二にいう昜登、鎣のような光澤ある虎盛のことであろう。虎盛は數を記さずとも一に定まったもので、師旋殷では干五と瑒登一を賜與し、本器も同例である。以上すべて兵器の類である。

鐘一・磬五はもとより樂器であるが、軍禮に用いるものであろう。師嫠殷には龢父の後である師嫠が、小輔・鼓鐘の職に補せられているが、師職のものは軍樂にも與かつたのである。鐘・磬を併稱することは、周禮小胥・磬師の文にそれぞれみえている。金は銅の材質で、また禮器を作り、兵器にも用うべきものである。

獣拜韻首、敢對羾皇君休、用乍朕文考乙仲將殷、獣其萬年、子ゞ孫ゞ、永寶用享

對揚して器を作ることをいう。「皇君休」は近出の幾父壺にもみえ、幾父はその辟君同仲に對してその語を用いている。必らずしも王に對していう語ではなく、王には王休・天子休という。從ってこの語を、居攝說の證とすることはできない。皇・君を用いるものには、史獸鼎「皇尹丕顯休」・瑚生殷二「宗君其休」・叔夷鎛「朕辟皇君之易休命」などがある。皇は考妣にも用いる美稱、君は臣從の關係を以ていう。皇君とはその辟君に對していう語である。

訓讀

隹王の元年正月初吉丁亥、伯龢父若(かくのごと)く曰く、師獣よ、乃の祖考、我が家に勳有り。女有隹(またこれ)小子なるも、余、女に命じて我が家を死(をさ)めしめ、併せて我が西隔東隔の僕馭・百工・牧・臣妾を嗣め、內外を董裁せしむ。敢て否善あること毋れ。

女に戈琱戟・敃柲彤沙・干五・鍚・鐘一・磬五・金を賜ふ。乃の夙夜を敬しみ、用て事へよ、と。訊、拜して稽首し、敢て皇君の休に對揚して、用て朕が文考乙仲の鬻毀を作る。訊其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

参　考

龢父關係の器は五器。そのうち伯龢父と稱するものは本器のみで、師龢父の名は師兌二器と師嫠毀にみえる。師嫠毀では、師龢父の殂落が報ぜられているが、そのとき師嫠の父もすでに沒しており、嫠は皇考輔伯の器を作つている。それでこれら諸人をすべて別人として考えると、その家系は伯龢父・師龢父・輔伯・師嫠という四代となり、龢父を一人とするときは三代の世系となる。しかし本器のように、大族の支配者としての龢父が厲元にこの器を作り、六十一年後に沒したものとしては年齢がやや高きに過ぎるように思われるので、あるいは四代とみる方が妥當かも知れない。金文中の名號には、師某にしてまた伯某と稱する例が殆んどなく、たまたま師旂・伯旂のような例があつても、同一人とは定めがたいものである。なお井編鐘には、前文人たる龢父の大嗇鐘を作つているが、この龢父は伯龢父・師龢父と一人か否か、また定めがたい。これよりして衞武公共伯和説なども導き出されるのであるが、確證はえられず、時期からみても困難である。ただ師龢父が共和期においてかなり重要な禁衞の職にあつたことは、師兌の兩器によつて知られるところであり、龢父と共和の關係は、依然として大きな問題點として殘されるのである。

一八七、師兌毀一

器　名　元年師兌毀積微居

時　代　夷王董作賓　厲王（共和）年代考　幽王大系・麻朔・通考

收　藏　「一係廬江劉氏善齋藏、一係延鴻閣藏、有蓋、文同」貞松

著　録

器影　一、善齋・禮七・九三　大系・一一〇　善齋圖・七四　通考・三三九　雙劍誃・下二・一二玄・三五二

二、善齋・禮七・九五　大系・一一一　善齋圖・七五

銘文　一、貞松・六・一八　周存・三・補(蓋)　大系・一四六　小校・八・八〇　三代・九・三二・一

二、貞松・六・一七(蓋)　大系・一四七　三代・九・三二・二　書道・八六　二玄・三五一

考　釋　大系・一五四　文錄・三・一四　文選・下二・一二　麻朔・五・四〇　通考・三五三　積微居・一三三

器　制　第一器について善齋にいう。「身高一尺四分、口徑八寸半、底徑九寸二分」、また通考に「蓋器均飾瓦紋、口足及蓋均飾重環紋一道、兩耳作獸首形、有珥、三足」という。三小足の足端はやや外折している。

師兌𣪘一

第二器は善齋に「身高七寸四分、口徑八寸八分、底徑九寸三分」とあり、その大小・器制は殆んど第一器と同じ。郭氏は器を後配とし、器銘も仿刻であるとしていう。「此器、器乃後配、觀其花紋不同、可知、此銘即前器々銘之仿刻、姑揭出之、以資讀者比較、又貞松堂集古遺文、彔此器、僅揭蓋銘而擯此不彔、眼識確高」。郭氏はこのとき、善齋の繪圖によつて論を成しているのである。新版圖錄にも第二器の器影を収めていないのは、なお僞器說を執るものであろう。

銘　文　器蓋各二文　九行九一字

隹元年五月初吉甲寅、王才周、各康廟、卽立、同中右師兌入門、立中廷、王乎內史尹、冊令師兌、疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬

曆朔に器を幽王に屬するも日辰が合わぬため、初吉を既望の誤とする。疋を嗣續と解し、師嫠𣪘を宣王に屬しているので、本器を幽王に下したもので、大系も同說であるが、曆譜に合わない。疋は佐助の意であるから、この冊命は師龢父生前のこととすべく、從つて器は共和元年とすべきであろう。このとき王位曠缺し、共和執政のときであつたとされているが、厲王奔彘の後、宣王はなお弱齢であるが、王位の曠絕を避ける處置がとられていたものと思われる。そして厲王が彘に沒してのち、改めて宣王紀元を稱したものであろう。器の日辰は

宣王の譜に入らず、またかりに厲王十六年說をとる新城・陳夢家両氏、あるいは厲王十二年說をとる今本紀年の說によるも、その譜にも入りがたい。遡つて孝・夷にも屬しがたいものであるから、一應この器を以て共和元年の器としておく。

康廟は康宮の廟。善齋圖に康宮をいう例十三器をあげているが、康宮は宗周宮廟の大廟の地位を占めるものであるから、中後期にわたつてその名がみえている。また唐蘭氏には康宮廷禮の諸器を統論した長編の論文があるが、本器には論及していない。

同中は近出の幾父壺にその名がみえ、幾父は同中を皇君と稱している。師獸段において、師獸が伯龢父を皇君と稱しているのと同例である。同中はおそらく、幾父壺等と同じく扶風齊家村から出土した一群の器中の中友父・中伐父・中義諸器の中と關係があろう。また同出器の柞鐘には中大師の名がみえているが、柞鐘は幽王三年の器と考えられる。幾父壺に紀年なく、その日辰五月初吉庚午は定め難い。齊家村器群は宣幽期の器であろうが、本器に同中が右者としてみえていることは、器が宣王期に連なる時期のものであることを示している。幾父壺にみえる同中は、幾父を陪臣とする當時の勢家である、なお初・中期にも也段の同公をはじめ、同卣・同段・同𣪕段など、同と稱するものが多く、そのうち同中の家と關係あるものもあろうと思われる。

內史尹は、走・免の器に作冊尹と稱するものと同じく史官の長、第二器にもみえる。懿孝以後、作冊內史・作命內史など、作冊と史系を合せた稱呼が生れている。疋は從來足にして嗣續の意とされたが、左疋善鼎・併疋𧸘段の語があるように佐助の意である。これを嗣續の意に解したために、世代計算に誤りを生じた例が多い。佐助ならば師龢父は現にその職の正長にあるものであるから、本器の時期は師𤔲段より先立つのである。師龢父を共伯和とし、また衞武公とする說のあることは、師獸段の條に述べた。すなわち師龢父を伯龢父と一人とし、その伯龢を以て共伯和とするのであるが、師獸段が共和元年の器であるとすれば、共和十一年にその死を傳えられる師龢父とは一人としがたいように思われる。すなわち共和時代は、伯龢父の時代ではなく、師龢父の時代であつた。走馬は後の趣馬であろう。左右走馬は左右虎臣と同じく親衞の臣。五邑の名は鄭段に五邑祝の名があり、また新出の柞鐘には、中大師が柞に五邑甸人の事を官嗣するよう命じている。何れも共和前後の器であるが、五邑の名義の意味は知られない。祝があり、甸人があり、走馬がおかれているとすれば、周都近旁の王室直轄地で、宗教的な儀禮に關係のあるところであろうと思われるが、柞鐘ではその地もすでに中大師の支配に歸している。

易女乃且市・五黃・赤舄

冊命の際に祖考の物を賜う例が多く、大盂鼎では祖南公の旂、善鼎には祖の旂、㽙盨では父の市を賜うている。市は銘文にすべて巾に作るも、市の異文であろう。積微居には巾を旂の假字であるとし、旂と解していう。

巾與旂古音同、故銘文假巾爲旂也、古器銘記錫旂者至夥、有單云錫旂者、牧段是也、……至善鼎云、錫女乃祖旂、全盂鼎云、錫乃祖南公旂、與此銘云錫女乃祖巾者、句例全同、此巾當讀旂之確證矣

しかし楊氏は㽙段の「乃父市」の例をあげず、また曶壺に、赤巾・鑾旂を賜う例に言及していない。

舀壺の赤巿は衣と黄・舄との間に列せられており、別に下文に繇旂をあげていて、巿は明らかに巿の異文である。本器も巿・黄・舄を賜與としている。

五黄を文錄に五章と釋して、「五章猶云龍袞九章也、一云五瑋、即五玉」とするが袞衣にその章をいう例なく、やはり衡玉と解すべきである。黄の上一字は多くその色をいう。それで郭氏は五を沓の假借にして紫蘇にして色靑白なるものであるという。五黄は近年著錄の師克盨にも赤巿・五黄・赤舄を列次しており、おそらく五色の玉を用いた衡であろう。師克盨は厲末の器と思われるものであるが、このころ雜色の衡を用いる風が起つたようである。

兌拜𩒨首、敢對䚄天子不顯魯休、用乍皇且城公䵼𣪘、師兌其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用

本器では皇祖城公、三年𣪘では皇考䵼公の器を作つている。城公の名は他にみえない。冊命の賜與に祖の巿を賜うているので、祖の器を作つて天子の賜休に對えたものである。

訓　讀

隹元年五月初吉甲寅、王、周に在り。康廟に格りて位に即く。同仲、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。

王、內史尹を呼びて師兌に冊命し、師龢父を疋（たす）けて、左右走馬・五邑走馬を嗣めしむ。女に乃の祖の巿・五黄・赤舄を賜ふ、と。

兌、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て皇祖城公の䵼𣪘を作る。師兌其れ萬年、子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

參　考

師兌の第二器は三年に作られているが、本器とその日辰相接せず、第二器の「初吉丁亥」はおそらく銘刻の誤であろう。器銘の內容、銘文の文字も類しており、たしかに近い時期のものである。

一八八、師兌𣪘二

器名　三年師兌𣪘 大系初版

時代　幽王 王國維・大系・厤朔・通考

收藏　「黃縣丁氏匋齋藏」貞松　「此爲丁芾臣藏器、初出土時、字爲靑綠所掩、盛伯羲祭酒交臂失之、常以爲憾」周存

著錄

器影　二玄・三五四

銘文　周存・三・一五　貞松・六・一九　大系・一五〇　小校・八・八一　三代・九・三〇・三　二玄・三五三

考釋　大系・一五五　文錄・三・一五　文選・下二・二二　厤朔・五・四二

器制　尺寸未詳。器制は師兌𣪘一と殆んど同じである。

師兌𣪘二

銘文　貞松に器を三器とする。二器一葢である。このうち何れが原配であるのか知られない。

郭氏は貞松の二器銘を重出とし、「貞器銘重出、誤爲二器」といい、器葢原配にしてもと一器であるとしている。通考に、「別有二簋、乃三年爲其考𨐨公所作」といい、善齋にも同様の說明をしている。思うに周存の記すところによると、その器は出土のとき銹蝕が甚しかったというから、剔抉のため前後の拓に異なるところもあるのであろうが、郭氏は貞松の摹本によつて說をなしており、大系にも器銘の明晰なる一本を收めていない。元年𣪘も二器存しているのであるから、三年𣪘も數器作られたものであろう。いま二器一葢を存するものとみておく。一器失葢。器銘一二八字、葢銘は多く下半の字を缺き、一〇四字を認めうる。

隹三年二月初吉丁亥、王才周、各大廟、卽立、毀白右師兌入門、立中廷

大系に「此與第一器日辰相銜接、元年二年均無閏」としているが、呉譜・董譜に何れもこれを銜接せずとしているように、その日辰は譜に入りがたいのである。郭氏はまた鄦𣪘の條にもそのことを說くが、計算上に誤があろう。第一器と時期近く、しかも曆譜に合わぬとすれば、斷代上の問題があるかも知れないが、そのことについては參考の項にいう。毀伯は他にみえない。郭氏は退の異文とするが、確かでない。字は自に従うており、軍禮に關する字のようである。

王乎內史尹、册命師兌、余旣令女疋師龢父、𤔲左右走馬、今余隹𤔔𠦪乃令、令女飄𤔲走馬、昜女秬鬯

一卣・金輚・𠦪較・朱號𩊚靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒

內史尹は元年毀にもみえる。「余既令女疋師龢父、嗣左右走馬」とは元年毀にみえる册命である。余とは現王であるから、元年毀と三年毀との間に世代の交替はない。そして王はまた、「今余隹𦖞䡈乃令、令女併嗣走馬」と再命を行なつている。𦖞䡈とは前命を再認證することであり、善鼎・牧毀・蔡毀・師嫠毀・𨛫毀では、すべて先王の命を、嗣王が再認證するときにこの語を用いている。認證の時期は蔡毀のように新王の元年に行なわれることもあり、𨛫毀では二年、牧毀では七年、師嫠毀では十一年になされている。師嫠毀は、その父が早く沒し、ついで祖の師龢父が沒したときのものであるから、𦖞䡈は嗣王の初年か、あるいは臣下の家に嗣襲のあつたときか、もしくは特命を以て官職を追補するときに行なわれたのであろう。

その意味からいえば、一王が前命を𦖞䡈追認することはやや異例の感を與えるが、金文では本器の他に

大克鼎　王若曰、克、昔余既令女、出內朕令、今余隹𦖞䡈乃令

師詢毀　王曰、師詢、……鄉女彶、屯卹周邦、妥立余小子、……今余隹𦖞䡈乃令、令女叀雝我邦小大猷

の二例がある。大克鼎では册命の文の前に、龔王時代の文祖師華父の功績について、克の自述の文があり、器は文祖師華父のために作られているので、この一王𦖞䡈の儀禮は何らか特別の事情のもとになされたものと推測される。師詢毀は元年の器であるが、王を綏立した功によつて𦖞䡈することが述べられており、その元年の日辰は後期諸王のうち夷王の譜に合う。しかし綏立された王がこ

のような册命を行なつたとすれば、即位のとき堂下の禮を執つたという夷王の他には求めがたいであろう。

師兌の元年𣪘では、その職事は師龢父のもとに左右走馬・五邑走馬を佐助するものであつたが、本器では走馬の兼官を命ぜられている。これは副貳でなく本官であるが、前任の補佐職もそのまま再認されているので、いわば中央の官職についたことになるのであろう。そのため賜與は甚だ盛んである。おそらく前器より去ること遠からず、同じ王の在位中のことであるが、しかも両器の紀年日辰は一王のうちに求めがたく、その點、師詢𣪘と事情を同じうしている。師詢𣪘にいう小子綏立のことは、夷王のときその事實があり、師詢の元年の日辰も（二月既望庚寅㉗、第十八日）その元年に入る。元年師兌𣪘を共和の元年とすれば、その日辰は五月初吉甲寅(51)、前年置閏して初吉第五日となり、師兌の第二器は三年二月初吉丁亥㉔でその第十八日となり、譜に入りがたい。ただこの兩器にはともに「胥師龢父」の語があり、第二器の週名に誤があるように思われる。

賜與は車馬を主とするもので、彔伯𢦚𣪘・吳方彝・牧𣪘・伯晨鼎・𡨦盨などにみえ、番生𣪘・毛公鼎は一層繁富である。師兌の職である走馬は親衞のことに當るもので、當時これらの職が特に重視される理由があつたのであろう。このことは、後期變動期における諸器の銘文に、特に著しい傾向の一つで、この期の代表的な銘文と考えられる毛公鼎にも、王身扞護のことが命ぜられている。

師兌拜韻首、敢對揚天子不顯魯休、用乍朕皇考釐公𩰫𣪘、師兌其萬年、子〻孫〻、永寶用

元年𣪘には皇祖城公、本器では皇考釐公の器を作つている。前器では祖の遺品を賜うたので祖器を作つたものであろう。本官の任命は、本器においてはじめてなされているようである。

訓　讀

隹三年二月初吉丁亥、王、周に在り。大廟に格りて位に卽く。𥎦伯、師兌を右けて門に入り、中廷に立つ。

王、內史尹を呼び師兌に册命せしむ。余、既に女に命じて師龢父を疋（たす）け、左右走馬を嗣めしむ。今余隹（これ）乃の命を𤕌𠭰し、女に命じて併せて走馬を嗣めしむ。女に秬鬯一卣・金車・𠦪較・朱虢𢀛靳・虎冟熏裏・右厄・畫轉・畫輯・金甬・馬四匹・攸勒を賜ふ。

師兌拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚して、用て朕が皇考釐公の𩰫𣪘を作る。師兌其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參　考

元年𣪘と三年𣪘とは同じ王の册命で、しかも日辰が接續しない。このことは、短期改元のことがあつたか、あるいは誤刻とすべきである。おそらく第二器の週名を誤刻するものであろうと思われる。

師兌の家の器と思われるものに、別に兌𣪘がある。

*兌𣪘

著録　武英・上・七七　通考・三二三　故宮・下・一一七」貞松・五・二八　小校・八・七　三代・八・六・四

考釋　大系・一五六　厤朔・五・四二　通考・三五〇

器制　故宮にいう。「高一五・七糎、深一一・四糎、口徑二〇・五糎、腹圍七九・七糎、重三・六五瓩、腹飾瓦紋兩獸耳銜環、三足飾饕餮紋、原失蓋」。瓦文鐶耳の三小足𣪘である。

兌　𣪘

銘文三行二〇字。「兌乍朕皇考叔氏障𣪘、兌其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」。この兌を大系・厤朔に師兌と一人とし、郭氏は叔氏を釐公に外ならないとしているが、皇考の名號も異なり、世代の差があるようである。瓦文𣪘は共懿より孝夷にわたつて多く行なわれたものであるから、夷王の前後まで遡るものであろう。

䰞兌𣪘もまた兌家の器であろう。

䰞　兌　𣪘

*䰞兌𣪘

著録　尊古・二・八　二玄・三七一」　小校・八・四二　三代・八・四六・一　二玄・三七〇

器制　尺寸未詳。兩耳犧首にして珥あり、口緣に雷文狀の變樣夔文、腹瓦文、圈足部に鱗文をもつ三小足𣪘。足には犧首を加えている。失蓋。伊𣪘などに近い器制である。

銘文六行四三字。文にいう。

隹正月初吉甲午、䰞兌乍朕文且□公皇考季氏障𣪘、用䰞
眉壽萬年、無彊多寶、兌其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用享

文且の名を小校に乙公とするも、拓では確かめがたい。皇考を季氏と稱するのは、兌𣪘に皇考を叔氏と稱するのと合

せて、兌に叔・季の分宗あり、その器かと思われる。「隹正月初吉甲午、𦤎兌朕が文祖□公・皇考季氏の隣段を作る。用て眉壽萬年、無疆多寶ならむことを旂む。兌其れ萬年、子々孫々、永く寶として用て享せよ」。無疆多寶の語は稀見。字迹は遒麗にして克の諸器に近い。器制・銘文より推して夷厲の際のものと思われる。

一八九、師嫠段

器名　師釐敦 韡華

時代　懿王 董作賓 共和年代考　宣王 大系・通考

收藏　「二器、一藏吳縣潘氏、一藏武進費氏」周存

師嫠段

著録

器影　一、通考・三三四

銘文　一、愙齋・九・一七　周存・三・一三　大系・一三九　小校・八・八五　三代・九・三五　二玄・三八〇

二、愙齋・九・一九　周存・三・一四　大系・一四〇　小校・八・八三　三代・九・三六

考釋　韡華・丙・三三　大系・一四九　文錄・三・一七　文選・下二・二　通考・三五二　積微居・九一

器制　通考にいう。「大小未詳、蓋器均飾瓦紋、口各飾竊曲紋一道、足飾重環紋一道、両耳作獸首形、有珥、三足」。三小足の足端は稍しく外

折している。齊家村出土の瓦文㲃四器など、この器の形制に近いものである。

銘　文　二器、器蓋各二文。一は器一〇行一四二字、蓋一二行一二五字、二は器第一器と同じく、蓋一一行一二五字。蓋文は何れも文首の一一字を缺く。また蓋文には二三の奪文がある。

師𩛥父㲃、嫠叔市、巩告于王

この文は器銘にのみ見える、師𩛥父は元年・三年の両師兌㲃にみえる人であるが、本器にはその殂落をいう、㲃は殂、說文殂の古文にも、これに近い字形が出されている。大系新版に容庚氏の說を引いていう。

容庚云、㲃當讀爲胙、賜也、左氏隱公八年傳、胙之土而命之氏、巩或體作䂂、廣雅釋詁一、䂂舉也、今案、師和父賜嫠市、何以當告于王、此不可解、故仍維持舊說

郭氏の舊說とは、「此讀爲殂」とするもので、金文にその用例をみないが、文義上郭說に依るべきであろう。そのことは叔市の語からも推すことができる。册命賜與のとき市を賜う例は甚だ多いが、その多くは朱・赤・𢦏であり、叔市を賜うものは大克鼎の例をみるのみである。大克鼎は册命を記す文の前に自述の語として文祖の德を讃頌しており、おそらく文祖師華父の沒したとき、嗣襲を命じたものと思われ、そのため特に叔市を賜うたのであろう。叔市は素韍、すなわち服喪のものであろ。それで本器では、叔市して師𩛥父の卒を報じたのであろう。當時の喪服のことは明らかでない

ところが多いが、その禮に叔市を用いたことは、殆んど疑がない。

隹十又一年九月初吉丁亥、王才周、各于大室、卽立、宰琱生內右師嫠、王乎尹氏、册命師嫠

器の日辰は共和十一年の譜に入る。宰琱生は宣王期の琱生𣪘一・二にみえる琱生である。尹氏をして册命せしめる例は、曶壺・大克鼎・弭叔𣪘・頌鼎等にみえる。

王若曰、師嫠、才昔先王小學女、女敏可吏、既令女更乃且考嗣小輔、今余唯醽賁乃令、令女嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘

尹氏傳命の語である。若は蓋文になし。また「在昔先王」を蓋文に「在先王」に作る。先王とは、器を共和に屬するならば厲王をいう。小學女の女は第一器蓋文に重文あり、郭氏以下みなその重文を脫してよむが、積微居に重文とするに從うべきである。積微居に學を教と訓していう。

在先王小教女者、周禮地官師氏云、以三德教國子、……凡國之貴遊子弟學焉、據銘文下言既令女更乃且考嗣小輔、師嫠蓋是周禮所謂貴游子弟、故云爾也

女敏可吏、吏與使同、詩小雅雨無正云、亦云可使、是其義也、又古吏事同字、可事謂可任以事也、說亦通

楊說は師嫠を當時の貴游子弟、すなわち學子であつたとみているが、「女敏可使」とはよくその命に堪えたことをいう語であるから、教えているのは師嫠である。國子教學のことは師氏の職である。禮記文王世子にその教學を記していう。

凡學世子、及學子、必時、春夏學干戈、秋冬學羽籥、皆於東序、小樂正學干、大胥贊之、籥師學戈、籥師丞贊之、胥鼓南、春誦、夏弦、大師詔之、瞽宗秋學禮、執禮者詔之、冬讀書、典書者詔之、禮在瞽宗、書在上庠

後世にその制を整理したものであろうが、その大體をみることができよう。學は教、器銘の小學はのち庠序の名となつたが、ここではその教科を學習させる意の動詞であろう。師嫠にその職事を命じ、師嫠がよくその職事に服したことをいう。おそらく今、師龢父の卒去するに當つて、改めてその職事に認證を與えるのであろう。

更は賡にして承繼の意。そのとき師嫠はすでに祖考の職を嗣ぎ、小輔の職にあつた。師嫠の祖が當時なお在世であつたことは本器によつて知られるが、父の存沒は明らかでない。しかし祖考みな一時その職を經歷していることは勿論である。そしていま、現王によつて改めて先王の命じた職事が認證され、小輔のみならず鼓鐘の職にも補せられている。小輔を大系に吳大澂の說 說文古籀補八五 によつて少傅とし、下文の鼓鐘との關係について、次のように論じている。

鼓鐘與小輔爲對、亦當是官名、準此知小雅鼓鍾之詩、所謂鼓鍾欽欽、鼓瑟鼓琴、笙磬同音、以雅以南、實是鼓鐘之官、欽欽然鼓瑟鼓琴也、鼓鐘之官所司者、有琴瑟笙磬雅南鼛籥之類、而在本銘又與學官爲聯、蓋卽周禮春官之樂師、或大小胥也

少傅と鼓鐘が兼職とされるのは、文王世子にいうような教學のあり方を前提とするものでなくてはならぬ。それで韡華には、少傅はもと樂官であるとの論を立てている。

小輔卽少傅之假字、官名、此器銘又云、作輔白尊敦、與少傅之文義亦相應合、蓋輔伯之取氏、卽

以世爲傅官而得稱也、國語周語、使太宰以祝史、率貍姓奉犧牲粢盛、往獻焉、又曰、王使太宰忌父率傅氏及祝史、奉犧牲、往獻焉、韋注、貍姓丹朱之後、又曰、傅氏貍姓也、考傅氏當卽金文之輔氏矣、左傳、鄭有傅瑕、晉有傅傁、當皆其族之裔、蓋春秋時、其族式微、散仕列國也

少傅が祭祀の官であることを、傅氏の傳承の上から説くものであるが、禮記文王世子によると少傅は明らかに師傅の職である、

凡三王教世子、必以禮樂、……立大傅少傅、以養之、……大傅審父子君臣之道以示之、少傅奉世子以觀大傅之德行、而審喩之、大傅在前、少傅在後、入則有保、出則有師、是以教喩而德成也

小輔と鼓鐘とを連稱していることからいえば、小輔を傅氏あるいは少傅と釋することに問題があり、殊に近年出土の輔師嫠𣪘では、師嫠は祖の職を嗣いで輔に任ぜられて輔師嫠と稱している。それで郭氏は舊釋の小傅説を改めて輔を鎛とし、鎛師であるという。鎛鐘を掌るもので、本器の小輔・鼓鐘は輔師嫠𣪘にいう輔の職に外ならない。輔の職は師嫠の家の世襲するところであつたらしく、本器は皇考輔伯の器として作られている。

小輔・鼓鐘は何れも樂を掌るものであるが、それは軍樂に用いるもので、宴樂の用に供するものではない。輔師嫠𣪘における賜與は武將に對するものであり、嫠の家は師氏をその本官とするものであるが、特に軍樂を專掌する家としての傳統をもつていたのであろう。古代の教學は軍禮・軍樂を主とし、それがまた種〻の祭祀儀禮とも關聯するものであつたから、文王世子における教學も軍禮・軍樂と儀禮を中心としている。その教習は師氏によつて行なわれ、輔・師の職を兼ねる嫠の家

職は、そういう世子の教學に與かるものであつた。「在昔先王小學女」という本器上文の記述は、まさにそのことをいうものである。師が將帥であり、また樂官の意味をもつのは、古代における師氏教學のことから起つており、その源委については釋師甲骨金文學論叢三集に述べた。女とは師嫠をいう。

𩕳𩕳は前命を再認證する意に用いる。前命は「在昔先王」というように先代のことで、女とは師嫠をいう。器を共和十一年の時とすれば先王は厲王となり、師嫠は厲王のとき世子國子教學の任に當つていたのであろう。史記によると、厲王奔彘のとき宣王はなお襁褓にあるほどの幼年であつた。師嫠は當時の貴游子弟の教習に當つていたのであろうが、その材能を認められ、すでに祖考の職をついで小輔となつていたのである。そのとき祖師龢父は、なお在世であつた。そしていま祖の師龢父が沒したので、祖の舊官である小輔と鼓鐘とに補職されたのである。後の樂正に當るような職事であつたと思われる。

この部分は蓋銘に脱文多く、王若曰の若、在昔の昔、嗣小輔の小輔、眔鼓鐘の眔、合せて五字を脱している。

易女叔市・金黃・赤舃・攸勒、用事、敬夙夜、勿灋朕命

蓋文はまた敬の字を脱している。また第二器銘に、金黃を令黃に作るものは、誤鑄であろう。叔市は本器と大克鼎とにみえ、何れも祖職嗣襲の際の賜與である。金黃は他器にその例がない。郭氏いう。「金黃者、謂金色之黃、凡古文言黃、均著其色、如朱黃・幽黃・悤黃之類、是也、故知此金字、亦係著色」。淡黃の玉色をいうものであろう。攸勒の一事のみ、車馬の具である。

師嫠拜手䭫首、敢對䚴天子休、用乍朕皇考輔白䵼段、嫠其萬年、子〻孫〻、永寶用

輔伯を韓華に氏號とするも、ここでは廟號であろう。剌伯・害伯等と稱するのと同じ。ただ輔は師嫠の家職であり、それがそのまま名號に用いられている。のち輔伯を氏とするものがあつたことは、輔伯臧父鼎貞松・三・七　周存・二・補　小校・二・六九　三代・三・三四・四があり、豐孟媍の媵鼎を作つていることからも知られ、韓華の氏號説もここからきていよう。この輔伯が本器の輔伯と關係があるとすれば、師嫠の家は媍姓である。

訓讀

師龢父殂す。嫠、叔市して、巩しみて王に告ぐ。

隹十又一年九月初吉丁亥、王、周に在り。大室に格りて位に卽く。宰琱生、内りて師嫠を右く。王、尹氏を呼びて師嫠に册命せしむ。

王、若く曰く、師嫠よ。在昔、先王、女に小學せしむ。女、敏しみて使ふ可し。既に女に命じ、乃の祖考に更ぎ、小輔を司らしむ。今、余唯乃の命を醽𩫏し、女に命じて、乃の祖の舊官たる小輔と鼓鐘とを司らしむ。女に叔市・金黃・赤舄・攸勒を賜ふ。用て事へよ。夙夜を敬しみて、朕が命を廢すること勿れ、と。

師嫠、拜手稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が皇考輔伯の䵼段を作る。嫠其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

郭氏はこの師龢父を共伯和とし、師獸段に「白龢父若曰」とあるのを三公以前、師兌段に司馬の職にあつたと記されているので、師晨鼎等の司馬共は龢父に外ならず、すなわち伯龢父は共伯和であるという。司馬共諸器は懿王期のもので、龢父とは別人である。もしこの龢父が共和執政の人であるならば、師兌の二器、またこの師嫠段にそれに言及しないはずはない。本器によるとその職はいわゆる輔・師にして、世子國子教學のことに當つたもので、執政の人であつたとは考えられない。龢父共伯說は、衞武公說とともに、井との關係が考慮されており、大系には井人妄鐘を本器の次に列して、井・共は比隣の地であるとし、陳夢家氏は鐘銘の龢父と師嫠段の師龢父と同一人であるとする。それでいわゆる井人妄鐘を次に列しておくが、それは必らずしも郭・陳氏らの説に同意するという意味ではない。

一九〇、井編鐘

器名　邢叔鐘積古　邢酢毎鐘從古　邢人鐘韡華　邢仁安鐘周存　龢父大歔鐘陶齋續　井人安鐘大系　邢人編鐘通考

時代　共和厤朔・年代考　宣王大系・上海

收藏　「一、濰縣陳氏藏、三、吳縣潘氏、湹陽端氏藏」周存　二、「上海博物館」上海

著錄

器影　一、泉屋十鐘・一　海外・一三二　通考・九五〇　大系・二二六　二、上海・六二　陶齋・續上・一

銘文　一、積古・三・七　筠清・五・二八　攈古・三之二・一八　從古・七・三　奇觚・九・一七　周存・一・五三　大系・一四〇、一四一　綴遺・一・一四　小校・一・三五　三代・一・二四　二玄・三二〇a・b

二、窓齋・一・一九　周存・一・五四　大系・一四一、一四二　綴遺・一・一七　小校・一・三九　三代・一・二五　上海・六一

三、窓齋・一・二〇　陶齋・續上・一　周存・一・五五　大系・一四二、一四三　小校・一・四〇　三代・一・二六　二玄・三二〇c・d

考釋　拾遺・下・二四　韡華・甲・四　大系・一四九　文錄・二・六　文選・上一・三　厤朔・四・四二　通考・四九七

器制　第一器について通考にいう。「欒長一尺二寸七分、甬長六寸四分、篆間舞上及甬幹皆飾兩頭獸紋、鼓上則爲象首紋」。その器制は大體において虢叔旅鐘と似ている。前銘四十三字を銘する。第二器について上海にいう。「高六九・五、舞縱二六・五、舞橫三二・八、于縱二九、于橫三八糎、重三八公斤、此鐘厚重樸質、形制頗大、存傳世的西周後期鑄銘諸鐘中、是少見的鉅製、舞上及甬上各飾竊曲紋、鼓上有對稱相背式的夔紋、此器歸本館後、銘文會經去銹」。前銘四十三字を錄する。第三器も器制殆んど前二器と同じ。陶齋にいう。「高二尺二分、甬高一尺五分、徑四寸、兩舞相距一尺三寸五分、橫一尺五分、兩銑相距一尺七寸二分、橫一尺二寸九分」。後銘四十七字を刻しており、編鐘をなすものと考えられる。

銘文　第一器は鉦間四行、鼓左三行、凡四十三字。第二器も同じ。以上前銘。第三器は鉦間四行、鼓左二行、凡四十七字、計九〇字で全文を成す。周存にいう。「前銘二器、後銘一器、鐘名各釋不一、一銘分列二器、古金文有此例、第三器陶齋續錄、名寶室鐘、近王徵君靜安、始發明其文與第二器接」。

井仁安曰、親盄文且皇考、克哲厥德、得屯用魯、永冬于吉

仁安の二字については異釋が多い。仁は人下に重點、安は女上に重點を加えているが、何れも重讀すべき字ではない。通考に「邢人人安」とよむも、金文に某人を冠して氏號を稱する例なく、甫人・戎人・良人・敄人・緐人などはみな私名である。從って重文とせず「井人安」とよむ郭氏らの釋も、疑問とすべきである。韡華に某人の例として「□人守乍寶」貞松・四・三 三代・五・一五・七をあげているが、咼銘で詳しいことは知られない。本器も、人とよむべき例とはしがたく、叔積古・尸奇觚・仁文選などの釋も試みられているが、叔は字形に合わず、尸は玉篇に夷の異體字とするものである。字は說文に仁字の古文としてあげるものと形近く、仁であろう。仁は袵席の袵の初文と思われ、のち德目の字となり、形聲の袵を以てこれに易えたのである。從って作者は邢の仁安という人物である。姓錄に姓氏尋源を引いて、「文王之後有虔仁氏、仁姓出于虔仁」とあり、姓苑には彭城に仁姓のものがあるという。

郭氏は、安が龢父の鐘を作るにより、これを共伯和の子であるとしていう。

井人安殆共伯和子、稱作龢父大𪔂鐘、卽爲其考作樂器、以享祀也

上海にもまたその說を承けて、「龢父乃伯龢父、學者以爲卽是共伯和、邢人安爲共伯和之子、故當爲宣王時器」としている。

龢父の子たるものが井人と稱する理由について、郭氏はまた

井邢丘、在漢爲河內郡之平皋、與共地毘隣、同近于衞、葢本共之子邑、安食邑于此、故自稱曰井人

と論じている。金文において地名下につづけて某人というものは概ね徒隷の屬で、氏姓あるものの稱ではない。人下の重點について、郭氏は「下多兩點、金文中每〻有此事、非重文、亦非字畫、余曩釋爲仁、或釋爲尸、均非」としているが、兩點の例は穆のような特定の字にみえるもので、これは字畫としてみるべきものであろう。井仁安とは鄭虢仲というと同じく、井に領邑をもつ家であることをいう。

この鐘銘は自述形式の文で、「井仁安曰」として以下文祖の德を讃頌する辭を連ねている。親は顯、也𣪘に顯の字を尹に従うて作る。麥尊・大克鼎に親孝、史頌𣪘に親命とあるのも、みな顯の意であるが、丕顯にはこの字を用いない。用字上の區別があつたのであろう。盄は淑。親盄は文祖にかかる修飾語。「克哲厥德」は大克鼎に「盄哲厥德」というに同じ。哲は概ね心・言に従うが、この銘では貝に従う。

得屯を奇觚に賚屯、郭氏は渾沌とするも、得は手と貝に従う。魯は魯壽などの略であろう。永冬は永終。天祿の永終を希う意である。

安不敢弗帥用文且皇考穆〻秉德、安害〻聖趩、疐處宗室

首句は番生𣪘「番生不敢弗帥井皇且考不杯元德」、あるいは虢叔旅鐘「不顯皇考叀叔、穆〻秉元明德」とよく似た表現である。

害〻は憲〻。郭氏いう。「猶顯〻、大雅假樂、假樂君子、顯〻令德、禮中庸、引作嘉樂君子、憲〻

令德、即其證、憲〻字之見于大雅板者、與泄〻爲對文、有惡意、于此不適」。ただここでは、次の聖趣二字が名詞であり、上に安を主語として取るものであるから、憲〻は述語的によむべきであり、おそらく昚〻などに當る語であろう。詩の小明に「睠睠懷顧」とあり、ここでは聖趣に昚〻たるをいう。

聖趣の趣を拾遺に𩰫、韡華に器、文錄に喪と釋するも文義がえがたく、奇觚には喪にして爽、次の一字とつづけて爽𡇒にして鐘聲をいうとするが、他の鐘銘にみえず、鐘聲の形容語としても適當でない。文選には𩰫にして諤、直言の意とし、「言、法其祖考之賢聖正直也」というが、聖諤という語も考えがたい。字は喪に從い走に從う。行爲的な意味を示す字形であるから、その踪迹をいう字であろう。疐は秦公段に「畯疐在天」、秦公鐘に「畯疐在位」とある疐と同じ。大系に詩狼跋「載疐其尾」の疐にして躓と解するも、留處の意であろう。韡華に疐を離と解して、「憲憲聖器、不敢離處宗室耳」と解しているが、ここは自誓の語を述べたものである。

𨽌安乍龢父大𪔵鐘、用追孝、侃前文人、前文人其嚴才上、數〻㚇〻、降余厚多福無疆、安其萬年、子〻孫〻、永寶用享

鐘銘の末辭。𨽌は肆。龢父を郭・陳氏らは師龢父の龢父にして共伯和であるとするが、銘辭の全體は共和期執政の人を頌するものとしては適わしくない。文は有韻。大系に「德・德之部、吉・室至部、上・疆・享陽部」の韻を指摘しているが、他にも人・年眞韻、趣・鐘東韻、また考・考・魯なども聲韻近く、殆んど句ごとに聲の諧和を求めているようである。

訓　讀

井の仁安曰く、顯淑なる文祖皇考、克く厥の德を哲にし、純を得て用て魯（おほい）に、吉に永終なりき。安、敢て文祖皇考の穆〻たる秉德に帥用せずんばあらず。安、聖趣に憲〻として、疐（とど）まりて宗室に處らむ。肆（ここ）に安、龢父の大林鐘を作り、用て追孝し、前文人を侃しましめむ。前文人、其れ嚴として上に在り、數〻㚇〻として、余に厚く多福を降すこと無疆ならむ。安其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用して享せよ。

參　考

郭氏の龢父共和說は、龢父は伯龢父にして井に領邑あり、その地は共に近く共の支邑であるから、龢父は共伯和であるという、極めて單純な立論であるが、厤朔にはやや複雜な論證を試みている。その說にいう。

此井仁安、當爲白龢父之子或孫、不能考年、故次于共伯和之末

又按、共即龔、龔爲姒姓之氏、有頌鼎頌段諸器可證、井亦爲姒姓之氏、有白田父段可證、共伯和之子或孫、爲井仁安、是田龔氏移為井氏、而其爲姒姓則一也、此又揆之以氏族、而順適者也

吳氏のいう伯田父段陶齋・二・一　獲古・二三　三代・七・四七・四では「白田父乍井姒寶段」と銘する環帶文の三小足段。また龔姒は頌鼎にみえ、井・龔何れも姒姓であるから本器の井仁安も同じとするのであるが、この二器は何れもその文母を祀る器で、殊に龔は廟號であり、共國の共ではない。井は、

いうまでもなく姫姓である。しかし龢父の家は師嫠の文孝輔伯と輔伯臧父鼎の輔伯とが關係あるものとすれば、輔伯は媍姓であり、井邦とは姓的關係はない。氏姓關係よりする龢父共和說も成立しがたいのである。なお龢父共伯說については、陳夢家氏の西周年代考に詳論があるが、共和期の問題をまとめて述べるときにふれる方が便宜であるので、斷代の問題としてとり扱う。ただ本器についていえば、この龢父を伯龢父・師龢父と一人とする確證はなく、器の時期も必らずしも厲末共和に下るものではない。器制・文字は夷末厲初とみることも可能であり、そのとき龢父を祀る器を作つているのであるから、共和の問題と關係があるはずもない。いましばらく便宜上、龢父諸器の中に列しておくが、その文辭は大克鼎・番生𣪘など、むしろ夷末の器に近いものである。

昭和四十五年九月　初版發行
平成　四　年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

一九一、兮甲盤

器名　兮田盤攈古　兮伯盤愙齋　兮伯吉甫盤周存　伯吉父盤紹興

時代　夷王蕭作賓　宣王王國維・大系・通考・厤朔・陳夢家

收藏　「直隷清河道庫藏、山東濰縣陳氏得之都肆」攈古　「見元人研北雜誌、後入保定官庫、今爲陳壽卿所藏」綴遺　「容庚云、鮮于樞困學齋雜錄、周伯吉父槃銘一百三十字、行臺李順甫鬻于市、家人折其足、用爲餅爐、余見之、乃以歸予、此元代所箸錄彝器之僅存者、陸友仁研北雜誌亦記之」大系新版、又通考二三五參照　「書道博物館」書道

著錄

器影　通考・八三九　二玄・三六六

銘文　攈古・三之二・六七　愙齋・一六・一三　簠齋・盤一　奇觚・八・一九　周存・四・二　大系・一三四　綴遺・七・七　小校・九・八七　三代・一七・二〇　書道・八四　河出・二四八　二玄・三六五

考釋　餘論・三・三五　韡華・壬・二　大系・一四三　文錄・四・二六　文選・上三・二四　通考・四六三　厤朔・五・一六　積微居・三五

王國維　兮甲盤跋觀堂別集補遺

器制

通考にいう。「大小未詳、附耳、圏足缺」。この盤は元代以來知られているもので、極めて古い傳世の器であるが、當時收藏の家で餅皿に使用され、圏足を失つたといわれている。器はいま書道博物館にあり、圏足部が備わつている。その銘を諸著録に比較すると、泐蝕の部分などに相違がある。傳世のものとの同異は明らかでないが、別器があるとも思われず、あるいは補修になるものであろう。文様は變様夔文である。

兮甲盤

銘文　一三行一三三字

隹五年三月既死霸庚寅、王初各伐厰（玁）𩵦于𠧪盧、兮甲從王、折首執嘰、休亡敃、王易兮甲馬四匹・駒車

第一段。王の玁狁征伐に從つて功有り、賞賜をえたことをいう。

王氏の跋にいう。

彝器中紀伐玁狁事者三、一合肥劉氏所藏虢季子白盤、一上虞羅氏所藏不嬰毀、一即此盤也、云隹五年三月既死霸庚寅、此宣王五年三月廿六日、余嚢作生霸死霸考考定、……據長術、宣王五年三

月乙丑朔廿六日得庚寅、與此盤云既死霸合

云王初各伐厰𤞷于𠳋盧者、厰𤞷虢盤與不嬰段並作厰允、卽玁狁之本字、𠳋盧地名、𠳋字雖不可識、然必爲从网𠳋聲之字、盧則古文魚字、以聲類求之、𠳋盧疑卽春秋之彭衙矣、……古魚吾同音、衙从吾聲、亦讀如吾、𠳋盧與春秋之彭衙爲對音、𠳋彭音相近、盧衙卽同音字也、史記秦本紀、武公元年伐彭戲氏、正義曰、戎號也、葢同州彭衙故城是也、盧戲二字形相近、彭戲葢彭盧之譌矣、彭衙一地、在漢爲左馮翊衙縣、正在洛水東北、玁狁寇周、恒自洛向涇、周人禦之、亦在此間、虢季子白盤云、博伐厰允于洛之陽、此盤云、王初各伐厰𤞷于𠳋盧、其用兵之地、正相合矣

彭衙は白水縣の東北にあり、左傳文二年、晉秦がこの地に戰つて秦が敗れたことがある。玁狁は洛水に沿うて南下し、涇洛の間を侵すのが例であるから、𠳋盧は彭衙の古名と考えて差支えない。後には單に衙とも、また戲と稱したこともある。

各伐の各を擽古に引く翁祖庚の説に略伐とし、郭氏もその説による。しかし宕伐・𢦏伐・搏伐のように伐には連語が多く、各は格にして扞・鬪の意があろう。奇觚に荀子議兵「格者不舍」の注、「格謂相拒捍者」としているのがよい。

兮甲は銘末に兮伯吉父と稱している。兮甲と吉父と、名字のみえる的確な例である。甲は舊釋に田とするも、中の十字形は周邊と密接せず、十字形が甲である。卜文の上甲はこの字の上に一横劃を加えて上甲とよむので、王氏はこの字を甲と釋した。甲と釋して、はじめて名字對待の例となしうるのである。王跋にいう。

甲者月之始、故其字曰伯吉父、吉有始義、古人名月朔爲吉月、以月之首八日爲初吉、是其證也、甲字吉父、上云兮甲從王、下云兮伯吉父作般、前對王言、故稱名、後紀自己作器、故稱字也

名字の對待は春秋期の人名にその例多く、王引之の春秋名字解詁、兪樾の補義等にこれを説くこと極めて詳しいが、西周期の人名については容易にその證をえがたい。名字の制は實名忌避の俗に發するといわれているが、東方の字に多い子某の名は、もと殷代の子某がその領邑の名を付して稱していたもので、のち采邑の制を失つてから名字の對待するものをえらんで字としたものと思われる。金文における名字對待例としては、この盤のごときものが最も確實な例である。

兮甲吉父は、詩の六月等にみえる尹吉甫その人であろうと考えられている。王跋にまたいう。

此兮伯父、疑卽詩小雅六月之吉甫、詩云、文武吉甫、吉甫宴喜、大雅兩云吉甫作誦、而不擧其氏、毛公始加尹字、葢尹其官、兮其氏也、今本竹書紀年、繫六月尹吉甫伐玁狁事於宣王五年、不知何據、此盤所紀、亦宣王五年三月事、而云、王初各伐、葢用兵之始、未能得志、下云、王命甲政嗣成周四方賷、至於南淮夷、賷讀爲委積之積、葢命甲徵成周及東諸侯之委積、正爲六月大擧計也、此盤當作於三月之後、六月之前、吉甫奉使成周之時

詩によつて吉父を尹吉甫とし、竹書によつて器の時期を六月より前とするものである。竹書の紀事は詩に基づいて補記されているものが多く、このときの玁狁征伐が果して王氏のいうように二役であるのか、下文にいう成周・淮夷の委積を徵するのが後役の準備であるのかどうかは知られない。器銘には王の親征をいうも紀年には親征をいわず、また紀年はこの翌年に召伯虎の淮夷討伐を記し

ている。

敔は汦、馮車を賜うことは伯晨鼎・塱盨等にみえている。折首執訊の功があつたと記しているが賜與も盛んでなく、これを虢盤・不嬰段などの銘文と比較すると、文は甚だ簡樸であり、王愾を承けて掉厲の風を發するというところがない。果して吉甫が主將としてこの征討に臨んだものか、豫期した成果を收めえたのかどうか、克捷の記述もなくて疑問にも思われるし、賜與のこともさきの兩器に比べて格段の相違がある。詩の六月に歌うところともかなり異なるところがあるので、王氏のように前後二役とする解釋も生れるのであろう。六月の詩篇中、數章を抄錄しておく。

六月棲棲　戎車既飭　四牡騤騤　載是常服　玁狁孔熾　我是用急　王于出征　以匡王國
玁狁匪茹　整居焦穫　侵鎬及方　至于涇陽　織文鳥章　白旆央央　元戎十乘　以先啓行
戎車既安　如輊如軒　四牡既佶　既佶且閑　薄伐玁狁　至于大原　文武吉甫　萬邦爲憲
吉甫燕喜　既多受祉　來歸自鎬　我行永久　飲御諸友　炰鱉膾鯉　侯誰在矣　張仲孝友

詩にいうところは、よほどの大戰役の樣子であり、器銘の記述と一致しないところが多い。のちまた十二年には虢盤の大討伐が行なわれているが、その間に吉父の大規模な征討もあつたのであろう。

以上、北方玁狁の役に、兮甲に殊功あり、賞賜をえたことをいう。

王令甲、政辭成周四方賫、至于南淮夷、淮夷舊我貟畮人、毋敢不出其貟・其賫・其進人・其賔、毋敢不卽餗卽屰、敢不用令、剘卽井撲伐

王の第二の征命をいう。成周の貯を治め、南淮夷の賦貢を徵する命が與えられており、不廷には武力を用いてよいとするものである。政辭は政治。政は征取を意味する字で、この句においても委積を徵取することをいう。辭の右旁は大辛の象。辥治の意である。成周四方とは成周とその周邊の諸邦をいう。これらの委積は成周の屯倉に集積され、頌鼎には、「令女官嗣成周貯廿家、監嗣新寤賔」のように多數の集積處があつて、平時には宮室の賫に、戰時には軍糧に供した。賫は積、禹賫の語があり、迹の音である。南淮夷は下文では單に淮夷という。江淮の間に處り、かれらからも賦貢を徵していたのである。

淮夷以下は、淮夷の周室に對する從來の服從關係をいう。王跋に、「其淮夷舊我貟畮人以下、乃告淮夷及東方諸侯百姓之辭、字雖不可盡識、而大意可知、其文法亦與周書費誓相同、此種重器、其足羽翼經史、更在毛公諸鼎之上」として、その資料的價値を甚だ重視しているが、辭句についての考釋は殆んど試みていない。

貟を攈古に畺、餘論に貫、文錄に員とする。餘論に貫畮とは畎畮の義であるとするが、師寰段にも本器と同じく「淮夷繇我貟畮臣」という語があり、伱伯段には「至見獻貟」とあつて、貟は貢獻することのできるものであるから、畎畮そのものではない。下文に其貟・其賫とあり、貟・賫を對擧している。貟は帛にして布帛の類。字が貝に從うのは、あるいは禹貢にいう淮夷の篚は玄纖縞、島夷の篚は織貝などを指すものであろう。畮を郭氏は賄と訓するも、賫にして農產物をいう。すなわち淮夷は特別に織成した帛と、その地の農產物を賦貢する義務を、從前より課せられていたので、「舊我貟畮人」と稱したのである。師寰段の「貟畮臣」というのと全く同じ。禹貢にいうところは、

この當時の記錄がその資料となつているように思われる。

「毋敢不出」の目的語は、貟・賫・進人・𡧍までかかる。郭氏はこれを貟・賫にまでかけ、進人・𡧍を下句に屬するも、句法に合しない。淮夷の賦貢義務はその特產品のみにとどまらず、勞働力の供給、すなわち徒隷の類を進貢する義務も課せられており、それが「其進人」である。大系に「力役之征也」と庸役の義務とみているが、郭氏の奴隷制說の立場からは、ここに奴隷の給源を考えてもよいところである。師酉𣪕にみえる諸夷、師詢𣪕の夷允三百人などは、みな進人として關內に送られた夷種のものであろう。奴隷の來源は、殆んどこれらの異種族であるが、ただこれらがその生產關係の中で、奴隷制と稱しうるほどの比重を占めていたかどうかというところに問題がある。

𡧍は貯の初文。大系に「關市之征也」というが、頌鼎に「令女官嗣成周𡧍廿家、監嗣新寤𡧍」とみえており、郭氏はそこでは、王國維の釋に從つて兩貯字を賜與の義とみている。貯は委積を藏するところでいわば屯倉に近く、ここではその委積をいう。頌鼎にはその貯を諸宮の用に充てることを命じており、あるいは工匠等の生產品をいうものであろう。關市の征のごときは、南淮夷にまで赴いて徵すべき性質のものではない。關市の征とは、今でいえば通過稅・物品稅などに當るものである。以上はすべて賦貢に關する義務をいう。

第二の「毋敢不」以下は行爲に關する義務をいう。義務は「卽餗」・「卽𡴀」の二項である。大系に「其進人」を力役の征にして「卽餗」と對應し、「其𡧍」は關市の征であるから「卽𡴀」と對應するものとするが、それならば文義の重複を免れない。積微居は大系と句讀同じきも、解異なる。すなわち上文の「其貟其賫」を「其貟之賫」、また「其進人其𡧍」を「其進人之𡧍」の意としているので、「毋敢不卽餗卽市」の主語は「其進人之𡧍」となるが、卽は人の行爲をいう語であるから、語法に無理がある。

餗は次の初文、軍の駐屯地をいう。左傳莊三年、「凡師出、一宿爲舍、再宿爲信、過信爲次」とある次で本來は名詞である。卜文では脤を席上におく象に作り、某餗といえば軍の基地をいう。𡴀を奇觚に旅、綴遺に峙、孫氏は市と釋する。說文に、「市買賣所之也」とあり、交易のところをいう。楊氏はこの淮夷に關する條を、上文の玁狁征伐の記事と直接に關連するものと見なし、卽とは餗・市に物を交付し、私賣を禁ずる義であるとする。

卽謂交付、卽次謂取其貯積、付於王之軍次、卽市謂付與市場也、此語爲徵收委積者言之、葢淮夷出其帛矣、恐徵收者、既不付於軍次、又不付之市場、私賣之以自利、故戒之也

思うにこの條は、前條に賦貢の義務を述べたのに對して、生產品の流通に對する一種の制限處置を記したものとみられる。賦貢は特定の物資につき一定の數量を定めてこれを無償徵收するものであるが、なお他の物資一般についても流通を制限し、有償供出の義務を課したのであろう。卽は卽就の義で、交易等の場所を限定することをいう。本器では軍の駐屯地である餗と、公認の交易場所である市においてこれを行なわせたもので、これによつて物資の流通を監視抑制し、經濟的な支配を達成しようとしたものであろう。この種の支配方式は、おそらく異族諸邦に對しては一般的に行なわれていたものであるらしく、たとえば詩の大東は、殷の末裔と思われる譚子國に對する周の租調

徵收の様子を歌つたものと考えられるが、進人のようなことはなかつたとしても、その他の點では同様の搾取的支配が行なわれていた事實をみることができる。

以上の進貢義務と交易の管理は、從來淮夷が周室に對して義務として服してきた事實で、これに違背することは許されないのであるが、このたび周室が北方の玁狁に兵を用い、南方を顧慮する暇のないのに乘じて、この義務を怠るに至つた。それで玁狁のことが一たび終熄するや、吉父はまた命ぜられて成周貯積の管理と、淮夷の義務履行督責のために派遣されたのである。「敢不用令」は語法的には反語の形式であるが、上文と同じ句法を以て毋にかかり、下文を則で承けており、假定の條件形によむべきであろう。井は刑、菐は戮、卽刑戮伐とは、以上の命に從わぬものには、刑罰として戮伐が加えられるであろうというのである。以上、淮夷に對する命をいう。

其隹我者侯百生厥寊、毋不卽岑、毋敢或入䜌安寊、則亦井

以下諸侯百姓に對する訓告の辭。上文の「政辭成周四方寊」を具體的に規定した文である。其は假定、隹は有、其隹で若有の意。我は親愛の辭で周と和親の關係にあるものをいう。百生は百姓。成周四方の諸族百姓で、史頌設にいう里君百姓なども包含される。厥は領格。かれらの貯についても自由な交易を許さず、周の管理する市においてのみその流通を認め、いわゆる關市の征を課したのであろう。

「毋敢或入䜌安寊」は難解な句である。餘論に「安當讀爲廄、此謂或廄或貯、皆毋許人䜌入也」といい、攈古には翁氏の說「毋使姦宄入境」を引くも、これを非としている。楊說は孫說と同じく、

「此入䜌蓋謂闌入市場也、說文、宄姦也、外爲盜、內爲宄、知宄字有攘竊之義、謂如敢入䜌安貯、則亦刑」という。入䜌を闌入の意とするもので、文錄にも「䜌宄者、闌入不法之貨財」としているが、金文に䜌を闌の意に用いた例なく、䜌は概ね鑾旂の鑾、ときに蠻夏の蠻の意に用いる。それで郭氏は䜌を蠻方の義と解し、

諸侯百姓、亦有爲避免征稅、而逃入蠻方者、所謂入䜌安貯是也

という。安貯を免征の義とするものであるが、征稅を免れるために、華を去つて蠻に入るというのも甚だ不自然な解釋である。安を避免とする字釋にも問題があろう。

䜌はこの場合鑾旂ではありえないから、蠻と解すべく、入䜌とは蠻地すなわち淮夷の地に入ることである。これは蠻地に逃竄するのではなく、寇攘姦宄をなすことと解すべきであろう。淮夷に接壤する諸侯百姓は、しばしば荊蠻淮夷の地を侵して、その貯積を攘奪するなどのことがあり、これが淮夷背叛の大きな理由であつたらしい。周室への賦貢義務がすでに相當過重であつたとみられる上に、周邊の諸侯百姓から侵奪を受けては、かれらも從順ではありえないわけである。それで一方においては前條に淮夷の義務履行を嚴重に督責するとともに、周邊の諸侯百姓に對しても、蠻地を侵し寇攘することのないよう警告したものであろう。安は宄の初文、書の舜典「寇賊姦宄」の傳に「在內曰宄」とみえ、鄭注に「起外爲軌」という。西京賦薛注には「竊寶曰宄」とあり、音義一七に古文として安の形を出している。說文の古文の形は宄と心に從う。安が宄の初文であることは疑がない。入蠻宄貯の行爲あるものに對しては、奕刑を以て臨むとするのである。

以上のことは、王跋にいう玁狁討伐のための物資の調達確保のためではなく、淮夷統治上、その治安を確立し秩序を維持するために要請されていることであつて、命令の對象は「我諸侯百姓」に外ならない。かれらの經濟活動を規制するとともに、淮夷など諸蠻に對する恣意的な寇奪を禁止することを命じたものである。綴遺に、左傳莊三十一年「凡諸侯有四夷之功、則獻於王、王以警於夷」の文を引き、盤銘にいうところはそのことに當るとしているが、羼伐の語を用いていることからいえば、荊蠻支配の政策を述べたものとすべきであろう。そして文首にまず玁狁の討伐の功をいい、次に時を移さず淮夷に對する政策を強化しているのは、當時南北呼應して外族の活動が活潑化しようとする狀勢を、反映しているようである。

兮白吉父乍般、其眉壽萬年無疆、子〻孫〻、永寶用

兮氏の族は、その本貫・系屬などすべて明らかでない。盂卣に兮公の名があり、また兮中段というもの六器、小校七・八〇に十一銘、三代七・三一・三二に九銘を錄するが、兮伯吉父との關係は知られない。詩に尹吉甫というものあり、その職は尹、六月に「文武吉甫」・「吉甫燕喜」、また詩の崧高・烝民は篇中に「吉甫作誦」とあつて、その詩は吉父の作るところである。當時有數の宮廷詩人であつたらしい。もしこの器銘がその吉甫と同一人であるとすれば、この盤銘は吉父の文辭を今日に傳えるものといえよう。

訓讀

佳五年三月既死霸庚寅、王初めて玁狁を𠧛盧に各伐す。兮甲、王に從つて折首執訊あり、休にして敃むこと亡し。王、兮甲に馬四匹・駒車を賜ふ。

王、甲に命じて成周四方の賫を政嗣せしめ、南淮夷に至らしむ。淮夷は舊我が貟晦の人なり。敢て其の貟・其の賫・其の進人・其の貯を出さざること毋れ。敢て餗に卽き、市に卽かず、敢て命を用ひざること毋れ。則ち刑に戮伐に卽かしめむ。

其れ佳我が諸侯百姓の貯、市に卽かざること毋れ。敢て蠻に入りて貯を姦すこと或ること毋れ。則ち奕刑あらむ。

兮伯吉父、盤を作る。其れ眉壽、萬年無疆、子〻孫〻、永く寶用せよ。

參考

西周金文中、淮夷に關する記述を含むものはかなり多く、その地域が周の東南經營上、重要な地位をもつ事實が知られる。周の東遷、東方列國の興起、徐楚吳越の文化という春秋期の注目すべき問題は、淮夷の動勢ということを除外しては考えることができない。その意味で西周後期の淮夷政策は、甚だ重要な問題を含むものであるが、その政策を具體的に知りうるものとしては、この盤銘を第一に推すべきであろう。王跋にこの器銘を毛公鼎にもまさる資料的價値をもつとしているのは、おそらくその點に着目しての評價であろう。

文はそれほど長銘のものではないが、他に例の少ないものであり、かなり難解である。ここに試み

た通釋にも、なお疑點がないわけでなく、これに依據してあまり多くの結論を期待してはならぬと思われるが、淮夷の賦貢義務と、周室の淮夷政策の方向とは、その一斑を推すことができるようである。

楊氏はこの器銘を釋したのちに、次のような感慨の言を記している。

嗚呼、讀此銘、而周室當時政治之窳敗、軍紀之廢壞、可以見矣、王伐玁狁、而特命兮甲徵求成周各國諸侯、乃至淮夷之委積者、臣民夷人、皆匿藏其貯積、不肯委輸也、何以不肯委輸、以暴吏之橫征、軍人之劫奪也、毋敢或入䜌宄貯者、蓋實爲軍人發之、特不肯明言之耳

文は一九四二年九月一日の稿である。おそらく時世に慨するところがあつて、寄托するところのある言であろう。「王令」以下は王の授命の語であり、器銘はただその任命の言を記すのみであるが、楊氏のいうような周の紀綱の弛廢は覆うべくもない。史にいう宣王の中興が、結果的には諸豪族の興起につづく東方列國の獨立、淮域の華化を促進していつたという事實を理解する上にも、本器銘は示唆するところ極めて大きいものがある。

器の日辰は宣王五年の譜に合う。字迹は夷厲期の篆意の強い遒麗なものから、篆撥の少い勁峭の風に移つているが、その書風は虢季子白盤に至つて一層強まつているようである。

本器銘の韻讀については、王・郭二氏ともにふれるところがないが、虘・車・賓・賓は魚韻、[illegible]・尸・賚・市・市は脂韻、𨖲・人は眞韻、令・井・生・井は耕韻、彊・用は陽東の合韻であるから、全篇殆んど有韻の文である。

なお善夫吉父の名のみえる二器が岐山より發見されたと傳えられている。考古一九五九・一一、六三四頁「記岐山發現的三件靑銅器」にいう。

一九五九年三月、參加渭水流域考古調査時、在岐山文化館古物陳列室中、看到三件有銘文的銅器

善夫吉父盂　銘文一六字、「善夫吉父乍盂、其萬年、子〻孫〻、永寶用」

器高二〇糎、頸下有重環紋一周、腹部有獸鈕一對、應是屬于西周晩期的器物、據說、解放前出土于岐山東北鄉（卽今之靑化鎭一帶）某地、解放後由上河孫家村孫光裕捐獻

該館展品中、另有善夫𩰫蓋銘（十五字）拓片一、「善夫吉父乍旅𩰫、其子〻孫〻、永寶用」、可能與盂同出、現僅存拓片

考古に盂銘を載せているが、字迹頗る疏緩にして、僞刻とみられる。器の眞僞は、照片がなくて確かめがたい。

別に遣叔吉父盨善齋圖九〇　故宮下・二〇四にも吉父の名がみえ、「遣叔吉父乍虢王姞旅盨、子〻孫〻、永寶用」という。器は西周末の器制であるが、盤銘の吉父、善夫吉父とは別人であろう。

一九二、虢季子白盤

器名　虢季子盤攈古

時代　夷王大系　宣王從古・通考・厤朔・董作賓・唐蘭　平王高鴻縉　春秋河出

虢季子白盤

出土　「徐燮鈞云、盤出寶雞縣虢川司地」攈古　「劉燕庭觀察云、出郿縣禮邨田間溝岸中」奇觚

收藏　「道光間、陽湖徐傅兼燮鈞宰陝西郿縣、得之寶雞虢川司、徐載歸其家、咸豐庚申一八六〇年常州陷于賊、同治甲子一八六四年劉省三中丞克復常州、得此于僞護王府中、舁置大潛山房、築亭居之、號爲盤亭」奇觚　「盤亭、有小記一卷」周存　「這盤出土後、最初爲江蘇常州人徐燮鈞所得、由陝西運至常州、太平天國失敗後、曾作馬槽、爲淸將劉銘傳所得、運至安徽合肥、因之這盤雖是有名的重器、但看見過它的人很少、解放後始由劉肅曾先生捐獻給人民政府、現陳列在故宮博物院太和殿」虢盤

著錄

器影　大系・一五二　通考・八四一　通論・二五八　虢盤・拓　二玄・三七七

銘文　從古・一〇・三一　攈古・三之二・三七　奇觚・八・一五　窸齋・一六・九　周存・四・三　大系・八八　綴遺・七・一五　小校・九・八三　三代・一七・一九　書道・七三　虢盤　河出・二七三　二玄・三七六

考釋　逑林・七・二一　韡華・壬・二　大系・一〇三　文錄・四・二六　文選・上三・二五　通考・四六三　厤朔・五・二八　積微居・一四八，二四一

平　盧　虢季盤時代大陸雜誌・二・二　民四〇

高鴻縉　虢季子白盤考釋大陸雜誌・二・二

×　周代銅器虢季子白盤文物・一・六　一九五〇

陸懋德　虢季子白盤研究燕京學報・三九　一九五〇

×　虢季子白盤故宮博物院刊　一九五五

器制　通論六七にいう。「高三八・五糎、口縱一五〇糎、横八二・七糎、四面各有二獸首、銜環、四足作矩形、腹飾環帶紋、口飾竊曲紋」。綴遺に「重今權四百五十餘斤」、また虢盤に「重四百多斤」という。器は長方形で一般の盤と形制を異にする。環耳は縄状をなし、器腹に鮮麗な波狀文、口沿に變樣夔文を飾る。非常な大器で銘文も文字濶大、字樣に注意すべきものがある。

銘　文　　八行一一一字

隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白
乍寶盤

　まず作器のことをいう。日辰は宣王十二年の譜に合うが、器の時代については銘文の内容と合せて他に異説もあり、參考の條にいう。

不顯子白、𦘴武于戎工、經縷四方、
博伐厰欶、于洛之陽、折首五百、執
嗞五十、是以先行

　作器の事由としての玁狁討伐の功をいう。記事體の形式である。丕顯を自ら冠していう例は金文に殆んどなく、詩では「文武吉甫」のような讃頌の語を著けていうことが多い。文に押韻多く、聲調の諧和を求めているところがあり、詩の様式との近似が感ぜられる。

𦘴を奇觚に庸と釋するが、毛公鼎には「唯天甾集厥命」・「邦甾害吉」とあり、字形は由を上もしくは下にした形で同字である。大系に「均讀爲將、前語爲將大也之將、後語爲將來之將、本銘讀爲訓大之將可、讀爲壯亦可」という。上部の由形は、いわゆる亞醜形中の祝官の禮冠の形で、爿は聲符であろう。嚴莊の意があるらしく、莊・大の義を生ずる。謚法に「勝敵志强曰莊」とあり、武德をもいう語である。𦘴武は壯武、戎工は戎功である。

經縷の縷は隻に従う。虢季氏子組の組も又を加えた形に作っている。積微居に字を蒦にして規度の意であるとしている。

　余謂縷當讀爲蒦、說文四篇上萑部云、蒦規蒦、商也、一曰、蒦度也、經縷四方者、經謂經營、縷謂規度、猶詩江漢云、經營四方也、甲文金文有隻字、皆作獲字用、蒦字从隻、……而獲字實从蒦聲、然則隻與蒦不惟形近、音亦當相近

經縷はあるいは雙聲の語であろう。いずれも謀猷規度の意である。詩の小雅小旻に、「哀哉爲猶　匪先民是程　匪大猶是經　維邇言是聽」とあり、經を猶・程と同義に用いている。

博伐は搏伐。博は不嬰毀では戈に従う。宗周鐘に戦伐、兮甲盤に𢧁伐というのも同義である。「洛之陽」とは洛水の北をいう。洛に伊洛の洛、涇洛の洛があり、玁狁は北方の族であるから、もとより涇洛をいう。玁狁については、王國維に鬼方昆夷玁狁考觀堂集林・一三がある。

郭氏はこの征役を西羌傳に「乃命虢公、率六師伐太原之戎」というものに當るとし、太原を晉地の

太原と解した。それで子白は洛東より太原にまで長征したものとみて

洛之陽、謂于北洛水之東也、地望正合、北洛水南流、稱陽、知必爲東矣

という。當時の玁狁が涇洛の上游より南下して宗周に迫つたことは、詩の六月に「整居焦穫　侵鎬及方　至于涇陽」と歌うことによつて知られ、これを太原に邀擊したことも「薄伐玁狁　至于太原」という詩句の示すところである。しかしこの太原は涇洛間の廣平な山陵地帶の稱で、郭氏のいうような晉の太原ではない。詩の豳風にいう東山とは、この方面の汎稱であつたと考えられる。

折首・執訊は詩の出車・采芑にいう執訊獲醜に當る。先行は啓行に同じ。征旅のときまず先遣の部隊が先導をすることは詩の六月に「元戎十乘　以先啓行」とみえるが、先は先候の意である。中方鼎二・中甗に「先省南國」、また中觶に「王曰、用先」とある先がそれである。先行のことは卜辭の征旅關係のものにもみえ、道路の呪詛や障碍を除き、敵狀を候うことをいう。この銘では、折首執訊を以て先行するという表現がとられている。すなわち歸還のときの禮である。それで積微居に、これを來歸獻禽の際のことであるとしている。

先行應作何解釋、折首執訊、何以必需先行、前人考釋者、皆未之及、余前此亦不解也、頃以不嬰段授諸生、乃始恍然、段銘云、白氏曰、不嬰、駇朔方玁狁、廣伐西俞、王令我羞追于西、余來歸獻禽、余命女御追于畧、蓋盤銘所謂先行者、即段銘之來歸獻禽也、因子白有折首執訊之功、當歸來獻禽於王、故先行也、此三句下接云、趄趄子白、獻馘于王、文義正相承接、兩銘正互相契合也

不嬰段は、子白のこの役に從つて、折首執訊の功を收めた不嬰が、子白の賞賜を受けて作つた器で

あるが、その九月初吉戊辰は、本器の十二年正月初吉丁亥より一年八ケ月後のことである。その銘によると、不嬰の軍は玁狁の追擊を受け、殘敵を掃蕩しながら歸還している。今次の征役の激烈さを示すものであるが、しかし勝敗の歸趨はすでに決しているので、子白が先に歸還して獻禽の禮を行つたのである。

趄〻子白、獻戒于王、王孔加子白義、王各周廟、宣廚爰鄉

獻馘の禮をいう。趄〻は威武を稱する語。書の牧誓に「尙桓桓」とあり、說文に引いて狟狟に作る。みな同じ語である。戒を從古に俘、奇觚には集韻に戒を戳と同義とするのを引いて滅の義とする。俘は金文に別にその字があり、ここでは戒は馘の異文であろう。馘は首あるいは耳に從う。みな馘首の證として獲るところを記したもので、爪に從うのも同じ意であろう。

孔を副詞に用いるものは末期から春秋期の器銘にみえ、孔皇・孔嘉・孔惠のように用いる。沇兒鐘の「孔嘉元成」などによると加は嘉の義ともみえるが、義は威儀の意であるらしく、寵榮を與えることをいう。

その儀禮は周廟宣廚において行なわれた。宣廚は宣射、郾段にみえる。文獻にいう宣榭である。公羊宣十六年の何休注には「宣宮、周宣王之廟也」というが、宣の名義は宣王と關するところはない。逃林にこれを論ずることが甚だ詳しい。

錢氏謂、宣榭自取美名、不必如公羊解詁宣王宮之說以證、宣王時、不嫌有宣榭、余謂、說文釋宣字義云、天子宣室也、淮南王書云、武王破紂、殺之宣室、褚少孫補大史公書亦云、武王圍紂象廊、

自殺宣室、是以宣名宮室、固其本義、周之有宣廟、猶殷之有宣室耳、公羊傳云、宣謝者何、宣宮之謝也、何言乎成周宣榭災、樂器藏焉爾、公羊所謂宣宮者、亦謂宮名、猶云鄷宮祇宮昭宮、非先王廟堂、故樂器得藏之、而何卲公乃云、宣宮周宣王之廟也、至此不毀者、有中興之功、不知周自后稷廟及文武世室外、無不毀之廟、宣王雖中興、擬之文武、功德已不侔、廟安得獨不毀乎

殷の宣室は卜辭にもみえ、「丁巳卜、于南宣召、大吉」拾掇・一・四五九のような例がある。左傳の杜注によると、宣榭は講武の屋であるという。これ獻馘策勳など軍禮を行なうところで、のちに樂器を藏するところとなつたのも、軍樂の器であろう。

郷を孫釋に慶と解するも、もとより饗の初文。いわゆる飲至の禮をいうものであろう。

王曰、白父、孔覯又光、王易乘馬、是用左王、易用弓、彤矢其央、易用戉、用政緜方

上文と同じく、王曰白父以下も殆んど詩の様式により、押韻の語である。饗禮ののちの賜與をいう。白父は子白をいう。儀禮覲禮に「同姓大國、則曰伯父」とみえるが、父は父厝・尼父のようにその名字に加えて敬愛の意を示すもので、白父は子白をいう。伯父ではない。「白父、孔覯又光」とはその勳功を賞する優渥の言である。愙齋に詩の韓奕「不顯其光」の句を引いている。以下一物ごとに易の字を加えているのは、詩句のように句の形式を整えるためである。乘馬は馬乘、馬四匹をいう。左は佐。「易用弓」・「易用戉」の用は以。弓矢を賜うときは彤弓彤矢というのが例であるから、積微居には弓を彤弓の略であるとしていう。

獨此銘記彤矢、而弓則但言弓、不言彤弓者、疑彤弓之形、因下彤矢而省也、詩小雅天保云、禴祠蒸嘗、于公先王、毛傳釋公爲事、而鄭箋則釋公爲先公、按箋說是也、公爲先公、而詩文單稱公者、亦因下有先王之文而省、與銘文例正同也

もし句を四字句を以て整えるとすれば、上句の「王易乘馬」と同じく「易用彤弓　彤矢其央」といつてよいところであるが、下句の「易用戉」と合せて三字句とするために字を略したものと思われる。二用字を周すなわち雕の省文とすることもできるが、雕戈の例は多くみえるにしても雕弓の例なく、また彤矢と對文とするならばやはり彤弓というべきであるから、兩用字は字のままに解しておく。其央は旗旐をいう。奇觚に「詩、旗旐央央、傳、央央鮮明也、是也」というが、央は音養、この場合偃游をいう名詞であろう。其央何れも㫃を略した字形である。緜は蠻。南方の諸夷を稱する語であるが、金文には蠻夏の語もみえ、南北にかかわらずに用いる。ここでは主として玁狁をいう。政は征。高鴻縉氏はこの字の用法よりして器を春秋期に下るものと定めたが、征・政はもと一字、このころより通用している。

獻馘の禮は早く小盂鼎にみえ、詩の六月卒章にも飲至のことが歌われている。また文獻にも多くその記載をみることができる。いまその數條を摘記しておく。

左傳隱五年　三年而治兵、入而振旅、歸而飲至、以數軍實、杜注、飲於廟、以數車徒器械及所獲也

又僖廿八年　秋七月丙申、振旅愷以入于晉、獻俘授馘、飲至大賞

又僖廿八年　晉侯獻楚俘于王、……王享醴、命晉侯宥、王命尹氏及王子虎內史叔興父、策命晉

侯爲侯伯、賜之大輅之服・戎輅之服・彤弓一・彤矢百・玈弓矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人

孔叢子問軍禮篇　既至、……舍奠于帝學、以訊馘告、大享于群吏、用備樂、饗有功於祖廟、舍爵策勳焉、謂之飮至

乘馬・弓矢・戉を賜うて「用政蠻方」というのは、禮記王制に「諸侯賜弓矢、然後征、賜鈇鉞、然後殺」というのに當る。

子ゝ孫ゝ、萬年無疆

銘文の末辭。文首の作器をいう語を除いて、以下全文四字句を主とする詩句の様式をとり、方・陽・行・王・饗・光・王・央・方・疆の合せて十字が韻に入る。詩の六月・采芑と相似た表現もあり、銘辭は詩の様式を用いて作られたものであろう。

訓　讀

隹十又二年正月初吉丁亥、虢季子白、寶盤を作る。

丕顯なる子白、戎工を壯武にして、四方を經維す。玁狁を搏伐す、洛の陽に。折首五百、執訊五十、是を以て先行す。

趄ゝたる子白、馘を王に獻ず。王孔だ子白に儀を加ふ。王、周廟に格り、宣榭に爰に饗す。

王曰く、白父、孔だ顯にして光有りと。王、乘馬を賜ふ。是を用て王を佐けよと。賜ふに弓を用てす、彤矢・旗央。賜ふに戉を用てす、用て蠻方を征せよと。

子ゝ孫ゝ、萬年無疆ならむことを。

參　考

器は道光間の出土で器制甚だ鉅、その文辭において詩に近く、文字も石鼓に類するものがあるというので注意され、早くから諸家の考釋が試みられた。奇觚にいう。

徐之荇爲之記、吳雲爲之釋、盤亭小錄載之綦詳、光緒甲午二〇・一八九四年心源典試河南、開封守吳仲懌、以此拓見贈、爲言、乙酉一八八五年冬間亭燬、盤存、今翦帖之

また述林にもいう。

此盤舊藏毘陵徐氏、兵後爲達官某所得、今在廬州合肥、此紙儀徵鎦副貢壽曾所詒、猶初出土時拓本也、余既以拓本付莊池、更錄張錢兩跋、以便省覽、復推其未及之論、疏通證明之、俾儒者知吉金文字、多符契經訓、信足寶也

このようにして器に跋記考釋を試みるもの甚だ多く、吳雲の盤銘攷一卷をはじめ、諸家の集中に多く跋記の類を收めている。器もまた兵亂・火災の厄を免れて保存され、今は北京の故宮博物館に歸している。

器は文中に玁狁に對する大捷を記し、史にいう宣王の北伐に當るとされていたが、郭氏の夷王說、高氏の平王說なども出て、その時期が問題とされるようになつた。器には紀年日辰があり、推歩を以てその時期を考えることのできるものである。述林にいう。

平定張石州孝廉、以四分周術推盤銘十二年正月初吉丁亥、爲周宣王十二年正月三日、副貢之弟貴曾、以三統術推之、亦與張推四分術同、嘉興錢衎石給諫紀事稿、有此盤跋、據毛詩傳、初吉爲朔日、謂當以月朔丁亥求其年、然王文簡經義述聞、詳辨月朔不得稱吉、謂日之善者、卽謂之吉日、其在月之上旬者、謂之初吉、斥毛傳及論語孔注・周官鄭注・國語韋注之非、余謂、古書初吉有二義、一爲月朔、毛鄭所說是也、一爲節氣之始、國語周語云、先立春九日、大史告稷曰、自今至于初吉、陽氣俱蒸、土膏其動、稷以告王曰、距今九日、土其俱動、是其義也
張氏推此盤銘正月初吉、不在月朔、或當爲立春日、抑或如王說、泛指正月上旬、皆未可知、錢氏墨守毛詩說以獻疑、固矣

これ張氏らが推步して宣王十二年とする說を是とするもので、當時初吉の意義はなお明らかでなく、月の上旬を泛指すると解されているが、月相四週の說からいえば、ほぼ近い解釋がとられていたのである。また文中に周廟宣榭の語があつて宣王期ではありえないとする主張に對しては、宣を宣室の義とする說を以て對えている。

文獻の所傳によつて器を宣王期とするものに從古の考釋がある。銘文中の「經縷四方」・「博伐玁狁」の類句を詩篇に求め、また竹書の記述を引いていう。

縷古文維、薄伐玁狁、與詩六月同文、搏薄古今字、嚴玁省、……竹書紀年、厲王十四年、玁狁侵宗周西鄙、召穆公帥師追荊蠻、至于洛、宣王五年夏六月、尹吉甫帥師伐玁狁、至于太原、秋八月、方叔帥師伐荊蠻、當時玁狁荊蠻、相爲倚伏、故詩采芑云、征伐玁狁、蠻荊來威、而此銘亦云、薄伐玁狁、用政蠻方也

史實を以て器銘のいうところを求め、同じく宣王の北伐をいうとする。

これに對して銘文のいうところを、夷王期の事實とするものに大系があり、同じく紀年に據りながらその結論を異にしている。その說にいう。

後漢書西羌傳、夷王衰弱、荒服不朝、乃命虢公率六師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹、注云、見竹書紀年、虢公卽此虢季子白、太原卽禹貢所出之太原。在今山西中部、兪泉卽不嬰殷之西兪、爾雅釋地、北陵西隃雁門是也

その證とするところは西羌傳の記述のみであるが、器の日辰は、郭氏が夷王期とする十六年伯克壺、十六年克鐘と合わず、曆譜上成立しがたい。克器を別として、師旋の兩器によつて構成される孝王の譜にも合しないのである。またその作戰の地域が西羌傳にいうところと異なることについては、不嬰殷の條に述べる。

高鴻縉氏の平王說はこの郭說の批判から出發するものであるが、宣王期說についても、推步や文獻による論證法を否定している。郭說の批判は四點に要約しうる。1夷王のとき玁狁を伐つたとされる虢公は虢季子白でない。2不嬰殷にいう白氏も本器の子白ではなく別人である。3字勢は極めて石鼓文に近く、石鼓の時期に近い器である。4器銘の洛は敔殷三の洛と同形で不嬰殷の畧と異なる。洛は伊洛の洛、玁狁が成周に入寇したときのもので、夷・宣のときの玁狁と異なる。それで器の時期は別の視點から考えなくてはならぬとして、次のように主張している。

1盤は郿縣の出土で、その地は西虢・小虢の國したところである。2字勢は秦篆に近く、東周小虢の器であろう。3小虢は秦武の十二年前六八六年に滅んでいる。從つて器は平・桓何れかの時期のものである。4董氏の暦譜によると、平王十二年の譜が盤銘の日辰と合う。かくて器は東周小虢の武威を示すものであるとして、以下のように論ずるのである。

當東周之初、而爲小虢之君、是卽小虢之始祖矣、虢季於西周喪亡之際、不畏犬戎之逼、不隨諸侯東遷、獨留渭南故土、收撫西虢舊衆、連秦拒戎、以展東周、蓋亦英俊勇略之主也、及洛陽耀功、親徧王城、銘稱不顯子白、又曰桓〻子白、又曰孔顯有光、則當日赫〻之盛、可以想見虢季之後、稱虢季氏、周彝有虢季氏子組簋、銘曰、虢季氏子組作簋、又有虢季氏子組壺、銘曰、虢季氏子組作寶壺、兩器組字均作緩、與虢季子白盤之維字作緩者同調、亦爲一國文字之證

平王説は早く傅斯年がその説を唱えていたことが董氏平廬の文にみえ、董氏は宣・平兩譜に入りうるとしながらも平王説を采つている。高氏の説はおそらくその董説を承けたものであろうが、董氏は年暦譜においては宣王説を采り、その宣王の譜に虢盤を加えている。東遷ののち、ひとり西陲に餘喘を保つていた小虢が、本器にいうような赫〻たる武勳を立て、この大器を作つたとは到底考えられない。

高氏はまた器の字迹を論じていう。

盤銘之字勢、不但上與西周懸異、而反下類石鼓小篆、秦之先世、僻處西戎、幽王之亡、秦襄公以兵送平王東遷、平王封襄公爲侯、賜之以岐西之地、於是秦始國、而與陳倉之虢接壤、秦虢文化、互爲影響、於是本銘字勢、得近石鼓、而胎孕小篆、此實事理之極合者、然而上距夷王之時遠矣

盤銘の字勢が石鼓に近いのは、秦虢の文化が互いに影響し合つた結果であり、ここに秦虢文化とよぶべき一文化を考えようとしている。しかし郭氏はこれと全く逆の考えで、

本銘字跡、在宗周彝器中、較爲規整則有之、若擧與石鼓文相較、則其結構之間、大有年代之縣隔

と論じ、四・専・𢦏・獻・猷・獸・朝の諸字について字形の相違することを述べ、

此間時代之縣隔、置以百年左右、斷無誇誕之處

という。郭氏は石鼓を秦襄公八年、すなわち平王元年とする考えであるから、夷王との間にほぼ百年の距離がある。しかし郭氏の夷王説も西羌傳の記述に依據するのみで、器の日辰が夷王の譜に合しないことはすでに述べた。器制文様、字迹などの點からみても、器を宣王に屬する上に何らの支障をも認めえないが、なお不𡢁𣪘との關係から考うべき問題も殘されており、そのことについては不𡢁𣪘の條に述べる。

銘は長さ八二・七糎の内底に施されており、分載して錄するもの多く、奇觚・愙齋等は六字本、周存にはじめて全形のものを錄する。この八字本は三代・一七・一九に錄するものである。

一九三、不嬰段

器名　不嬰敦蓋擦古　丕箕敦從古

時代　夷王大系　厲王通考　共和從古　宣王𪊲朔・陳夢家

收藏　「安徽桐城吳康甫廷康藏」擦古　「吳興陸氏𠓗鼎樓舊藏」夢郼

著錄

器影　大系・九七　通考・三四一　夢郼・上・三四　二玄・三七九

銘文　從古・一〇・三六　擦古・三之三・二〇　奇觚・四・三〇　周存・三・一　大系・八九　小校・八・一〇一　三代・九・四八・二　書道・七四　河出・二四七　二玄・三七八

考釋　餘論・三・三八　大系・一〇六　文錄・三・一〇　文選・上三・一五　𪊲朔・五・三一　通考・三五四　積微居・五六・二二一　年代考・三六

王國維　不嬰段銘考釋雪堂叢刊民四　觀堂古金文集釋所收

西田楞堂　不嬰段釋義書苑一・七　昭一二

器制　蓋のみを存する。通考にいう。「高三寸三分、蓋飾瓦紋、口飾竊曲紋一道」。文様は史頌段のそれと同じ。周末から春秋初期まで行なわれていた器制である。

不嬰段

銘文　蓋文　一三行一五二字

唯九月初吉戊申、白氏曰、不嬰・駭方、厥允廣伐西俞、王令我羞追于西、余來歸獻禽

玁狁の役に、伯氏がまず來歸獻禽するをいう。器の日辰につき、王國維は長術によるに共和元、宣王三・宣十三・卅九、幽王三の各年にその日辰を求めうることを論じて周室東遷以前の器と斷じ、從古は共和二・六・七の三例を可能とし、紀年によつて共和二年說をとる。年紀を記していないが、虢盤の翌年の譜に入りうるものである。

白氏は伯氏。從古に「王朝卿士」というのみで虢盤との關係にふれず、王氏の考釋にも

白古文以爲伯字、伯氏蓋周天子大臣、食邑畿內、而爵爲伯者、伯爵之稱伯氏、猶侯爵之稱侯氏矣、齊國佐甗及子仲姜鎛、皆稱其君爲侯氏、則不嬰作敦、稱其君爲伯氏、亦周時臣子稱君之通例也

といい、不嬰がその君を稱した語とする。郭氏は器を虢盤とともに夷王に屬し、白氏とは虢季子白の子白であるという。虢盤に子白の名が三見し、「王曰、白父」の語があり、白父とは尼父と同例

であると考えたのであろう。積微居も郭氏と同説であるが、琱生毀一に召伯を伯氏と稱しているように、この白氏は伯氏にして、爵號を以て稱したものとすべく、子白を伯氏とよんだのではない。
兩器の關係はそういう名號の上よりも、銘文にしるす事實の上に求むべきである。
不嬰は作器者の名。嬰は其の繁文で、刺鼎に「𩰫孫〻子〻」のように其に𩰫を用いることがある。
また畏忌の忌にもその形を用いることがあり、王氏は不嬰を春秋期の無忌と同じ名號であるとしている。

> 不嬰伯氏之臣、嬰……古文以爲忌字、王孫遺者鐘云、畏嬰趩趩、與邾公華・邾公牼二鐘之翼龔威忌、齊子仲姜鎛之彌心畏認、語意正同、知嬰卽忌字、以不嬰爲名、亦猶夏父弗忌・仲孫何忌・費無忌・魏公子無忌矣

其に従うものに𡨦があり、𡨦もおそらく同音であろう。無嬰・無𡨦・無𢍰もまた同様の名號であるかも知れない。
駿方を、次の玁狁とともに國族の名とみる説と人名とする説とあり、人名説にもまた不嬰と一人とする説と別人とする説とがある。外族の名とするものでは、王氏の考釋が最も詳しい。

> 駿古御字、說文解字、馭古文御、此作駿者、从又持攴、毆馬亦御之意也、此作駿、下文又作御者、古文本有此二字、故或云駿、或云御也、駿方者、蓋古中國人呼西北外族之名、方者國也、其人善御、故稱御方、殷時已有此稱、殷虛卜辭云、貞、遘于御方、殷虛書契卷七第二一葉、周人或以爲名、匽侯鼎云、匽侯駿方、內饗于王、博古圖二載穆公鼎云、亦惟匽侯駿方、率南夷東夷、廣（伐）南

國東國、則駿方者噩侯之名、以駿方爲名、如鄭靈公之名夷、宋景公之名蠻矣

王氏のあげている卜辭のほかにもなお數片の御方をいう例があり、陳夢家氏は本器の駭方に當るものとしている。

□寅卜、賓貞、令多馬羌御方續・五・二五・九

壬午卜、𠂤貞、王執多眉御方于□」壬午卜、𠂤貞、乎御方于商綴・一四七

□巳卜、王貞、于中商乎御方同・一四八

逸周書世俘解に「太公望命禦方來、丁卯、望至、告以馘俘」とあり、御方は卜辭にみえる御方であるという。そして陳氏はこの銘文を「駭方の玁狁」とよみ、駭方は玁狁の一支族であるとする。その證として

不嬰𣪘（駭方・厰狁・戎）　　虢季子白盤（緐方・厰𤞤）　　小雅出車（朔方・玁狁・西戎）

という關係があることを指摘している。綜述・二八三頁。

この關係はまた楊樹達氏も注意しているところで、楊氏は舊說に駭方と釋しているのはみな誤であり、字はまさに朔方とよむべきであるとする。

疑馭者朔之假字、馭方卽朔方也、朔方爲周室鄰接玁狁之地、詩小雅出車云、天子命我、城彼朔方、赫赫南仲、玁狁于襄、是其證也、文云朔方玁狁、謂朔方附近之玁狁也、朔字今讀所角切、爲心母字、然其字本从屰聲、屰讀魚戟切、爲疑母字、與御字爲雙聲、古韻御在模部、屰在鐸部、模鐸二部爲平入、御與朔音至近、故可相通假也

陳說は數片の卜辭と逸周書にみえる御方の名をその論據とするものであるが、逸周書の孔注に「太公受命、追禦紂黨方來」とあつて御方を國族の名とみていないし、また卜辭の御方も、御が乎御のように連用されている例が甚だ多いことから、これを御方という方族の名とすることに疑問がある。たとえば御方は卜辭において文首に位置して主語となることがなく、またその行動を記したものがない。乎御は乎伐・乎取・乎從・乎來・乎出のように二字連用の動詞とみて通ずる語である。かつ卜辭には單に方とよばれている强族があつて、その辭例は五期を通じて習見する。これらのことから、卜辭の御方をそのまま國族の名とすることには疑問があり、御はその侵寇を禦ぐ祭祀の名であると思われる。また楊說は專ら音を以て論じたものであるが、玁狁をよぶのに特に朔方を冠していう必要もないようである。南國𠬝子のような語例はあるが、朔方玁狁という證はえがたい。

駭方を人名とするものでは、郭氏は不嬰駭方を連ねてよみ、「不嬰駭方、卽噩侯駭方、一字一名」として噩侯の名字とする。噩侯鼎に「噩侯駭方、內醴于王」とあつて駭方は噩侯の名であるが、その鼎銘中、自ら稱するにはみな駭方といい、五たびその名を出している。しかしこの銘では、下文にすべて不嬰と稱している。王說のように不嬰が後の弗忌・無忌に當るものならば不嬰をその名とすべく、伯氏は不嬰の正長たる人であるが、郭說ではその臣屬をよぶのに名字を合せよんでいることになる。金文では「王曰、某」のとき、その私名あるいは氏族の名をいうのが普通である。郭氏の一字一名說もまた、據るべきものとしがたい。

駭方を國族の名とすることに疑問があり、また郭說のように一字一名とも解しがたいとすれば、動

詞にはよみがたいところであるから、不嬰以外の人名とする外ない。すなわち伯氏は、不嬰と駿方と、二人に對して告げているのである。この場合その一方が器を作るときにも、必らず誥命は二人に對する語を錄するのが例である。たとえば令彝は矢令の作器であるが、「廼令曰、今我唯令女二人、亢眔矢」といい、また令鼎は令の作器であるが、「王曰、令眔奮、乃克至、余其舍女臣卅家」とあつて、令に臣卅家を賜與している。鬲從鼎にも、內史無斁と大史旟とに對して册命する辭をそのまま記している。この器銘もそれらと同様の例とすべく、伯氏は不嬰と駿方と、二人の名をあげて以下の語を告げているのである。駿方は噩侯鼎にみえる駿方とは、おそらく別人であろう。噩侯はその關係器からも知られるように南國の異種族で、はじめ納饗して周室に恭順の意を表したが、禹鼎では諸夷を率いて叛亂し、武公の討伐を受けている。かつその時期も夷厲期にあるべく、本器と時期も異なる。拾遺に駿方を僕圉奴虜の稱にして、蔑稱として冠して用いたとするのは、尤も通じがたい說である。

玁狁は金文では種〻の字形にかかれ、この器文中にも二様の表記がある。廣伐は宕伐と同じ。王釋にいう。「廣亦伐也、穆公鼎云、率南夷東夷、廣南國東國、知廣卽伐矣」という。穆公鼎は新出の禹鼎と同文の器であるが、禹鼎では廣伐に作る。

西俞は地名。餘論に地を雁門に在りとしていう。

爾雅釋地云、北陵西隃鴈門、郭注云、卽鴈門山也、史記趙世家作先俞、此以俞爲隃、與史記正同、舊釋俞爲郡、未塙、翁同書謂、西俞卽竹書紀年之俞泉、未塙

王釋には、その地があまりに僻遠であるから、穆天子傳によって地を豐鎬の西方に求めていう。

穆天子傳、天子西征、乃絕隃之關隥、郭注、隃雁門山也、以穆傳所紀地望準之、郭說頗合、然雁門既名隃、不得復名西隃、疑爾雅雁門是也四字、乃漢人旁注之字、誤入正文者、然說文所引固已然矣、余意、說文𨸏部隃阮諸字、皆古代山𨸏之通名、隃者踰也、凡山地之須踰越而過者、皆可謂之曰隃、亦謂之阮、呂氏春秋古樂篇、伶倫自大夏之西、乃至阮隃之陰、阮隃、漢書律厤志作昆侖、……是昆侖亦名阮隃、又在大夏之西、則阮隃非雁門也

史記趙世家、秦反巠分先俞於趙、集解引爾雅西隃釋之、正義亦云、西先聲相近、然此時秦趙之界、不得東至雁門、則先俞非雁門也、秦九原郡之地、古稱楡中、楡亦隃字之假借、其地在秦爲九原郡、在漢爲五原郡、而廣韻作五阮郡、則原又阮字之假借、說文阮字下云、代郡五阮關也、則代郡又有五阮、……古時凡山地之當通路者、皆名之曰隃曰阮、實公名而非專名、故西北地名之以俞若楡名者、不可勝計、泉曰俞泉、次曰楡次、溪曰楡谿、山曰俞山、谷曰楡谷、實皆以山地得名、古文隃字、只借俞字爲之、說文隃踰三字、皆後起之字

此西俞者、在豐鎬之西、故云、王命我羞追于西、與爾雅之西隃、趙世家之先俞、皆不相涉、以地望與字義求之、遠則隴坻、近則水經扶風杜陽縣之俞山、皆足當之、蓋玁狁本國在隴坻之西、又環宗周畿內而北、此又玁狁考所既詳矣

郭氏が西俞を北陵雁門、代郡の地に充てたのはあまりにもその地が遠く、かつこれを北に攘わずして西に逐うて洛に至り、高陵に南下してこれを擊攘したことになるが、當時の機動力に乏しい軍事

力を以て、このような懸軍萬里の大作戦を遂行しえたとは到底考えられない。しかしまた王氏のように、これを豐鎬の西、渭南の地とするのも、當時の玁狁の侵入徑路や行動範圍からみてあまりに京畿に近く、器銘にいうところと一致しない憾みがある。

西俞の西とは、おそらく詩の西水の西と同じく方面を指すものであろう。大雅緜に「率西水滸　至于岐下」というものは、豳の地より南して岐山に遷ることをいい、西水とはおそらく涇水であろう。陝北の地には涇洛二水が北からこれを貫流していて、おのずから地勢を二分している。當時玁狁の侵寇の徑路は、詩篇にみえるところではみな北方からこの二水の流れに沿うて南下し、渭北をうかがうという態勢をとつている。隃が王說のように山陵の踰越すべき地勢を以て名をえたものとすれば、涇水の上游を窮めて平凉・固原に通ずる道か、もしくは洛水の上游、延安方面などが考えられるが、下文にこれを西に羞追すとあることからいえば、洛・沮のあたりがその戰場であつたのではないかと思われる。

羞追の羞を從古に「古文養、謂所養之兵」といい、「王命我養」と句讀し、奇觚には「羞進也、周書皇門羞于王所、是也」というが、追擊の行動をいう。本器に「御追于䍃」・「戎大同從追女」、また敔毁三に「追迦于上洛」とあり、羞追・御追・從追・追迦はみな二字連用の動詞である。西俞に侵寇した北方玁狁の族を、おそらく洛西の山地に追いつめ、これを擊破したのであろう。こうして主將である伯氏が、まず告捷のために歸還したのである。「余來歸獻禽」とは、その執訊獲醜を以て王都に凱旋し、王心を安んずるをいう。伯氏とはおそらく虢季子白盤の子白で、その爵號を以て伯氏という。子白の告捷の禮は、この器の前年、十二年正月に行なわれている。北方族の侵寇は、概ね冬季の苦寒のときをえらんでなされており、戰鬪はまたその前年の冬に行なわれたのである。詩の東山三年の役などは、こういう玁狁の侵寇に備える防人の歎きを歌つたものであろう。

余命女、御追于䍃、女以我轂、宕伐厥允于高陶、女多折首執噝、戎大同從追女、女彶、戎大辜戟、女休、弗以我轂圅于艱、女多禽、折首執噝

不嬰の武功をいう。伯氏來歸ののち戎の大逆襲を受けたがこれを擊破し、よく困難な作戰に堪えて殊功を致したことを賞している。

御追とは防禦的な目的をもつ攻擊であろう。主將はすでに歸還の途についているので、いわば殿軍としての作戰である。䍃を孫釋に、從來洛と釋するのを誤とし、

䍃爲地名、舊釋爲洛、葢隱據虢盤爲釋、但雍州之洛、與西俞相距絕遠、雖於聲類可通、而字書無此字、不知从何形

といい、字は洛と別字とする。王國維は洛の異文とする舊說により、虢盤の洛と同じとし、

䍃、翁氏祖庚、釋爲洛字、證以虢季子白盤之博伐厥狁于洛之陽、及漢書匈奴傳、武王放逐戎夷涇洛之北、史記匈奴傳、晉文公攘戎翟、居於河內圁洛之間、則洛水以北、亦爲玁狁地、翁釋殆是也、虢季盤作洛、此作䍃者、古文假借、無定字也、時玁狁從東西二道入寇、故伯氏既破西方之寇、來歸宗周、復命不嬰、御而追于洛、是禦東北之寇也

下文に「戎大同從追女」とあることから、玁狁が二道に分れて侵寇してきたことが知られるが、の

ち兩者は一處に合流して反擊している。もし王釋のように、西方隴坻の玁狁を西に擊破したのであれば、その殘敵が東方河内の勢力と合體することは不可能である。もしまた東は河内、西は豐鎬西方に敵を受けるという挾擊の態勢をとられたならば、宗周の地を保つことは殆んど不可能であろう。二道に分れて侵寇した玁狁の軍が容易に合流しうるという條件は、涇洛の二水に沿うて分れて南下するか、洛の東西より南下するか、この二途の外には考えがたい。虢盤に「洛之陽」に戰つたというによれば、今次の侵寇は洛の上流より南下してきたものとすべく、その主力は伯氏に擊破されたが山間の諸處に分散逃匿し、やがてまたその勢力を糾合するに及んで、不娶はその宕伐の命を受けたのである。從つて洛は涇洛の洛でなくては、銘文のいう事情と一致しない。

不娶に玁狁の殘敵宕伐を命ずるに當つて、伯氏はその元戎を用いることを許した。追從する敵と戰うために、元帥がなお軍中にあるよう假裝するためであつたかも知れないが、下文にその車を保ちえたことを賞しているから、あるいは不娶に殊寵を與える意味であつたかも知れない。あるいは指揮官としての權限を一時代行させる意味もあつたであろう。不娶はその元戎を用いて、追從する敵に攻擊を加え、洛より進んで高陶に至つた。宕伐は廣伐と同じ。王釋にいう。「穀梁傳云、長狄兄弟三人、佚宕中國、卽宕伐之意矣」。跳梁を恣にする意である。廣伐とは東西に奔驅するをいう。

高陶を従古に高岐と釋し、高を鎬の省とするが、このとき玁狁が鎬・岐の間にまで侵寇しえたとは思われない。かつその地は、すでに洛の水域でない。孫氏は舊釋の高陵を非とし、字は廷に近くして陘の異文であり、元和郡縣志に引く述征記に太行八陘の名があるのをあげ、「但不能定其塙爲何陘、要與西俞相近、必在燕代之間、殆無疑義也」としているが、これは郭說と同じく西俞を代郡雁門とみての解である。王氏は舊釋の陵を是とし、卜文にその證を求め、かつその地を論じていう。

古者陵夌本一字、大阜之須陵越者、謂之陵、猶高地之須踰越者、謂之隃矣、高陵地名、在秦爲昭王母弟公子悝封邑、在漢爲左馮翊屬縣、其地西接涇陽、當宗周往洛水之通道、時伯氏欲追玁狁于洛、而寇已深入、故遇之於高陵、而宕伐之也

涇陽高陵の地は宗周渭水の對岸であり、玁狁をこの地に向つて急追することは考えられぬことである。陶の字形は𨻰叔の𨻰の從うところと同じく、陶と釋すべき字であり、容庚氏の金文編に陶の部に收めている。高陶はおそらく涇洛の間の地勢の高峻なるところで、その方面にこれを追擊したものであろう。以下の文は、戎の行動に對する不娶の勇戰を述べ、それぞれ戎と女とを主語とする句を交互に連ねている。

戎は夷狄の總名で、班段には東國の夷種を戎と稱している。また兵事を戎という。「戎大同從追女」とは、一たび擊破されて分散した玁狁が再び集結して、周軍に追從しようとしたことをいう。從は永に從う字形であるため、舊釋に永と釋し、王・容の二家も永と解しているが、孫釋に「依文義、當爲從之變體」というのがよい。

彶は及の繁文とされ、文も大系に「女及戎」とよんで及を與の義に解しているようである。「嘉賓父兄及我倗友」・「酒彶羊」など、みな並列の用法であるが、彶には別に

毛公鼎　　敃天疾畏、司余小子弗彶、邦𡨦害吉」　　王曰、父厝、巳、曰、彶兹卿事寮大史寮、

于父卽尹

師詢段　王曰、師詢、哀哉、今日、天疾畏降喪、秉德不克肅、古亡承于先王、鄉女彶、屯卹周邦、妥立余小子、載乃事、隹王身厚韻

のような例がある。何れも動詞の用法である。說文に「彶、急行也」とあり、急と同義とする。郭氏は師詢段の文を「意猶汲〻也」と釋したが、廣雅釋訓にも「彶彶、劇也」とあり、危急の意がある。說文に「急、褊也」、また惬の字があつて急惬と謹重の義があるという。急惬は雙聲にして同義の字である。段注にいう。

惬字不見於經、有叚亟爲之者、如詩經始勿亟、箋云、亟急也、是也、有叚戒爲之者、如鹽鐵論引六月、我是用戒、謝靈運撰征賦、作用棘、是也、有叚悈爲之者、如釋言悈急也、是也、有叚棘爲之者、如素冠傳、六月・出車・文王有聲箋皆曰、棘急也、是也、有叚革爲之者、如禮器非革其猶、檀弓夫子病革矣、注皆曰急也、是也、傳箋注以叚借法釋經

また說文の「一曰謹重皃」の義について、「此義之相反而相成者也、急則易遲」としているが、これは相反義でなく、急勅にして引伸の義である。毛鼎の「余小子弗彶」、また師詢段の「鄉女彶」は何れも急勅・警戒の義で、危急のときの緊張した心的態度をいう。本器の「女彶」とは「女急」にして危急の事態に臨む意。六月に「玁狁孔熾　我是用急」の意である。戎がその分散した軍を集合し、大同して追擊に轉じてきたため、不嬰の軍は一時危急に直面した。戎はこの機會に敗勢を挽回すべく大擧襲擊してきたが、「女休」とはよくこれを邀擊して成功を收めたことをいう。

𦎫伐・戭伐の語は宗周鐘にもみえる。本器では𦎫戟に作る。王釋にいう。

𦎫者敦之異文、詩魯頌、敦商之旅、箋云、敦治也、武王克殷、而治殷之臣民、其實敦商之旅、猶商頌云裒荊之旅、鄭君訓裒爲俘、是也、宗周鐘云、王𦎫伐其至、寡子卣云、以𦎫不淑、皆𦎫之訓也、戟與虢季子白盤搏伐之搏、宗周鐘戭伐之戭同義、詩常武、鋪敦淮濆、鋪敦卽𦎫戟之倒文矣

文は「戎大𦎫戟、女休」と句讀する。休は史頌段「休又成事」・師寰段「休既又工、折首執嚥」・兮甲盤「折首執嚥、休亡敃」などの休と同じ。「弗以我車函于𧁍」とは、おそらく伯氏より與えられた戎車を以て戰い、その車乘を失なわずに歸還したことを賞する語であろう。函は陷の假借字。王釋にこれを說くこと甚だ詳しく、かつその釋義は圅皇父の器とも關連するところがあるので、その要點を錄しておく。

古者盛矢之器有二種、皆倒載之、射時所用者爲箙、矢括與笴之半、皆露于外、以便於抽矢、藏矢所用者爲函、則全矢皆藏其中、函本藏矢之器、引伸而爲他容器之名、周禮伊耆氏、共其杖、咸、鄭注、咸讀爲函、故函者含也、咸也、緘也、矢在函中、有臽義、又與臽同音、故古文假爲臽字、毛公鼎、勿以乃辟圅于𧁍、吳氏式芬釋臽、此敦字亦然、逸周書祭公解、我惟不以我辟險于難、則又借險爲臽、函臽險三字、皆同聲也、周娟敦周娟匜之圅皇父、其女嫁於周、故稱爲周娟、然則皇父卽詩之皇父卿士、周娟卽詩之豔妻、豔妻漢書谷永傳引作閻妻、詩疏引中侯摘洛戒作剡、豔閻函剡四字、亦同聲也、然則圅字之爲陷字之假借無疑、諸家釋是也

周娟を圅皇父の女が周室に入嫁したものとし、詩の豔妻に當るとする說であるが、皇父諸器では字

を珊娟に作る。また王の婦を豔妻と稱することも適當でなく、圅氏の入婦とは定めがたいことである。ただ圅の聲義を説くことは甚だ詳審にして、參考とすべきである。

以上、余命以下、不嬰が急難の中にあつてよく武功を收めたことをいう。「以我輚」の句を伯氏その人の乘車とすれば、不嬰はこれに陪乘したこととなり、駭方も右御の一人とも解しうるが、虢盤においてはその前年にすでに子白の來歸を記しているので、ここにはその戎車を與えられて戰つたものとしておく。伯氏の來歸獻禽のことと、不嬰の多禽折首執訊とは、別のこととみるのである。

白氏曰、不嬰、女小子、女肇誨于戎工、易女弓一・矢束・臣五家・田十田、用從乃事

不嬰の武功を嘉賞し、賜與することをいう。余小子という語例は多いが、女小子はその轉用の語であろう。師猷殷に「女有隹小子、余令女死我家」とあり、この器文も「女雖小子」の意であろう。肇誨について王釋にいう。

誨敏之假借字、詩江漢曰、肇敏戎公、傳云、肇謀、敏疾、戎大、公事也、案戎工謂甲兵之事、虢季子白盤亦云、不顯子白、畀武于戎工、古武敏音相近、則又借武爲敏

肇には肇始と肇繼の義がある。叔夷鎛に「女肇敏于戎攻」の語があり、また逸周書謚法解に「肇敏行成曰直」とみえる。肇敏と畀武とは意義は近いが、語は異なる。敏は勉、大盂鼎に「敏諫罰訟」・「敏朝夕入諫」などあり、金文にその義の用例が多い。

賜與は弓矢と臣田である。束矢は魯頌泮水「束矢其搜」の傳に「五十矢爲束」とあり、また周禮大司寇「入束矢於朝」の注には「古者一弓百矢」とあつて説異なる。王釋にいう。

案書文侯之命云、彤弓一彤矢百・盧弓一盧矢百、是弓一而矢百也、噩侯馭方鼎云、王親錫馭方玉五瑴馬四匹矢五□、此字已泐、殆十字、是以五十矢爲錫、古者束矢、葢有五十矢・百矢之異矣

小盂鼎には「弓一矢百」、宜侯矢殷に「彤弜一弜矢百、旅弓十旅矢千」、左傳僖廿八年にも「彤弓一彤矢百・玈弓矢千」とあつて、大體百矢が原則であつたらしい。舀鼎には「矢五秉」とあり、噩侯鼎の文も五束であろう。

臣を賜うときは、多く家を以ていう。令殷・令鼎・虤殷に臣十家・臣卅家・夷臣十家を賜與している。王氏は後世の奴婢の屬とし、楊氏は玁狁の俘囚を以て賜うたものと解しているが、これらのものを家の單位を以てよぶことはない。家とは家室のあるものをいう。

田を王氏は字のままに釋せず、甸にして出車十乘の地であると解する。その説にいう。

古者賜田、以田計、田卽經之甸字、周禮小司徒、四井爲邑、四邑爲邱、四邱爲甸、注、甸之言乘也、詩信南山、信彼南山、維禹甸之、箋、六十四井爲甸、出兵車一乘、以爲賦、司馬法云、四邱爲甸、甸六十四井、出長轂一乘、古甸乘同聲、故周禮稍人・禮記郊特牲、均言邱乘、卽邱甸也、然則十田之田、出車十乘、爲邑四十、所以賞不嬰之功者厚矣

大小二盂鼎に殷邊侯甸を侯田に作り、田・甸は金文において通用の文字であるが、克鐘に「易克甸輘馬乘」、揚殷に「作嗣工、官嗣量田甸」とあつて、二字の用義に區別がある。揚殷の文は、あるいは田と甸車馬乘の關係を示すものとも考えられるが、金文にみえる賜田には特に甸に言及しているものがない。周禮・司馬法のいうところは後世の制で、必らずしも西周の古制を傳えるものとは

しがたいところがある。

「用從乃事」とは麥盉に「用從井侯征事」・豆閉段「用侪乃祖考事」というのと語法同じく、普通には簡略に「用事」という。積微居に、この器銘中の從字をすべて永にして、用・以の義であるとする。

　戎大同迻追女、迻卽永字、㝨鼎云、子〻孫〻、其迻寶、麥尊云、迻命、皆以迻爲永、是其證也、惟永字、在此文殊無義理、余以聲義求之、永蓋假爲用、用以也、戎大同永追女、謂戎大合以追女也、下文又云、用迻乃事、此迻字亦當讀爲用、知者、頌鼎云、錫女玄衣、……用事、師虎段云、錫女赤舃、用事、……他器於錫物之下言用事者至夥、此銘之用迻乃事、卽他器之用事也、不云用乃事、而云用迻乃事者、避複變文也、稽之經傳、書多方曰、尙永力畋爾田、尙永力、尙用力也、尋永字古音在唐部、用字在鐘部、古文唐部字、往往與鐘部字通用、書多方曰、告爾四國多方、多方卽多邦、金文恒云、王在葊京、葊經傳作豐、周書周月解云、草木萠蕩、萠蕩卽萠動也、永假爲用、正其比矣、迻字吳式芬・劉心源及近日王靜安、皆釋爲永、而不言其義、于思泊亦釋永、而訓用永乃事之永爲長、則爲誤說、徐同柏・吳闓生並釋爲從、則皆以不得永字之讀而誤釋也

楊氏は從とする釋字を誤であるとしているが、銘文中、永屯靈冬、永寶用享の永は止に從わず、從追・從事の從はすべて止に從う。兩字の字畫に截然たる區別があり、字を永と釋することこそむしろ疑問とすべきである。文は麥尊と同じ語法であり、金文に永を用・以と訓しうる例はない。以上の賞賜は、おそらく駭方に對しても與えられているのであろうが、事功を與にした場合でも、作器者が自己に對する部分のみを彝銘に加えることは、令彝・令鼎の例によつてこれを知ることができる。

不嬰拜頷手休、用乍朕皇且公白孟姬隮段、用匄多福、眉壽無疆、永屯靈冬、子〻孫〻、其永寶用享

拜頷手は拜稽首。首に手を借用することは、卯段「卯、拜手頁手」など數例がある。休には概ね對揚という。ここでは陪臣たる不嬰が、伯氏の休に稽首して器を作ることをいう。「拜稽首休」は他に殆んど例をみない語法である。休は休賜の意である。

　皇祖公白孟姬について、王釋にいう。

　公白、公其爵、白其字也、作祖器而不及考者、其父尙在也、孟姬公白之妻、不言皇妣者略也、余疑、不嬰爲白氏之子、白氏又公白子、故白氏稱不嬰曰女小子、又不嬰之祖妣稱孟姬、則白氏不嬰、皆周室異姓之臣也、禮、大夫不得祖諸侯、而不嬰作公白祭器者、禮家之說、出於晚周、未必宗周舊制、其父稱伯、而祖稱公者、尊死者也、此亦春秋於諸侯之卒、書侯伯子男、於葬書公之例矣

王說は、文中の伯氏を虢盤の虢季子白と別人とする立場から、子伯とは別に、伯氏と不嬰を父子とする立論を試みたものである。諸虢は姬姓の出であるから、もし伯氏が不嬰の父にして虢季子白であるならば、その家に孟姬の入嫁はありえないからである。しかしこれは、伯氏を不嬰と父子の關係にありとする前提に立つての立論であつて、兩者を父子とする論據は「女小子」の一語に繫つている。しかし「女小子」は必らずしも父子の關係を示すものではなく、たとえば師獸段には

　伯龢父若曰、師獸、乃祖考又爵于我家、女有隹小子、余令女死我家

とあって、女小子は對稱に過ぎず、師猷は穌父の臣從の家である。この器銘では「女小子、女肇誨于戎工」とあり、肇めて父祖に嗣いで戎事に從つている。父の存沒は知られぬとしても、伯氏がその父ならば、表現の上にそのことが示されなくてはならぬ。もしまた父子異産の制がなくては、その子に弓矢や田土・臣從を與えることも、事情に即しないものとなろう。伯氏と不嬰とを父子の關係にありとする論は、このように種〻の矛盾を生ずるのである。

匂は匂休。永屯靈冬は永純靈終。永は永壽・永世のように用い、永純の例は多くない。この末文の部分は、休・𣪘・福は幽之の合韻、彊・冬・享は陽冬の合韻である。

訓　讀

唯九月初吉戊申、伯氏曰く、不嬰・駿方よ。玁狁、西俞を廣伐す。王、我に命じて西に羞追せしめたまふ。余、來歸して擒を獻じたり。

余、女に命じて畧に御追せしむ。女、我が車を以て玁狁を高陶に宕伐す。女、折首執訊多し。戎、大いに同まりて女を從追せしに、女、彶めり。戎、大いに臺戟せしに、女休あり。我が車を以て艱に陷らしめず。女、多く擒にし、折首執訊ありき。

伯氏曰く、不嬰よ。女小子なるも、女、戎工に肇敏せり。女に弓一・矢束・臣五家・田十田を賜ふ。用て乃の事に從へ、と。

不嬰、休に拜稽首し、用て朕が皇祖公伯・孟姬の障𣪘を作り、用て多福を匂む。眉壽無彊、永純靈終ならむことを。子〻孫〻、其れ永く寶用して享せよ。

參　考

本器の銘文解釋上の重要な問題は、本器と虢盤、噩侯諸器との關係をどのように理解するかにある。

具體的には、玁狁に對する征役は兩器同一の征役と解してよいか、子白と白氏との關係はどうか、噩侯駿方は本器の駿方と同一人と解しうるか、の三點である。積微居にその問題點を示していう。

此𣪘文字敍述、條理分明、井然有序、文首、駿方厥允廣伐西俞二句、欲陳不嬰之功、必先說戰役之起因也、余來歸獻禽者、此白氏卽虢季子白、郭沫若已言之、虢季子白盤云、折首五百、執訊五十、是以先行、趄〻子白、獻馘于王、卽此文所謂來歸獻禽也、因白氏來歸、故命不嬰、追御于畧、余來歸獻禽一句、所以起下文也、女以我車二句、爲不嬰第一役之功、戎大同逨追女以下四句、則不嬰第二戰之功也、近日讀者、似未瞭然於此、故具言之

楊氏は玁狁の役を三次にわたるものと考え、來歸獻禽までは第一次の戰で子白を總帥とするもの、子白の來歸後、不嬰に命じて洛に御追した戰は第二次、敗走した玁狁がまた會集して追擊してくるのを退けた戰を第三次の役とし、第二・三戰は不嬰の指揮したものとする。すなわち虢盤と本器の記事は相連なるとするもので、從つて本器の伯氏を虢盤の子白とみるのである。ただ戰役の大勢は第一次の會戰で決し、二・三次はむしろ掃蕩作戰というべきものであつた。そういう掃蕩作戰はかなり長期にわたつて行なわれたらしく、本器の日辰は虢盤の翌年の譜に入り、一年半にわたる長い

征役である。詩の出車等にみられる戰爭詩、豳風東山の詩などは、おそらくこのような征役を背景として成立したものであろう。

積微居にはまたこの銘が詩の大雅江漢、齊器の叔夷鐘に類するところが多いことを指摘し、「而江漢之詩、特撮取彼文、易爲韻語之詩歌、故詩文與此銘及叔夷鐘銘文、彼此切肖如此也」といい、詩との關係に注意している。しかし詩の江漢が器銘を撮取して成るというも戰役の方面が異なり、また江漢の役がかりに今本紀年等にいうように宣王六年とすれば、本器の方が後である。

金文に玁狁の役をいうものには兮甲盤、虢盤についで本器があり、何れも宣王の譜に入る器である。厤朔に、この役を宣王五年にはじまり十三年に至る、二次の戰役とし、その關係を詩篇と合せて、次のように總括している。

古典籍法器之記玁狁事者、于詩則有小雅采薇・出車・六月・采芑四詩、于鼎彝則有兮甲盤・虢季子白盤・不嬰敦蓋三器、參互考之、知玁狁侵周、及宣王征玁狁事、凡有二次

其一次、時間在宣王五年四五月間、至冬、是役之元戎爲吉甫・南中・張仲諸人、所經踐爲方・朔方・太原・焦・穫・涇陽・鎬・𨛫𢓈各地、葢宣王元年、休父・召虎・師𩀱・南中諸人、方蕩平淮夷、東還未久、而玁狁適于是時、初從焦穫來騷擾王畿東隃之地、意欲侵鎬及方、且深至于涇陽、于是宣王遂乘戰勝淮夷之餘威、于五年三・四月間、下令討伐玁狁、故兮甲盤云、隹五年三月既死霸庚寅、王初格伐玁狁、南中一軍、征淮夷從東方歸、遂命就東鎭戍莽京、故出車詩云、王命南仲、往城于方、以爲左翼、而仍命吉父、總于元戎、以爲中軍、故六月詩云、元戎十乘、以先啓行、文武吉甫、萬邦爲憲、初出師時、皆在三・四月間、故采薇詩云、昔我往矣、楊柳依依、出車詩云、昔我往矣、黍稷方華、出車詩詠南中一軍、采薇詩詠吉甫一軍也、俄而吉甫一軍、北進而敗玁狁于𨛫𢓈、故兮甲盤云、伐玁狁于𨛫𢓈、兮甲從王、折首執訊、休亡敃、遂于六月間東北追、至于太原、故六月詩云、薄伐玁狁、至于太原、于是左翼南仲一軍、亦乘勝由方北進、而至于朔方、故出車之詩云、天子命我、城彼朔方也、玁狁既潰、于是吉甫張仲、遂由太原𨛫𢓈、班師囘鎬、故六月詩云、吉甫燕喜、既多受祉、來歸自鎬、我行永久、飲御諸友、炰鼈膾鯉、侯誰在矣、張仲孝友、則是時已在冬月矣、故采薇詩云、今我來思、雨雪霏霏、出車詩云、今我來思、雨雪載塗也、此一役也

第二次、時間當在宣王十一年間、是役之元戎爲方叔・虢季子白・不嬰諸人、其所經踐之地、爲畧・西餘・高陵・洛陽各地、葢宣王五年、尹吉甫・南仲諸人破玁狁以後、彼雖敗去而心實未服、乘機遂爾反側、是時荊蠻正蠢動于南方、故玁狁遂畔北以應之、故周人亦知玁狁既平、則荊蠻之患自弭、故采芑詩云、蠢爾荊蠻、大邦爲讎、征伐玁狁、荊蠻來威、及至玁狁既平、宣王酬庸錫功之時、猶不忘荊蠻之痡痡、故虢季子白盤云、錫用戉、用征緣方、緣方卽荊蠻也、于此可知采芑詩之與虢季子白盤、同時在宣王十一年矣、是役玁狁應嚮于西北、故侵擾所及、乃在王畿西隃一隅、與前役之侵擾王畿東隃者、迴不相同、故不嬰敦蓋云、馭方玁狁、廣伐西餘、于是宣王命方叔總師旅三千餘乘以伐之、故采芑詩云、方叔涖止、其車三千、部將有虢季子白者、與玁狁戰于洛水之陽、大有斬獲、故虢季子白盤云、𫚔伐玁狁、于洛之陽、折首五百、執訊五十、又有部將名不嬰者、率車騎追玁狁至于畧、玁狁囘師、與之大戰于高陵、再擊破之、斬獲尤多、故不嬰敦蓋云、……其後虢季子

白、班師受賞、在翌年宣王十二年正月、不嬰受賞、在更後一年、宣王十三年九月、此第二役也

吳氏のいう第一役に先だつ淮夷の諸役は、器群の斷代に誤があつてすべて削るべきである。吳氏によると第一役は東方山地、第二役は西方山地よりの侵寇とし、詩との關係を、

第一次役　宣王五年　將帥吉甫・南仲・張仲　器兮甲盤　詩出車・六月・采薇

第二次役　宣王十三年　將帥方叔・虢季子白・不嬰　器虢季子白盤・不嬰段　詩采芑

のように結合を試みている。吳氏は噩侯鼎・禹鼎を厲初におく考えであるから、駿方の問題にはふれるところがない。また噩侯駿方の叛亂をいう近出の禹鼎を、郭氏は懿王、徐仲舒氏は厲王に屬しており、また本器と關連のないものとして扱つている。なお郭氏は虢盤や本器を夷王期としているので、詩篇との關連をも認めず、ひとり師寰段において師寰を采芑の方叔に充てて論じている。また兮甲盤を宣五年に屬して詩の六月に配しているが、兮甲・虢盤・不嬰の器は、やはり相關連する器物とみるべきである。

陳夢家氏は禹鼎を共和期の器にして、その武公は衞の武公、すなわち共伯和その人に外ならずとする說である。從つて鼎銘中の噩侯駿方は本器と甚だ時期の接近したものとなるが、兩者の關係にふれていないのは、本器の駿方を噩侯と無關係とするものであろう。駿方はおそらく、不嬰とともに二人受命者の一人と解するほかないようである。

陳夢家氏は、本器を秦人の作るところであるとし、器の伯氏とは秦の莊公をいうとする新しい說を提示している。その西周年代考三六頁にいう。

不其段述王命伯氏伐玁狁于西及高陖等地、伯氏命不其以其車攻、有功、伯氏賞之、不其遂作其皇祖公白之祭器、此宣王時秦人所作、今述其證

一、地名曰西曰高陖(卽高陵)、皆秦地、二、說文曰、秦謂陵阪曰陖、是陖乃秦方言、三、作器者乃秦嬴之後、史記秦本紀曰、秦侯立十年卒、生公伯、公伯立三年卒、生秦仲、秦仲立三年、周厲王無道、諸侯或叛之、西戎反王室、滅犬丘大駱之族、周宣王卽位、乃以秦仲爲大夫、誅西戎、西戎殺秦仲、秦仲立二十三年死于戎、有子五人、其長者曰莊公、周宣王乃召莊公昆弟五人、與兵七千人、使伐西戎、破之、此器之伯氏卽莊公、伯者長兄也、作器者不其乃莊公昆弟、幷爲公伯之孫、故稱公伯爲皇祖、四、據史記秦本紀及十二諸侯年表、秦仲卒于宣王六年、是秦仲伐戎、當在此以前、後漢書西羌傳曰、及宣王立四年、使秦仲伐戎、爲戎所殺、注云、見竹書紀年、是秦仲伐戎、在宣王五年或六年、此器之作、當在宣王六七年間、兮甲盤曰、惟五年三月既死霸庚寅、王初各伐玁狁、則伐戎當在宣王五年

この陳夢家氏の提說は極めて重要なものであるから、考釋中に分說する方法をとらず、最後にまとめて紹介しておく。本考釋は、虢盤と不嬰とを、一應關連したものとして扱うという立場をとるものであるため、ここに切りはなして論ずる方が便宜であると考える。陳氏のあげる四證のうち、一・二は高陶を高陖とよんで、陖を秦の方言とするものである。しかし陳氏が陖と釋する字は、容庚氏の金文編七三三頁にも指摘しているように、齊器にみえる𨞺叔の𨞺の上部と同じく、陶と釋すべき字で陖ではない。從つて論證の一・二は論據としがたいものである。第三點は、秦の秦仲の父は公

伯であり、本器の皇祖公白とは秦侯公伯その人であるとする。作器者は公白の孫にして莊公の弟であり、伯氏は兄莊公、不嬰はその弟である。莊伯に弟五人あり、宣王は莊伯兄弟五名に七千の兵を率いて西戎を伐たせたことが秦本紀にみえ、本器のいうところはまさにそれに當るとする。これは公白・伯氏の說明に最も好都合な事實で、もしこれを採りうるならば文獻に徵ありというるところであるが、これにも疑點がないわけではない。

公白の名は、金文では他に小臣宅毁と虘彝とにみえる。小臣宅毁には「同公在豐、令宅使白懋父、白易小臣宅畫干戈九・易金車馬兩、揚公白休、用乍乙公隮彝」とみえ、この公伯は同公と伯懋父とを併稱したものか、あるいは賜與を伯懋父よりえているのか確かめがたいが、何れにしても公は爵號であること明らかである。また虘彝三代・六・五二・三には

虘拜頟首、休朕匋君公白易厥臣弟虘井五榿、易□冑干戈、虘弗敢望公白休、對揚白休、用乍且考寶隮彝

とあつて、字迹は師遽の器と似ており、あるいはその一家の器であるかも知れない。文中に二たび公白と稱し、また白ともいう。この二例によると、その主君を公伯と稱することは殆んど普通名詞的ないい方であり、必らずしも謚號と定めることのできないものである。

秦の莊公に昆弟五人があつて、ともに兵を興して戎を伐つたとする秦本紀の記述は、いかにも本器銘のいうところに適合しやすいように思われる。伯氏の名は琱生毁にもみえ、琱生がその本宗の召伯虎をよんだ名であり、また本器の不嬰・駿方をその兄弟の名と解することもできるからである。

しかしそれには、銘文中の地名を王國維が釋したように隴坻の地とする必要があるが、その場合は虢盤とは完全に別個の役と解さなければならぬ。虢盤の虢季子白は王族出自のものであるから、なお年少の宣王がこれを伯氏とよび、人からも伯氏とよばれることも考えられるから、子白と伯氏とを一人とする考え方はなお可能である。

第四點として、秦仲は宣王四年、あるいは六年に沒したとされているので、五年兮甲盤にいう玁狁討伐は秦仲生前のことなるべく、不嬰毁は六七年の役で、その死後のものであろうとする。それならば不嬰毁は虢盤以前のものとなる。ただ宣王の曆譜を以ていえば、五年兮甲盤より前、三年の九月初吉戊申㊺はその譜に入り、初吉第四日となる。また十二年虢盤の翌年、すなわち十三年にまたその日辰を求めることができる。虢盤と不嬰毁にそれぞれ先行獻馘、來歸獻禽のことがあつて、この兩者を結合して考えることが、いかにも自然なように思われるのである。もし秦仲が戎に沒して間もないときの作器ならば、不嬰は何ゆえに秦仲のためにその宿怨を弔う祭器を作らずして、在位三年にして沒した公白の器を作つているのであろうか。莊公は在位四十四年にして沒しており、その卽位のときなお青壯の年齡であつたと思われ、不嬰がその弟ならば、一層若年であるから、おそらく公白に親昵する日も短かかつたはずである。また兄莊公が弟不嬰に命ずる語であるならば、書の康誥に「王若曰、孟侯、朕其弟小子封」のように弟の一字を加えてよんだであろうとも思われる。

以上のような疑點があるにかかわらず、陳氏の說も全く成立しがたいというわけではない。銘の上文に玁狁といい、下文に戎というのは、玁狁と戎とを分別したもので、戎とは西戎をいうとも解し

うる。虢盤の獻馘と不嬰段の獻禽は別事とも考えうるし、公白の祭器を作つているのは、然るべき理由があつたともいえよう。本器は紀年のないものであるから、繫年のことも自由に扱うことができる。

もし本器が陳說のように秦器であるならば、秦器はこの器にはじまることになろう。秦地には後に至つても西周文化の遺風がゆたかで、詩の秦風は最も雅聲に近く、秦公段・鐘の銘文・字樣も、列國器中、最も西周の樣式を存している。そのことはまた、石鼓などによつても推すことができる。陳說はそれらの意味からも甚だ興味ある提說であるけれども、いまは虢盤との關連を主とする立場から、これを參考意見として付記しておくのである。

銘はおそらく有韻、峉・車・女、陸・休・休・段・福、嗌・䕭・嗌・田、子・朿・事、工・夂・享の諸字は、それぞれみな韻に入るべきものである。

昭和四十五年十二月　初版發行
平成　五　年　九　月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

一九四、琱生𣪘一

器名　召伯虎敦 攈古

琱生𣪘一

時代　共和 韓華　宣王 大系・通考・厤朔・丁山・唐蘭

收藏　「見洛陽市中、後歸山西馬氏」攈古　「盧氏」中國

著錄

器影　中國・一〇　大系・七一　通考・三一一　通論・五八　二玄・三七五

銘文　攈古・三之二・二五　中國・一〇　大系・一三三

考釋　餘論・三・二一　韓華・丙・一一　大系・一四二　文錄・三・二五　文選・上三・一六　通考・三四七　厤朔・五・一五　通論・三六　丁山　召穆公傳 集刊第二本第一分

器　制　通論にいう。「器高一九・三糎、耳高一九糎、腹足均飾饕餮紋、前後有稜、兩耳作鳥形、長珥」。圏足部極めて高く、器高の半にも達している。兩耳の鳥首には雞冠がある。珥は高い圏足部に沿うて垂れ、鈎形に外折し、類例をみない制作である。

銘　文　一一行一〇四字

隹五年正月己丑、琱生又事、
盟來合事、余獻䋣氏以壺

孫氏・丁氏は「琱生又事盟」、郭氏は「琱生又吏盟來合事余獻」、また容庚氏は琱生以下八字一讀、文錄・文選は四字ずつ分讀して句とする。琱生と盟と、兩者を對擧した語法とみるべきである。琱生の名はその兩器のほか師嫠毀にもみえ、册命の右者として宰琱生とよばれている。郭氏は「宣王時大宰也」と注するが、大宰の名は列國の器にはじめてみえるものである。西周では單に宰という。詩の楚茨に「諸宰君婦」の語があり、當時の宰は內宰の職に近い。この器銘に䋣氏の名がみえるのも、宰職と關係があろう。

又事は叔夷鎛に「女康能乃又事眔乃敵寮」とあつて有司の義に近いが、本來は祭儀に與かる意味で、左傳では祭祀のことを有事・大事という。古くは祭事は概ね政務でもあつた。孫氏は琱生を召伯家の支庶の身分にあるものとし、琱生が召氏の祭事に參會したことをいうとして、「琱生又事召、來合事」と句讀し、「會事、謂歲時以政事來會也」と釋している。しかしそれならば、文は「召有事、琱生來合事」というべきである。

余獻以下を、餘論に「余獻、䋣氏以壺告」と句讀し、大系には余獻の二字を上屬してよんでいる。余とは琱生自らいう。上句に「盟來合事」と來の一字を加えているのは、盟を客とするものである。韡華に「此器與前器(琱生毀二)、蓋皆琱生所作、而紀伯虎之言也」とし、「琱生有事」を「琱生自述之辭」としているのがよい。孫氏は「召伯自言、琱生于己有獻」というが、下文に「盟伯虎曰」と特に盟伯虎の名を標していることからみても、余は琱生でなくてはならない。獻を郭氏は「歲終致貢于王曰獻」と禮記曲禮鄭注の文意に據り、召伯が前年歲終にその歲要を獻じた意とする。「盟伯來合事余獻」を句とする解であるが、それならば余字不要、領格の朕・厥などを用いるべきところ

である。またもし歳終を王に獻ずるならば、「琱生有事」の句は關係がなく、特に來という必要もない。有事は琱生の家の祭事であり、䍙伯の來會した機會に、宗室のことが議せられるのである。𡚬氏を孫氏は「葢內官世婦之屬」というも、周室の宰たる琱生が內官世婦の屬に壺を獻ずることは考えがたい。𡚬氏は婦氏。𡚬は親を寴に作るのと同構である。君氏・侯氏・伯氏・姜氏などの語例から推して、婦人のときは母妣などをいう。また舅姑あるものを婦という。本器では君氏と𡚬氏との名がみえ、おそらく舅姑と婦との關係であろう。

婦氏に壺を獻ずるのは、どういう意味をもつことであるのかよく知られない。孫氏は「𡚬氏以壺告」と句讀し、「葢世婦以壺遺琱生」と解するが、壺は概ね婦人の器である。洹子孟姜壺・曾姫無卹壺・宗婦壺は婦人自作の器、禺邗王壺・婦𨶹壺は婦人のための器、番匊生壺のような媵器は最も多く、頌壺のように父母の祭器として作るものはむしろ少ないようである。「余獻𡚬氏以壺」は雙賓語の語法であるから、この際の有事・合事に當って、琱生が婦氏に壺を獻じ、祭器の用としたのであろう。

郭氏は壺を字のままに解せず、符の假借とし、君氏の命を傳達するものが、その符を佩びてその身分の證としたものと解する。

壺蓋段爲符、葢𡚬氏所傳者爲君氏之命、不能無所符憑、或者古人之符、即以壺爲之、壺者插籌之具也、壺又稱中、史字从又持中者、即持壺也、秦之陽陵兵符、新郪兵符作虎形、余意當即虎中之轉變、其稱爲符者、則猶存壺之遺音也

史を持中、籌筭の器を持つ形とするのは王國維の說であるが、字形は中に從わず、載書祝禱を持する象で、史はもと祭名である。虎中を符とすることもかつて聞かず、壺・符の古音近しとして假借說を導くものであるが、臆說という外ない。また「或讀余獻𡚬氏以壺爲句、語法雖現成、而于前後文義不可通」というが、郭氏のこの銘文に對する理解は甚だ奇異なものがあり、郭說では全く文義が通じないことは後にいう。

告曰、以君氏命曰、余老、止公僕庸土田、多諫、弋白氏從許、公宕其參、女𪔳宕其貳、公宕其貳、女𪔳宕其一

告曰の主語は婦氏。以下は婦氏が君氏の命を以て琱生・䍙伯に告げる語である。君氏とはおそらく母氏であろう。春秋隱公三年の經に「君氏卒」とあり、隱公の母聲子をいう。禮記玉藻注に「君、女君也」、儀禮喪服注に「女君、君適妻也」とあり、またその篇の「君母之父母從母」の注に「君母、父之適妻也」とみえる。晉姜鼎に「先姑君」と稱するものがこれである。大系に「君氏乃宣王之后」というが王室に限らぬ語であり、この銘文は王室とは關係がない。

「余老」とは君氏の退隱をいう。大系に「余老止公」と連讀し、「余者君氏自謂、止公乃君氏之父」と解するが、余を領格に用いる例はない。また老を考の假借に用いることも、金文にはない。孫氏は「此似即召伯述所傳君氏之命」と解しているが、召伯は下文によると琱生とともに受命者であり、二人に對する君氏の命を、婦氏が傳えたものと解すべきである。

止公がどういう人物であるか說明されていないが、君氏が父の嫡妻であるならば、止公は父に當る

人である。おそらく琱生と召伯とは本支の關係にあり、止公すでに沒し、今また君氏の退老するに當つて、後事を以て二人に遺囑するものであろう。君氏の存するときは、止公が沒してもなおその遺留分が君氏のために殘されていて、その管理に關する問題を依囑するのである。琱伯虎に伯氏・公といい、琱生を女とよんでいることが注意される。

「止公僕庸土田」とは、止公の沒したのち、その相續分から除外されて君氏の食邑とされている田土であろう。僕庸土田とは附庸土田である。餘論にいう。

僕古與附通、僕墉者卽附庸、僕墉土田、猶詩魯頌閟宮云土田附庸、左定四年傳說成王封伯禽云、分之土田陪敦、陪敦卽附庸之叚借、因古文庸作𩫖、故或作敦、左傳本多古文也、說文土部作培、竝聲近叚借、與此敦借僕爲附例同、詩大雅、景命有僕、毛傳、僕附也、祝鮀語、卽本魯頌、東漢以後、古文亡失、治經者不能盡通、故許賈服杜諸家、釋左傳者、皆莫能辨矣

負郭もまたこれと同系の語であろう。邑に附屬する土田をいう。後には政治的に從屬關係にある邦族を附庸という。詩の崧高に「因是謝人　以作爾庸　王命召伯　徹申伯土田」というのは、初義の用法でその食邑の意。多諫とは賦賨の多いことをいう。諫は說文に「數諫也」とみえ、孫氏は獄訟の義とする。

此云多諫、似皆借爲周禮秋官司刺之刺、司刺職掌三刺三宥之法、以贊司寇聽訟、壹刺曰訊群臣、再刺曰訊群吏、三刺曰訊萬民、鄭注云、刺殺也、蓋刺本訓殺、因之治獄訊鞫之事、亦通謂之刺

孫氏は文を下文の弋につづけて諫弋とよみ、弋を慝にして獄訟の意とし、「蓋此敦爲土田界域相侵入、前敦爲稟積乏闕、官事不共、因而有獄訟也」と解して境界事件とみているのである。郭氏は諫を賨にして債、多諫とは負債の多い意味とする。「言止公所食邑、其歲貢于朝廷、多積欠」とは賦貢の滯納が多いとみるものであるが、諫は賨にして賦徵の義とみるのがよい。貯賨の賨である。ただ弋は下文の句首におき必と訓する郭說がよく、㝬鼎に「弋尙卑處厥邑」・「弋唯朕□賞」の例がある。弋は柲の初文。副詞の必に用いるのは假借義である。

「弋白氏從誥」とは、君氏が伯氏の承引を求める語である。伯氏とは琱伯虎をいう。琱伯虎は琱生段二においてその考妣を幽伯幽姜と稱しており、もし止公がその廟號を幽伯と稱するならば、君氏はあるいは幽姜に當る人かも知れない。それならば君氏は、その相續者である琱伯に、後事を依囑し、その依囑を承引することを求めたのである。下文に「我考我母命」と稱しているのは、そのことを證するものである。

從誥の誥を攈古に詔、丁は誥、吳・郭・容は許、柯氏は語と釋する。孫氏は訕と釋し、訕は訓にして、君氏告道の語に從う意であるという。

竊疑、此字當爲訕字、說文、訕訓也、又、繇隨從也、此疑當爲繇之叚借、古繇由字多通用、亦通作猷、爾雅釋詁、猷道也、蓋君氏以琱生有土田之訟、因而告道之、伯氏從訕、謂召伯從君氏告道之語

すなわち琱生に土田の訟あり、君氏の戒言を以て琱生に告げるよう、伯氏に命じたものとするのであるが、「僕庸土田多諫」とは、必らずしも琱生の訟をいうものとは解しがたい。

郭氏は上文の多諫を賦貢の滞納とみて、そのような結果を招いたのは召伯の責任であると追求した語と解する。すなわち文意は、「必召伯縱容之使然」、伯氏の監督不十分のゆえであるという。それで下文の參・貳、貳・一をその不始末の責任の比重を論じたとするのであるが、金文としてはありえない奇異な解釋である。

誥はおそらく許の繁文であろう。曶鼎「限許曰」・「效父廼許」、また鬲攸從鼎「弗能許鬲從」など、みな諒解を與える意である。𦅫鎛の「侯氏從許之曰、世萬至於辝孫子、勿或俞改」は、諭告というほどの意であり、毛公鼎「虩許上下若否雩四方」もその義に近い。字はあるいは午に從い、また口を加え、𦅫鎛のように缶と言に從うこともあるが、字形からみて、原義は立誓していう意であろう。金文編に曶鼎・毛鼎・鬲攸從鼎の字のみを収めるが、本器も許の繁文である。從許は𦅫鎛の語と同じ。承引・諭告の義があり、下文のことを承引するよう要請する語である。

「公宕其參、女則宕其貳」とは、多諫に對する處置の配分をいう。郭氏は上文を多債の責は伯氏の怠慢にあると解し、ここはその責任の多少を論じたものとしている。

止公乃君氏之父、曰伯氏曰汝者、君氏之稱召伯也、言止公所食邑、其歳貢于朝廷、多積欠、必召伯縱容之使然、如是則止公之放蕩有三分、召伯有二分、止公之放蕩有二分、召伯則有其半、君氏以此責召伯

郭氏のこの奇怪な解釋は、宕を放蕩と解することから導れている。塱盨に「廼繇宕、卑復虐逐厥辟厥師、廼乍余一人咎」とあり、郭氏はその繇宕を「猶淫怠、謂猶夷放蕩也」と注している。積微居には繇宕を「殆是寬縱其過之義」積微居・一四二としているが、本器とはその用義が異なるようである。銘文の宕を放蕩や寬縱の義としては、文義をうることは困難である。孫氏の說にいう。

女則指琱生、說文、宕過也、公參汝貳、公貳汝一、似即以所定裒敷告道之、皆讓其一、不敢過之意、一貳參等卽其土田之分率也

もし土田分率の規定であるならば、參・貳、貳・一という不確定な方法では、一層紛議を加えることになろう。それで丁山は、琱生がその土田の宰として賦斂に過ぎるところがあるので、これを規制したものと解した。

其意蓋謂、琱生爲附庸土田宰、所取者過多、穆公敎之、公家如取三成、汝能取二成、公家取二成、汝可取一成、汝所取於附庸土田者、不能與公家相等

召穆公因修文武成康之政治、齊一土田之藉稅、時宰琱生治附庸土田、多刺弋、穆公從告之曰、公宕其參、汝則宕其貳、公宕其貳、汝則宕其一

兩說とも告ぐる者を召公、公を公家、女を琱生とし、數字は分率を示すとする。宕を過と解することも同じ。しかし上文に「以君氏命曰」とあつて、君氏の命を婦氏が傳達し、それで下文に召伯がその命に承順する意を述べているのである。

宕は石に從う字であるが、石に二系あり、崖下に露出する岩石の象を示す字と、𠙵に從う載書の字とあり、別義の字である。載書系の字には、祝禱して障碍を除去する義があり、宕伐・開拓などはその義を承けている。橐もまたその字に從う。橐に入れて括取する意味をもつものであろう。この

場合、その貯積賦納を收取する意とみられる。

「公宕其參、女則宕其貳」とは、貯積の分率をいう。公とは伯氏、すなわち召伯であろう。女は琱生をいう。止公はすでに沒し、その遺留分として君氏の食邑であつた僕庸土田の租收を、召伯と琱生とに分與することをいう。その分率を、召伯三に對して琱生二の割合とする。六・四の分率である。またあるいは「公宕其貳、女則宕其一」とは、召伯 2/3・琱生 1/3 とするもので、分率の實質はそれほど變らない。賦調の物によつて、分配上、二樣の分率を定めておく必要があつたのであろう。分率が召伯に多く、琱生に少いのは、本支の分によるものであろう。第二器では琱生は烈祖𥂴公の器を作つており、その家もまた召公の一族であることが知られる。この君子の命において、女と對稱でよばれているものは、余と自稱している琱生である。器もまた琱生の作るところである。

余惠于君氏大章、報婦氏帛束・璜

君氏の命は、琱生に對し一種の遺留分を設定することを目的とするものであつた。それで右の命とともに、いわばこれを立證するものとして、更に大章を贈られた。余は琱生。惠は下に介字于を伴なつて被動となる。大章は大璋。孫氏は惠を順として、「此又爲琱生自述之辭、與上下文不同、乃因君氏傳命、告道琱生、定其土田、故琱生對答其章寵也」というが、寵命を大章という例はない。競卣「賞競章」・卯毁「易女爯章四・瑴・宗彝一」・史頌毁「賓章」など、すべて璋を賜與される例である。惠章とは、賞章・易章・賓章のような公的儀禮の場合とやや異なり、私的な關係であるので、特に惠字を用いている。惠字には繋縛の象を加えているが、璋に組綬などを用いるからであろう。

儀禮聘禮に「受夫人之聘璋」とあり、聘して夫人の璋を受けることがある。この器では琱生の有事に當つて婦氏に壺を獻じ、その機會に君氏より右の命を賜い、また大璋を贈られたのである。君氏の命と大璋とは、その使者としての婦氏から傳達されたものである。尊貴からの使者に對しては賓禮を以てし、儐物を贈るのが禮で、作册睘卣に「王姜命作册睘安夷伯、夷伯賓睘貝布」とある賓がそれである。報は賓報の意。孫氏は周禮小行人「合六幣、璧以帛、璜以黼」の文を引き、「此以束帛合璜、禮之變也」というが、銘文にいうところが古禮である。儀禮聘禮に「束帛加璧」・「束帛加琮」とあり、帛束は束帛と同じ。璜は金文では單に黃とかくことが多い。珩璜をいう。

以上のことは、琱生の家廟に祭祀のことあり、本宗より召伯虎も參會したが、その機會に琱生は本宗にある婦氏に壺を獻じ、婦氏は君氏の使者として琱生に對する遺留分の贈與を知らせ、大璋を贈り、また召伯の承引を要請した。琱生は使者たる婦氏に賓報として帛束・璜を贈つた次第をいう。これに對して以下に、召伯虎が君氏のその處置に承順することを述べている。

𥂴伯虎曰、余既噝戾我考我母令、余弗敢𤔲、余或至我考我母令

君氏が止公より受けた遺留分を右のような分率で召伯と琱生に分與するに當つては、當然その相續權者である召伯の承認を必要とする。それでいわばその權利證書に當るこの器銘には、召伯の承諾書に相當する記述を必要とするのである。上文の「必伯氏從許」という君氏の語に對する、召伯の承諾の意思表示である。余は召伯自らいう。噝は字形を確かめがたいところがあるが、おそらく噝であろう。孫氏は䜌と釋し、聽從の義であるとするが、䜌にはその訓義はない。噝は訊訟の訊の初

文であるが、嗌戻二字連語。戻は第二器に「戻命」の語があつて、承順の意の動詞である。戻は多父盤攈古・三之一・七四・帥隹鼎綴遺・四・一三及び琱生の第二器にみえる。多父盤に「戻又父母」の語があり、孫氏は「密宥父母」と釋して詩の昊天有成命「夙夜基命宥密」の宥密と同じく、寛寧の義とする。その音は虙にして服に通じ、戻命は服命、器銘の語は「順從我父母之命」の意とするのである。餘論・三・一五。文選に戻を侯にして「維也」と訓するが、用例からみて虛詞ではない。楊氏は第二器の「戻命」を「侯命」にして「惟命、猶今言如命從命也」という。意味は通ずるが、字形は侯と釋しうるものではない。

命に對する動詞には、麥器に「遲明命」・「匽命」・毛公鼎「肈巠先王命」・洹子孟姜壺「拜嘉命」・叔夷鐘「敬共辞命」などあり、戻は遲などに通ずる語であろう。著明もしくは報答の義のある字と思われる。嗌戻の二字で、承順し報荅する義となるのであろう。

「我考我母命」は上文の「君氏命」と相應ずる語である。これを以ていえば君氏は召伯の母であり、第二器に「幽伯幽姜」という幽姜に當る。君氏は五年正月の第一器の後、六年四月の第二器のときには、すでに沒しているのである。郭氏が君氏を宣王の后とするのは誤である。

𤔲は亂。孫氏は辭と釋し「謂爭辯也」とするが、父母の命に對して爭辯することもありえないから、君氏のこの處置に對して違背することなきを誓約する意である。末句について孫釋に「或讀爲有、與又同、至致之省、言余不唯弗敢辭、又以我考我母命、致之琱生」というも、「余弗敢𤔲」には二重の否定詞はなく、また君氏の命を琱生に致すというのも事情に合わない。致は致送の意ではなく、實施・實踐することをいう。㫚鼎「用致茲人」とは、人の引渡しを履行する意である。或は將來に對する約束の意を含むようである。

琱生鼎堇圭

上文の女則の則はいわゆる別事の則の用法であるが、この末文では動詞。字の本義において用いられている。大系に「最終則酬琱生以瑾圭」と解し、動詞を省略した語形とし、文錄に「堇圭以圭覲也」と堇を覲とみているが、何れも增字して文を解するものである。また孫氏は堇圭を堇土と釋し、宗周鐘「文武堇疆土」を例とし、「琱生乃受命、而勤定其土田之疆域也」というのは字釋も誤まり、文の理解も異なつている。

堇はいわゆる瑾璋の瑾であつて、朝見のときなどに用いる。圭も圭璋である。これらは單なる寶玉の類でなく、儀禮に用い、また左傳哀十四年「司馬牛致其邑與珪焉」のように守邑の符信に用いることもあつた。古禮において、璧璋圭瓚の類には、そういう守信の意があり、從つて約劑をこれに刻することも行なわれた。周禮司約職に

凡大約劑書於宗彝、小約劑書於丹圖、若有訟者、則珥而辟藏、其不信者、服墨刑、若大亂、則六官辟藏、其不信者殺

とみえている。則が鼎に従うのは、大約劑を宗彝に書するもので、則に法則典型の意があるのはそのためである。段設にいう大鼎とは、その約劑をいう。ここでは君氏の命と、召伯許諾の辭とを瑾圭に錄して約劑としたことをいう。そしてその辭をまたこの設に鑄刻して、その權利を祭器に銘し

たのである。

訓　讀

隹五年正月己丑、琱生に事有り。盥、來りて合事す。余、婦氏に獻ずるに壺を以てす。告げて曰く、君氏の命を以て曰く、余、老せんとす。止公の附庸土田に責多し。必らず伯氏從許せよ。公、其の參を宕むるときは、女則ち其の貳を宕めよ。公、其の貳を宕むるときは、女則ち其の一を宕めよと。余、君氏に大章を惠せらる。婦氏に帛束・璜を報じたり。

盥伯虎曰く、余既に我が考・我が母の命を噬戾せり。余、敢て亂らず。余、我が考・我が母の命を致すこと或らんとすと。

琱生、瑾圭に則せり。

參　考

琱生段二器は、從來最も難讀の器の一として知られ、孫詒讓のごときも「文字竝奇古、未能盡通」餘論・「文字奇古、不能盡曉」拾遺 とその難讀を歎じており、文錄にも「召伯二敦皆奇古、其事亦銜接、而不甚可解」という。ひとり郭氏は頗る自信ある態度を以てその新解を示し、「銘辭全體、必如是解、始合條理」と記している。諸家の考說を各條に分記したため、その全體にわたる理解のしかたを困難にしているところがあるので、その要旨を摘錄しておく。

一、餘論　五年正月己丑、琱生が歲時の政事があって召都に來り會した。召伯は琱生に、余はすでに典獻のことを終えたと告げた。內宮世婦の屬である婦氏が壺を以て琱生に遺り、また君氏の命を以て召伯と琱生とに傳えた。召伯がその傳えられた君氏の命を述べていう。父止公の附庸土田の界域について獄訟のことが多く、廩積乏闕し、官事が供しない。それで召氏は、伯氏に猷道を以て琱生に告げるよう命ぜられた。公が參を過ぐる場合は、汝琱生は貳を過ぎてもよし、公が貳を過ぐるときは、汝琱生は一を過ぎてもよい。土田の分率はこの規準でなすべきである。琱生は君氏からの傳命によってその土田を定められ、非常な章寵を忝うした。それで婦氏に對し儐禮を以て帛束・璜を報じた。

召伯虎いう。余は既に我が父止公、我が母君氏の命に順從し服するであろう。余は敢て爭辯せざるのみでなく、我が父母の命を以てこれを琱生に致すであろう、と。

琱生は命を受けて、勤めてその土田の疆域を劃定した。

孫氏の考釋をたどると大體右の意となるが、「大意如是、惜不能盡詳其情事也」と、なお自ら安んじがたいところがあることを述べている。

二、大系　五年正月己丑、召伯が前年末に提出した歲要に不審の點があるので、大宰たる琱生がまた召を呼んで來り勘合させた。その問題とされている點は、下文に內宮世婦の屬である婦氏の傳えるところである。婦氏は壺、すなわち符命の徵を持して宣王の后なる君氏の命を傳えた。

「わが君氏の父なる止公の食邑たる附庸の土田から朝廷に歲貢すべきものに、積缺が多い。この

ような滞納の生ずる原因は、必らずや召伯が放任して十分なる管理を行なつていないからである。それでその責任を論ずるならば、止公の放蕩が三分とすれば召伯の責任は二分、止公の放蕩が二分とすれば、その半の責任は召伯にある」。

このように君氏は召伯の責任について追及したが、しかしまた同時に大璋を贈つた。召伯は君氏から大璋を惠賜されたので、婦氏に帛一束と佩玉一事とを以て報じ、合せて君氏に荅辯を傳えさせた。その荅辭は、

「私が放任していたという事實は承認致しますが、それは父母のときからのことであります。敢て背亂することなく、僅かに再び父母の命を以て奉聞するのみです」。

そして最後に、琱生には瑾圭を酬いたのであつた。

郭氏は十分な自信を以てその説を述べているのであるが、その考釋を通じて右のような要約しかえられない。歳貢滞納の原因が止公と召伯の放蕩にあり、その責任の度合を論じたとするごときは全く荒唐の説であり、これに比すれば孫説の方が遙かに事情に近い解であろう。ここに試みた通釋のごときも、なお人物關係について、また銘文の主題についても考慮の餘地は殘されているであろうが、一應の要旨を記しておく。

三、通釋　五年正月己丑、琱生は家廟で祭事を行なつたが、その本宗の家長である召伯も來つてその祭事に參加した。琱生は本宗の婦氏に對して、祭器に用いる壺を獻じたが、この婦氏が本宗の姑君である君氏の命を携えてきて、祭事に會している召伯と琱生とにこれを傳達した。その傳命は「余君氏は退隱しようと考えているが、自分の食邑として、止公から遺留分として贈られている附庸の土田には、多くの租徴收入があるので、これを兩人に遺贈したいと思う。このことについては、相續權者である伯氏召伯には、必らず承引を受けたいと考えている。遺贈の分率は、五に區分しうるものはそのうち三を召伯に、二を琱生に、また三に區分しうるものについては、召伯二・琱生一という割合とする」。

そして右の傳命と合せて、余琱生には君氏からの大璋が惠與された。今回の遺贈の符信の意味をもつものである。使者としてこのことを傳命した婦氏に對しては、賓禮を以て帛束と璜とを、儐報として贈り、その勞を謝した。

この君氏の命については召伯の承認がいわば條件とされているのであるが、これについて召伯虎は、「余はすでにわが父わが母の命に承順した。余は決してこの命に違背することはない。余は將來、わが父わが母の命を履行する考えである」と述べて、承諾の意を告げた。こうして君氏の遺贈を受けることになつたので、余琱生はこのことを瑾圭に刻して、他日の證とするのである。

本器は銘文中の召伯虎が史上の著名な人物であるため多く召伯虎𣪘とよばれているが、銘文のいうところによれば琱生の器である。琱生の名はこの器より前、共和十一年九月の紀年銘ある師嫠𣪘に、右者宰琱生としてその名がみえており、また當時の有力な卿士であつたことが知られ、この器によると召氏の一族である。函皇父の器には琱娟の名もみえ、皇父とも通婚の關係にあつた。銘文によつていま器名を琱生𣪘と改めておく。

本器はまた當時における約劑の一形式を示すという點において注意される。約劑を內容とする器銘に、倗生𣪘・曶鼎・散氏盤・大𣪘二など、それぞれ見るべきものが殘されているが、概ね賣買契約や移讓・損害賠償に關するもので、本器のように遺留分や遺贈を內容とするものは、他に例をみない。特に婦人に特別の遺留分があつたらしいことは、財產法の歷史の上からも注意すべきものであると思われる。尤もこの解釋は、銘文の諫字の解釋に多く依存しているところがあり、また關係者の身分關係になお不明確な點があることを否めないが、一應止公と君氏とを第二器にいう幽伯幽姜、召伯虎をその本宗の相續者、婦氏を本宗夫人、琱生を召伯家の別子とする解釋に立つている。また「余老」を隱居手續とみることにも、問題はあるかも知れない。男子の場合ならば、左傳隱三年「桓公立、乃老」のような隱居致仕は普通のことであろうが、君氏にもなお宗室のことから退隱することがあつたものかどうか、確かめがたいからである。しかしともかく、銘文はその遺留分の利益收受の配分に關するものであるらしい。そしてそういういわば私法的な權利關係も、これを瑾章に刻しておくことが行なわれたのである。後には符節にそのことを刻する鄂君啓節文史論集所收のような例もあるが、古くは約劑にこの形式が用いられたものであろう。周禮司約・士師職などにみえる刉珥の法と稱するものがこれである。本器はその「珥而辟藏」といわれる刉珥の約劑を彝銘に施したものであるが、そのため一般の彝銘と異なつて、作器のことには一言も言及するところがない。第二器と本器銘との關係には明らかでないところがあつて、同じ目的物が事案となつているのかどうか知りがたいが、第二器も父母の遺命をめぐる係爭問題であることは疑ない。棠陰に民訟を理めて、甘棠の詩を以てその德を頌せられたという召伯をめぐつて、このような彝銘が殘されているのは、皮肉といえば皮肉な事實であるといえよう。

銘文は韻を用いているらしく、事・事、壺・諫・許、貳・貳、章・璜、また令・寍・令は眞耕合韻である。韻讀によつて、從來の文の句讀を正しうるところがある。

一九五、琱生𣪘二

器名　召伯虎𣪘攈古　六年琱生𣪘積微居

時代　第一器に同じ。

收藏　「長白多智友藏」攈古

著錄

銘文　積古・六・一七　攈古・三之二・二四　古文審・六・一七　奇觚・四・二七　叢攷・二六二
周存・三・二三　大系・一三五　小校・八・二七　三代・九・二一・一　二玄・三七四

考釋　續古文苑・一・二　全上古・一三・一〇　拾遺・中・二三　韡華・丙・一一　叢攷・二六二
大系・一四四　文錄・三・二五　文選・上三・一七　麻朔・五・二〇　積微居・二六八
白川靜　琱生𣪘銘文考釋甲骨金文學論叢第四集

器制　通考に第一器に附記して、「別有一器、作于六年四月、形同銘異」とあり、第一器と同じ形制の器であるらしいが、その器影をみない。

銘文　一一行一〇五字

隹六年四月甲子、王才葊、〓伯虎告曰、余告慶、曰、公厥稟貝、用獄誎、爲白又𦙍又成、亦我考幽白幽姜令

今本紀年宣王六年の條に「召穆公帥師、伐淮夷」とみえ、また「錫召穆公命」という記事があり、大系にこの器銘は召公の淮夷討伐に關係あるものとし、その成功を告げた告捷の禮をいうものとするが、麻朔にも疑問としているように、銘文中一語も淮夷に及ぶ語がない。他の注家は、第一器を田土に關する爭訟事件とみなし、その立場から器銘の解釋を試みている。器の日辰は第一器と銜接し、一年後の器であるが、容庚氏のいうように本器が第一器と同制の器であるとすれば、同時の制作であることも考えられる。

葊を阮氏は旁にして祊、すなわち廟門の意とするが、もとより葊京・葊宮の葊である。單に「王在葊」というものは、弭叔𣪘にみえる。廷禮の記載がないのは、本器にいうところが、一般の廷禮と異なるからであろう。以下直ちに、〓伯虎の上奏の語がつづいている。

「〓伯虎告曰」とは、以下の事案についての上奏をいう。告はもと神に祈告する語であるが、この場合上奏をいう。韡華に告を周禮大祝六辭の一である誥と解し、「考國語、厲王虐、召公告王、又彘之亂、宣王在召公之宮、並語文固皆作于多事之世者、如般庚等文、厲王出奔、周召共和、喪亂之餘、故此器稱誥歟」と論じているが、以下の告辭は世變に關するものではない。前器にも「告曰」の語があり、ここでは王が對象であるから、告奏の意である。

慶を積古に愛と釋するも、字は明らかに廌に従い、慶である。奇觚に慶を人名とし、丁山氏も「君前臣名、余告慶、慶者琱生名」と述べて、慶を琱生の名とみている。積微居にもまた「並召伯虎之家宰」とするが、琱生は王室の宰であり、召伯の家宰ではない。またそれならば、「召伯虎曰、余告慶、曰」という文はいかにも繁重である。郭氏は告慶を賜與受命の義とみて、「告慶、詩之錫山土田、于周受命、即此之余以邑訊有司、余典勿敢封、邑即所受之土田、典即所受之命册」と解し、本器は召伯が功によつて邑土を賜與され、その寵榮を記念して作つたものとする。告慶を被動によんでいるのであろう。韡華には「告慶、疑謂慶王室之復定」とし、厲末の喪亂が收束したことを慶祝する意とする。何れも慶を召伯の淮夷征伐、あるいは宣王中興のことなどに繫けて解するものである。

慶にはいうまでもなく慶賀・休善・賞賜などの訓がある。說文に「慶、行賀人也、吉禮以鹿皮爲贄、故从鹿省」とあり、吉禮に鹿皮を以て賀する象と解している。しかし字は解豸の廌に従うもので、說文に「廌、解廌獸也、似山牛一角、古者決訟、令觸不直」とあり、神判に用いた。續漢書輿服志に「獬豸神羊、能別曲直」ともいう。善は立言の左右に解豸をおく象、灋は水と廌と去とに従い、不直汚穢のものを廌と立誓の人と書とを合せて水に投じ、これを祓禳する象で廢の本字である。慶は勝者の解豸で、その胸部に心字形の文彩を加えて神の慶祝をえたことを示す。ゆえに勝訴を慶という。書の呂刑に「咸中有慶」とは、その本義に近い用法である。從つて告慶とは、勝訴のことを報告する義であるが、この器銘ではおそらく事案の解決というほどの意味であろう。事案解決のときには、周禮大司寇に「登之于天府」と規定するように、これを報告し天聽に達する義務があつた。

その事案が第一器の銘文と直接關係あるものかどうかは明らかでない。

「曰公」以下、下文の「戾命」までが召伯告慶の語である。公下の一字を大系に缺釋とするも、おそらく厥であろう。領格の用法と思われる。公が何人を指すのか明らかでなく、拾遺にはこの句を「公乃啚、賓乃獄辭」と訓釋し、「言訟乃邊啚之畛域、而賓以獄辭也」と說いて公を訟の省文とみているが、金文にその例はない。積微居には公平の義とし、「蓋召伯虎意存謙退、不欲一人受天子所賜之貝、命慶分與宗族、使之共享之」というが、これも公を公平の義とする例なく、また貝はここでは獄諫の用に供したもので、器銘に卽する解としがたい。公は金文の一般的用例からみて、明らかに特定人の身分稱號であり、または對稱である。召伯の語中に公と稱する以上、召伯以外の人であり、また琱生は當事者であるらしく、下文の爲伯は理官であるらしいが、もし公がその人ならば初出のところでその名をいうべきである。當時の爭訟審理の狀態はよく知られないが、左傳僖廿八年の溫の會における國際裁判には、やや具體的な記述がある。

衞侯與元咺訟、甯武子爲輔、鍼莊子爲坐、士榮爲大士、衞侯不勝、殺士榮、刖鍼莊子、謂甯兪忠、而免之、執衞侯、歸之于京師、寘諸深室、甯子職納橐饘焉

輔・坐・大士は證人・代理人・辯護人などであろうが、兩造の出廷者はそれぞれ束矢・鈞金を納れて審理が行なわれている。周禮大司寇によると、大盟約はこれを天府に登して貳を藏し、諸侯の獄訟は邦典の定めるところによつて決する。器銘にいう「公厥稟貝、用獄諫」とは、束矢・鈞金を納れて審理を受ける意と思われるが、公が稟貝の提供者であるとすれば、その人が爭訟の提起者であるという關係が考えられる。文錄に「公厥稟貝者、稟粟及貨貝、皆公之於衆」と公を動詞に解するが、稟を稟受とするほかは楊說もこれに同じ。しかし以下に獄諫のことをいうのであるから、稟貝はやはり束矢・鈞金に當るものであろう。稟貝の釋字には諸說あるも、字形上この二字に釋すべきである。

獄諫の諫は第一器に「附庸土田多諫」とみえ賦調の意とみられるが、獄諫というときは訴訟手續の開始を意味するものであろう。告慶の最初に訴訟手續のことをいうのは甚だ妥當でないようにも思われるが、束矢鈞金は訴訟を提起するに當つて、神明に對する立誓の意味をもつものであり、これをいうのは審理の手續きが正當であつたことを述べたものと解してよい。この部分は、韡華に「鄙邑の貝貨を用ふることを公允にし」と解するほか、文錄・積微居にも說があるけれども文義をうるものなく、大系には一語をも著けていない。大系は「公□稟貝、用獄諫爲白」と句讀し、于・楊二氏も同じ。楊說に諫を訟とする柯氏の說を是とし、爲伯を周禮大宗伯「九命作伯」の作伯の義とするが、獄訟を以て九命の伯となるというのはまことに不通の說である。この場合、爲伯は人名と解するほかないようである。おそらく理官の名であろう。

「有肅有成」には續古文苑「父奉父成」・積古「父庯父成」・奇觚「又苒又成」・丁山「父甾又成」などの釋があるが、肅は大系にいうように書の君奭「祇若茲」の祇を魏三字石經にこの形に作り、鄦侯の器攈古二之三・六六にも祇敬の祇をこの形に作る。祇敬は經籍に習見する連語である。ただ郭氏は祇をさらに底にして定の義があるとしていう。

唯此有祗與有成對文、則字又當讀爲底、底者定也、有成亦見小雅黍苗、召伯有成、王心則寧

郭氏は銘文を召伯の淮夷討征の成功をいうものと解しているので、器にいうところはその告捷の禮と考えたのであろうが、すでに慶が古代の裁判用語であり、獄諫の語もみえているように、器銘は爭訟に關するものである。楊氏も肩を祗と釋しながら、「有祗義頗難通、當闕疑」という。しかし有祗と有成とは對文、上に祗敬して事に當るをいい、下にその結果をえたことをいう。成を諸家は多く成功の義とみているが、成には周禮大司寇鄭司農注に「謂若今時決事比也」というように、判決の意である。語法は盟盨の「又臯又故」と同じく、愼重に審理して結審判決を定めたことをいうのであるが、その判決は爲伯によつてなされたものである。

「亦我考幽伯幽姜令」とは、その判決の主旨が、父母の命意にも適うものであるとするのであろう。幽伯幽姜はすでに故人であろうが、この語は故人の遺意に添うとするものであるのか、あるいはその成を以て廟に祀り、その承認をえたとするものか、その點は明らかでない。先人が事を命ずることは、たとえば左傳の殽の戰に、晉の文公の柩より聲があつて大事を命じた話や、夢告のことなども多くみえているが、ここでは父母の意思とも一致する意味と解してよいようである。一亦字を加えていることから、そのように理解しうる。

以上が「余告慶」にはじまる一段の文であるが、郭氏が告慶を戰捷と解するのに對して、積微居には、召伯が理官として成功を收めたとする解釋がとられている。楊樹達氏はこの一段について、連日精思を累ねて啓悟するところがあつたとして、次のような解釋を提出している。

召伯虎告曰、按自此句至則報璧句止、皆召伯虎告辭也、此告辭分爲兩節、每一節之首皆有余告慶一句冠之、故文字雖曰奇古、而條理却十分明白也、至其內容可由銘文所記推測得之者、卽召伯虎爲周王司訟獄之事、大有成功、周王賞其功、命之爲九命之伯、既錫以貝、又錫之以土田、而召伯虎歸美先人、功成不居、於貝則公之宗族、於田則獻之伯氏、此器之制、意蓋在闡揚伯虎之讓德也、此全銘之要點、次當逐一詳釋之

以上銘文の第一段の意味をどのように布演しても、この種の解釋をうることは困難である。楊氏の說は器銘解釋の立場を離れて、史に傳える召穆公の人物を甚だしく理想化したもので、第一器において郭氏が召伯を放蕩者と解したのと、まさに對蹠的であるといつてよい。何れも銘文とは無關係に、私見を加えた解釋である。

楊氏はここに父母の命を稱していることを以て、召伯の孝思を示すものと解する。そして召伯治獄のことはその世襲の職事であることを論じていう。

按周室之初、召公奭聽訟于甘棠之下、遺愛在民、思其人、敬其樹、詩召南甘棠之篇是也、召虎爲召公之後、古代世官世職、故召虎亦以獄諫之事有功、而受命作伯也、亦我考幽白幽姜命者、此召虎歸美於先人、謂今我之有功、乃先人之遺教則然、非虎之力所及、事業之成、既由于先人、則天子之賞賜、義當與先人子孫共之、以古代封建時代之道德言之、此乃召虎之孝思、亦召虎之讓德也、我考幽白幽姜、不云我母幽姜者、以夫統妻也、考爲幽白、母稱幽姜、妻隨其夫爲稱也

このような解釋は、基本的には韡華にもすでにみえるところであるが、傳說的なものに依據し過ぎ

ているようである。召公家が治獄聽訟を世官としたとする說は詩の甘棠を資料とするものであるが、詩の召伯は舊說にいう召公奭ではなく、召公を召伯と稱することはない。召伯は召伯虎に外ならず、召公は金文では皇天尹大保、經籍に大保・君奭とよばれている人で、世官說はその證を求めがたい。幽伯幽姜は召伯虎の父母であるが、考とは先考をいう。父母同號。幽を廟に用いる謚號とすれば當然に命は遺命となる。第一器に「我考」というのも、父が故人であることを示すものである。ただ父母存するとき、すでに世子の嗣襲もありうることは、𡉚盨に「叔邦父叔姞萬年」のような嘏辭を父母に呈する例のあることからも知られるのであるが、本器の場合、幽伯幽姜はやはり廟號とするのが穩妥であり、それならばこの事件は父母在世當時からの係爭問題ということになる。第一器では君氏がなお存しているのであるから、本器銘にいう事案は、第一器に述べる問題とはまた別件であると考えられる。

余告慶、余以邑嗌有𤔲、余典、勿敢封、今余既嗌、有𤔲曰、㒸令

「召伯虎告曰」の第二段の辭である。前段の文首に「余告慶」の三字を冠し、ここにまたその三字を冠するのは、前段の審理の結果に異議なきことを述べ、ここではその履行についていうからである。係爭の事件はどのような內容のものであるか知られないが、判決の結果邑里の提供が命ぜられているのであろう。

余以邑以下十一字は甚だ難解で、楊氏も「此銘文中最難通解之處」と歎じており、多くの注家は殆んど注解を施していない。郭氏は詩の「錫山土田　于周受命」をこの句に當るとし、「邑卽所受之土田、典卽所受之命册、勿敢封者、謂不敢封存于天府也」というが、征役の功に對する賞賜をいうとはみえぬ文章である。楊氏はいう。

典字如字讀之、必不可通、余以邑字封字、爲綫索求之、知典乃田之同聲假字也、文既用同聲假借之字、又不云天子賜典、而突云余以邑訊有司、余典勿敢封、文字實嫌唐突、故尤難索解也

かくて楊氏は田邑關係の器銘五例をあげ、封は散氏盤にみえるように聚土定界の義であるから、邑・封の關係よりして典は田の假借であること疑なく、かつその田土は淮夷平定に對する論功として賜與されたものに外ならぬとしていう。

詩大雅江漢篇記宣王賞召虎平淮夷之功曰、錫山土田、今推究此銘、知有田邑之賜、知召虎土田之賜不止一次矣、此次召虎雖承天子土田之賜、而不欲身自享有、欲以獻諸白氏、此猶其公稟貝於宗族之意也、既不欲自身享有、則不必由己定其封界、此亦自然之理也、此當由實際受田之白氏、往定之耳

下文の典獻を田土を獻じたとみるものであるが、伯氏は召伯をいうものであろうから、召伯の言はそこまでかかるとは思われない。楊氏は今余以下を「今余既訊、有𤔲曰、㒸命」とよみ、

既訊蓋指時間言之、猶今言通告之後也、㒸惟也、惟命猶今言如命從命也、左傳隱公元年云、他邑唯命、是也、此有𤔲賛同召虎訊告之辭也

という。孫・郭の考釋には、この部分に對する考說はない。ただ韓華に「言我以邑政問於有司、則對曰、余之法典、不敢封壅也」というも、ここに至つて爲政の法を問うこともあるまい。

噬は訊。訊鞫と訊告の兩義あり、「余以邑噬有嗣」とは、有司に邑を引渡す旨を告げて、その管理權を移すことをいう。上文に「余告慶」とあるのは、裁決によつてこの處置を執ることの意思表示である。「余典」は二字一句。典は動詞で目的語を略しているが、目的語は上文の邑である。典を韡華に法典、郭氏は命册、楊氏は田の假借とするが、下文に典獻とあるように文書化することをいう。倗生𣪘に「厥貯卅田、則析」、また「厥書史戠武、立寍成壘、鑄保𣪘、用典格伯田」とあり、析・典は契約を文書化することをいい、これによつて權利を設定するので典にはまた典當の意をも含む。封を郭氏は「不敢封存于天府也」というも、どういうことか意味不明。楊氏は田土に封界を設ける要なしと解しているが、文書上の授受にて義務の履行に代えるという意味であろう。

以上第二節。第一節と同じく「余告慶」ではじまり、邑土の引渡しを文書によつて確認することをいう。召伯の語はここで終る。

「有嗣曰、戾令」は上文の召伯虎が有司に告げた語に對して、有司がこれを諒承確認することをいう。戾は第一器に「余既噬戾我考我母命」とあり、戾は明徵にする意であるらしい。郭氏は前後の文意を、

　召伯告成于王、受王命錫、出而以所受之土邑、訊于天子之有司、並請求所受之命册、有司荅之以依命、典册既已一名、謹以奉獻于伯氏、伯氏則請報璧于琱生、一名、以文理推之、蓋謂簽名畫押之類

と下文までを含めて有司に屬して解している。しかし有司の語は承順を示す戾命の二字のみで、以下はおそらく琱生の語であろう。伯氏という對稱を用いるものは、琱生の他には考えがたく、以下は琱生と伯氏との間のことを述べる語とみられる。

今余既一名、典獻、白氏𠟭報璧

「今余既」以下の語は、有司復命の語としてはふさわしくない。器は琱生の作るところであり、伯氏の報璧は琱生に對してなされている。すべて成約履行の後の手續きに關する記述であろう。從つて余は琱生自らいう。名はおそらく銘、楚公逆鐘には字を格に作る。名は本來動詞、載書に祭肉を加えて、名字を祖廟に告げる儀禮を示す字であるが、後にはその辭命を記載し、あるいは署名簽押する意に用いる。「今余既一名」とは、文書に對する署簽を終えたことをいう。文書は正副を作り、一は王府に藏し、他は當事者がこれを藏したのであろう。典獻とは王府に登すことであろうが、これによつて事案は完全な解決に達した。この解決には琱生の簽押が必要であつたと考えられるので、琱生が何らかの關係で權利者の立場にあつたと推測される。上文中、大系には白氏・琱生に各〻重點があるとしてこれを再讀しているが、拓本によると何れも重點は認められない。重點がなくても文意の通ずるところである。この部分について韡華には、「報璧、伯氏報之以璧、琱生或卽有司之名」として有司と琱生とを一人としているが、すでに宰の職に在る琱生を有司とよび、また有司たる琱生が對揚の器を作ることは考えがたい。楊氏はすでに典を田としているので、文を名典と連讀して田の名を定める意であるという。名田とする說である。

　名典卽名田、謂定土田之主名、所謂正名也、蓋周王以田賜召伯虎、則其田當名之爲召伯虎之田、

今召伯虎以田獻於召伯氏、則田當爲召伯氏之田、故獻者必先定其主名、示其誠意、然後受者易於樂受也、格伯𣪘云、用典格伯田、彼典假爲奠、與此銘典字異義

則報璧者、謂伯氏以璧報召伯虎之獻田也、文不更言白氏者、省文也

今余の余を召伯虎とみているので、伯氏は召伯虎以外の人物と解するほかなく、文中の人物關係はいよいよ錯綜して支離に陥るを免れない。伯氏を召伯虎以外のものとすれば、それは何人であろう。楊氏は召伯虎の兄に伯氏と稱する人物を設けるのである。

伯氏葢幽白幽姜之長子、召伯虎之兄也、以此知召伯虎之稱伯、葢九命作伯之伯、乃據其爵名稱之、非伯仲之伯也

こういう假定を設けていつては、議論は究極するところがない。文錄に「召伯虎告曰」以下をすべて召伯の語とし、琱生が代つて述べたものとする。従つて文中の伯氏を召伯と解しえず、「此伯氏、召伯稱琱生也」として琱生をいうと解し、同じく召伯と伯氏とを別人とみているが、第一器における伯氏は明らかに召伯虎をいう。本器に別解を施すべきではない。

「伯氏則報璧」とは、琱生が事案解決の文書に簽署して解決に同意したことに對して、召伯が報璧の禮をとつたことをいう。報は儐報の意にも用いる語で、第一器では、君氏の使者に對する婦氏に、琱生は帛束・璜を儐報している。この銘では、召伯虎が琱生の典獻に對して璧を贈つており、璧はこの場合謝意を表し、あるいは誓約の意を示すものであろう。

琱生對䫉朕宗君其休、用乍朕剌且召公嘗𣪘、其萬年、子〻孫〻、寶用享于宗

銘文末辭。ここに至つてはじめて琱生の名を著けている。宗君とは召氏本宗の主で召伯虎をいう。楊氏も宗君を虎と解するが、伯兄があるというその説と矛盾する。其は領格の介詞。厥を用いることもあり、其・厥は同聲の字である。剌祖召公とは、おそらく召公奭のことであろう。琱生は召氏の支族で、本宗たる召伯との間に何らかの紛議を生じ、そのため爲伯の裁定を受けることになつたが、いま事案が落着して、召伯からも報璧を受けたので、本支の和合を報告する意味を以て剌祖召公の祭器を作つたものと思われる。嘗は祭名。召伯家では召公奭にひとり召公と稱するが、その父は召伯父辛、また春秋期の召公も詩や金文では召伯と稱するのが例であつた。康公・荘公はその廟號である。最後に「享于宗」とあるのは、本宗の意であろう。本支の間に祭祀をともにすることは、第一器に「琱生有事、召來合事」とあることによつても知ることができる。

訓讀

隹六年四月甲子、王、葊に在り。召伯虎告げて曰く、余、慶を告ぐ。曰く、公の稟けたる貝は、用て獄諫とせり。爲伯に祇有り成有り。亦我が考幽伯幽姜の命じたまへるままなり。余、慶を告ぐ。余、邑を以て有司に訊げたり。余、典して、敢て封ずること勿し。今余、既に訊げたり、と。有司曰く、命を戻(あきら)かにせり、と。

今余、既に一名して典獻す。伯氏則ち璧を報じたまへり。

琱生、朕が宗君の休に對揚して、用て朕が烈祖召公の嘗𣪘を作る。其れ萬年、子〻孫〻、寶用して

宗に享せよ。

参　考

琱生の兩器は難解を以て知られるものであるが、特に第二器は孫氏も通讀に苦しみ、文錄には「要之文義未可盡喩耳」という。文の理解は注家によつてかなり異なるものがある。いま柯・郭・楊三家の解する大意を要約して、參考としよう。

一、韡華　厲王奔彘後の六年四月甲子、王の鎬京に在るとき、召伯虎は誥命を發して世臣卿士に戒告した。余は王室恢復の慶を諸臣に告げる。鄙邑の貝貨を用うることを公允にして獄訟を治むべきである。余が九命を受けて伯となつたのは、王室に勳庸があつたからである。しかしそれもわが父幽伯の命によるもので、余が王室恢復の慶を告げうるのも、みな先人の餘澤による。

余は王室恢復の慶を告げる。余は邑政について有司にただされたが、余は余の法典を決して封壅することはないと對えた。ここにその法典を銘錄して獻ずるのである。

伯氏召伯虎は有司琱生に璧を報じた。琱生はわが宗君召伯虎の休賜に對えて朕が烈祖召公の祭器を作るのである。

全篇を、厲末の亂ののち、召公が撥亂の功を收め、治政の法を以て群臣に誥げた辭とする。

二、大系　宣王の六年四月甲子、王の葊にあるとき、江漢の域に淮夷を討伐した召伯虎は、成功を收めて歸還し、王に克捷を告げ、祇敬して成功をえたと報じた。召伯は王の命錫を受け、退出して、その受けた邑土のことを有司に告げ、またその命册の手交を求めた。有司は命によつて典册にすでに署名をすませ、謹しんで伯氏に奉獻する由を答えた。伯氏はそこで、琱生に璧を報ずるように依賴した。召伯虎はわが宗君の休賜に對えて、烈祖召公の嘗𣪘を作るのである。

詩や紀年にみえる召伯虎の淮夷討伐の功により、邑土を賜うたことをいうものとする。

三、積微居　六年四月甲子、王が葊にあるとき、召伯虎は獄訟を治めた功を以て九命の伯となり、貝を賜い土田を與えられて、その家宰である慶に、次のように告げた。

余は余の家宰たる慶に告げて、以下のことを行なわせる。天子より賜うた貝は、慶に命じて公平に宗族に分與させる。余が獄訟を治めて九命の伯に命ぜられたのは、祇敬して成功を收めたゆえである。しかしその功は、召家の世職たる獄訟を司り、先人幽伯幽姜の遺命を奉じたからに外ならない。從つてこの賞賜は、先人と子孫の共有すべきものである。

余は家宰たる慶に告げる。余は與えられた邑土の所在を有司に告げたが、その田土の私有を欲しないので、これをわが伯兄に奉獻する。從つて封界を定めるには及ばぬことである。今、余はすでにその通告を濟ませている。

有司は召伯の意を體して、命を奉ずる旨を答えた。召伯はさらにいう。

今、余はすでにすべての田の所有名義を定め、伯氏の名義に登錄してこれを兄伯氏に獻じた。それで伯氏から、余に璧を報じてきたのである。

召伯の兄伯氏の族人である琱生は、召伯が家宰慶に命じた語を聞いて器を作つていう。琱生はわ

が宗君召伯虎の休賜に對えて、わが烈祖召公奭の嘗𣪘を作るのである。召伯虎が理官として功あり、九服を命ぜられて貝・田土を賜うたが、これを先人の遺德によるものとして悉く宗族に頒つことを、その家宰たる慶に命じ、伯氏の族人琱生がこれを德として召公の器を作つたというのである。宣王の撥亂の功をいうとするもの、淮夷討伐の功をいうとするもの、聽訟の功をいうとするもの、みなそれぞれ經籍に依據するところのある說であるが、銘文のいうところとはおよそ無關係である。そこに本器の難解さをうかがうことができよう。私解も必らずしも疑點を殘さぬものではないが、銘文に卽して解すると、器銘はある係爭事件についての解決の經過を記したものと解すべきようである。

四、通釋　六年四月甲子、王が葊にあるとき、召伯虎はかねての紛爭事件の解決を王に報告して

　その裁可を求めた。その報告は次のようなものであつた。

私は事件の解決について報告する。公の受領した稟貝は裁判の費用に充當した。爲伯は愼重に審議して裁定案を出されたが、その裁定の趣旨はわが父母幽伯幽姜の遺命と合致するものと考える。

私は事件の解決について報告する。引渡すべき邑土については、すでに有司に連絡濟みである。

そしてそのことを文書化し、なお署簽の要があるので封緘していない。以上のことを、すでに有司に報告しておいた。

これに對して有司は、私の申出を確認する旨を答えた。

その文書は、當事者である琱生に迴付されたので、琱生はこれに署簽を終え、これで解決のための手續きが一切終了した。そこで召伯は、解決の證として琱生に璧を贈つた。

琱生は圓滿な解決に努力した宗君召伯の恩寵に對え、族祖である烈祖召公の嘗𣪘を作つて、宗室の祭祀に用いようとするのである。

第一器の「止公僕庸土田多諫」と、本器の「公厥稟貝、用獄諫」とが關係ある語とすれば、兩器の間に事件の關係があることとなるが、本器の事案内容が記されていないので、その點は確かめがたい。私解の上で問題となる一は、兩器の諫字に別解を施したことである。第一器では賫として租收の意とし、二器では束矢鈞金に當ると解したが、もし第一器をも同樣の解釋をすると、事件は第一器以來の係爭事件ということになる。そして第一器の分率は、その訴訟費用の負擔を定めたもの、また召伯と琱生は共同の當事者、または參加者となる。そういう解釋も決して不可能ではないと思われるが、何れにしても事件の具體的な内容が記されていないので、推測の域にとどまるほかはない。ただ本器には、慶・獄諫・成・訊・典・典獻・報など、裁判に關係があると思われる語彙が多く、さきにあげた三家の解釋は事情に合わぬものというべきである。

器名は作器者が琱生であるから、第一器と同じく琱生𣪘とよぶべく、琱生𣪘二と稱しておく。本器にいう事件は、あるいは族內の財産權に關することであるかも知れない。もしそれならば、族內の事案についても、その結果を王に報告して裁決を受けるという關係が考えられ、王室の上位裁判權を示す事例となる。尤も土地問題のことであるから、問題の性質上、私法上のこととして處理しえないという關係を考えることができる。

その報告は、告慶とよばれたようである。落慶の意であるらしい。裁決の履行に當つて有司が介在し、その文書はこれを周府に藏する定めであつたようである。左傳に「藏在周府」・「載在盟府」といわれる文書のうちには、この種のものも含まれていたのであろう。

琱生𣪘兩器には召伯虎の名がみえ、そのため器銘も、この著名な歴史上の人物の事功に傅會して解釋が試みられたため、無用の混亂を招いたところがある。しかし金文の考釋には、あくまでもその器銘を主とすべく、むしろ器銘によつて從來の所傳に檢討を加えるという態度をとることが望ましい。召伯の淮夷討伐は詩の江漢にみえ、その末章は最も金文の形式にも近いものであるが、この兩器はその役とは無關係である。淮夷討伐説をとる大系にいう。

告慶在六年四月、則出征當在五年年末或六年年初、據兮甲盤、王命兮甲征治淮夷之委積、有敢不用命、卽井廙伐之語、葢征治之結果、淮夷終不聽命、故終至撲伐之也、今本竹書紀年、敍召穆公帥師伐淮夷、及錫召穆公命事、在宣王六年、與本銘相符、葢有所本

陳夢家氏は兮甲盤を宣王五年とするも琱生二器を排次せず、唐蘭氏は兩器を宣王五・六年におくも兮盤を加えず、董氏は兮盤を夷王期におき、厤朔には第二器の甲子を戊子の誤とする。曆譜を以ていえば、兮甲盤は宣王五年の譜に入り、琱生の二器は宣王五年と六年の譜に入る。五年兮甲盤は王がはじめて玁狁を討つて克ち、その役に從つた吉父に賜賞するとともに、さらに南淮夷の租調を徵することを命じたもので、宣王期に召伯の討伐が行なわれたとする戰役と關係があろう。そのときの册命の辭や克捷作器のことは詩篇に歌われており、もし本器がそのことをいうものならば、文辭の間に何らか共通するところがあるはずである。いまその詩を錄して比較の資としよう。

江漢浮浮　武夫滔滔　匪安匪遊　淮夷來求　既出我車　既設我旟　匪安匪舒　淮夷來鋪
江漢湯湯　武夫洸洸　經營四方　告成于王　四方既平　王國庶定　時靡有爭　王心載寧
江漢之滸　王命召虎　式辟四方　徹我疆土　匪疚匪棘　王國來極　于疆于理　至于南海
王命召虎　來旬來宣　文武受命　召公維翰　無曰予小子　召公是似　肇敏戎工　用錫爾祉
釐爾圭瓚　秬鬯一卣　告于文人　錫山土田　于周受命　自召祖命　虎拜稽首　天子萬年
虎拜稽首　對揚王休　作召公考　天子萬壽　明明天子　令聞不已　矢其文德　洽此四國

すべて六章。四章以下、誥命と對揚の辭で金文と同じ形式であるが、本器とは全く類するところがない。もし器銘が召伯虎の淮夷征伐をいうものならば、當時詩篇にも歌われているこれらの辭句がこの器に加えられていないはずはない。郭説のように江漢の役を以てこの器を解するならば、まず詩篇との對比を示す必要がある。器は琱生の作器であり、江漢の役を以て解しえないことはあまりにも明白である。

また楊樹達氏はこの器によつて召伯の孝思謙德を證しうるものがあるとし、史の闕文を補いうるものであるという。その職は大司寇にして、「召伯虎爲周宣王時代重臣之一、屢見於經傳、此銘有可補古史之缺者、如文云用獄諫爲白、知召伯虎曾繼其先祖召公奭主獄訟之事、以周禮言之、葢嘗任秋官大司寇之職、並以功受九命作伯之賞也」とし、それよりして詩篇との關係を論じていう。

僖公二十四年左傳載富辰之語曰、召穆公思周德之不類、故糾合宗族于成周、而作詩曰、常棣之華、鄂不韡韡、凡今之人、莫如兄弟、其四章曰、兄弟鬩于牆、外禦其侮、是以常棣爲召伯虎作也、國語周語中、載富辰語、則曰、周文公之詩曰、兄弟鬩於牆、外禦其侮、是又以爲周公作也、兩說互異、……今按、周公誅管蔡、而召公乃言、凡今之人、莫如兄弟、豈非責罵周公乎、此於情理、必不可通者也、……左傳明言召穆公作詩、非言賦詩、……今以此銘核之、公分稟貝於宗族、此與糾合宗族之事一貫也、獻田伯氏、則與詩文篤念兄弟之辭一貫也、穆公之行事、與常棣詩章之所詠歌、訢合無間、故常棣之詩、必當依左傳之說爲召穆公所作、國語及毛韓詩序鄭箋之說皆非也、然則此器、不惟可以補古史之闕、亦可以解詩義之紛矣

楊說は金文を以て經解に資するというよりも、むしろ經解を以て彝銘を考えているもので、その方法には郭氏と同樣の問題がある。もし器銘が私解に述べるところのごとくならば、召伯・琱生は同宗本支の間にあつて何らかの扞格があつたことになり、楊氏の孝思謙德の解は鑿空の說となろう。また常棣のような儀禮詩を、特定の歷史事實を背景とする詩篇とみるごときも、詩篇の性質を理解したものとはいえない。その點では韓華の解釋も、同樣の弊を犯すものといえよう。江漢・崧高はもとより、召旻・甘棠もみな召家に關する詩であり、詩には召伯を歌うものが多い。そもそも召南の詩は、召家の本宗の地である洛南の詩である。その功業は經籍の上では赫奕たるものがあるけれども、金文の資料は一應それらの傳承を離れて、銘文に卽して理解しなければならない。三家の考釋は、何れもその傳承と牽合するところに、無理を生じたものである。厲王出彘のとき、宣王靜はなお幼少にして、召家に保護されて漸く難を免れた。そのとき召伯の子がそれに代つたという說話もあり、召伯の年輩はほぼ宣王の父輩に相當する。のち十四年にして宣王卽位、共和十一年の器と考えられる師嫠段には、琱生が宰琱生として右者をつとめている。おそらく王の卿士として國政を掌つていたもので、琱生の年輩もまた召伯と殆んど近かつたであろう。召伯は六年に江漢の役に從つているから、そのときなお衰老の年齡ではない。五年器によると、その母君氏はなお存命していたのである。

召氏は殷周の際の召伯父辛・召公奭のころ、並びなきほどの盛族であつた。殷代にすでに西史召として洛南に勢威のあつた召族は、殷周の革命、周の東方經營に當つて重要な役割を果たし、梁山諸器などをも東方に殘しているが、中期以後には殆んどその蹤迹を沒している。おそらく召南の故地にあつてその經營に從つていたらしく、詩の召南諸篇はその地の遺響である。ただ夷厲のころ、西周社會が危機に瀕してくると、彝器の上にもまたその名があらわれ、たとえば函皇父の器には琱娟の名があつて、皇父と琱生の家に通婚の事實があつたことも知られ、宣王の初年には召氏の本支である召伯・琱生の活躍が傳えられ、春秋以後、召氏はまた周公の裔とならんで累代周の卿士となつた。すべてこれらの事情については、かつて召方考甲骨金文學論叢二集にその要略を記しておいた。西周諸族の消息についても、金文にその徵を求めうるものは、その同時資料によつてこれを再構成すべく、文獻の傳承は、むしろ金文資料の立場からこれを評價しなければならない。この器銘に對する解釋の混亂は、その本末を逆にしたために生じたものと考えられるので、ここにそのことを付言

しておくのである。

文はおそらく押韻。𦍞・慶・慶・封は陽東合韻。諫・嗣は之韻とすべく、成・令・𠥍・令・名・獻・生・年は眞耕の合韻、また用・宗は東冬の合韻である。韻讀によつて句讀を確かめうるところが少くない。

また琱生の器に、周生豆攈古・二之一・五六　窓齋・一七・一九　淸愛・一六　周存・三・一六六　綴遺・二五・四　三代・一〇・四七・四　小校・九・九四　があり、「周生乍障豆、用享于宗室」の十字を銘する。淸愛に「嘉慶戊寅一八一八年　吳鬴堂太守所贈」とあり、劉氏收藏の器である。

なお近年、陝西省博物館蒐集の器に琱生鬲があり、やや異制のものである。文物一九六五・七にその報告がある。

琱　生　鬲

*琱生鬲

口徑二五、腹圍九三、腹深一二・二、通耳高二六糎、侈口、雙竪耳立于口沿上(一耳已殘缺)、口沿下有夔紋一道、腹部亦爲夔紋、內套細綫條的雲雷紋、三足作馬蹄形、通體光澤、口沿(內)銘文五行、行四字、

重文二

琱生作文考寛中(仲)障鬲、琱生其萬年、子〻孫〻、永寶用享

此器的形制、較爲特殊、身爲鬲形、而上却有雙竪耳、直立于口沿上、爲陝西地區出土銅器中、所少見、與尹姞鬲・公姞鬲的形制相近、唯腹上紋飾、稍有差異、在口沿下、亦多夔紋一道、腹紋多扉牙三道、器身光澤、異常精美、此器腹底、留有被火燒過的痕迹、是曾作釜用的證明

作器者琱生、見五年琱生𣪘及六年琱生𣪘、琱生爲召公之後、與召伯虎是同宗、亦見之師釐𣪘銘、已爲宰職、此鬲是琱生爲其父寛仲所作、應鑄于周宣王時期

召伯虎はその考妣を「我考幽伯幽姜」と稱しており、琱生はその文考を寛仲と稱している。琱生鬲等八件の器物は、報告によると、「這批器物是乾縣李培乾同志捐獻的、其來源據說是解放前在麟游・扶風・永壽交界處(卽在扶風北岐山一帶)的某溝出土」とあり、それ以上に詳しい事情は知られない。同出と傳えるものに白賓父𣪘二器・□作父盂一器・白考父盤一器・編鐘二器及びすでに錄した膳夫山鼎一器があり、琱生鬲の他は膳夫山鼎の條に附說しておいた。もし琱生の地がこの方面であつたとすれば、召公亭の名を傳えるこの地の召族は、この琱生の一家であつたかも知れない。

一九六、杜伯盨

杜伯盨

器名　杜伯𣪘貞松

時代　宣王大系・通考・厤朔・唐蘭

出土　二、「光緒二十年、陝西韓城澄城交界出土、凡四器、兩器失蓋」通考

收藏　「一、南陵徐氏藏、二、延鴻閣藏」貞松

著錄

器影　二、尊古・二・一七　通考・三六八　二玄・三七三

銘文　一、周存・三・補　又・三・一五四・一　貞松・六・四三　大系・一四四　小校・九・三九　三代・一〇・四二・二　二玄・三七二

二、周存・三・一五五・二　貞松・六・四二　大系・一四五　小校・九・四〇　三代・一〇・四二・一

三、周存・三・一五六・一　又・三・一五四・二　貞松・六・四三・二　小校・九・三九　三代一〇・四一・一

考釋　韡華・丁・七　大系・一五三　文錄・四・五　文選・下三・四　厤朔・五・二九　通考・五八、三六二

器制　通考にいう。「大小未詳、蓋器均飾瓦紋、蓋之口足及器口均飾竊曲紋一道、兩耳作獸首形」。器は克盨に似ているが、圈足中央の剜りが極めて淺い。

銘文　各四行三〇字

杜白乍寶盨、其用享孝于皇申且考、于好倗友、用𠦪壽匃永令、其萬年、永寶用

皇申は皇神。祖考に神の字を用いるものには、大克鼎に「䫉孝于申」の例があるが、あまり用いない語である。好倗友は乖伯𣪘にみえる。于はこの場合、雩の意であろう。大系に壽匃を連讀して壽嘏の假借とし、壽嘏永命を𠦪の目的語と解しているが、壽嘏の語は金文にその例なく、𠦪・匃は何

れも動詞であろう。克鐘に「用匄屯叚永令」の語があり、匄と叚とを區別して用いており、匄を叚に通用する例はない。文は盨・考・友、また令・年はそれぞれ合韻の字であり、韻を用いている。

訓讀

杜伯、寶盨を作る。其れ用て皇神祖考に享孝し、および倗友に好せむ。用て壽を（いの）り、永命を匄（もと）む。其れ萬年、永く寶用せよ。

参考

器は陝西吉金志に韓城澄城の出土であるという。韡華に器を朝邑の出土とし、杜伯の別邑であるとする。澄城と相隣する地である。杜伯は宣王に殺された人として知られているが、文錄に「此不必爲宣王所殺之杜伯、杜爲采地、伯爲封爵、不必其一人也」という。そのことについては鬲の條に述べる。杜伯にはまた鬲がある。

*杜伯鬲

收藏　「廬江劉氏善齋藏」貞松

著錄

器影　善齋・禮二・二五　大系・四五

銘文　貞松・四・一三　周存・二・補　之餘・二　大系・一四四　小校・三・八二　三代・五・三九・一

考釋　之餘・一　大系・一五三　麻朔・五・三九　積微居・一四二

器制　善齋にいう。「身高五寸六分、口徑七寸六分」。器は耳なく、口緣下に環文、腹に直文を飾り、三稜あり、戲伯鬲泉屋・八　など後期環文鬲と器制が近い。

銘文　一行一七字

杜白乍叔媾[阝+尊]鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用

杜伯は墨子明鬼篇に宣王に殺された人物としてその名が知られている。明鬼篇にいう。

周宣王殺其臣杜伯、而不辜、杜伯曰、吾君殺我、而不辜、若以死者爲無知、則止矣、若死而有知、不出三年、必使吾君知之、其三年、周宣王合諸侯、而田於圃田、車數百乘、從數千、人滿野、日中、杜伯乘白馬素車、朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射之車上、中心折脊、殪車中、伏弢而死、當是之時、周人從者莫不見、遠者莫不聞、著在周之春秋

この話は國語周語上にも、「周之興也、鸑鷟鳴於岐山、其衰也、杜伯射王於鄗、是皆明神之志者也」とみえ、韋注に周春秋を引いている。

周春秋曰、宣王殺杜伯而不辜、後三年、宣王會諸侯、田于圃、日中、杜伯起於道左、衣朱衣、冠朱冠、操朱弓朱矢、射宣王、中心折脊而死也

周春秋の文は史記正義に引かれていて殆んど同じ。この説話は史記の本紀にはとられておらず、史傳とはみがたいものであるが、杜氏が古い家系であることは左傳にもみえ、襄廿四年、晉の范宣子

がその家系を述べた文中に

昔匄之祖、自虞以上爲陶唐氏、在夏爲御龍氏、在商爲豕韋氏、在周爲唐杜氏

という。杜氏は一時杜に邑していたが、その國は春秋前にすでに絶封となり、杜伯の子隰叔が晉に奔つて四世、士會に及んで范に邑し范氏と稱したとされる。しかし唐杜氏が杜に邑した證はなく、明鬼篇にいう幽鬼の話も説話にすぎない。道左より起り、朱衣朱冠、朱の弓矢を以て人を射るのは、おそらく古く行なわれていた呪詛の法であり、またそれを祓う儀禮であつたと思われる。

唐杜氏の稱は陶唐氏の後なる杜氏の意であるらしく、唐・鑄と同じく祁姓である。本器の嫞を王國維は庸と釋し、詩の桑中にみえる「美孟庸矣」の庸とし、貞松の羅跋にもその説を執つているが、杜氏が祁姓であるならば、叔嫞は叔祁でなくてはならぬ。大系に庸を琱生毁に祇敬の祇に用い、また石鼓の作原石に庸々とあるのは詩の祁々に當る語であるとする。杜氏が祁姓であることは、左傳文六年に晉の文公の夫人杜祁の名がみえ、本器は杜伯が叔祁のために作つた媵器である。文は

杜伯、叔祁の隮鬲を作る。其れ萬年、子々孫々、永く寶用せよ。

銘は鬲の口沿に鑄刻されている。

杜伯幽鬼の説話は巫史一流の荒誕なものに過ぎないが、その子隰叔より四世に當る范氏士會は晉文のときの人であるから、宣王の沒前七八二より晉文の即位前六三六まで約一五〇年、ほぼ五世に相當し、杜伯の時代が宣王期に當ることはほぼ推定しうる。それでこの器を一應宣王期に屬しておく。

一九七、幾父壺

時代　夷厲期段釋・郭釋　「當近于厲王時代」陳釋

出土・收藏　「一九六〇年十月間、扶風齊家村東南約一百米的田地中、發現西周青銅器埋藏窖穴一處、係陝西省文物管理委員會工作人員雒忠如同志、在該地區淸理周墓時發現的、共有青銅器物三十九件、計夔紋罍二件、盤雲紋圓壺二件、貫耳扁壺二件、瓦紋毁八件、鼎二件、鬲一件、甗二件、盂一件、簠一件、盤一件、匜一件、編鐘十六件、其中鑄有銘文的二十八件、全部器物現藏陝西省博物館」齊家村

幾父壺乙

著録

器影　齊家村・三，四　文物・一九六一・七、封面裏

銘文　文物・一九六一・七・六〇　齊家村・三，四

考釋　陳公柔「記幾父壺・柞鐘及其同出的銅器」考古・一九六二・二　郭沫若「扶風齊

家村器群銘文彙釋」齊家村墓　段紹嘉「扶風齊家村出土西周青銅器簡介」同上

器　制　齊家村圖版目錄にいう。「幾父壺甲、通蓋高六〇、口徑一六、腹圍一〇四糎、乙、通蓋高五九、口徑一六、腹圍一〇四糎」。器は甲乙二器あり、器制殆んど同じ。獸首環耳、銜鐶の圓壺である。器腹は圏足部に近い下部で張り出しており、器の全體に三層の波狀文を飾る。蓋の口緣と圏足部には變樣虁文をめぐらしている。制作は番匊生壺に最も近い。同出の貫耳扁壺二器は項部顧鳳帶文、器腹に十字形の襷文をつけていて周麥壺に近く、幾父の二壺よりやや古い形式をもつ。同出の器では、簋に本器と同樣の波狀文がある。

銘　文　甲乙二器。甲一〇行、乙九行。ともに五五字。兩銘とも縱橫の界格があり、頌壺・大克鼎・番匊生壺・鬲攸從鼎など夷厲期によく行なわれた形式である。

隹五月初吉庚午、同仲宮西宮、易幾父示𠦪六・僕四家・金十鈞、幾父拜䭫首、對揚朕皇君休、用乍朕剌考障壺、幾父用追孝、其邁年、子〻孫〻、永寶用

同仲の名は師兌𣪘一に右者としてみえている。おそらく同一人であろう。郭氏が大系においてその器を幽王に列し、この器を夷厲の際としているのは矛盾である。郭・段兩家とも、師兌𣪘の同仲に言及していないのは、あるいは別人とみてのことであろうか。郭氏は「同仲當是朝廷的重臣、在畿甸內有封邑的上卿、故能以臣僕金物等賞賜其臣屬幾父、而幾父稱之爲皇君」と述べているが、師兌

𣪘に同名の者があることにはふれていない。師兌𣪘二器は共和期のものと考えられ、この器もおそらく共和期に入るべきものであろう。同出の柞鐘はその紀年日辰によって幽王期の器であることが知られるが、同窖の諸器は必らずしもその時期が同じでなく、本器は師兌と時期の近いものと考えられる。ただこの器では同仲は幾父の主君として、幾父に賜與しており、威望の高い勢家の地位にあつたようである。幾父はあるいは仲幾父𣪘攈古・二之二・六二の幾父であるかも知れない。仲幾父𣪘は陶齋・二・五に器の圖象を載せており、陳釋に本器と同出の瓦文𣪘齊家村一六〜一九と同制の器であることを指摘している。ただ仲幾父𣪘の幾の字形は、幾父の幾とかなり字形が異なつており、「中幾父史幾使于諸侯諸監、用厥賓乍丁寶𣪘」という銘文によると、仲幾父の他

になお幾という人名がある。窨は宮字の異文として麥器等にみえる。段釋に師望鼎の例を指摘しているが、鼎では皇考窨公の名に用いたもので、この銘とは關係がない。郭氏は「窨假爲居、西宮當是同仲所居之宮、不必是西周王室之宮、易經云、入於其宮、不見其妻、可證古代非王者所居、亦可謂之宮」と述べているが、册命には諸臣の宮廟で行なわれる例も多く、易の引用に待つまでもない。陳釋に窨は麥器では麥窨のように名詞に用い、また窨伯・窨公等の名をあげて氏號の例とするが、ここでは動詞の用でなければならぬという。西宮は伯戜毁にも「其作西宮寶」とあつて、彔氏の宮廟であり、本器の西宮も同仲の宮廟である。從つて窨は單に居室の義でなく、儀禮の意味を含むものであろう。陳釋は字を動詞の用として在・格・客と同義の用法としているが、祖廟に伺候して祀る意をもつものと思われる。

幾父に對する賜與のうち、示𠦪は他器に所見なく、難解な語である。段釋に字を干賁と釋して

干賁卽執盾的車兵、周禮夏官虎賁氏、掌先後王而趨以卒伍、又、旅賁氏掌執戈盾、夾王車而趨、此云干賁、似相符合、準以上周禮所說、是干賁爲天子儀仗、以天子儀仗干賁六人等等賜幾父、證明幾父當時在周室職位不小

と論じているが、字釋も確かでなく、また天子儀仗の兵を、同仲が恣にその家臣に與えることも考えがたい。郭氏はその說に商すべきところありとして、別に示苞とする解釋を提示した。その說にいう。

此二字以六表數、其爲器物固無疑、又在三項賜品之中居第一位、必然是在禮制上値得尊重的東西、金文凡列敍賜物、於貴賤輕重之間有一定的次第、例如秬鬯一卣、爲數雖少、必序於錫物的首位、以此推之、此二字在禮制上亦必爲隆重之物、因此、我認爲應該是示茅

茅者青茅、古人用以縮酒祭神、左傳僖四年、齊桓公伐楚、所數楚罪狀之一、便爲爾貢苞茅不入、王祭不共、無以縮酒、注、束茅而灌之以酒爲縮酒、可見用青茅縮酒在春秋時猶然重視、𠦪字正象茅形、茅乃後起之形聲字、本銘拜字從此、正表明拜字初義乃在束茅之前擧手敬禮、此字一般寫定爲𠦪、或假爲祓（祭名）、或假爲賁（華飾）、音俱相近、後起字之茅既已出現、故本字本義俱廢

此言示茅六者、卽縮酒共祭之青茅六莖、恰可爲一束、不太大、也不太小、蓋同仲得之於王、而又以分錫其臣下、估計、古時用茅之數必以多少爲等級、下級者或根本無用茅之資格、故幾父受同仲六茅之錫、而以爲無上光榮、列於錫品僕四家金十鈞之上

縮酒に茅を用いることは經籍にも多く見えているところであるが、茅を賜うに六莖とその莖數をあげるのは、いかにも細密に過ぎることである。思うに示字の釋は祝字の或體にこの形に作るものがあり、神示の義であることは首肯しうるが、𠦪は兩ㅂに從う形で、酒を縮すものに祝册を加えることは稍しく不自然であると思われる。かつ六の數が、この賜與をいうときの成數であるならば、たとえば蓬矢六の蓬字の假借とする考え方などもありえよう。禮記內則に生子の禮を記して

國君世子生、告于君、接以大牢、……三日卜士負之、吉者宿齊、朝服、寢門外詩負之、射人以桑弧蓬矢六、射天地四方

という修祓の儀禮が行なわれる。この禮は國君世子のときに限らず、修祓儀禮として一般に行なわ

れたものと考えられ、射義には男子出生のときの禮とされている。あるいは幾父の家に吉事があってその賜與をえたのであろう。主君が臣從の吉凶の際にそれぞれの賜與をしたことは禮書にもみえることであるが、金文では、たとえば卯毁によると、卯の父の不淑のとき、その辟君である焚伯が窠を賜うて、その喪事を助けたことが記されている。本器もまたその辟君たる同仲より幾父が示蓬六を賜うているのは、幾父の吉事に對する賜與とみられる。本器には賜與の事由をあげず、特に事功によるものとも思われないから、おそらく慶祝の意を以てこれらのものを賜うたのであろう。他の賜與も、紀念として、あるいは慶事の費に充てるための賜與であろう。示弆の弆には、祝册の器である二口の形が添えられている。內則に「子生、男子設弧於門左」・「三日始負子、男射、女否」とあつて、祝册を加えた蓬矢はあるいは門に設けるものであつたかも知れない。縮酒の菁茅ならば、祝册を加えるには不適當なように思われる。貣・弆・拜・蓬は古音において同紐であつたと考えられる。

僕を賜うときには、伯克壺「白大師易白克僕卅夫」のように夫を以て數えることもあり、叔夷鎛「釐僕三百又五十家」のように家を以ていうときもある。段釋に「僕四家、僕以家計、是當時賞賜僕人帶有家屬、可知僕之妻孥、同爲奴役」といい、郭釋には、「僕四家者、卽上等奴隸（所謂管家娃子）四家、古者上等奴隸有家室、故以家爲單位計算、連其妻子一幷賜予、下等奴隸則如牛馬、無家室、爲蓄衍計、許其通淫、故以夫或人爲單位計算」という。賜臣のときにも十家・五家のようにいい、臣僕は同義であるが、金文には僕射・宰僕・僕御など官名とみるべきものがあり、詩の僕夫は戰士である。衆僕・夷僕のように衆・夷を連稱するものは、奴隸に近いものであろう。陳釋には、叔夷鎛にいう釐僕三百又五十家は萊夷滅亡後にこれを隸屬化したもので、本銘の僕四家とは分別があると論じている。夫と家と稱するものの間には、當然その身分や生活形態の上に相違があるはずである。上文の賜與がもし慶事に際してのものならば、この僕四家の賜與もそれと關連するものであろう。金十鈞もまた同じ。郭釋に

金十鈞、說文及鄭玄注周禮秋官大司寇、均以三十斤爲鈞、金者銅也、銅賜三百斤（頗疑所謂斤乃古泉中所習見之釿字、並不等於十六兩）、不可謂不豐厚、但金十鈞、却列在三項賜品之最後、而以示茅六冠之、於此可以看出古人神道設敎的用意、葢臣僕與金屬爲物質財富、而祭品則爲精神財富、唯心唯物之輕重、也可以明顯地看出

という。賜與の列次は、一般に儀器・禮器を首とする定めであつた。金は祭器を作る質料として與えられているもので、本器の賜與が事功によるものでないことから推して、これらの賜與は贈酬のものであろうと思われる。

皇君とは幾父の辟君をいう。段釋に「皇君卽皇王、與不嬰毁・師默毁・叔夷鐘諸銘文同例」というが、不嬰毁には皇君の語がみえず、他の二器は何れもその辟事するところをいう。本器も同仲の賜與を受けているので、王の賜與ではない。末文の形式は後期以後習見。乙器は「子〻孫〻」を「孫〻子〻」に作つている。

訓讀

隹五月初吉庚午、同仲、西宮に宕し、幾父に示𣞤六・僕四家・金十鈞を賜ふ。幾父、拜して稽首し、朕が皇君の休に對揚して、用て朕が剌考の障壺を作る。幾父、用て追孝せむ。其れ萬年、子〻孫〻、永く寶用せよ。

参考

器は窖藏出土のもので同出三十九件、器の時期に前後があり、必らずしも一時一家の器ではないが、しかし中友父諸器や柞鐘にみえる仲大師は、同仲の名と無關係とは考えられず、同族親緣の間に傳世していた器が、何らかの事情で一窖中に祕匿されていたものと思われる。大量の器群の發見は、墓葬の場合には一定の限度があるものであるから、むしろこのような窖藏品が多かつたのではないかと思われ、齊家村の序言をしるしている黨晴梵氏も、寶雞器群二百餘件のごときもあるいは窖藏のものであろうと推測している。窖藏器群については、別の機會に述べる。
本器の賜與中、僕四家について、郭氏は大いに議論を發して、古代奴隷制説の一證とすべきものとしていう。

　幾父一次所得、雖只僕四家、但他本人所已有的臣僕、必然遠遠超過這個數目、研究古代的資料、宜發揮顯微鏡和望遠鏡的作用、如果拘泥在表面形象上、那就看不深、看不透、看不明、看不遠、研究自然科學也不能不發揮想像力、但這是說要在實事求是的基礎之上發揮想像力、而不是憑空妄

想

中國における古代奴隷制の問題には、なお明らかでない點が多い。金文にみえる多數の人民賜與は、たとえば宜侯夨𣪘・大盂鼎など、何れも封建と關連するものであり、一般の賜與には臣十家・僕四家など小規模の賜與をみるに過ぎない。もしその背景に大規模な奴隷制を考えるとすれば、別の方法による論證を必要とし、顯微鏡的に擴大して能事畢るというものではない。中國の古代には、奴隷制というよりも、むしろ部民的形態のものが多かつたのではないかと思われるが、本器の僕四家の賜與のごときも、多分に紀念的意味をもつものであろう。
なお同窖の諸器については、窖藏中最も時期の下るものと思われる柞鐘の條に述べる。

一九八、柞　鐘

時代　夷厲期郭釋　厲末段釋

出土・收藏　幾父壺に同じ。

著錄

器影　文物・一九六一・七、封面裏　齊家村・二四以下　二玄・三八二

銘文　文物・一九六一・七・五九　齊家村・二四以下　二玄・三八一

考釋　陳公柔「記幾父壺・柞鐘及其同出的銅器」考古・一九六二・二　段紹嘉「扶風齊家村出土西周青銅器簡介」齊家村　郭沫若「扶風齊家村器群銘文彙釋」同上

器制　すべて七器。その尺寸等次のごとし。なお無銘の一鐘を加えておく。

	通高	口寬	口長	銘文	
甲	通高五二	口寬二四・五	口長三三・〇	銘文鉦間鼓左	全文四五字
乙	五〇	二二・六	三一・八	銘文鉦間鼓左	全文四五字
丙	四九	二二・五	三二・八	銘文鉦間鼓左	全文四五字
丁	四六・七	二一・〇	三〇・〇	銘文鉦間鼓左	全文四五字
戊	三四	一五・〇	二〇・〇	銘文鉦間	前文二〇字
己	二九	一二・〇	一八・〇	銘文鉦間	後文一五字
庚	二一	八・四	一二・〇	銘文鉦間	末文五字
辛	二五・五	一〇・〇	一三・五	無銘	

器は鼓上にいわゆる象首文、篆間に斜格獸文を飾る。器制は八器ともみな同じ。なお鼓右に鳳文形式の一文様をそえている。同出の中義鐘も、同じ器制である。

銘文　甲以下四器全銘、四五字。戊己庚の三器は通じて一銘をなす。段釋に、分銘の第三器に當る部分を缺くとしているが、その部分は「用乍大鐳鐘」の五字であり、分銘の鐘にはこの五字を略したとみることができる。

柞　鐘

佳王三年四月初吉甲寅、中大師右柞、柞易載・朱黃・䜌、嗣五邑佃人吏、柞拜手、對䚄中大師休、用乍大鐳鐘、其子〻孫〻、永寶

器の紀年日辰は、夷厲宣三王の何れにも合わず、幽王の他

に屬すべきところがない。幽王期の器年銘は從來一器も確かなものがなく、大系に元年師兌、二年鄦毁・三年師兌の三器を幽王に配するも何れもその暦譜と合わず、厤朔も同說であるが器銘を誤鑄として恣に改訂を加え、董氏の譜には鄦毁と吳方彝を錄するなど、かなりの混亂がある。鄦毁はその銘辭の內容からみて厲王の二年に屬すべきものであり、幽譜に合するものはひとりこの器があるに過ぎない。

仲大師はおそらく幾父壺にみえる同仲の家であろう。幾父は同仲の陪臣であるが、仲大師が同仲と同じ家の人であるとすれば、柞もまたその陪臣である。同仲の名は共和元年とみられる師兌毁一にみえ、共和期の同仲と幽王期の仲大師との間には世代の相違があり、この兩者を同一人とすることには年代上の困難がある。同氏の家は後期に權勢をえた一族であるらしく、孝王期とみられる詢毁に「文祖乙伯同姬」とみえるものも、同氏出自の人であろう。それならば周と同宗にして姬姓の家である。そして仲大師が同仲の族であるとすれば、同仲は大師として、當時威權を一身に集めていたものとみられる。宣王期の不嬰毁以後、王室の册命を記した銘文が少なく、西周の滅亡に至る宣幽の間は、おそらく廷禮も廢して多く行なわれなかつたのではないかと思われる。本器も陪臣の器である。

郭釋に、同仲と仲大師とを一人とし、また幾父と柞とを一人として、

仲大師當是朝廷之重臣、當卽幾父壺之同仲、如此、可知柞卽幾父之名、柞通作（量侯毁作器字作柞）、名柞字幾父者、本諸見幾而作之意、仲大師右柞者、乃周王召見柞、而仲大師爲之右

という。「見幾而作」は易繫辭の文であるが、このような名字對待の例をみず、またこの語が當時行なわれていたものかどうかも知られない。かつ一器に名を用い、一器に字を用いるとするのも不審である。同仲と仲大師、幾父と柞とは、各〻別人とみるべきである。また郭氏は、器を王室の廷禮

をいうとしているが、大師の賜與に對揚して器を作つていることかも、王室の廷禮とはみなしがたい。

仲大師は、伯大師というのと同様の名號である。伯克壺に「白大師易白克僕卅夫」とみえ、伯克は「敢對揚天右王白晉」と述べており、大師の地位は「天右王」を冠稱しうるほど高いものであつたらしい。白大師がいかなる人物であるかは知られていないが、仲大師は同仲の子であり、周の同宗であるから、この期の大師職は、あるいは王族がこれに當つていたかも知れない。夷末に函皇父がその地位にあつたらしいが、その後白大師・仲大師などが歷世その職を承けたものであろう。白大師はおそらく厲王期、仲大師は幽王期の人と考えられる。陳釋に仲大師の仲を姓氏と解しているが、伯氏・仲氏という場合の仲であろう。

右はもとより右者のことである。賜與は仲大師の與えるところであり、從つて對揚の辭にも「對揚仲大師休」という。賜與者自ら柞を迎えて賜與したのであろう。柞字に重文あり、陳釋にこれを金文に專用する一異體字とみているが、「柞易」の易は被動によむべきところである。

载は载市・载弁のように用い、單に载というときは载市であろう。朱黄は朱衡。禮服と玉器・旂章とを合せて賜與した佩玉で、载市は趞曹鼎一等以下に習見する。ただ單に载という例は殆んどない。郭釋にこの部分について、「正確言之、應爲王錫柞、柞爲王臣、職位亦不低」というが、銘文中に一言も王に及んでおらず、伯克壺と同じく陪臣の器とすべきである。

銘は賜與の後にその職事をいう。免觶・豆閉毀・師奎父鼎・兮甲盤等にその例がある。職事は五邑の甸人の事を司るものである。吏は事。五邑の名は、共和元年師兌毀一に「疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬」、また鄭毀に「昔先王既命汝乍邑、䌛五邑祝、今余隹䌛𧶠乃命」とあつて、五邑に走馬や祝の官のあつたことが知られるが、ここではその甸人を管掌することを命じている。段釋に「甸人事」を甸師の職に當るものとし、その職事を論じていう。

> 周禮天官、甸師掌帥其屬而耕耨王藉、以時入之、以共齍盛、卽掌管王畿農事、以供祭祀之職務、又地官小司徒、乃經土地而井牧其田野、九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、四甸爲縣、四縣爲都、以任地事而令貢賦、凡稅斂之事、在天官中之甸師是王畿內統率農畊之事、此甸師當卽佃師、亦卽農師、地官中是劃分農畊之區域、由井丘甸縣都以統屬之經收其貢賦稅斂、此甸字爲收農稅之區、與天官中之甸字含義、殊不相同、銘文中於錫柞物品後、又命其職務、當卽甸師、不必以職掌畿內五邑之農事與收稅之四邑制度不同、而有所疑惑也

「五邑甸人事」を以て天官甸師の職に當るとするものであるが、郭釋と同じく王官と解する立場からの説である。五邑走馬・五邑祝の名からいえば、五邑甸人事とは文字の通り五邑の地の甸人を管掌するものとしてよい。五邑の地は、おそらく當時仲大師の領邑としてその支配に屬しており、柞は陪臣としてその甸人を管理することを命ぜられたのであろう。金文にみえる官職は周禮と一致しないところが多く、この銘のごときも周禮によつて說きがたい職事である。陳釋に、柞は周禮柞氏の後であるとしていう。

周禮周官柞氏、注云、柞除木之名、秋官司寇下曰、柞氏掌攻草木及林麓、疏云、掌攻草木及林麓

者、與山虞林衡爲官聯也、此鐘作器者的柞、或世代掌柞氏之官、而以官名氏者、今又令之管理五邑之處甸人職務、或甸人與柞氏均主田野、其職司範圍有相類似之處

あるいはそのような關係があるものかも知れない。

器は陪臣のものであるから、その職事は必らずしも王官中のものとすべきでない。末文に拜手とのみいって稽首の語を加えていないのも、王臣としての廷禮でないため、その禮を略したものとみられる。

銘は末文において仲大師に對する對揚の辭を著けている。そのことについて郭氏はいう。

柞旣受王賜、拜王官、因而作器矜榮、傳諸子孫、然而所可異者、柞不對揚王休、而却對揚仲大師休、這明明是知有恩人的仲大師、而不知有王了、看來應該是夷王・厲王時代的現象、由器制・花文・銘體・文字以占之、亦相適應

王より賜與を受け、しかも仲大師の恩寵に對揚して器を作っているのは、王室の陵夷を示す徵證であるとするのであるが、王命・王官・王の賜與とは郭氏自ら設定した解釋で、銘文そのものには何ら異しむべきところはない。王室の陵夷は、宣王後年以來、逑鼎二器を除いて王室の廷禮を記す銘文がないという事實のうちに端的に示されている。郭氏が同仲と仲大師とを一人としながら、同仲の名のみえる師兌設一を幽王に、本器を夷厲期において、夷厲期の衰微を論ずるのは、矛盾というべきである。柞を幾父の名とすることなど合せて、郭說には矛盾が多く、篤實の論としがたい。

全銘の四鐘は、以上の全文を勒しているが、分銘第一器は「隹王三年」より「朱黃・䜌」まで、第二器は「𤔲五邑」以下「中大師休」まで、第三器は「其子〻孫〻、永寶」とあり、全銘器の「用乍大鐕鐘」五字を脱している。分銘の小鐘であるので、この語を省いたものとみられる。文は柞・事・手・休・寶など、韻を合するものであろう。

訓　讀

隹王の三年四月初吉甲寅、仲大師、柞を右く。柞、載・朱黃・鑾を賜ひ、五邑の甸人の事を司らしむ。柞拜手して仲大師の休に對揚し、用て大朁鐘を作る。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

中義鐘丁

參　考

全銘器は四鐘何れも半米前後の大鐘であり、小鐘と合せて八鐘一肆をなす。同窖の中義鐘もまた八鐘一肆、左傳襄公十一年の歌鐘二肆の杜注に「肆列也、縣鐘十六爲一肆」とあるものの半數に當る。邵鐘や叔夷鐘などの遺器によって考えると、八鐘が一具であ

つたことが知られ、作・中義の二鐘は一具が完全に遺存しているものとみてよい。以下に同窖諸器について記しておく。

＊中義鐘

八器。器の形制は殆んど柞鐘と同じ。ただ鼓部の文様は、柞鐘が鼓右に加えている鸞文を主文として左右相對し、柞鐘が主文としている象首文の右と同形のものを鼓右に配している。文様を互易しているとみてよい。また舞上に鈕をめぐつて變様夔文六個を加えている。柞鐘については、舞部の文様についての記載を缺く。中義鐘八器の尺寸は次の通りである。

	通高	口寛	口長	銘文
甲	通高四九	口寛二五	口長三一	銘文鉦間一〇字
乙	四六	二一	三一	銘文鉦間一〇字
丙	四六	二二	二九	銘文鉦間一〇字
丁	四三	二〇・五	二七・五	銘文鉦間一〇字
戊	三二・五	一四	一九・五	銘文鉦間一〇字
己	三〇	一二	一六・五	銘文鉦間一〇字
庚	二四・五	九・二	一二・五	銘文鉦間四字、鼓左六字
辛	二二・五	八・五	一一・二	銘文鉦間四字、鼓左六字

銘文にいう。「中義乍龢鐘、其萬年永寶」。一〇字。中義の中は上下に旂を加えた字形に作る。郭釋にいう。「一竪之上下、各作二旒或三旒、而圏其中部、意謂其所圏處適當其中、伯仲之仲則作中、卽箭射中的之中、一圏示的、一竪示矢、乃會意字」。旂あるものは指事、なきものは會意とするのであるが、兩者はその基本形同じく、構成上の區別があるわけではない。中に偃旂を付するのは中軍軍旗のあるところを示したもので、もと軍事上の中軍を、一般の中と區別した字形とみられる。中廷の中にはみな旂を付し、伯仲の仲に中を用いるのは、慣用上のことに過ぎず、中もまた旗幹の象である。箭射中的、あるいは舎中の中と稱するものは、みな轉義で、中は中的の象ではない。氏號の中には安州六器の中氏の字にも旂あり、中・中伯・中子の諸器もみなその字形を用いる。殷以來の族號である。齊家村出土の器にも中友父の器あり、またこの字形に作る。あるいはそのような古族であるかも知れない。同じく齊家村の別窖から出土したとみられる天字形圖象をもつ文考日癸の器群は、明らかに東方系氏族の彝器であり、この地に東方系の氏族が移されていた事實が知られるのである。

八鐘のうち、字迹が泐して明らかでないものが多いが、丙戊己庚の諸器は比較的原形を保つている。甲乙丁の諸器の字様が殆んど線刻のように細いのは、鉦部を鼓して歌樂に用いたため、磨滅したものかも知れない。同窖出土の甗のごときは、文字磨滅してほとんど屬讀しがたいが、これも當時使用のために泐し去つたものであろう。

器の時期については郭釋に、「鐘之形制・花紋・乃至其銘文字體、均與柞鐘同、確系一家之物、可能器鑄於同一匠人、銘書於同一寫手、時代自相去不遠」としている。郭氏はすでに柞と幾父とを一人とし、またいま柞と中義とを一家とするが、窖藏器の性質上、みだりに推斷を許さぬとこ

ろがある。ただ柞・中義兩鐘の時期の近いことは、その制作が極めて似ていること、三年柞鐘ののち、八年にして西周が瓦解していることからみて首肯すべく、この鐘もまた幽王期に屬しうるものであろう。

なお既著錄にみえる中義父諸器も、おそらくこの中義の器であろう。「中義父乍隮鼎」三代・三・四・七「中義父乍新客寶鼎」同三・三八・一、五器「中義父乍旅盨、其永寶用」同一〇・二九・一「中義父乍旅鑘、其萬年、子〻孫〻、永寶用」同一八・一五・三などがあり、鼎二器は貞松圖上・二二・獲古一に圖があり、盨は上海五九にみえる。鼎は殆んど同制の環文三獸足鼎、鑘は環文に鱗文を配したもので、周末の器制と考えられる。上海にいう。

仲義父鑘

寬肩、上飾兩龍作耳、口沿有鑿、可結帶、蓋及體部、有帶狀鱗紋、腹部滿施重疊鱗紋、是象徵龍蛇體軀的、平底、外有假圈足、鑘的形制、起於西周後期、唯存於世者甚稀少、據貞松堂集古遺文二・六所載、此鑘與大克鼎同出土於陝西省扶風縣法門寺任村、仲義父之器傳世者甚多、仲義父鑘二器、皆藏本館、另有仲義父鼎、本館藏其三器、仲義父新客鼎、本館藏二器

すなわち仲義父諸器は、いま殆んど上海に蒐集されているといつてよい。

齊家村の同窖三十九器中、幾父壺二器・柞鐘八器・中義鐘八器を除く二十一器について、略說を加えておく。窖藏の時期や事情を考える上からも、同窖諸器についての知見を必要とするからである。

1・2　夔文罍甲・乙　甲は高四七・五糎、口徑二三糎、腹圍一一六糎。乙は高四七糎、口徑二一・八糎、腹圍一二〇糎。大小殆んど同じく、器制も同じ。有肩、環耳にして縄狀の銜鐶がある。項部に波狀の帶文、肩部に巴狀文と蹲居形虺龍文を交互に配し、器腹には蕉葉狀中に兩虺龍相對する文様六を並べ、圈足に一弦文を付している。波狀文を除く外は、みな初期文様のモチーフを用いている。器形・文様は滔□罍 陶齋・三・七 通考・七九四 とかなり近く、通考にはその器を西周後期に屬している。兩器とも無銘。文様の表出は齊家村東出土の諸器と通ずるところがあり、あるいはそれらと時期の近いものであるかも知れない。その器群は、方尊・方彝・兕觥・盉などの器種を含んでい

夔文罍甲

貫耳扁壺甲

る。兩罍は同窖三十九器中、時期の最も早いものであろう。

5・6　貫耳扁壺甲・乙　甲は通蓋高五二糎、口寬一七糎、腹寬二六糎。乙器も尺寸同じ。ともに無銘。蓋口及び貫耳のある項部に、分尾の顧鳳文が相對し、器腹には十字帶、圈足に鱗文を付している。貫耳壺であり、また文様からみても3・4の幾父壺よりむしろ古く、1・2と相並ぶ時期のものでないかと思われる。あるいは番匊生壺などより早い時期のものであろう。顧鳳の帶文は、中期に盛行していたものである。

7　伯邦父鬲　侈口・有肩の鬲。高一二糎、口徑一八・五糎、腹圍五六糎。腹部の文様は環文などで構成した變樣の獸文。象首文系統のものであろうが便化が著しい。虢季𣪕鬲・鄭興伯鬲などが、ややこれに類していよう。三方に小稜を付している。銘は口緣にあり、「白邦父乍𩱧鬲」の六字を銘している。𩱧は齍にして小鼎の意である。方鼎にもこの字を用いることが多い。

8　叔□父鼎　立耳三獸足鼎。通耳高二八糎、口徑三〇糎、腹圍八九糎の小鼎である。器腹は半椀形をなし、項下に環帶文一條を付す。銘は「叔□父乍鼎、其萬年永寶用」の十一字。字迹の磨滅が著しい。

伯邦父鬲

9　弦紋鼎　立耳三獸足鼎。通耳高四二糎、口徑四二糎、腹圍一二三糎。前器よりかなり大きい。器腹は半椀形、突線を以て二弦文を加えている。無銘。

10・11　中友父𣪕甲・乙　兩器尺寸同じく、通蓋高二二・八糎、口徑一九・五糎、腹圍八〇糎。兩耳犧首象鼻、珥あり、三小足を付す。器蓋口緣と圈足部に變樣夔文、他は瓦文。師嫠𣪕などにかなり近い器制である。銘は何れも「中友父乍寶𣪕、子〻孫〻、永寶用」の一三字。中の字には上下に二斿を付しており、中義鐘の中と同じ。一家の器とみられる。

12　中友父匜　獸耳獸足の匜。通高一二・五糎、口寬一三・五糎、口長二六糎。口緣に變樣夔文、器腹に瓦文を付す。器內に「中友父乍匜、其萬年、子〻孫〻、永寶用」の銘文一五字を加えている。

13　中友父盤　附耳の圈足盤。通高一二・五糎、口徑三六糎、腹圍一一一糎。器高は匜と同じく、雙器。銘は盤心にあり、「中友父乍般、其萬年、子〻孫〻、永寶用」と銘する。

14・15　友父𣪘甲・乙　兩器尺寸同じ。器高二三・八糎、口徑一九・五糎、腹圍八〇糎。兩耳獸首象鼻、珥あり、三小足。文様は中友父𣪘と同じ。銘は「友父乍寶𣪘、子〻孫〻、永寶用」の一二字。この器には中字を加えていない。

16〜19　瓦文𣪘四器。　甲乙二器は尺寸殆んど同じく、甲器高二一・五糎、口徑一八・五糎、腹圍七七糎、丙丁また大小等しく、器高一六糎、口徑一八糎、腹圍七六糎。兩器ずつ一具のようである。蓋に肩あり、器蓋の口緣に變樣夔文、器腹瓦文、圈足に環文を付す。丙丁は失蓋。何れも無銘である。器制は虢𣪘等に近い。

仲友父𣪘

20　波狀文簠　環耳四足の簠。高九・五糎、口寬二二・五糎、口長二五・五糎。口下に環文、器腹に大きな波狀文、足に鱗文を付す。銘は「□□乍寶黃、子〻孫〻、永寶用」とあり、他の作器者と名異なる。郭釋に人名を剛遺と釋するが確かでない。黃は匚に従う。簠の初文で匡に作るものと同聲であろう。郭氏いう、「蓋簠者、古人以竹類編制、其後範之以陶、更其後鑄之以銅、銅簠一般較晩出」。現存遺器では免簠などが最も初期のものである。

21　弦文盂　附耳侈口の盂。通高二四・五糎、口徑三六糎、腹圍九一糎。項下・圈足に二弦文を付す。

22　中伐父甗　立耳の甗。通高四〇糎、口徑二九糎、腹圍六三糎。項下に斜格形獸帶文がある。銘にいう。「中伐父乍姬尙母旅甗、其永用」。中字は中義・中友父の中と異構で上下の斿がなく、伯仲の仲。郭釋に、「旅乃論語、季氏旅於泰山之旅、祭也、非旅行之旅、器無媵字、非嫁女之物、此殆仲伐父爲其妻姬尙母所作之祭器、尙母乃女字、古人男子之字稱某父、女子之字稱某母、姬尙母乃姬姓之女、足證仲伐父非姬姓、乃仲伐父之族與姬姓之族、聯爲婚姻」という。旅が羈旅の意でないことは明らかであるが、彝器に旅宗・旅宗彝の語が習見し、旅は旅宗の器である。「姬尙母旅甗」と稱するのであるから、尙母のために旅宗の彝器を作つたのであろう。妻のために旅器を作る例は、たとえば寍叔𣪘三代・八・五一・一や雋叔盨三代・一〇・三六・三のように、明らかにその關係を文辭の上に認めうるものがあり、夫人の廟祭の用に供したものと思われる。夫人廟祭のためには、「姬莽女乍齋鬲」三代・五・一六・三のような自作の器も多く作られている。

仲伐父甗

23　弦文甗　通高四五糎、口徑三四糎、腹

圜七五糎。立耳の甗。項下に二弦文、鬲部に眼形に擬した乳文があり、各分當が獸頭のようにみえる。銘約十一字、重文二。字は殆んど磨滅して識りがたく、ただ末文に丼の一字がある。鄭丼・咸丼の丼と關係があるかも知れない。

24〜31は柞鐘、32〜39は中義鐘である。以上同窖出土三十九器の時期について、段釋にいう。

綜合諸器推斷鑄造年代、兩罍稍早、似爲西周中葉前期物、幾父壺根據銘文書法和格式研究、可能爲夷厲間物、其餘各器、縱非一時所鑄、其時代要皆接近共和時期、幾父壺銘文中的同仲的同字、從語意考訂、確是族氏、可證陝西省博物館舊藏一九五九年藍田寺坡村出土詢𣪘銘同姬的同、也是氏族名、並非動詞、容希白先生定同爲氏族名、是有根據的

又這一批靑銅器全部三十九件、就中有銘文的首先僅發現二十四件、由於後來把全部器物經過詳細剔洗、又發現了三件中義鐘和一件甗、都有銘文、全部器物有銘文的共有二十八件、較彙報時增加了四件

根據編鐘的銘文、八件是柞鐘的一編、一件無銘文、八件是中義的一編、可以看出編鐘數目的發展、西周早期的鐘是三個爲一組、同時也是一編見長由墓編鐘、到了晩期、四個爲一鐘、成了八個一編、

……其發現有銘文的甗、是因當時使用日久、銘文二行字迹磨滅、就隱約可辨的銘文末末一字審視、是丼字、按金文例、凡彝器在銘末的氏族名標識、差不多都是鑄器人的氏族名、丼井字、即邢字、當是井人所鑄的器物

同窖諸器中、兩罍はその器種・文様よりみて時期比較的早く、また貫耳扁壺兩器も分尾の顧鳳文を

もち、何れも中期末に屬しうるものであり、おそくとも孝夷期を下ることはない。兩甗の時期も同斷で、中伐父の中は同仲の仲と關係があろう。分子分宗はその別氏の字を以て家を稱する例である。幾父壺にみえる同仲は師兌𣪘一の右者としてみえ、共和期の器とすべく、おそらく仲の本宗の家であろう。柞鐘の紀年は幽王期の外に屬すべきところのないものであるが、柞鐘の中大師は同仲の家系の人と考えられ、中伐父も同家の人であろう。また中友父諸器の中は、中義父の中と同じ字形に書かれており、柞・中義兩編鐘の時期は相近いものと思われる。すなわち同窖諸器の時期は、大體において孝夷期より幽王に及ぶ數代にわたつている。このうち、有銘甗のように長期の使用を經た器物を含んでいる事實から推して、これらの器は、特定の氏族集團によつて傳承されていた器群が、何らかの事情によつて窖藏祕匿され、今日に至つて出土したものであろうと考えられる。

編鐘としては、段釋にいうように普渡村編鐘など時期の比較的早いものであるが、懿孝期にはすでに虘鐘傳世三器、二編鐘文不完があり、夷厲期には虢叔旅鐘傳世七器・克鐘傳世七器・兮仲鐘傳世七器などもあらわれていて、柞・中義二鐘のごときは、その器制・銘文よりみても、西周編鐘としては最も後期のものに屬している。器もまた夷厲期の豪族の鐘に比して、かなり遜色のあるものである。從つて窖藏諸器の時代は、夷厲よりかなり下り、西周最末の幽王期にあるものとすべきであろう。

窖藏の時期や事情について、段氏の簡介に「以上諸器初發現時、同在一袋形地窖內重疊存放、與解放前扶風任家村出土的善夫等諸器埋藏情形相似、可能同爲周室東遷時、王朝近臣祖廟中的彝器、一時携帶不及、倉卒埋藏窖中、（窖藏詳細記錄、另有陝西扶岐窖穴墓葬發掘報告）」とあり、東遷の

際の窖藏とする説がみえており、また郭氏の彙釋にもその説を是として、次のように論じている。

器群既出於窖藏、而非殉葬、因此、必須探索其所以窖藏之由、此種窖藏器群、在西安附近、以前曾有所發現（簡介中提到解放前扶風任家村出土的善夫等諸器、即其一）、最近科學院考古所在長安馬王村與張家坡之間、也發現了一坑、都是成群的西周彝器、而以西周中葉以後者、爲數尤多、故可看出、寶器窖藏、在西周後期成了相當普遍的現象、這裏必然是遭遇到了一次國家的大變故、這樣的大變故、在西周後期、只有兩次、一次是厲王奔彘、另一次是周室東遷

厲王奔彘、是一次國內革命、在厲王三十七年、國人起義、把厲王趕跑到山西境內去、國人逼着要殺厲王的太子靜、即後來的宣王、使得召公用自己的兒子來假充、替了死、共伯和代行執政、至十四年之久、這樣一個變革、可以算得是天變地異、在這時不同情變革的貴族、可能窖藏了寶器、跟着厲王出奔、但這一變革後來是失敗了、共伯和行政十四年後宣王復辟、逃跑了的貴族也應該跟着復了辟、因此、窖藏之器使得以重見天日、不至埋藏地底至二千七八百年之久、故厲王奔彘這一次的大變革、可以除外

於此、大批器群的窖藏、直到今天纔重見天日、就只能有一次大變革的可能、那就周室東遷了、簡介裏說、可能因爲周室東遷時、王朝近臣祖廟中的器物、一時携帶不及、倉卒埋入地窖中、這是說對了、但不僅是可能、而是肯定如此、周幽王十一年公元前七七一年、犬戎入侵、就跟洪水爆發一樣、把整個西周的京畿毀滅了、周室從此東遷、因此、紛紛窖藏重器、東逃的貴族們始終沒有再回去開窖的機會、而留藏着讓我們來發掘了、這樣的機會將來還會有、科學院考古所就已經又發現了一處在農作物的田地裏、要等到收穫後纔進行發掘

郭氏のいう新しい發現とは、文考日己諸器をいうものであろう。考古一九六三・八に梁星彭・馮孝堂の兩氏によつて報告されているもので、その「陜西長安・扶風出土西周銅器」にいう。

齊家村銅器出在村東斷壕上、是該村群衆發現的、據當事人說、銅器出自離地表深約二米處的灰土內、我們推測它可能是一處窖藏、銅器共計六件

その六件は方彝一・方尊一・觥一・盉一・匜一・盤一で、彝・尊・觥蓋にそれぞれ「乍文考日己寶障宗彝、其子子孫孫、萬年永寶用」の十九字と、銘末に天字形圖象を附している。その器制文樣よりみて、前三者は西周の中期を下らず、後三者は後期に屬すべく、おそらく一家の器であろう。これまたその傳世の器を併せて、非常の際に窖藏したものであること明らかである。齊家村諸器も地表下一・一米の淺いところに、雜亂放置されていたもので、窖藏の狀態がよく似ている。これらの諸器は、おそらく東遷の際に、倉卒の間に窖藏祕應され、諸族大去の後、ついに發掘の機會をえなかつたものであることは、段・郭氏らのいう通りであろう。東遷のときのものであることは、柞鐘の紀年が幽王の曆譜に入ることを明らかにして、はじめて確認しうるものであつて、段・郭氏らのように、器の最も新しいものを夷厲・共和の際とする時代觀に立つては、これを確言しえないはずである。ゆえに今、柞鐘の繫年の上に立つて、これらの窖藏を幽末東遷の際のものと定めるのである。

白鶴美術館誌總目

（五）

第二十八輯（克氏諸器）　昭和四十四年十二月

第二十九輯（夷厲諸器）　昭和四十五年三月

第三十輯（毛公器諸器一）　昭和四十五年六月

第三十一輯（師某諸器二）　昭和四十五年九月

第三十二輯（宣王諸器）　昭和四十五年十二月

第三十三輯（宣幽諸器）　昭和四十六年三月

昭和四十六年三月　初版發行
平成　五　年九月　再版發行

發行所
神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所
京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻　金文通釈3［下］（全七巻九冊）

発行日……二〇〇四年九月一五日　初版第一刷発行

著者……白川　静
発行者……下中直人
発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一　東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集）　〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ　http://www.heibonsha.co.jp/

装幀……山崎　登
印刷……凸版印刷株式会社
製本……株式会社石津製本所
製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40373-5
NDC分類番号812.2　A 5 判(21.6cm)　総ページ468
乱丁・落丁本のお取替えは直接小社読者サービス係までお送りください
（送料は小社で負担いたします）。